

徳島県選挙年鑑

令和6年版

衆議院議員総選挙
市町村選挙

令和6年10月27日執行

徳島県選挙管理委員会

は し が き

この年鑑は、令和 6 年中に行われた各種選挙の経過とその結果を収録したものです。

令和 6 年は、県関係では 10 月 27 日に衆議院議員総選挙が執行され、市町村関係では市町村長選挙が 2 件、町議会議員選挙が 1 件、市議会議員補欠選挙が 1 件執行されました。

幸いにも、総じて特に大きな問題もなく無事に終わることができましたが、これもひとえに、市町村選挙管理委員会をはじめ、明るい選挙の推進に御尽力いただいた明るい選挙推進協議会、各種団体並びに報道機関等関係各位の積極的な御援助、御協力の賜物であり、ここに改めて心より感謝申し上げます。

また、市町村選挙管理委員会の方々には、本書の作成につきましても、多大な御苦勞をおかけいたしました。重ねて御礼申し上げます。

最後に、本書を今後の選挙執行や明るい選挙推進の資料として御活用いただければ幸いです。

令和 7 年 3 月

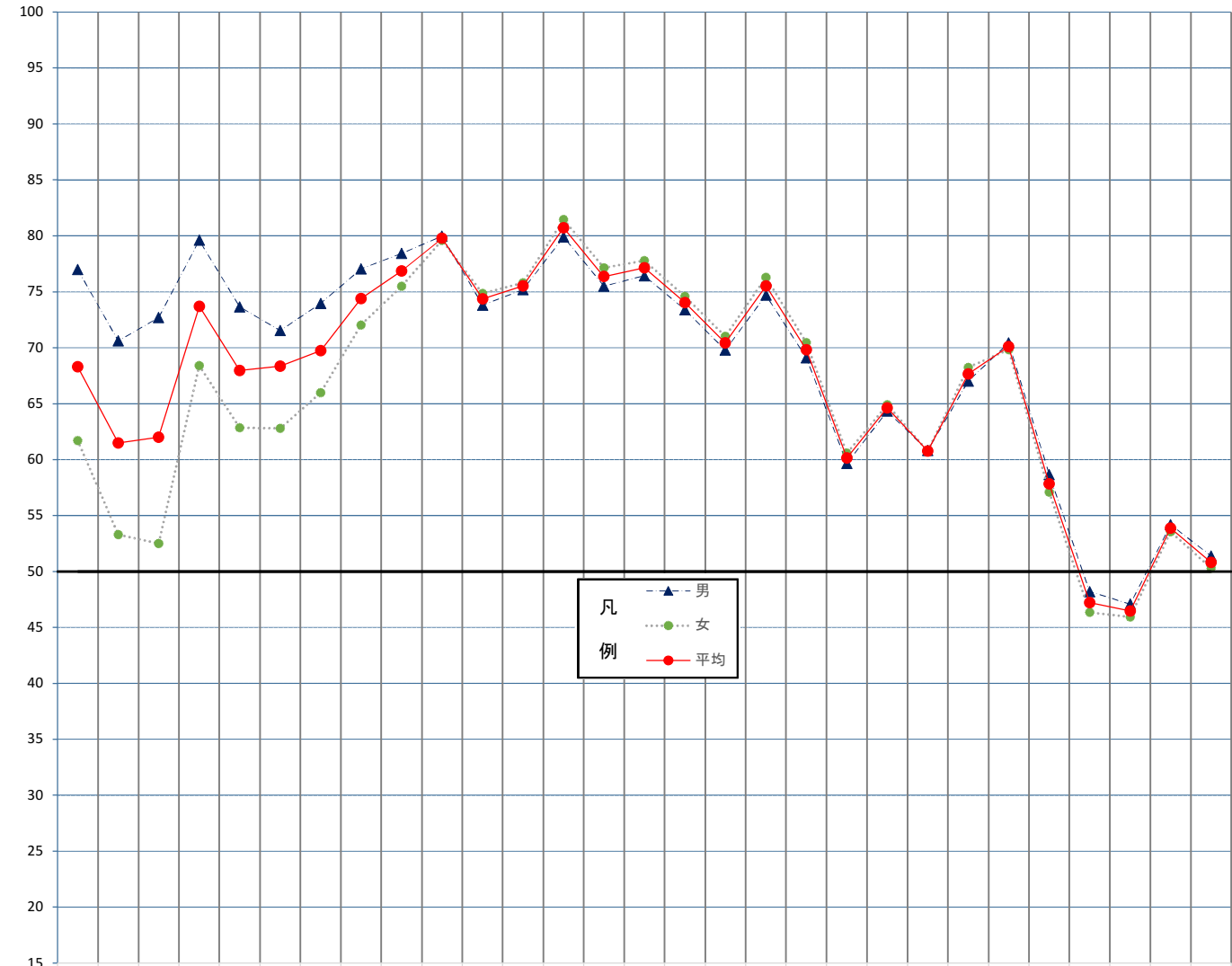
徳島県選挙管理委員会

各種選挙における投票率の推移

1 衆議院議員総選挙(平成8年以降、小選挙区)

(%)

天候は徳島地方気象台の観測による。

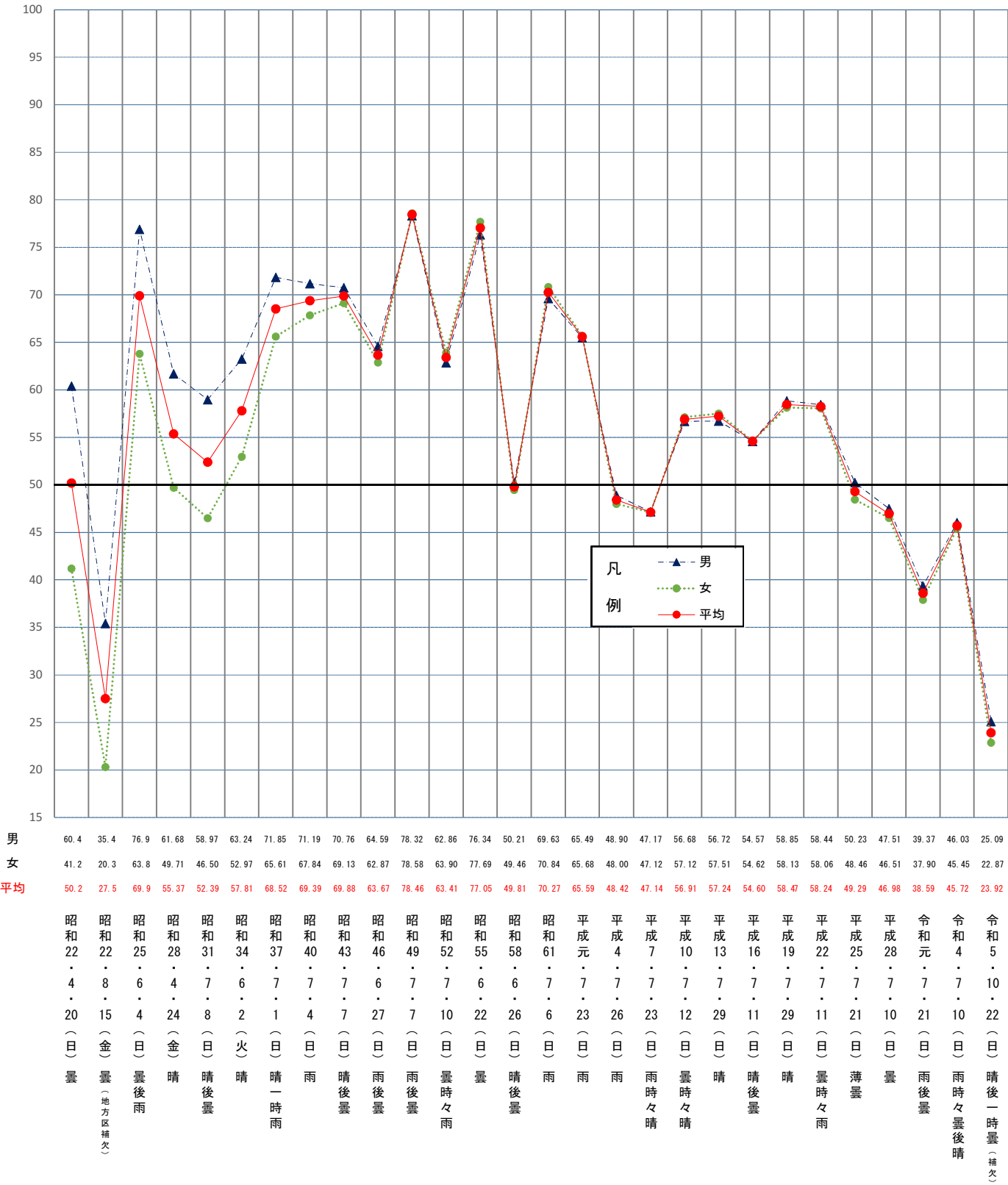


男	77.0	70.6	72.7	79.6	73.65	71.53	73.96	77.05	78.44	79.97	73.81	75.19	79.90	75.51	76.43	73.40	69.78	74.69	69.11	59.66	64.32	60.81	67.01	70.44	58.67	48.20	47.08	54.19	51.38
女	61.7	53.3	52.5	68.4	62.84	62.80	65.98	72.03	75.50	79.61	74.84	75.81	81.46	77.14	77.79	74.58	71.02	76.28	70.45	60.57	64.91	60.75	68.24	69.82	57.09	46.35	45.93	53.56	50.30
平均	68.3	61.5	62.0	73.7	67.95	68.35	69.74	74.39	76.87	79.78	74.36	75.52	80.72	76.37	77.14	74.02	70.44	75.53	69.82	60.14	64.63	60.77	67.66	70.11	57.83	47.22	46.47	53.86	50.81
	昭和 21 ・ 4 ・ 10 (水)	昭和 22 ・ 4 ・ 25 (金)	昭和 24 ・ 1 ・ 23 (日)	昭和 27 ・ 10 ・ 1 (水)	昭和 28 ・ 4 ・ 19 (日)	昭和 30 ・ 2 ・ 27 (日)	昭和 33 ・ 5 ・ 22 (水)	昭和 35 ・ 11 ・ 20 (日)	昭和 38 ・ 11 ・ 21 (日)	昭和 42 ・ 1 ・ 29 (日)	昭和 44 ・ 12 ・ 27 (土)	昭和 47 ・ 12 ・ 10 (日)	昭和 51 ・ 12 ・ 5 (日)	昭和 54 ・ 10 ・ 7 (日)	昭和 55 ・ 6 ・ 22 (日)	昭和 58 ・ 12 ・ 18 (日)	昭和 61 ・ 7 ・ 6 (日)	平成 2 ・ 2 ・ 18 (日)	平成 5 ・ 7 ・ 18 (日)	平成 8 ・ 10 ・ 20 (日)	平成 12 ・ 6 ・ 25 (日)	平成 15 ・ 11 ・ 9 (日)	平成 17 ・ 9 ・ 11 (日)	平成 21 ・ 8 ・ 30 (日)	平成 24 ・ 12 ・ 16 (日)	平成 26 ・ 12 ・ 14 (日)	平成 29 ・ 10 ・ 22 (日)	令和 3 ・ 10 ・ 31 (日)	令和 6 ・ 10 ・ 27 (日)
	曇一時雨	曇	晴	晴	晴後曇	雨	雨	晴一時曇	晴	曇時々晴	曇一時雨	曇後晴	晴後曇	雨後曇	曇	霰後晴	雨	晴後曇	曇時々晴	曇時々晴	曇時々晴	雨後曇時々雨	曇時々雨	晴一時曇	晴時々曇	晴	雨	雨後曇時々晴	曇時々晴一時雨

2 参议院選挙(地方区・選挙区)

(%)

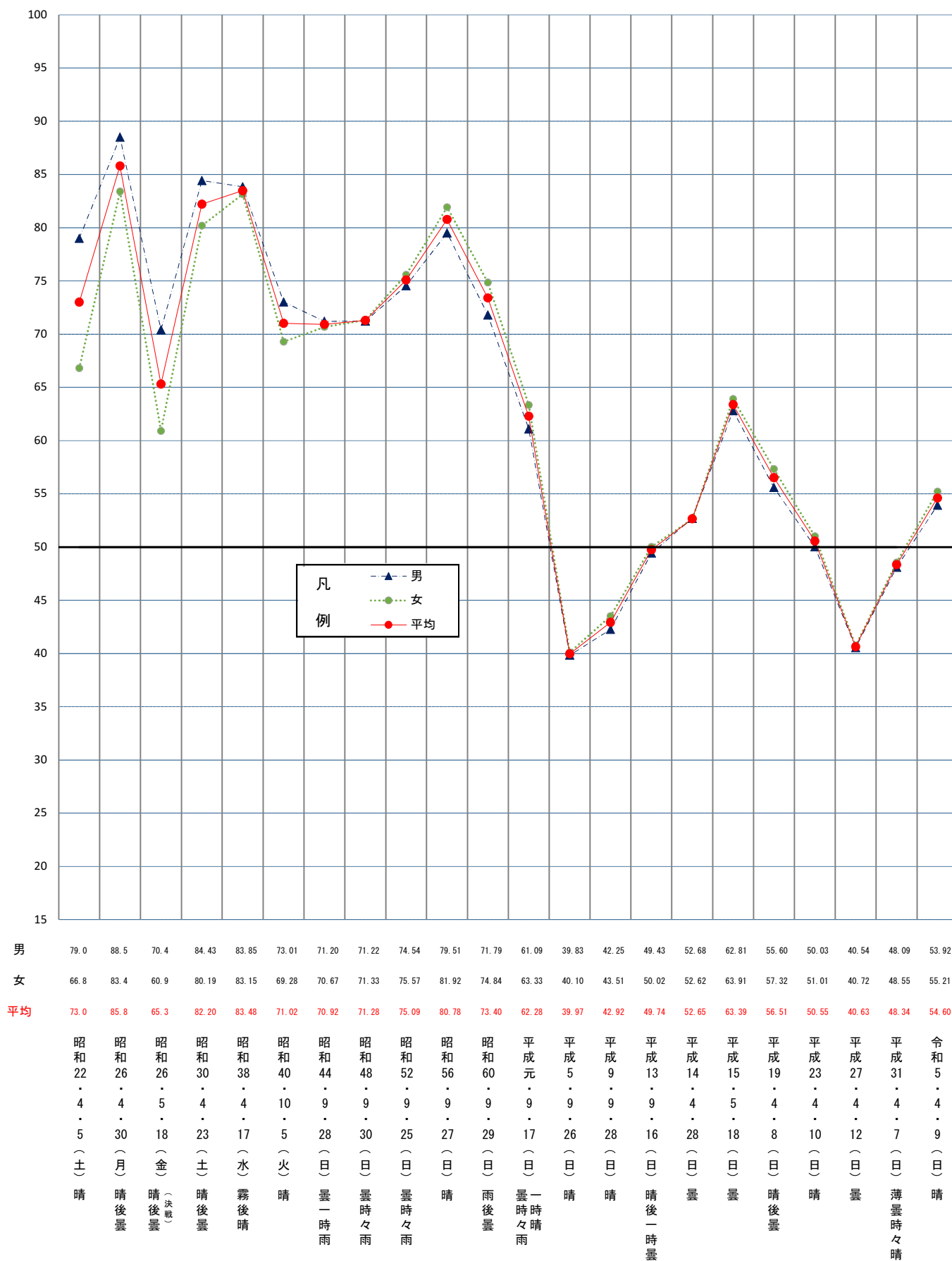
天候は徳島地方気象台の観測による。



3 知事選挙

(%)

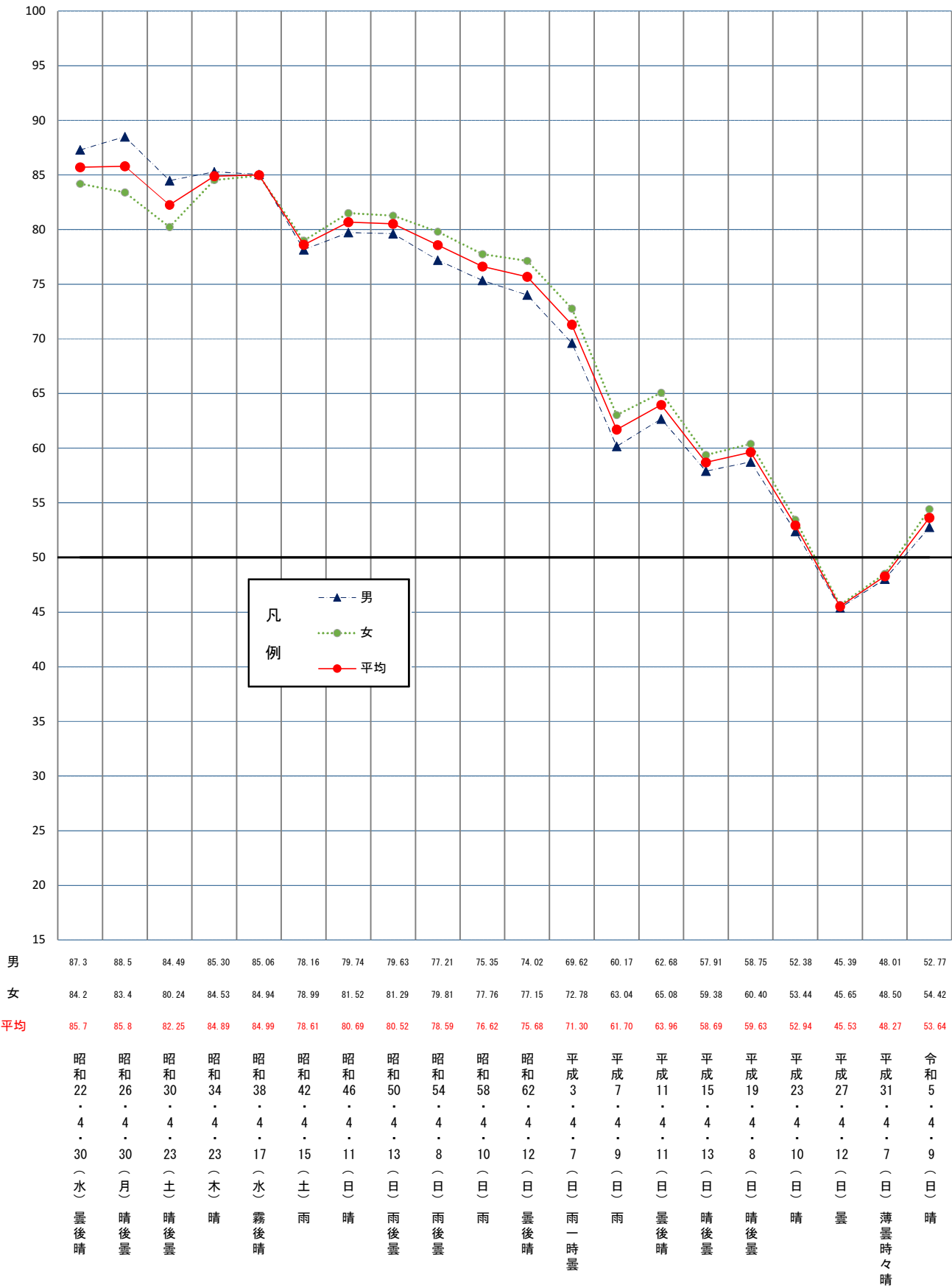
天候は徳島地方気象台の観測による。



4 県議会議員一般選挙

(%)

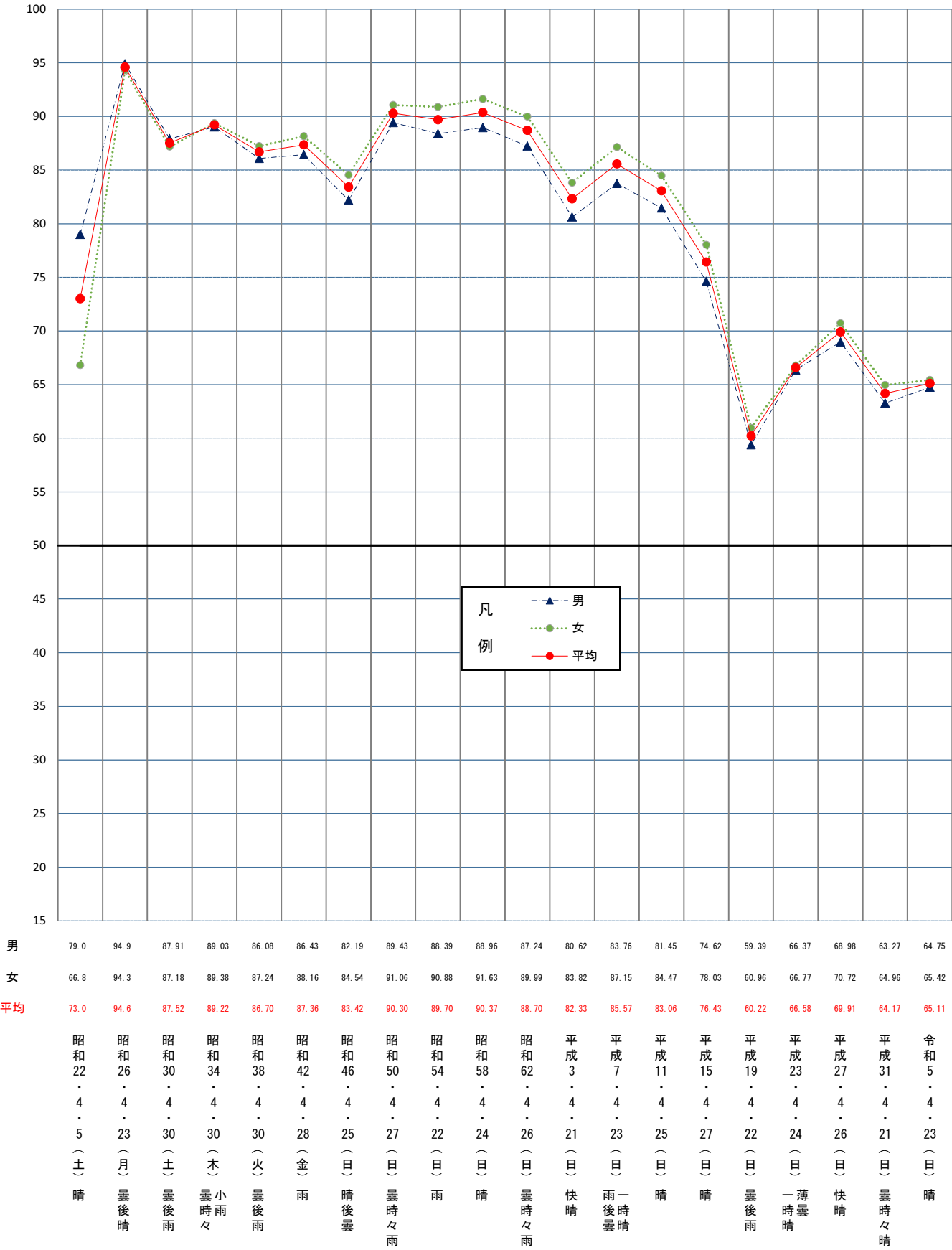
天候は徳島地方気象台の観測による。



5 市町村長選挙(統一地方選挙)

(%)

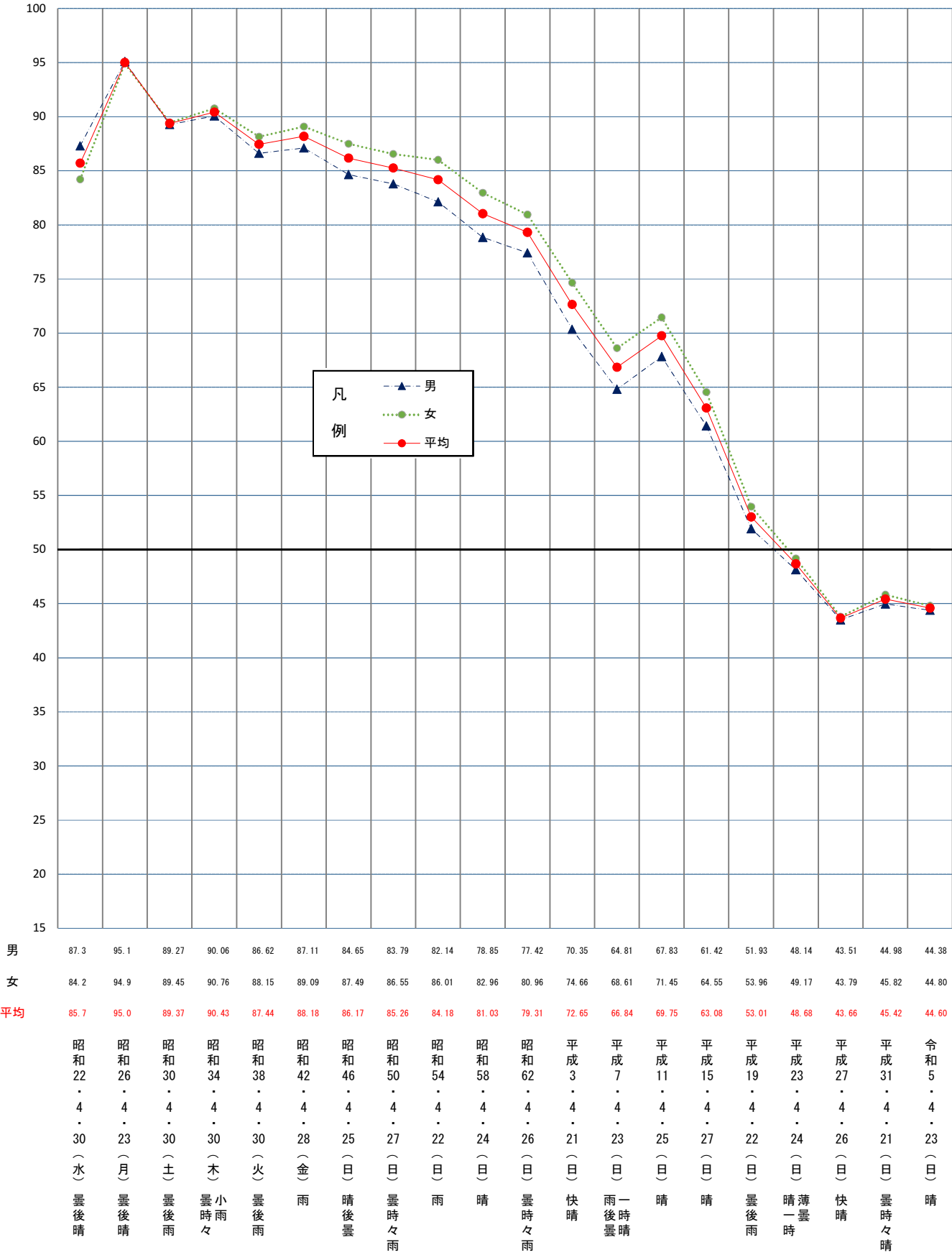
天候は徳島地方気象台の観測による。



6 市町村議会議員一般選挙(統一地方選挙)

(%)

天候は徳島地方気象台の観測による。



目 次

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査

声 明	5
要 望 書	5
委員長談話	6
1 選挙結果・審査結果等	
(1) 選挙人名簿登録者数	8
(2) 徳島県小選挙区選出議員選挙結果	
ア 立候補者一覧	9
イ 選挙事務所・出納責任者一覧	11
ウ 投票結果に関する調	14
エ 開票結果に関する調	15
オ 当選人等に関する調	17
カ 選挙公報	18
(3) 比例代表選出議員選挙結果	
ア 名簿届出政党等一覧	22
イ 投票結果に関する調	37
ウ 開票結果に関する調	38
エ 選挙公報	39
(4) 最高裁判所裁判官国民審査結果	
ア 審査に付された裁判官	43
イ 投票結果に関する調	44
ウ 開票結果に関する調	45
エ 審査公報	46
2 統計資料（「※」を付した項目は最高裁判所裁判官国民審査に関する調査結果を含む。）	
(1) 立候補者（小選挙区）	
ア 候補者の届出に関する調	50
イ 党派別新前元別候補者数に関する調	51
ウ 党派別男女別候補者数に関する調	51
エ 職業別候補者数に関する調	52
オ 年齢段階別候補者数に関する調	52
(2) 当選人（小選挙区）	
ア 党派別新前元別当選人数に関する調	53
イ 党派別男女別当選人数に関する調	53
ウ 職業別当選人数に関する調	54
エ 年齢段階別当選人数に関する調	54
(3) 落選人に関する調（小選挙区）	55
(4) 投・開票	
ア 投票状況に関する調	56
イ 繰上投票区投票状況に関する調	62
ウ 開票状況に関する調	63
エ 党派別得票数に関する調	71
オ 有効投票に関する調 ※	71
カ 無効投票に関する調 ※	72
キ 仮投票に関する調 ※	73
ク 点字投票に関する調 ※	74
ケ 代理投票に関する調 ※	74

コ	期日前投票及び不在者投票に関する調	75
サ	不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調	75
シ	船員の不在者投票に関する調	76
ス	南極地域調査組織に属する選挙人の不在者投票に関する調	77
セ	特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票に関する調	77
ソ	在外投票における投票用紙等の請求件数等に関する調	78
タ	不在者投票の受理、不受理に関する調 ※	79
チ	在外投票の受理、不受理に関する調	80
ツ	不在者投票管理者別不在者投票に関する調	80
テ	不在者投票記載場所数に関する調	81
ト	不在者投票の終了時刻に関する調	81
ナ	指定投票区等に関する調	81
ニ	期日前投票所の開閉時刻等に関する調	82
ヌ	投票所に使用した施設に関する調	83
ネ	開閉時刻を変更した投票所	84
ノ	開票所に使用した施設に関する調	90
ハ	各立会人に関する調	91
ヒ	投票管理者に関する調	92
フ	投票所事務従事者に関する調	92
ヘ	開票管理者に関する調	92
ホ	開票所事務従事者に関する調	92
マ	選挙長及び選挙会事務従事者に関する調	93
ミ	投票記載所等の氏名等の掲示に関する調	94
ム	投票区数及びポスター掲示場数に関する調	
a	投票区の有権者数及び面積による区分	95
b	市町村別	96
(5) 選挙運動		
ア	個人演説会の施設数及びその使用度数に関する調	
a	施設数	97
b	施設使用度数	97
イ	選挙公報に関する調	98
ウ	新聞広告に関する調	
a	候補者分	98
b	候補者届出政党分	98
エ	政見放送に関する調	99
オ	選挙運動用自動車の使用の公営に関する調	100
カ	選挙運動用通常葉書の作成の公営に関する調	100
キ	選挙運動用ビラの作成の公営に関する調	100
ク	選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営に関する調	100
ケ	選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営に関する調	101
コ	選挙運動用ポスターの作成の公営に関する調	101
サ	個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に関する調	101
シ	入場券発行状況に関する調	102
ス	選挙運動費用	
a	法定選挙運動費用額	103
b	選挙運動に関する収入及び支出に関する調	104
セ	政党その他の政治団体の選挙運動に関する調	105

3 管理執行等	
(1) 管理執行について（令和6.10.10徳選管144）	108
(2) 執行日程	
ア 執行日程表	132
イ 行事・作業予定表	144
ウ 各種会議等一覧表	145
エ 諸印刷物交付日程	146
オ 投票用紙交付日程	147
カ 選挙公報等の印刷行程・配付日程等	149
キ 政見放送・経歴放送日程	153
(3) 管理執行体制	
ア 選挙長及び選挙分会長・同職務代理者	
a 徳島県小選挙区選出議員選挙	155
b 比例代表選出議員選挙	155
イ 審査分会長・同職務代理者	155
ウ 候補者届出受付会場等配置図	156
エ 投・開票速報管理室内配置図	157
(4) 参考資料	
ア 立候補の手引	
a 選挙執行の日程	158
b 立候補及び各種届出	160
c 選挙運動	181
d 選挙公報	203
e 政見放送・経歴放送	219
f 選挙公営	229
g 選挙運動費用	239
h 当選及び供託物	249
イ 指定施設等における不在者投票の手続要領	251
ウ 投・開票速報に関するとりきめ	292
エ 投・開票速報実施要領	295
オ 投・開票予定時刻等に関する調	316
カ 第50回衆議院議員総選挙における臨時啓発事業実施計画	319

市町村選挙

1 首長選挙	
(1) 立候補者・当選人に関する調	323
(2) 投票結果に関する調	323
2 議会議員一般選挙	
(1) 選挙結果に関する調	324
(2) 投票結果に関する調	324
3 議会議員補欠選挙	
(1) 選挙結果に関する調	325
(2) 投票結果に関する調	325

選挙表彰一覧	327
--------	-----

戦後の記録

1 各種の選挙の投票率一覧表

(1) 衆議院議員総選挙（中選挙区・小選挙区）	333
(2) 参議院議員選挙（地方区・選挙区）	335
(3) 知事選挙	336
(4) 県議会議員選挙	337

2 各種選挙立候補者一覧表

(1) 衆議院議員総選挙（中選挙区・小選挙区）	339
(2) 参議院議員選挙（地方区・選挙区）	352
(3) 知事選挙	356

参 考

1 任期満了日等一覧表	361
2 選挙人名簿登録者数（定時登録時分）	362

※ この選挙年鑑のデータ版（PDF）は、次のウェブページに掲載しています。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/senkyo/7239370/>

令和6年10月27日執行

第50回衆議院議員総選挙及び
第26回最高裁判所裁判官国民審査



啓発用品



啓発活動 (ポカリスエットスタジアム)



啓発活動 (イオンモール徳島)



広報車出発式



立候補届出受付リハーサル



投開票日当日



選挙会



当選証書付与式

声 明

第五十回衆議院議員総選挙が目前に迫っています。

この選挙は、今後の国政を託す私たち国民の代表を選ぶ非常に重要な選挙です。健全な議会制民主政治の発展のためにも、明るくきれいな選挙にしなければなりません。

本日、私たちは、選挙をきれいにする国民運動徳島県推進本部会議を開き、今回の選挙が、有権者の総参加のもとで明るくきれいに行われるよう、緊密な連携の下にそれぞれの立場で全力を挙げて取り組むことを確認しました。

ここに私たちの決意を表明し、次のことを強く訴えます。

一 有権者の皆さんには、国政における国会の果たす役割について、認識を深め、これまで培われてきた政治に対する見識と高い選挙倫理をもって、積極的に投票に参加されるとともに、候補者の政策、人柄、識見等を吟味の上、情実等にとらわれることなく、自由な意思で一票を行使されるよう望みます。

一 候補者や政党関係者、その他選挙運動に携わる皆さんには、政策や主張を有権者に正しく、かつ、分かりやすく訴えるとともに、公職選挙法に定まるルールを遵守し、買収供応その他の一切の選挙違反を生ずることなく、真に明るくきれいな選挙の実現のため、良識ある行動をされることを切望します。

令和六年十月九日

選挙をきれいにする国民運動徳島県推進本部

本部長	徳島県選挙管理委員会委員長	中田 丑五郎
本部長	徳島新聞社統合編集グループ政経部長	笠井 由紀
本部長	日本放送協会徳島放送局コンテンツセンター長	武市 信宏
	四国放送株式会社取締役報道制作局長	武知 浩史
	徳島県明るい選挙推進協議会連合会長	阿部 頼孝
	徳島市明るい選挙推進協議会会長代行	岩田 妙子
	徳島県地方検察庁検事正	村中 孝一
	徳島県警察本部長	堺 瑞崇
	徳島県教育委員会教育長	中川 斉史
	徳島県市町村選挙管理委員会連合会長	藤野 稔寛



要 望 書

この白バラには、明るくきれいな選挙のシンボルとして有権者の願いが込められています。

今回の選挙が明るくきれいに行われることを私たちは心から願っています。

立候補者の皆さんには、選挙運動期間中、率先して、この白バラのようにきれいな選挙をされますよう要望します。

令和六年十月

徳島県明るい選挙推進協議会連合会

会 長 阿部 頼 孝

委員長談話

本日、第五十回衆議院議員総選挙の期日及び第二十六回最高裁判所裁判官国民審査の期日が十月二十七日と公示及び告示されました。

衆議院議員総選挙は、国権の最高機関である国会における国民の代表者を選出する選挙であり、今後の我が国の政治、国民生活の方向性等を決する極めて重要な意義を有するものであります。また、最高裁判所裁判官国民審査は、国民が最高裁判所裁判官の任命について審査する、憲法で決められた重要な制度です。

有権者の皆様におかれましては、選挙が民主主義の根幹をなすものであることを改めて認識され、十二日間の選挙運動期間を通じて政党及び候補者の政策等を十分見極められ、主権者たる国民の一票を行使されますことを切望いたします。

また、政党及び候補者並びに選挙運動に携わる方々におかれましては、選挙の各般のルールを遵守され、真に明るくきれいな選挙の実現に率先して取り組まれますことを強く要望します。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会

委員長 中田 丑五郎

委員長談話

本日は、第五十回衆議院議員総選挙及び第二十六回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

今回の選挙は、私たち国民が主権者としての意思を国政に反映させる貴重な機会であり、私たちの暮らしや今後の国政のあり方を方向づける上で極めて大切な意義を有するものです。

有権者の皆様におかれましては、どうか、皆さんの一票がこれからの日本の礎を築いていくことを今一度認識され、棄権することなく大切な一票を投じられることを強く期待いたします。

また、近年の選挙では、投票率の低下が懸念されています。とりわけ、次世代の担い手となる若年層の皆様におかれましては、今回の選挙の意義を十分に認識され、積極的に投票に参加されますようお願いいたします。

令和六年十月二十七日

徳島県選挙管理委員会

委員長 中田 丑五郎

1 選挙結果・審査結果等

1 選挙結果・審査結果等

(1) 選挙人名簿登録者数

(令和6年10月14日現在)

区分 市町村名			男	女	計	区分 市町村名			男	女	計
第一区	徳島市		97,438	110,224	207,662	第二区	鳴門市		22,040	24,428	46,468
	小松島市		14,841	15,788	30,629		吉野川市		15,450	17,371	32,821
	阿南市		28,279	30,192	58,471		阿波市		14,336	15,488	29,824
	勝浦町	勝浦町	1,975	2,128	4,103		美馬市		10,916	11,957	22,873
		上勝町	569	655	1,224		三好市		9,433	10,522	19,955
	名東郡	郡計	2,544	2,783	5,327		板野郡	板松茂町	6,063	6,139	12,202
		佐那河内村	914	990	1,904			北島町	9,324	10,031	19,355
	名西郡	郡計	914	990	1,904			藍住町	13,790	15,165	28,955
		石井町	9,822	11,052	20,874			板野町	5,268	5,729	10,997
	那賀郡	神山町	1,978	2,199	4,177			上板町	4,612	5,014	9,626
		郡計	11,800	13,251	25,051			野郡計	39,057	42,078	81,135
	海部郡	那賀町	3,039	3,398	6,437		美馬郡	つるぎ町	3,147	3,631	6,778
		郡計	3,039	3,398	6,437			郡計	3,147	3,631	6,778
	海部郡	牟岐町	1,498	1,693	3,191		三好郡	東みよし町	5,447	5,917	11,364
		美波町	2,439	2,761	5,200			郡計	5,447	5,917	11,364
		海陽町	3,481	3,829	7,310	選挙区計			119,826	131,392	251,218
郡計		7,418	8,283	15,701	県計			286,099	316,301	602,400	
選挙区計			166,273	184,909	351,182						

(2) 徳島県小選挙区選出議員選挙結果 ア 立候補者一覧

(徳島県第1区)

受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	ふりがな 通 称	本籍	住 所	年 齢	届出政党	職 業	ウェブサイト等のアドレス (上段: 政党 下段: 候補者)	重 複 立候補
1	政党	にき ひろふみ 仁木 博文		徳島県	徳島県阿南市	58歳	自由民主党	選挙区支部長	https://www.jimin.jp/ https://nikihirobumi.jp/	重 複
2	政党	たかはし えい 高橋 永	たかはし 高橋 えい	東京都	徳島県徳島市	49歳	立憲民主党	立憲民主党 徳島県第1区 総支部長	https://cdp-japan.jp/ https://eitakahashi1975.jp/	重 複
3	本人	さとう ゆきとし 佐藤 行俊		徳島県	徳島県名西郡石井町	76歳	(無所属)	無職		
4	政党	くぼ たかゆき 久保 孝之	くぼ 久保 たかゆき	徳島県	徳島県阿南市	61歳	日本共産党	日本共産党 徳島地区委員長	https://www.jcp.or.jp/ https://www.facebook.com/jcp.tokushima	
5	政党	よしだ ともよ 吉田 知代	よしだ 吉田 とも代	兵庫県	兵庫県明石市	49歳	日本維新の会	政治団体役員 (日本維新の会 衆議院徳島県 第1選挙区支部長)	https://o-ishin.jp/ https://yoshidatomoyo.com/	重 複

※年齢は選挙期日現在の満年齢

(徳島県第2区)

受理 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	ふりがな 通 称	本籍	住 所	年 齢	届出政党	職 業	ウェブサイト等のアドレス (上段:政党 下段:候補者)	重 複 立候補
1	本人	い い ず み か も ん 飯泉 嘉門	い い ず み 飯泉 かもん	大阪府	徳島県板野郡松茂町	64歳	(無所属)	無職	https://e-comeon.jp	
2	政党	や ま ぐ ち し ゅ ん い ち 山口 俊一		徳島県	徳島県三好市	74歳	自由民主党	選挙区支部長	https://www.jimin.jp/ https://www.yamashun.jp	
3	政党	は ま き ょ う せ い 濱 共生	き ょ う せ い は ま 共生	徳島県	徳島県徳島市	43歳	日本共産党	日本共産党 徳島地区 常任委員	https://www.jcp.or.jp https://www.facebook.com/profile.php?id=100091060389483	
4	政党	ほ う り さ と し 祝 聡		香川県	香川県高松市	55歳	日本維新の会	自営業	https://o-ishin.jp/ 無	重 複

※年齢は選挙期日現在の満年齢

イ 選挙事務所・出納責任者一覧

(徳島県第1区)

ふりがな 候補者氏名	選挙事務所		出納責任者	
	所在地	電話番号	氏名	住所
にき 仁木 ひろふみ 博文	徳島市南末広町4-88-1	088-624-9350	岩田 元宏	徳島市
たかはし 高橋 えい	徳島市北田宮1丁目228	088-679-1100	稲村 宥人	神奈川県横浜市
きとう 佐藤 ゆきとし 行俊			佐藤 行俊	名西郡石井町
くぼ 久保 たかゆき	徳島市八万町中津浦3-1	088-602-0633	広永 清子	徳島市
よしだ 吉田 とも代 よ	徳島市住吉2丁目1-10	088-635-1718	樋川 勲	東京都荒川区

(徳島県第2区)

ふりがな 候補者氏名	選 挙 事 務 所		出 納 責 任 者	
	所 在 地	電 話 番 号	氏 名	住 所
いづみ 飯泉 かもん	板野郡松茂町長岸271番地	088-678-8384	山口 泰輝	板野郡北島町
やまぐち 山口 俊一 しゅんいち	板野郡松茂町笹木野字八北開拓 247番地1	088-624-8451	川崎 正文	鳴門市
きょうせい はま 共生	阿波市吉野町柿原字北二条124-6	088-696-3811	手塚 弘司	板野郡上板町
ほうり 祝 聡 さとし	鳴門市撫養町小桑島字前組140 プレジール鳴門103号	070-9136-6871	祝 聡	香川県高松市

令和6年10月27日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
候補者届出政党選挙事務所一覧

政党名	徳島県第1区		徳島県第2区	
	所在地	電話番号	所在地	電話番号
自由民主党	徳島市南末広町4-88-1	088-624-9350	三好市池田町サラダ1767番地4	0883-72-5300
日本維新の会	徳島市幸町3-48	080-4426-9591		
日本共産党	徳島市八万町中津浦3-1	088-602-0633	阿波市吉野町柿原字北二条124-6	088-696-3811
立憲民主党	徳島市北田宮1丁目228	088-679-1100		

※ 順序は50音順

ウ 投票結果に関する調

市町村名	当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)			前回投票率(%)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,226	110,156	207,382	46,887	51,804	98,691	50,339	58,352	108,691	48.22	47.03	47.59	52.41
小松島市	14,798	15,758	30,556	7,398	7,762	15,150	7,410	7,996	15,406	49.93	49.26	49.58	57.74
阿南市	28,224	30,165	58,389	14,985	16,143	31,128	13,239	14,022	27,261	53.09	53.52	53.31	60.55
勝浦町	1,971	2,125	4,096	1,163	1,260	2,423	808	865	1,673	59.01	59.29	59.16	64.41
上勝町	570	655	1,225	395	406	801	175	249	424	69.30	61.98	65.39	70.20
佐那河内村	912	989	1,901	630	650	1,280	282	339	621	69.08	65.72	67.33	69.16
石井町	9,798	11,037	20,835	5,076	5,447	10,523	4,722	5,590	10,312	51.81	49.35	50.51	59.20
神山町	1,977	2,193	4,170	1,161	1,174	2,335	816	1,019	1,835	58.73	53.53	56.00	63.35
那賀町	3,035	3,393	6,428	1,879	2,046	3,925	1,156	1,347	2,503	61.91	60.30	61.06	64.23
牟岐町	1,493	1,691	3,184	885	1,030	1,915	608	661	1,269	59.28	60.91	60.14	66.93
美波町	2,437	2,757	5,194	1,434	1,632	3,066	1,003	1,125	2,128	58.84	59.19	59.03	65.61
海陽町	3,474	3,827	7,301	1,984	2,330	4,314	1,490	1,497	2,987	57.11	60.88	59.09	64.75
〔第1区選挙区計〕	165,915	184,746	350,661	83,867	91,694	175,551	82,048	93,062	175,110	50.55	49.63	50.06	55.93
鳴門市	22,005	24,403	46,408	10,938	12,032	22,970	11,067	12,371	23,438	49.71	49.31	49.50	47.58
吉野川市	15,404	17,346	32,750	8,106	8,894	17,000	7,298	8,452	15,750	52.62	51.27	51.91	52.46
阿波市	14,308	15,466	29,774	7,282	7,606	14,888	7,026	7,860	14,886	50.89	49.18	50.00	47.09
美馬市	10,887	11,944	22,831	6,113	6,517	12,630	4,774	5,427	10,201	56.15	54.56	55.32	54.89
三好市	9,420	10,509	19,929	5,817	6,353	12,170	3,603	4,156	7,759	61.75	60.45	61.07	58.95
松茂町	6,028	6,120	12,148	3,002	3,006	6,008	3,026	3,114	6,140	49.80	49.12	49.46	47.89
北島町	9,299	10,007	19,306	4,740	4,927	9,667	4,559	5,080	9,639	50.97	49.24	50.07	51.26
藍住町	13,767	15,154	28,921	6,670	7,128	13,798	7,097	8,026	15,123	48.45	47.04	47.71	48.14
板野町	5,259	5,726	10,985	2,602	2,780	5,382	2,657	2,946	5,603	49.48	48.55	48.99	48.87
上板町	4,611	5,007	9,618	2,287	2,377	4,664	2,324	2,630	4,954	49.60	47.47	48.49	47.08
つるぎ町	3,147	3,632	6,779	2,022	2,223	4,245	1,125	1,409	2,534	64.25	61.21	62.62	61.61
東みよし町	5,440	5,908	11,348	3,230	3,403	6,633	2,210	2,505	4,715	59.38	57.60	58.45	56.58
〔第2区選挙区計〕	119,575	131,222	250,797	62,809	67,246	130,055	56,766	63,976	120,742	52.53	51.25	51.86	50.99
〔県計〕	285,490	315,968	601,458	146,676	158,930	305,606	138,814	157,038	295,852	51.38	50.30	50.81	53.86

工 開票結果に関する調

第1区選挙区

区分	1 仁木 博文 (自由民主党)	2 高橋 えい (立憲民主党)	3 佐藤 行俊	4 久保 たかゆき (日本共産党)	5 吉田 とも代 (日本維新の会)	得票総数 A	按分で切り捨 てた票数 B	有効投票数 (A+B) C	無効 投票数 D	投票総数 (C+D) E	不受理持帰 り等 F	投票者数 (E+F) G
徳島市	43,042	33,662	1,420	5,476	12,650	96,250	0	96,250	2,440	98,690	1	98,691
小松島市	7,688	4,537	219	649	1,661	14,754	0	14,754	395	15,149	1	15,150
阿南市	17,967	7,942	378	1,196	3,018	30,501	0	30,501	627	31,128	0	31,128
勝浦町	1,371	673	11	97	177	2,329	0	2,329	94	2,423	0	2,423
上勝町	456	231	3	22	77	789	0	789	12	801	0	801
佐那河内村	708	370	9	45	108	1,240	0	1,240	40	1,280	0	1,280
石井町	4,960	3,418	144	441	1,298	10,261	0	10,261	262	10,523	0	10,523
神山町	1,361	626	21	70	189	2,267	0	2,267	68	2,335	0	2,335
那賀町	2,462	969	27	125	260	3,843	0	3,843	82	3,925	0	3,925
牟岐町	1,051	544	19	88	177	1,879	0	1,879	36	1,915	0	1,915
美波町	1,723	882	34	94	255	2,988	0	2,988	78	3,066	0	3,066
海陽町	2,597	985	33	151	400	4,166	0	4,166	148	4,314	0	4,314
第1区選挙区計	85,386	54,839	2,318	8,454	20,270	171,267	0	171,267	4,282	175,549	2	175,551
惜敗率(%)		64.224			23.739							

(注)惜敗率は、第1区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

(参考)

法定得票数 = $171267 \div 6 = 28544.5$
 供託物没収点 = $171267 \div 10 = 17126.7$

第2区選挙区

区分	1 鯉泉 かもん	2 山口 俊一 (自由民主党)	3 はま 共生 (日本共産党)	4 祝 聡 (日本維新の会)	得票総数 A	按分で切り捨 てた票数 B	有効投票数 (A+B) C	無効 投票数 D	投票総数 (C+D) E	不受理持帰 り等 F	投票者数 (E+F) G
鳴門市	10,422	8,199	1,543	2,290	22,454	0	22,454	516	22,970	0	22,970
吉野川市	6,643	7,032	1,273	1,589	16,537	0	16,537	462	16,999	1	17,000
阿波市	5,975	6,497	945	1,151	14,568	0	14,568	320	14,888	0	14,888
美馬市	4,794	6,426	498	685	12,403	0	12,403	227	12,630	0	12,630
三好市	4,072	7,016	441	472	12,001	0	12,001	169	12,170	0	12,170
松茂町	2,555	2,324	364	618	5,861	0	5,861	147	6,008	0	6,008
北島町	4,281	3,308	728	1,151	9,468	0	9,468	198	9,666	1	9,667
藍住町	6,042	4,726	1,114	1,618	13,500	0	13,500	298	13,798	0	13,798
板野町	2,037	2,175	496	547	5,255	0	5,255	127	5,382	0	5,382
上板町	2,023	1,782	349	414	4,568	0	4,568	95	4,663	1	4,664
つるぎ町	980	2,737	172	255	4,144	0	4,144	101	4,245	0	4,245
東みよし町	2,327	3,608	275	332	6,542	0	6,542	91	6,633	0	6,633
第2区選挙区計	52,151	55,830	8,198	11,122	127,301	0	127,301	2,751	130,052	3	130,055
惜敗率(%)				19.921							

(注)惜敗率は、第2区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

(参考)

法定得票数 = $127301 \div 6 = 21216.833$

供託物没収点 = $127301 \div 10 = 12730.1$

オ 当選人等に関する調

徳島県第1区

得票 順位	候補者氏名	年齢	職業	候補者 届出政党	得票総数	当落 の別	法定得票数 獲得の有無	供託物の 没収関係	当 選 人 告示月日	当選証書 付与月日
1	仁木 博文	58	選挙区支部長	自由民主党	85,386	当	有	返 還	10.29	10.29
2	高橋 永	49	立憲民主党徳島県 第1区総支部長	立憲民主党	54,839	落	有	返 還		
3	吉田 知代	49	政治団体役員（日本維 新の会衆議院徳島県 第1選挙区支部長）	日本維新の会	20,270	落	有	返 還		
4	久保 孝之	61	日本共産党 徳島地区委員長	日本共産党	8,454	落	無	没 収		
5	佐藤 行俊	76	無職		2,318	落	無	没 収		

（法定得票数 28,544.500 供託物没収点 17,126.700）

徳島県第2区

得票 順位	候補者氏名	年齢	職業	候補者 届出政党	得票総数	当落 の別	法定得票数 獲得の有無	供託物の 没収関係	当 選 人 告示月日	当選証書 付与月日
1	山口 俊一	74	選挙区支部長	自由民主党	55,830	当	有	返 還	10.29	10.29
2	飯泉 嘉門	64	無職		52,151	落	有	返 還		
3	祝 聡	55	自営業	日本維新の会	11,122	落	無	没 収		
4	濱 共生	43	日本共産党 徳島地区常任委員	日本共産党	8,198	落	無	没 収		

（法定得票数 21,216.833 供託物没収点 12,730.100）

日本維新の会

古い政治を壊し、新しい政治を創る。

3年間の実績を糧に 40代 阿波女 みんなの声を国政へ

阿波の歴史、伝統文化を重んじて着物の「帷を正して」政治に真っ向から向き合う覚悟です。

エリートでもない、サラブレッドでもない、国政で戦うシングルマザーであり徳島唯一の女性国会議員である私は誰一人取り残されない社会の実現を目指します。

1975年(昭和50年)2月23日生まれ。兵庫県神戸市垂水区で生まれ育つ。吉田家は祖父の代まで徳島市在住。松蔭女子中学・高校(神戸市)卒業。1995年、神戸松蔭女子学院短期大学卒業。トヨタグループ輸送機器メーカー、損害保険会社に勤務。2016年4月、徳島市議会(現在の丹波篠山市)議員選挙に初当選。2020年4月、丹波篠山市議会議員選挙に2期目当選。2021年10月、第49回衆議院議員選挙に徳島1区で出馬、初当選。党元厚生労働部会長。日本維新の会 日経友好議員連盟幹事長。徳島県宅地建物取引業協会顧問、徳島県行政書士政治連盟 推薦。

「身を切る改革」とクリーンな政治の実現

社会保障制度の抜本改革と可処分所得を倍増させる成長戦略

子どもたち、そして日本の未来のための次世代への重点投資

徳島の個性ある地域づくり 地方創生・観光振興

激甚化・頻発化する自然災害に向けた防災・減災対策

私たちも応援しています!

日本維新の会 共同代表
吉村洋文

日本維新の会 代表
馬場伸幸

比例は維新へ!

どうせ変わらない、を変えていく!

1 「裏金まみれの汚い政治」から
「クリーンな政治」に変えていく

2 「他人任せの政治」から
「私たちが責任をもって決める社会」に
変えていく

3 「格差が広がった経済政策」から
「所得が増える経済」に変えていく

7つの、どうせ
変わらない、を
変えていく!



比例は立憲民主党へ

4 「食料やエネルギーの海外依存」から
「持続可能な日本の農林水産業」に
変えていく

5 「口先だけの多様性社会」から
「差別を自覚し、なくしていく社会」に
変えていく

6 「過疎地域を切り捨てる災害対応」から
「一人ひとりを大切にする防災大国」に
変えていく

7 「教育をないがしろにする国」から
「教育予算を優先する国」に
変えていく

高橋えい
プロフィール



サラリーマンとして共働きで子育てをしてきた一児の父親。徳島に移り住み、徳島大学で政治学や日本国憲法、公共政策を学び、政治を志すことを決意。家族は妻と娘1人。休日に娘とアニメを見るのが楽しみ。自民党の政治と金の問題に取り組み、「クリーン三木」と呼ばれた三木武夫元首相は祖父。徳島県から参議院議員を務めた高橋紀世子は母。

1975 高橋紀世子の次男として生まれる
1994 青山学院高等部卒業
2000 神戸大学卒業
2000 広告会社・博報堂に入社
約22年間営業として勤務
2022 徳島大学科目等履修生



立憲民主党公認

高橋えい

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報
(徳島県第一区)

徳島県選挙管理委員会

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです

(投票所によっては投票時間の異なるところがありますので御注意ください)

徳島県選挙管理委員会



○小選挙区選挙は
投票用紙に候補者名を!

○比例代表選挙は
投票用紙に政党名を!

○投票日当日、仕事や旅行などのために
投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

○子どもと一緒に選挙に行こう!
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して
投票所に入場できます。

令和六年
十月二十七日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報
(徳島県第一区)

徳島県選挙管理委員会



久保たかゆき

日本共産党

石破派も裏金疑惑が明るみに。「裏金まみれ、庶民に冷たい政治はもうつくさん」——あなたのそのつやきを国会へ届けたい。ゆきつづいた自民党政治を変えて新しい政治を一緒につくりましょう。

日本共産党は、自民党の組織的犯罪「裏金政治」をあばき、企業・団体献金禁止を身をもって実行してきました。庶民の暮らし応援の経済政策をきかぎ、大軍拡にノーを貫き、外交で平和をつくる道を提唱しています。

アメリカ言いなり、大企業優遇の自民党政治を何とか変える党だから、国民の立場でブレずに頑張れます。日本共産党は、政治に信頼をとりもどす確かな力です。私、久保たかゆきと日本共産党に、ご支援を心よりお願いします。

希望の政治へ、ブレない。
久保たかゆきの重点政策

裏金

疑惑の徹底説明
企業・団体献金禁止
石破派の裏金疑惑を含め全容解明を
「パーティ券含む企業団体献金禁止」
政党助成金の廃止

人権

ジェンダー平等社会へ
子どもの権利の尊重を
選択的天婦別姓の実現
痴漢をはじめ性暴力の根絶
意思決定の場に女性を増やす
子どもへの性加害を許さない

農業

食と農の再生を
所得補償、価格保障の充実
食料自給率を50%に
地産地消の推進

気候

再生エネ・省エネの普及を
原発ゼロを求め
再エネ、省エネでCO2の排出を削減
2030年までに石炭火電を廃止
伊方原発の廃炉を
伊方原発の廃炉を

防災

能登復興・復興
地震対策の抜本的強化
能登の被災者支援の抜本的強化
木造住宅の耐震化へ補助増額
女性の視点で避難所の環境改善、物資備蓄

生活

消費税減税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

安保

大軍拡反対つらぬく
9条生かして平和外交
東アジア平和提言を提唱
ASEANと協力を、話し合いで紛争解決
核兵器禁止条約の批准を

金融

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

環境

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

教育

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

医療

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

福祉

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

労働

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

国際

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

文化

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

スポーツ

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

科学

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

芸術

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

宗教

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

その他

消費増税 暮らし充実
消費税をゼロ。ただちにインボイスの中止
教育費の負担軽減、医療福祉の充実
大企業への内部留保課税で中小企業支援の強化

希望ある未来ひらく

日本共産党

と「政党内」でお書きください
名前を書く
無効です

私たちのめざす社会——自由な時間がキーワード

資本主義社会は儲け(利潤)のために長時間労働、低賃金が押しつけられます。マルクス・エンゲルスがめざした未来社会は、利潤追求のための

搾取を廃止し、「自由な時間」を増やし、「人間の自由で全面的発展」が保障される社会です。旧ソ連や中国は、この基本原理のない別物の社会です。

地元徳島の明日をもっと力強く!

衆議院議員候補

自由民主党徳島県
第一選挙区支部長
医師・医学博士

衆議院小選挙区 徳島1区
産婦人科専門医



自民党

●主な役職

自由民主党 厚生労働部会 副部長

●主な政策実績

- 2010年 妊婦検診の実質無償化
- 2011年 子宮頸がんワクチン(HPV)の公費助成の導入
- 2012年 消費者教育の推進に関する法律案成立



HP

とくしま
郷土愛 ひたむきに 誠実に

1. 国を守る(平和・安全保障、国土強靱化)
2. 徳島、地方の経済対策
3. 情報セキュリティの担保される行政のデジタル化
4. 再生可能エネルギーの地産地消
5. 徳島の農業、漁業を再生
6. 教育予算を1.5倍にし、人材育成を強化

自民党員
としての
実現力



熱量高く 前に進める 行動力

まさに民信なくば立たずを實踐!
いま政治に対する信頼が揺らいでいます。政治家である以上、選挙のやり方と政治手法は一致せざるを得ません。お金のかからない、クリーンな選挙をすること、クリーンな政治を治す実践できます。



仁木 文博

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです

(投票所によっては投票時間の異なるところがありますので御注意ください)

徳島県選挙管理委員会



- 小選挙区選挙は
投票用紙に候補者名を!
- 比例代表選挙は
投票用紙に政党名を!

- 投票日当日、仕事や旅行などのために
投票所に行けない方は、期日前投票ができます。
- 子どもと一緒に選挙に行こう!
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して
投票所に入場できます。

衆議院選挙公約（7つの架け橋）

1. 物価高騰対策はもちろん、それに見合う賃金上昇を実現させ日本経済の持続的な成長を進めます。
2. 地域にマッチした地方創生を強力に推し進めます。また新しい技術を地方の課題解決の為に積極的に導入します。
3. 農・林・水産業の振興を国の安全保障上の危機と捉え直し自給率の向上を実現します。
4. 将来に希望と安心の持てる社会保障の充実を目指します。
5. 現役世代の子育て、少子化、教育問題の不安を取り除きます。同時に既に高齢化している地方にあっては、高齢の皆様が体力や気力に応じて、やりがいを持って活躍できる環境を作ります。
6. 成長と分配の好循環を実現させ、競争至上主義の新自由主義ではなく日本型資本主義の確立をします。
7. 強い外交と国際協調を両立させアジアのリーダーとして世界を牽引します。

山口俊一 主な経歴

昭和50年4月 徳島県議会議員初当選
（史上最年少）連任4期当選
平成2年2月 衆議院議員初当選
以降現在まで1期連続当選

【政界・国会】

・内閣府特命担当大臣
（労働、北方領土、科学技術、学生、労働政策局長、消費者、食品安全）
・財務副大臣

【自由民主党】

・地方創生実行委員会本部本部長
・郵政の新たな活用を推進する議員連盟会長



Instagram



フェイスブック



ホームページ

7つの架け橋



徳島第2選挙区
自民党公認

山口俊一

令和六年
十月二十七日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報
(徳島県第二区)

退路を断つ！ 最後の戦い 世代交代！

新時代とくしまの幕開け

誰もが「生涯現役」で活躍できる社会づくり

■人に「やさしい」チャレンジの促進

- AI、医療・介護をはじめ個々人の希望に応じた資格取得の支援
- 「タブレット端末」を活用した遠隔授業による「不登校の廃絶」と個に応じた学習の推進
- 専修学校、各種学校の入学無償化
- シルバード大学・大学院の運営支援
- マイナ保険証と既存の保険証の選択制導入

SNSで情報発信中



生活に「やさしさ」を実感できる社会づくり

■生活における明日や未来への不安感解消

- 「同一労働同一賃金」による男女賃金格差の是正
- 家計が安定する光熱水費（電気・ガス、ガソリン料金）の「価格安定制度」の創設
- 中小企業や小規模事業者が「価格転嫁」し易い物価スライド制度や「最低賃金上昇」に応じた支援制度の創設
- 物価スライドの賃金水準と年金の確保
- 消費税の「社会経済状況に応じた減税制度（軽減税率の拡大）」の創設

安全・安心を実感できる社会づくり

■災害や心身の病、雇用など生活苦の解消

- 巨大災害や気候変動対策に応じた「地方創生臨時交付金」の充実
- 国民皆保険制度や介護保険制度の世代間負担の安定化
- 農林水産業の国土保全への位置づけによる「食糧安全保障」の実現
- 奨学金の「給付型」拡大と「返済免除」の弾力化
- 「解雇規制緩和」の阻止による雇用の安定化

誰一人とり残さない社会づくり

■「やさしさ」あふれる社会の構築

- 格差社会の是正
- 「学校給食無償化」など子育て支援の強化
- 障がい者雇用の促進と工賃向上
- 年金の「物価スライド」の徹底と「年金財政安定化」による支給額の向上
- 利用し易い地域交通制度の創設

「明日に！未来に！夢と希望が持てる国づくり」



いづみ 飯泉 かもん 無所属

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです

(投票所によっては投票時間の異なるところがありますので御注意ください)

徳島県選挙管理委員会



- ◎小選挙区選挙は
投票用紙に候補者名を！
- ◎比例代表選挙は
投票用紙に政党名を！

- 投票日当日、仕事や旅行などのために投票所に行けない方は、**期日前投票**ができます。
- 子どもと一緒に選挙に行こう！
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して投票所に入場できます。

徳島県選挙管理委員会

令和六年
十月二十七日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

(徳島県第二区)

徳島県選挙管理委員会



祝 聡 ほうり
さとし



はま 共生

日本共産党

日本維新の会

古い政治を壊し、
新しい政治を創る。

1 身を切る改革

2 観光の促進

3 豊かで活力ある街づくり

4 子育て世代への重点投資

5 猫にやさしい日本へ

1969年(昭和44年)1月10日生まれ。1990年(平成2年)大阪歯科学院専門学校卒業。その後、約30年間、歯科技工士として業務に従事。2019年(令和元年)より「猫と暮らすゲストハウス」や「陶芸工房」を運営。現在、鳴門市内で「猫と泊まれるゲストハウス」開業を検討中。趣味は園芸、陶芸、DIY。血液型A型。

私たちも応援しています! 日本維新の会 共同代表 吉村洋文

日本維新の会 代表 馬場伸幸

比例は維新へ!

自民党政治をもとからかえる

私たちのめざす社会
資本主義社会は「利権」のために長時間労働、低賃金、エンゲルスがめざした未来社会は、利権追求のための搾取を廃止し、「自由

自由な時間がキーワード

石破派も裏金疑惑が明るみに。「裏金まみれ、国民に冷たい政治はもうたくさん」あなたはそのつづきを国会へ届けたい。ゆきつまった自民党政治を変えて新しい政治を一緒につくりましょう。

日本共産党は、自民党の組織的犯罪「裏金政治をあばき、企業・団体献金禁止を身をもって実行してきました。くらし、教育、子育て応援の経済政策をかげ、大軍拡にノーを貫き、外交で平和をつくる道を提唱しています。

アメリカ言いきなり、大企業優遇の自民党政治をもとから変える党だから、国民の立場でブレずに頑張ります。日本共産党は、政治に信頼をとりもどす確かな力です。2区は私は、はま共生に、比例は日本共産党に、ご支援を心よりお願いします。

希望の政治へ、あなたと：
はま共生の重点政策

裏金 疑惑の徹底説明
企業・団体献金禁止
石破派の裏金疑惑を含め全容解明を
「パテイ」を含む企業団体献金禁止を
政党助成金の廃止

安保 大軍拡反対からめく
9条を生かした平和外交
東アジア平和と協力を提唱
ASEANと協力し、話し合いで紛争解決
核兵器禁止条約の批准を

生活 消費税減税、暮らし充実
消費税率15.00円
消費税をゼロ。ただちに5%に
インボイスの中止
教育費の負担軽減、医療、福祉の充実
大企業の内部留保課税で中小企業支援の強化

1.4% フィンランド
1.1% フランス
0.5% 日本
GDPに占める教育への公的支出

気候 再エネ・省エネの普及を
再エネ、省エネでCO2の排出を削減
2030年までに石炭火電を廃止
伊方原発の廃炉を

防災 能登復興・復興
地震対策の抜本的強化
能登の被災者支援の抜本的強化
木造住宅の耐震化へ補助増額
女性の視点で避難所の環境改善、物資備蓄

人権 ジェンダー平等社会へ
子どもの権利の尊重を
選択的夫婦別姓の実現
強硬な性暴力の根絶
意思決定の場に女性を増やす
子どもへの性被害を許さない
農業 食と農の再生を
所得補償、価格保障の充実
食料自給率を50%に
地産地消の推進
農業所得に占める政府補助の割合
77% 日本
64% ドイツ
30% フランス

比例代表は

希望ある未来ひろく

日本共産党

と「政党内」でお書きください

名前を書くこと無効です

略歴

1981年徳島市生まれ。徳島市立高校卒、松山大学中退。オーシャン・ランス(株)、四宮かまぼこ店勤務を経て、党専従。現在、党県委員、徳島地区常任委員。家族は妻と子。

日本共産党

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです

(投票所によっては投票時間の異なるところがありますので御注意ください)

徳島県選挙管理委員会



◎小選挙区選挙は
投票用紙に候補者名を!

◎比例代表選挙は
投票用紙に政党名を!

◎投票日当日、仕事や旅行などのために
投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

◎子どもと一緒に選挙に行こう!
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して
投票所に入場できます。

(3) 比例代表選出議員選挙結果
ア 名簿届出政党等一覧

衆議院名簿届出政党等の名称
及び衆議院名簿登載者一覧表

【四国選挙区】

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長 橋本 雅史

衆議院名簿届出政党等の名称等及び衆議院名簿登載者一覧表

四国選挙区		届出番号		届出年月日		令和6年10月15日				
ふりがな		にほんきょうさんとう		ふりがな		きょうさんとう				
政党その他の政治団体の名称		日本共産党		略称		共産党				
本部の所在地		東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目26番7号		電話番号		03-3403-6111				
ふりがな		たむらともこ		衆議院名簿登載者の数		2人				
代表者の氏名		田村 智子								
一のウェブサイト等のアドレス		https://www.jcp.or.jp/								
衆議院名簿登載者										
名簿上の順位	ふりがな氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載する)	本籍の都道府県	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者については当該選挙区名	新元分の区分
1	しらかわ こう子 (白川 容子)	香川県	香川県高松市	女	1966年4月14日	58	党中央委員	https://shirakawa-yoko.jp/		新
2	はまかわ ゆりこ (山本 百合子)	高知県	高知県高知市	女	1979年10月18日	45	党高知県副委員長	https://jcp-kochi.com/hamakawa/	高知県第2区	新
	()									

選挙区名	四国選挙区
------	-------

名簿 上の 順位	ふりがな 氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載する)	本籍の 都道府県	住所の市区町村名まで (指定都市にあつては 行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等 のアドレス	小選挙区選挙の 候補者について は当該選挙区名	新前元 の区分
	()									
	()									

(記載上の注意)

- ・ 報道関係者に提供する資料とするものであるので御協力願います。
- ・ 「届出番号」欄には記載しないで下さい。
- ・ 「氏名」欄には通称認定申請する場合は通称を、そうでない場合は本名を記載して下さい。なお、通称を記載した場合には、本名を()内に記載して下さい。
- ・ 「ふりがな」はひらがなで記載して下さい。
- ・ 「住所」欄については、市区町村(指定都市については行政区)まで記載して下さい。
- ・ 「年齢」は選挙期日現在の満年齢を記載して下さい。
- ・ 「職業」については、生計を立てるために日常従事する仕事を書いてください。二つ以上あるときは主な職業を一つ書いてください。
- ・ 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布する一のウェブサイト等がある場合には、そのアドレスを記載してください。
- ・ 「新前元の区分」の欄には、それぞれ「元」はかつて衆議院議員となったことのある者、「前」は今回の解散により衆議院議員の職を失った者、「新」は今までに衆議院議員となったことのない者を選択して下さい。

衆議院名簿届出政党等の名称等及び衆議院名簿登載者一覧表

四国選挙区		届出番号		届出年月日		令和6年10月15日				
ふりがな		につばいしん かい				いしん				
政党その他の政治団体の名称		日本維新の会				維新				
本部の所在地		大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル		電話番号		06-4963-8800				
ふりがな		ばば のぶゆき				5 人				
代表者の氏名		馬場 伸幸		衆議院名簿登載者の数						
一のウェブサイト等のアドレス		https://o-ishin.jp								
衆議院名簿登載者										
名簿上の順位	ふりがな氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者については当該選挙区名	新元元の区分
1	よしだ よ とも代 (吉田 知代)	兵庫県	兵庫県明石市	女	昭和50年2月23日	49歳	政治団体役員	https://yoshidatomoyo.com	徳島県第1区	前
1	ほうり さとし 祝 聡 ()	香川県	香川県高松市	男	昭和44年1月10日	55歳	自営業	https://x.com/@sholy71862022	徳島県第2区	新
1	まちかわ まちかわ じゅんこ 町川 ジュンコ (町川 順子)	香川県	香川県高松市	女	昭和34年4月10日	65歳	無職	https://machikawa.com	香川県第1区	新

四国選挙区

名簿 上の 順位	ふりがな 氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の 都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあつては 行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等 のアドレス	小選挙区選挙の 候補者について は当該選挙区名	新元 の区分
1	ほそかわ しゅうへい 細川 修平 ()	香川県	香川県観音寺市	男	昭和49年9月7日	50歳	政治団体役員	https://www.hosokawashuhei.jp/	香川県第3区	新
1	かじの こうすけ かじの こうすけ 梶野 耕佑 ()	神奈川県	愛媛県今治市	男	昭和58年11月28日	40歳	選挙区支部長	https://www.kajino-kosuke.com/	愛媛県第2区	新
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									

衆議院名簿届出政党等の名称等及び衆議院名簿登載者一覧表

四国選挙区		届出番号		届出年月日		令和6年10月15日				
ふりがな		りっけんみんしゅとう		ふりがな		みんしゅとう				
政党その他の政治団体の名称		立憲民主党		略称		民主党				
本部の所在地		東京都千代田区永田町1-11-1 三宅坂ビル		電話番号		03-3595-9988				
ふりがな		のだ よしひこ		衆議院名簿登載者の数		8 人				
代表者の氏名		野田 佳彦								
一のウェブサイト等のアドレス		https://cdp-japan.jp								
衆議院名簿登載者										
名簿上の順位	ふりがな氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者については当該選挙区名	新元元の区分
1	たかはし えい 高橋 えい (高橋 永)	東京都	徳島県徳島市	男	昭和50年8月30日	49歳	政党役員	https://eitakahashi1975.jp/	徳島県第1区	新
1	おがわ じゅんや 小川 じゅんや (小川 淳也)	香川県	香川県高松市	男	昭和46年4月18日	53歳	政党役員	https://www.junbo.org/	香川県第1区	前
1	おおおか ひろみ 大岡 ひろみ (大岡 弘美)	香川県	香川県丸亀市	女	昭和45年7月27日	54歳	政党職員	https://www.instagram.com/ooka_hiromi	香川県第3区	新

四国選挙区

名簿 上の 順位	ふりがな 氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の 都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあつては 行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一ウェブサイトの アドレス	小選挙区選挙の 候補者について は当該選挙区名	新元 の区分
1	こうそがべ よし (香曾我部 慶教) みち	高知県	愛媛県松山市	男	昭和52年6月2日	47歳	政党役員	https://kosogabe.com/	愛媛県第1区	新
1	しらishi よういち 白石 洋一	愛媛県	愛媛県西条市	男	昭和38年6月25日	61歳	政党役員	https://www.shiraishi.cc/	愛媛県第2区	前
1	おち 越智 きよすみ (越智 清純)	愛媛県	愛媛県伊予市	男	昭和57年6月28日	42歳	政党役員	https://ochi.chime.jp/	愛媛県第3区	新
1	たけうち 武内 のりお (武内 則男)	高知県	高知県高知市	男	昭和33年9月8日	66歳	政党役員	http://www.takeuchi-norio.com/	高知県第1区	元
8	わたなべ あきら 渡部 昭	愛媛県	愛媛県松山市	男	昭和25年8月7日	74歳	政党役員			新
	()									
	()									
	()									
	()									

衆議院名簿届出政党等の名称等及び衆議院名簿登載者一覧表

四国選挙区		届出番号		4		届出年月日		2024年10月15日		
ふりがな		しゃかいみんしゅとう				ふりがな		しゃみんとう		
政党その他の政治団体の名称		社会民主党				略称		社民党		
本部の所在地		東京都中央区湊3-18-17 マルキ榎本ビル5階				電話番号		03-3553-3731		
ふりがな		ふくしま みずほ				衆議院名簿登載者の数		1 人		
代表者の氏名		福島 瑞穂								
一のウェブサイト等のアドレス		https://sdp.or.jp/								
衆議院名簿登載者										
名簿上の順位	ふりがな (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者について は当該選挙区名	新元 の区分
1	しのはら きよし 篠原 清 ()	香川県	香川県三豊市	男	1947年4月15日	77歳	政党役員	http://sdp-kagawa.com/		新
	()									
	()									

衆議院名簿届出政党等の名称等及び衆議院名簿登載者一覧表

四国選挙区			届出番号		届出年月日		令和6年10月15日			
ふりがな		じゅうみんしゅとう			ふりがな		じみんとう			
政党その他の政治団体の名称		自由民主党			略称		自民党			
本部の所在地		東京都千代田区永田町1丁目11番23号			電話番号		03-3581-6211			
ふりがな		いしば しげる			衆議院名簿登載者の数		14 人			
代表者の氏名		石破 茂								
一のウェブサイト等のアドレス		https://www.jimin.jp/								
衆議院名簿登載者										
名簿上の順位	ふりがな氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者について は当該選挙区名	新前元の区分
1	むらかみ せいいちろう 村上 誠一郎 ()	東京都	愛媛県今治市	男	昭和27年5月11日	72歳	比例区支部長	https://sei-murakami.jp/		前
2	にき ひろぶみ 仁木 博文 ()	徳島県	徳島県阿南市	男	昭和41年5月23日	58歳	選挙区支部長	https://nikihirobumi.jp/	徳島県第1区	前
2	ひらい たくや 平井 卓也 ()	香川県	香川県高松市	男	昭和33年1月25日	66歳	選挙区支部長	https://www.hirataku.com/p2024/	香川県第1区	前

四国選挙区

名簿 上の 順位	ふりがな 氏名 (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の 都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては 行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等 のアドレス	小選挙区選挙の 候補者について は当該選挙区名	新元 の区分
2	せと 隆一 (たかかず せと たかかず) 瀬戸 隆一	香川県	香川県坂出市	男	昭和40年8月2日	59歳	選挙区支部長	https://www.setojapan.jp/	香川県第2区	前
2	大野 敬太郎 (おおの けいたろう) 大野 敬太郎	香川県	香川県丸亀市	男	昭和43年11月1日	55歳	選挙区支部長	https://keitaro-ohno.com/	香川県第3区	前
2	塩崎 あきひさ (しおさき あきひさ) 塩崎 彰久	愛媛県	愛媛県松山市	男	昭和51年9月9日	48歳	選挙区支部長	https://akihisa-shiozaki.jp/	愛媛県第1区	前
2	長谷川 じゅんじ (はせがわ じゅんじ) 長谷川 淳二	岐阜県	愛媛県宇和島市	男	昭和43年8月5日	56歳	選挙区支部長	https://www.hasegawa-junji.com/	愛媛県第3区	前
2	中谷 元 (なかたに げん) 中谷 元	高知県	高知県高知市	男	昭和32年10月14日	67歳	選挙区支部長	https://nakatanigen.jp/	高知県第1区	前
2	おさき 正直 (まさなお おさき まさなお) 尾崎 正直	高知県	高知県高知市	男	昭和42年9月14日	57歳	無職	https://ozakimasanao.jp/	高知県第2区	前
10	山本 有二 (やまもと ゆうじ) 山本 有二	高知県	高知県須崎市	男	昭和27年5月11日	72歳	比例区支部長	https://yamamotoyuji.jp/		前
11	西内 健 (にうち けん) 西内 健	高知県	高知県須崎市	男	昭和42年2月26日	57歳	行政書士			新
12	増富 義明 (ますとみ よしあき) 増富 義明	徳島県	徳島県吉野川市	男	昭和41年2月2日	58歳	会社役員			新

四国選挙区

[illegible]

衆議院名簿届出政党等の名称及び衆議院名簿登載者一覽表

四国選挙区			届出番号		7		届出年月日		令和6年10月15日	
ふりがな			こくみんみんしゅとう		ふりがな		みんしゅとう			
政党その他の政治団体の名称			国民民主党		略称		民主党			
本部の所在地			東京都千代田区永田町二丁目17番17号JBS永田町		電話番号		03-3593-6229			
ふりがな			たまき ゆういちろう		衆議院名簿登録者の数		2人			
代表者の氏名			玉木 雄一郎							
一のウェブサイト等のアドレス			https://new-kokumin.jp/							
衆議院名簿登録者										
名簿上の順位	ふりがな (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあつては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者について は当該選挙区名	新元 の区分
1	いしい ともえ (石井 智恵)	愛媛県	愛媛県松山市	女	昭和42年11月16日	56歳	政務役員	http://ishiitomoe.com	愛媛県第1区	新
1	たまき 雄一郎 (玉木 雄一郎)	香川県	香川県さぬき市	男	昭和44年5月1日	55歳	国民民主党代表	https://www.tamakinet.jp	香川県第2区	前
	()									

衆議院名簿届出政党等の名称等及び衆議院名簿登載者一覧表

四国選挙区		届出番号		届出年月日		令和6年10月15日				
ふりがな		しんせんぐみ				ふりがな				
政党その他の政治団体の名称		れいわ新選組				略称				
本部の所在地		東京都千代田区麹町2丁目5番地20 押田ビル4階				電話番号				
ふりがな		やまもと たろう				衆議院名簿登載者の数				
代表者の氏名		山本 太郎				1 人				
一のウェブサイト等のアドレス		https://reiwa-shinsengumi.com/								
衆議院名簿登載者										
名簿上の順位	ふりがな (通称がある場合は、本名を()内に記載)	本籍の都道府県名	住所の市区町村名まで (指定都市にあっては行政区名まで)	性別	生年月日	年齢	職業	一のウェブサイト等のアドレス	小選挙区選挙の候補者について は当該選挙区名	新元 の区分
1	ひかる ライト 光 ()	愛媛県	愛媛県松山市	男	平成7年4月10日	29歳	会社員			新
	()									
	()									

イ 投票結果に関する調

市町村名	当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)			前回投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,226	110,156	207,382	46,869	51,807	98,676	50,357	58,349	108,706	48.21	47.03	47.58	52.39
鳴門市	22,005	24,403	46,408	10,940	12,028	22,968	11,065	12,375	23,440	49.72	49.29	49.49	47.59
小松島市	14,798	15,758	30,556	7,386	7,763	15,149	7,412	7,995	15,407	49.91	49.26	49.58	57.72
阿南市	28,224	30,165	58,389	14,982	16,141	31,123	13,242	14,024	27,266	53.08	53.51	53.30	60.53
吉野川市	15,404	17,346	32,750	8,106	8,893	16,999	7,298	8,453	15,751	52.62	51.27	51.91	52.45
阿波市	14,308	15,466	29,774	7,278	7,606	14,884	7,030	7,860	14,890	50.87	49.18	49.99	47.07
美馬市	10,887	11,944	22,831	6,110	6,514	12,624	4,777	5,430	10,207	56.12	54.54	55.29	54.89
三好市	9,420	10,509	19,929	5,810	6,351	12,161	3,610	4,158	7,768	61.68	60.43	61.02	58.93
勝浦町	1,971	2,125	4,096	1,161	1,260	2,421	810	865	1,675	58.90	59.29	59.11	64.20
上勝町	570	655	1,225	395	405	800	175	250	425	69.30	61.83	65.31	70.27
佐那河内村	912	989	1,901	630	649	1,279	282	340	622	69.08	65.62	67.28	69.06
石井町	9,798	11,037	20,835	5,075	5,447	10,522	4,723	5,590	10,313	51.80	49.35	50.50	59.19
神山町	1,977	2,193	4,170	1,161	1,173	2,334	816	1,020	1,836	58.73	53.49	55.97	63.35
那賀町	3,035	3,393	6,428	1,878	2,044	3,922	1,157	1,349	2,506	61.88	60.24	61.01	64.13
牟岐町	1,493	1,691	3,184	885	1,027	1,912	608	664	1,272	59.28	60.73	60.05	66.87
美波町	2,437	2,757	5,194	1,433	1,630	3,063	1,004	1,127	2,131	58.80	59.12	58.97	65.59
海陽町	3,474	3,827	7,301	1,984	2,327	4,311	1,490	1,500	2,990	57.11	60.80	59.05	64.71
松茂町	6,028	6,120	12,148	3,001	3,003	6,004	3,027	3,117	6,144	49.78	49.07	49.42	47.90
北島町	9,299	10,007	19,306	4,736	4,924	9,660	4,563	5,083	9,646	50.93	49.21	50.04	51.25
藍住町	13,767	15,154	28,921	6,669	7,129	13,798	7,098	8,025	15,123	48.44	47.04	47.71	48.13
板野町	5,259	5,726	10,985	2,602	2,780	5,382	2,657	2,946	5,603	49.48	48.55	48.99	48.87
上板町	4,611	5,007	9,618	2,287	2,377	4,664	2,324	2,630	4,954	49.60	47.47	48.49	47.05
つるぎ町	3,147	3,632	6,779	2,022	2,223	4,245	1,125	1,409	2,534	64.25	61.21	62.62	61.56
東みよし町	5,440	5,908	11,348	3,230	3,402	6,632	2,210	2,506	4,716	59.38	57.58	58.44	56.57
【県計】	285,490	315,968	601,458	146,630	158,903	305,533	138,860	157,065	295,925	51.36	50.29	50.80	53.84

ウ 開票結果に関する調

区分	1 日本共産党	2 日本維新の会	3 立憲民主党	4 社会民主党	5 公明党	6 自由民主党	7 国民民主党	8 れいわ新選組	9 参政党	得票数 A	格段でのり指 てた票数 B	いずれの政党 新にも置きな い票数 C	有効投票数 (A+B+C) D	無効 投票数 E	投票総数 (D+E) F	不立候補等 G	投票者数 (F+G) H
徳島市	6,339	11,574	18,770,313	1,125	12,638	24,155	11,705,686	6,473	3,044	95,823,999	0,001	0	95,824	2,850	98,674	2	98,676
鳴門市	1,140	2,866	3,272,139	313	2,885	6,671	2,698,860	1,566	718	22,129,999	0,001	0	22,130	838	22,968	0	22,968
小松島市	811	1,680	2,788,421	190	2,216	4,072	1,416,578	980	479	14,612,999	0,001	0	14,613	534	15,147	2	15,149
南海市	1,732	3,387	5,428,510	357	4,383	8,639	2,938,489	2,048	929	29,942,999	0,001	0	29,943	1,278	31,121	2	31,123
吉野川市	984	1,795	2,724,093	248	2,464	4,999	1,836,906	1,159	392	16,601,999	0,001	0	16,602	397	16,999	0	16,999
阿波市	757	1,434	2,267,966	178	1,986	4,531	1,535,033	1,006	391	14,095,999	0,001	0	14,096	788	14,884	0	14,884
美郷市	390	1,089	1,718,361	204	2,032	4,239	1,268,638	757	248	11,945,999	0,001	0	11,946	678	12,624	0	12,624
三好市	512	796	1,540,976	280	2,063	4,582	1,026,023	654	230	11,683,999	0,001	0	11,684	477	12,161	0	12,161
勝浦町	172	212	465,417	33	272	857	157,582	91	53	2,312,999	0,001	0	2,313	108	2,421	0	2,421
上勝町	39	59	169,363	8	153	266	37,636	29	24	784,999	0,001	0	785	15	800	0	800
佐那河内村	76	109	260,776	18	156	423	75,223	66	30	1,213,999	0,001	0	1,214	65	1,279	0	1,279
石井町	506	1,215	2,064,929	126	1,326	2,940	1,078,070	676	257	10,188,999	0,001	0	10,189	333	10,522	0	10,522
神山町	87	176	416,952	32	332	824	163,047	142	43	2,215,999	0,001	0	2,216	118	2,334	0	2,334
那賀町	199	333	720,161	58	637	1,388	219,838	168	50	3,772,999	0,001	0	3,773	149	3,922	0	3,922
牟岐町	117	181	341,753	29	382	554	120,246	98	35	1,857,999	0,001	0	1,858	54	1,912	0	1,912
美波町	147	306	589,418	58	424	1,057	188,581	131	66	2,946,999	0,001	0	2,947	116	3,063	0	3,063
海陽町	195	380	717,940	45	900	1,336	247,059	223	94	4,137,999	0,001	0	4,138	173	4,311	0	4,311
松茂町	249	721	761,195	71	739	1,817	790,804	435	188	5,771,999	0,001	0	5,772	232	6,004	0	6,004
北島町	439	1,301	1,494,159	118	1,204	2,539	1,319,840	657	303	9,374,999	0,001	0	9,375	283	9,658	2	9,660
藍住町	807	1,697	1,896,692	214	1,930	3,498	1,681,307	1,150	434	13,307,999	0,001	0	13,308	489	13,797	1	13,798
板野町	458	580	719,916	68	629	1,531	560,083	426	165	5,136,999	0,001	0	5,137	245	5,382	0	5,382
上板町	309	522	666,264	64	680	1,296	441,735	378	116	4,472,999	0,001	0	4,473	190	4,663	1	4,664
つるぎ町	169	331	476,450	45	725	1,711	279,549	211	75	4,022,999	0,001	0	4,023	222	4,245	0	4,245
東みよし町	293	505	948,738	117	1,036	2,309	648,261	427	123	6,406,999	0,001	0	6,407	225	6,632	0	6,632
県 計	16,927	33,249	51,200,902	3,999	42,202	86,234	32,438,074	19,931	8,487	294,665,976	0,024	0	294,666	10,857	305,523	10	305,533

衆議院比例代表選出議員選挙選挙公報(四国選挙区)

徳島県選挙管理委員会

政権交代こそ、最大の政治改革。

政権交代であなたの暮らしを豊かに 立憲民主党の7つの約束

- 1 政治改革** 政治の信頼回復
 - 政治資金を徹底的に透明化し、裏金・脱税を許しません。
 - 金権政治の温床となる企業・団体献金を禁止
 - 国会議員の政治資金の世襲を制限
 - 税金の使い方を徹底的に透明化、効率化
- 2 物価経済対策** 分厚い中間層の復活、家計・賃上げ支援
 - 「人への投資」と最低賃金1500円以上で賃金を底上げ
 - 中小企業が賃上げしやすい環境を整備
 - 自然エネルギー、デジタル産業に重点投資
- 3 外交・安保** 安定した外交・安全保障戦略
- 4 社会保障** 超高齢社会に対応した確かな年金・医療・介護・福祉
- 5 子育て・教育** 未来を育む子育て・教育
- 6 地域再生** 地方と農林水産業の再興
- 7 共生社会** 多様性を認め合える当たり前の社会

立憲民主党 代表 野田佳彦



徳島 1 区
高橋 えい



香川 1 区
小川 じゅんや



香川 3 区
大岡 ひろみ



愛媛 1 区
大岡 ひろみ



愛媛 2 区
大岡 ひろみ



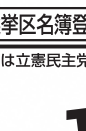
愛媛 3 区
大岡 ひろみ



高知 1 区
大岡 ひろみ



高知 1 区
大岡 ひろみ



高知 1 区
大岡 ひろみ



高知 1 区
大岡 ひろみ



高知 1 区
大岡 ひろみ



高知 1 区
大岡 ひろみ

四国選挙区名簿登載者 比例代表は立憲民主党
(略称: 民主党)
小選挙区は立憲民主党の候補者へ

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan

比例区は 略称は公明 公明党

希望の未来は、実現できる。

公明党公式HP▶



- ① 政治資金を検証する第三者機関を設置するとともに、裏金の温床となった政策活動費の廃止をめざします。
- ② 子どもが自分らしく輝くために、強みや得意を伸ばす公教育を実現します。
- ③ 中小企業が利益を確保できるよう支援し、最低賃金を確実に上昇させます。
- ④ 南海トラフ地震や豪雨災害に備え、5年で20兆円規模の対策を進めます。
- ⑤ 基礎年金の引き上げやオンライン診療の拡充で、人生100年時代を支えます。

— KOMEITO —
公明党



日本維新の会 古い政治を打ち破れ。

衆議院選挙2024
特設サイトは
こちら



将来世代への徹底投資で、新しい時代の政治を創る

四国ブロック比例代表名簿登録者



徳島県 第1区
吉田とも代



徳島県 第2区
祝 聡



香川県 第1区
町川ジュンコ



香川県 第3区
細川修平



愛媛県 第2区
かじのこうすけ

比例代表は「維新」または「日本維新の会」とお書きください。

小選挙区は候補者名をお書きください。

代表 馬場伸幸



衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです

(投票所によっては投票時間の異なるところがありますので御注意ください)



- ◎小選挙区選挙は
投票用紙に候補者名を!
- ◎比例代表選挙は
投票用紙に政党名を!

○投票日当日、仕事や旅行などのために
投票所に行けない方は、**期日前投票**ができます。

○子どもと一緒に選挙に行こう!
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して投票所に入場できます。

徳島県選挙管理委員会

この選挙公報は衆議院名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま印刷したものです。なお、掲載の順序は、公職選挙法第169条の規定に基づき、くじで定められたものです。また、掲載の寸法は、同条の規定に基づき、衆議院名簿登載者の数により異なります。

令和6年
10月27日執行

衆議院比例代表選出議員選挙選挙公報(四国選挙区)

徳島県選挙管理委員会

裏金
物価高
大軍拡

「自民党政治」変える

パーティー券含む
企業・団体献金の全面禁止
裏金政治の
大そうじを

裏金問題を暴露し、自民党を窮地に追い詰めたのは日本共産党と「しんぶん赤旗」です。企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を主張し、自ら実践してきた日本共産党をのびて、腐敗政治をもとから断切りしましょう。



大企業・大金持ち優遇はもう終わり
国民の暮らし最優先にチェンジ

中小企業を直接支援して
最低賃金1500円以上に
●大企業の内部留保の増加に課税し、
10兆円の収収で中小企業の賃上げ支援

自由な時間 拡大へ
賃上げと一体で時短を
1日7時間、週35時間に

人間はただ働いて、食べて、寝るだけの存在ではありません。余暇や趣味、家族との時間、社会活動に取り組む「自由な時間」が必要ではないでしょうか。

物価高騰にあわせて
年金支給をアップ
●介護保険の国の支出を増やす
●高齢者の医療費負担増ストップ

学費ゼロをめざし、
今すぐ半額
●国公立の学費値上げストップ
●入学金廃止、給付中心の奨学金を

消費税ゼロをめざし、
まず5%に
●インボイス廃止

食料自給率まず50%に
●価格保障と所得補償で
農家を支える

就任直後、手のひら返しの石破政権。「裏金」「統一協会」の真相にフタをしたら、物価高騰には無為無策。大軍拡と9条改憲にはまっくら。日本共産党はゆきづまった「自民党政治」の大転換へ、国民力をあわせませう。

軍事同盟絶対の「戦争国家」づくりストップ
憲法9条いかした平和外交

軍事費2倍、沖縄の米兵の性犯罪を隠し、核兵器禁止条約に背をむける——「日米軍事同盟」絶対の政治を続けているのでしょうか。日本共産党は「東アジア平和提言」を提案し、ASEANと協力して、憲法9条をいかした平和外交を推進しています。

気候危機打開2030戦略を提案
石炭火力も原発もゼロ

●省エネ・再エネの拡大で2030年までにCO2を6割削減
●原発再稼働を許さず、石炭火力は2030年までに廃止

ジェンダー平等の
ムーブメントに連帯
●選択的夫婦別姓をただちに実現 ●男女賃金格差を是正

日本共産党の議席奪還で
四国の声を国会へ

●新幹線よりローカル線を守れ
●伊方原発の廃炉

詳しい政策はこちらから
日本共産党
オフィシャルサイト
JCP

比例
代表は

日本共産党

とお書きください。
候補者名を書くこと無効になります。
日本共産党 略称 共産党

四国ブロック
比例代表
名簿登載者
元香川県議
白川よう子



世界に絶望してる? だったら変えよう。れいわと一緒に。

1 消費税は廃止!
社会保険料を
下げる

消費税は、国民の負担が増え格差が広がる悪税です。社会保険料も同じです。悪税をなくし、国のお金で、経済を底上げすることが最優先。

2 本物の安全保障
～戦争ビジネスには加担しない～

8月に全国でコメ不足が起きました。お米の値段が上がっているのに、農家は廃業、倒産。国民も農家も飢える国はおかしい。長きにわたる国の失策を改め、生産者や製造業を守る。国民の安定雇用と衣食住を確保する。「武器輸出で儲ける」といった戦争ビジネスには加担しない。原発も即廃止。緊急事態条項などの憲法改正にも反対。

3 親ガチャ? 国がやる!
～「子育ては自己責任」
終了のお知らせ～

どんな家庭に生まれても、子ども、若者の未来は国が支える。子ども手当一億三千万円/月、子どもの医療費・教育費無償化、奨学金チャラ。親も国が支える。安定した雇用、まともな給料のもとで、落ち着いて子育てできる状況を作る。

4 裏金
ネコババ
許さない

自分が財界と癒着して裏金をネコババ、被災地、能登を見捨て。そんな政權、あり得ない。れいわの議員を増やし、状況を変えよう。

詳しい政策は、
れいわ新選組の
ホームページで
ごらんください



れいわ新選組 代表
山本太郎

比例は **れいわ** と書いて
ください。

れいわ
新選組

減税 ● 社会保険料の軽減 ● 家計・子育て支援 ● で、みんなの手取りを増やす。↑

手取りを
増やす。



代表 玉木雄一郎

減税
●消費税を5%に減税 ●所得税減税
●基礎控除等を103万円
→178万円に拡大
●1925年からの基礎控除の上乗率1.73%に引き上げ
●年少扶養控除を復活

社会保険料の軽減
●負担能力に応じた窓口負担
●公費投入増による後期高齢者医療
制度に関する現役世代の負担軽減

その他にも…
●年収の壁対策
●年金の最低保障機能強化
●就職氷河期対策

家計支援
●ガソリン代値下げ
●電気代値下げ

子ども・子育て支援 若者支援
●高校までの教育無償化
●給食費と修学旅行費を無償化
●所得制限撤廃
●奨学金債務の負担軽減(教員等は全額免除)

香川2区

手取りを
増やす。

たまき雄一郎
国民民主党代表

愛媛1区

医療・
介護現場20年、
働く女性を応援!

いしいともえ
政党役員

二枚目
(比例区)は、**国民民主党** とお書きください。
略称(民主党)

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

10月27日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までです

(投票所によっては投票時間の異なる場合がありますので御注意ください)



◎小選挙区選挙は
投票用紙に候補者名を!

◎比例代表選挙は
投票用紙に政党名を!

○投票日当日、仕事や旅行などのために
投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

○子どもと一緒に選挙に行こう!
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して投票所に入場できます。

徳島県選挙管理委員会

この選挙公報は衆議院名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま印刷したものです。なお、掲載の順序は、公職選挙法第169条の規定に基づき、くじで定められたものです。また、掲載の寸法は、同条の規定に基づき、衆議院名簿登載者の数により異なります。

衆議院比例代表選出議員選挙選挙公報(四国選挙区)

徳島県選挙管理委員会

社会民主党
(社民党)

がんこに平和 くらしが一番

四国選挙区に私がいます。

四国ブロック比例代表名簿登載者



平和とくらしを守ります！

しの はら きよし
篠原 清【肩書き・経歴】
香川県勤労者協議会事務局長

【政策】

憲法を守る闘いを主に各種国民運動、地域の人々と語り、生活環境改善に努める。

- ◎金権政治一掃！ 本気の政治改革を。政治資金規正法抜本改正
- ◎税金はくらしに！ 軍事費増税NO！ 消費税3年間ゼロ！ 内部留保に課税
- ◎人口半減時代 — 地域に魅力と力を。若者応援、食料自給率50%へ
- ◎地震大国に原発はいらない！ 原発ゼロ・自然エネルギー 100%の社会へ
- ◎ジェンダー平等・多様性社会の実現！ 核なき世界を実現します。
- ◎沖縄・日本を再び戦場にさせない！ 憲法を活かす政治

税金はくらしに 軍拡NO!!

比例区は **社民党**

社民党HP



社民党首 福島みずほ

3 新幹線

四国はひとつ

- 四国新幹線を基本計画路線から整備計画路線に格上げし、早期実現を目指します。
- 予算の拡充や新たな財源の活用など、財政面での道筋をつけます。

2 合区解消

- 人口減少地域の課題を国政に確実に届けるため、四国各県から少なくとも一人の代表を参議院に送り出せるよう、参議院の合区を解消します。

1 防災・減災

国土強靱化

- 南海トラフ地震や頻発化・激甚化する災害に備え、ハード・ソフトが一体となった防災・減災、国土強靱化に取り組みます。
- ミッシングリンクを解消し、災害時に「命の道」として機能する「四国8の字ネットワーク」の早期完成を目指します。

国民を守る
自由民主党

自由民主党総裁 石破 茂

日本を守る。
成長を力に。

夢が走る!

徳島

香川

愛媛

高知

小選挙区
候補者

1区 仁木 博文



1区 平井 卓也



2区 せと 隆一



3区 大野敬太郎



1区 塩崎あきひと



3区 長谷川じゅんじ



1区 中谷 元



2区 おさぎ正直

自民党比例代表
四国ブロック
単独候補者

村上誠一郎



山本 有二



西内 健



増富 義明



大石美智子



古川 康造

比例代表は
自民党

日本をなめるな!

参政党
SANSEITO参政党
公約20243つの
決意と
7つの
行動決意 1 奪われる日本の
国土と富を護り抜く。

- 行動 1 積極財政と減税による経済成長で失われた30年に終止符を打つ。
- 行動 2 外国資本による日本の買収と過度な移民受け入れに歯止めをかける。

決意 2 失われる日本の
食と健康を護り抜く。

- 行動 3 輸入依存から脱却し食料危機への備えを強化。
- 行動 4 ワクチン薬害問題を党をあげて追究し、被害救済申請の負担軽減と審査の迅速化。

決意 3 壊される日本の教育と
国家アイデンティティを護り抜く。

- 行動 5 日本の国柄と国益を守る国家アイデンティティの確立。
- 行動 6 若者が未来の社会を動かす国へ。16歳からの投票権。
- 行動 7 自民党の憲法改正案に反対し、国民自らが憲法を創る「創憲」を推進。

比例は 参政党 (さんせいとう) とお書きください

(略称 参政)

特設サイトで
公約をチェック!

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月27日(日)**

投票時間……午前**7**時から午後**8**時までです

(投票所によっては投票時間の異なるところがありますので御注意ください)

◎投票日当日、仕事や旅行などのために投票所に行けない方は、
期日前投票ができます。

◎子どもと一緒に選挙に行こう！
18歳未満の子どもも、選挙人に同伴して投票所に入場できます。

大事な投票、忘れずに！

小選挙区選挙は
投票用紙に
候補者名を！



比例代表選挙は
投票用紙に
政党名を！

徳島県選挙管理委員会

(4)最高裁判所裁判官国民審査結果

ア 審査に付された裁判官

6	5	4	3	2	1	告示 番号
中村 慎 なかも まこと	石兼 公博 いしかね きみひろ	平木 正洋 ひらき まさひろ	今崎 幸彦 いまさき ゆきひこ	宮川 美津子 みやがわ みつこ	尾島 明 おじま あきら	氏 名
昭和 三六年 九月 一二日	昭和 三三年 一月 四日	昭和 三六年 四月 三日	昭和 三二年 一月 一〇日	昭和 三五年 二月 一三日	昭和 三三年 九月 一日	生 年 月 日
令和 六年 九月 一日	令和 六年 四月 一七日	令和 六年 八月 一六日	令和 四年 六月 二四日	令和 五年 一月 六日	令和 四年 七月 五日	最高裁判所 裁判官に任命 された年月日

イ 投票結果に関する調

市町村名	当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)			前回投票率(%)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,226	110,156	207,382	46,668	51,651	98,319	50,558	58,505	109,063	48.00	46.89	47.41	52.20
鳴門市	22,005	24,403	46,408	10,836	11,918	22,754	11,169	12,485	23,654	49.24	48.84	49.03	47.08
小松島市	14,798	15,758	30,556	7,347	7,753	15,100	7,451	8,005	15,456	49.65	49.20	49.42	57.37
阿南市	28,224	30,165	58,389	14,944	16,116	31,060	13,280	14,049	27,329	52.95	53.43	53.19	60.32
吉野川市	15,404	17,346	32,750	8,078	8,873	16,951	7,326	8,473	15,799	52.44	51.15	51.76	52.26
阿波市	14,308	15,466	29,774	7,264	7,602	14,866	7,044	7,864	14,908	50.77	49.15	49.93	47.02
美馬市	10,887	11,944	22,831	6,087	6,503	12,590	4,800	5,441	10,241	55.91	54.45	55.14	54.31
三好市	9,420	10,509	19,929	5,757	6,314	12,071	3,663	4,195	7,858	61.11	60.08	60.57	58.57
勝浦町	1,971	2,125	4,096	1,135	1,247	2,382	836	878	1,714	57.58	58.68	58.15	63.62
上勝町	570	655	1,225	387	387	774	183	288	451	67.89	59.08	63.18	61.62
佐那河内村	912	989	1,901	628	649	1,277	284	340	624	68.86	65.62	67.18	68.89
石井町	9,798	11,037	20,835	5,067	5,438	10,505	4,731	5,599	10,330	51.71	49.27	50.42	59.10
神山町	1,977	2,193	4,170	1,161	1,172	2,333	816	1,021	1,837	58.73	53.44	55.95	63.27
那賀町	3,035	3,393	6,428	1,865	2,034	3,899	1,170	1,359	2,529	61.45	59.95	60.66	63.32
牟岐町	1,493	1,691	3,184	880	1,025	1,905	613	666	1,279	58.94	60.62	59.83	66.56
美波町	2,437	2,757	5,194	1,430	1,625	3,055	1,007	1,132	2,139	58.68	58.94	58.82	64.98
海陽町	3,474	3,827	7,301	1,961	2,309	4,270	1,513	1,518	3,031	56.45	60.33	58.49	63.59
松茂町	6,028	6,120	12,148	2,984	2,983	5,977	3,044	3,127	6,171	49.50	48.91	49.20	47.56
北島町	9,299	10,007	19,306	4,705	4,912	9,617	4,594	5,095	9,689	50.60	49.09	49.81	51.05
藍住町	13,767	15,154	28,921	6,662	7,124	13,786	7,105	8,030	15,135	48.39	47.01	47.67	48.07
板野町	5,259	5,726	10,985	2,590	2,773	5,363	2,669	2,953	5,622	49.25	48.43	48.82	48.87
上板町	4,611	5,007	9,618	2,283	2,377	4,660	2,328	2,630	4,958	49.51	47.47	48.45	46.98
つるぎ町	3,147	3,632	6,779	2,017	2,212	4,229	1,130	1,420	2,550	64.09	60.90	62.38	61.20
東みよし町	5,440	5,908	11,348	3,223	3,397	6,620	2,217	2,511	4,728	59.25	57.50	58.34	56.46
【集計】	285,490	315,968	601,458	145,959	158,404	304,363	139,531	157,564	297,095	51.13	50.13	50.60	53.57

ウ 開票結果に関する調

区分	尾島 明				宮川 美雄子				今崎 幸彦				平本 正洋				石塚 公博				有効投票 数 A	無効 投票数 B	投票総数 (A+B) C	不受理特 例等 D	投票者数 (C+D) E
	票数を 可とする 投票の数	票数を 可としない 効とされた 投票の数	計	票数を 可とする 投票の数	票数を 可としない 効とされた 投票の数	計	票数を 可とする 投票の数	票数を 可としない 効とされた 投票の数	計	票数を 可とする 投票の数	票数を 可としない 効とされた 投票の数	計	票数を 可とする 投票の数	票数を 可としない 効とされた 投票の数	計	票数を 可とする 投票の数	票数を 可としない 効とされた 投票の数	計							
徳島市	11,141	84,215	0	95,356	10,652	84,704	0	95,356	11,376	83,980	0	95,356	10,046	85,310	0	95,356	10,054	85,302	0	95,356	95,356	2,909	98,265	54	98,319
鳴門市	1,999	19,785	0	21,784	1,887	19,897	0	21,784	2,024	19,760	0	21,784	1,789	19,995	0	21,784	1,762	20,022	0	21,784	21,784	970	22,754	0	22,754
小松島市	15,98	13,098	0	14,636	1,495	13,141	0	14,636	1,563	13,073	0	14,636	1,377	13,259	0	14,636	1,380	13,256	0	14,636	14,636	464	15,100	0	15,100
阿南市	2,811	27,055	0	29,866	2,682	27,184	0	29,866	2,869	26,997	0	29,866	2,483	27,383	0	29,866	2,490	27,376	0	29,866	29,866	1,186	31,052	8	31,060
吉野川市	1,372	14,560	0	15,932	1,322	14,600	0	15,932	1,372	14,560	0	15,932	1,198	14,734	0	15,932	1,227	14,705	0	15,932	15,932	1,016	16,948	3	16,951
阿波市	1,202	12,971	0	14,173	1,140	13,033	0	14,173	1,172	13,001	0	14,173	1,022	13,151	0	14,173	1,040	13,133	0	14,173	14,173	691	14,864	2	14,866
美濃市	827	11,225	0	12,052	808	11,244	0	12,052	821	11,231	0	12,052	729	11,323	0	12,052	736	11,316	0	12,052	12,052	537	12,589	1	12,590
三好市	847	10,798	0	11,645	751	10,894	0	11,645	855	10,790	0	11,645	699	10,946	0	11,645	716	10,929	0	11,645	11,645	424	12,069	2	12,071
勝浦町	199	2,104	0	2,303	184	2,119	0	2,303	208	2,095	0	2,303	187	2,116	0	2,303	179	2,124	0	2,303	2,303	78	2,381	1	2,382
上勝町	52	703	0	755	53	702	0	755	49	706	0	755	47	708	0	755	46	709	0	755	755	19	774	0	774
佐那河内村	83	1,121	0	1,204	82	1,122	0	1,204	81	1,123	0	1,204	74	1,130	0	1,204	70	1,134	0	1,204	1,204	73	1,277	0	1,277
石井町	840	9,425	0	10,265	828	9,437	0	10,265	872	9,393	0	10,265	787	9,478	0	10,265	765	9,500	0	10,265	10,265	240	10,505	0	10,505
神山町	157	2,100	0	2,257	153	2,104	0	2,257	170	2,087	0	2,257	142	2,115	0	2,257	147	2,110	0	2,257	2,257	76	2,333	0	2,333
那賀町	197	3,527	0	3,724	200	3,524	0	3,724	199	3,525	0	3,724	180	3,544	0	3,724	175	3,549	0	3,724	3,724	175	3,899	0	3,899
牟岐町	130	1,687	0	1,817	123	1,694	0	1,817	138	1,679	0	1,817	109	1,708	0	1,817	105	1,712	0	1,817	1,817	88	1,905	0	1,905
美波町	202	2,760	0	2,962	193	2,769	0	2,962	215	2,747	0	2,962	177	2,785	0	2,962	171	2,785	0	2,962	2,962	90	3,052	3	3,055
海陽町	71	4,010	0	4,081	44	4,037	0	4,081	73	4,008	0	4,081	31	4,050	0	4,081	24	4,057	0	4,081	4,081	189	4,270	0	4,270
松茂町	595	5,209	0	5,804	567	5,237	0	5,804	596	5,208	0	5,804	512	5,292	0	5,804	521	5,283	0	5,804	5,804	173	5,977	0	5,977
北島町	962	8,277	0	9,239	907	8,332	0	9,239	1,021	8,218	0	9,239	849	8,390	0	9,239	866	8,373	0	9,239	9,239	376	9,615	2	9,617
藍住町	1,389	11,927	0	13,316	1,340	11,976	0	13,316	1,381	11,935	0	13,316	1,234	12,082	0	13,316	1,219	12,097	0	13,316	13,316	468	13,784	2	13,786
板野町	530	4,571	0	5,101	535	4,566	0	5,101	534	4,567	0	5,101	462	4,639	0	5,101	479	4,622	0	5,101	5,101	261	5,362	1	5,363
上板町	417	3,980	0	4,397	395	4,002	0	4,397	399	3,998	0	4,397	371	4,026	0	4,397	380	4,017	0	4,397	4,397	259	4,656	4	4,660
つるぎ町	188	3,895	0	4,083	175	3,908	0	4,083	186	3,897	0	4,083	171	3,912	0	4,083	159	3,924	0	4,083	4,083	146	4,229	0	4,229
東みよし町	449	5,822	0	6,271	409	5,862	0	6,271	431	5,840	0	6,271	375	5,896	0	6,271	375	5,896	0	6,271	6,271	349	6,620	0	6,620
計	28,198	264,825	0	293,023	26,935	266,098	0	293,023	28,605	264,418	0	293,023	25,042	267,981	0	293,023	25,092	267,931	0	293,023	293,023	11,257	304,280	83	304,363

2 統計資料

2 統計資料

(1) 立候補者(小選挙区)

ア 候補者の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数 (A)				左記の期間中に死亡し、辞退し又は却下された者の数 (B)								立候補届出締切日現在における候補者の数 (C)			
政党届出	計		政党届出	推薦届出				計				政党届出	(A) - (B)		計
	死亡	辞退		死亡	辞退	却下	自ら届出	死亡	辞退	却下	推薦届出		自ら届出	推薦届出	
7	2	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	9

立候補届出日経過後に死亡し、辞退し又は却下された者の数 (D)				補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数 (E)								差引合計 (F) (C) - (D) + (E)			
政党届出	計		政党届出	推薦届出				計				政党届出	(C) - (D) + (E)		計
	死亡	辞退		死亡	辞退	却下	自ら届出	死亡	辞退	却下	推薦届出		自ら届出	推薦届出	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	9

イ 党派別新前元別候補者数に関する調

選挙すべき議員定数		2							
党派	候補者数				党派	候補者数			
	新	前	元	計		新	前	元	計
自由民主党	0	2	0	2	立憲民主党	1	0	0	1
日本維新の会	1	1	0	2	国民民主党	0	0	0	0
公明党	0	0	0	0	れいわ新選組	0	0	0	0
日本共産党	2	0	0	2	参政党	0	0	0	0
日本保守党	0	0	0	0	社会民主党	0	0	0	0
みんなでつくる党	0	0	0	0	安楽死制度を考える会	0	0	0	0
諸派	0	0	0	0	無所属	2	0	0	2
合計	6	3	0	9					

ウ 党派別男女別候補者数に関する調

選挙すべき議員定数		2					
党派	候補者数			党派	候補者数		
	男	女	計		男	女	計
自由民主党	2	0	2	立憲民主党	1	0	1
日本維新の会	1	1	2	国民民主党	0	0	0
公明党	0	0	0	れいわ新選組	0	0	0
日本共産党	2	0	2	参政党	0	0	0
日本保守党	0	0	0	社会民主党	0	0	0
みんなでつくる党	0	0	0	安楽死制度を考える会	0	0	0
諸派	0	0	0	無所属	2	0	2
合計	8	1	9				

エ 職業別候補者数に関する調

職業	候補者数	職業	候補者数	職業	候補者数
教育家	0	宗教家	0	商業	0
鉱工業	0	農林業	0	水産業	0
弁護士	0	会計士	0	医師	0
薬剤師	0	著述業	0	出版業	0
記者	0	会社員	0	政党役員	6
団体役員	0	その他の職業	1	無職	2
合計	9				

オ 年齢段階別候補者数に関する調

候補者数					
25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	55歳以上 60歳未満
0	0	0	1	2	2
候補者数					
60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	最高年齢	最低年齢
2	0	2	9	76	43
					59

(2) 当選人(小選挙区)

ア 党派別新元別当選人数に関する調

党派	当選人数				党派	当選人数			
	新	前	元	計		新	前	元	計
自由民主党	0	2	0	2	立憲民主党	0	0	0	0
日本維新の会	0	0	0	0	国民民主党	0	0	0	0
公明党	0	0	0	0	れいわ新選組	0	0	0	0
日本共産党	0	0	0	0	参政党	0	0	0	0
日本保守党	0	0	0	0	社会民主党	0	0	0	0
みんなでつくる党	0	0	0	0	安楽死制度を考える会	0	0	0	0
諸派	0	0	0	0	無所属	0	0	0	0
合計	0	2	0	2					

イ 党派別男女別当選人数に関する調

党派	当選人数				党派	当選人数			
	男	女	元	計		男	女	元	計
自由民主党	2	0	0	2	立憲民主党	0	0	0	0
日本維新の会	0	0	0	0	国民民主党	0	0	0	0
公明党	0	0	0	0	れいわ新選組	0	0	0	0
日本共産党	0	0	0	0	参政党	0	0	0	0
日本保守党	0	0	0	0	社会民主党	0	0	0	0
みんなでつくる党	0	0	0	0	安楽死制度を考える会	0	0	0	0
諸派	0	0	0	0	無所属	0	0	0	0
合計	2	0	0	2					

ウ 職業別当選人数に関する調

職業	当選人数	職業	当選人数	職業	当選人数
教育家	0	宗教家	0	商業	0
鉱工業	0	農林業	0	水産業	0
弁護士	0	会計士	0	医師	0
薬剤師	0	著述業	0	出版業	0
記者	0	会社員	0	政党役員	2
団体役員	0	その他の職業	0	無職	0
合計	2				

エ 年齢段階別当選人数に関する調

当選人数						
25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満
0	0	0	0	0	0	1
当選人数						
60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	最高年齢	最低年齢	平均年齢
0	0	1	2	74	58	66

(3) 落選人に関する調(小選挙区)

選挙すべき 議員定数 (A)	候補者数		競争率 $(B) / (A) \times \text{倍}$	落選人数 $(C) + (D)$	落選人数の内訳		
	立候補者 総数	選挙当日の 候補者数 (B)			法第95条第1項ただし書の 法定得票数に達した者の数 (C)	法第95条第1項ただし書の 法定得票数に達しない者の数 (D)	うち法第93条第1項の 得票数に達しない者の数
2	9	9	4.5	7	2	5	4

(4) 投・開票

ア 投票状況に関する調

10時現在

市町村名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,195	110,085	207,280	8,503	7,104	15,607	8.75	6.45	7.53	
小松島市	14,794	15,750	30,544	1,430	1,137	2,567	9.67	7.22	8.40	
阿南市	28,210	30,137	58,347	2,820	2,335	5,155	10.00	7.75	8.84	
勝浦町	1,969	2,123	4,092	168	141	309	8.53	6.64	7.55	
上勝町	569	654	1,223	94	87	181	16.52	13.30	14.80	
佐那河内村	912	988	1,900	156	149	305	17.11	15.08	16.05	
石井町	9,794	11,032	20,826	699	563	1,262	7.14	5.10	6.06	
神山町	1,975	2,193	4,168	294	263	557	14.89	11.99	13.36	
那賀町	3,034	3,390	6,424	429	415	844	14.14	12.24	13.14	
牟岐町	1,493	1,691	3,184	155	137	292	10.38	8.10	9.17	
美波町	2,435	2,754	5,189	340	356	696	13.96	12.93	13.41	
海陽町	3,472	3,825	7,297	448	401	849	12.90	10.48	11.63	
[第1区選挙区計]	165,852	184,622	350,474	15,536	13,088	28,624	9.37	7.09	8.17	
鳴門市	21,997	24,393	46,390	1,103	830	1,933	5.01	3.40	4.17	
吉野川市	15,399	17,335	32,734	1,478	1,131	2,609	9.60	6.52	7.97	
阿波市	14,305	15,462	29,767	1,392	1,124	2,516	9.73	7.27	8.45	
美馬市	10,882	11,938	22,820	1,190	1,015	2,205	10.94	8.50	9.66	
三好市	9,419	10,503	19,922	1,286	1,009	2,295	13.65	9.61	11.52	
松茂町	6,028	6,119	12,147	534	421	955	8.86	6.88	7.86	
北島町	9,298	10,004	19,302	774	631	1,405	8.32	6.31	7.28	
藍住町	13,766	15,150	28,916	1,173	939	2,112	8.52	6.20	7.30	
板野町	5,255	5,721	10,976	434	369	803	8.26	6.45	7.32	
上板町	4,607	5,006	9,613	425	348	773	9.23	6.95	8.04	
つるぎ町	3,144	3,624	6,768	393	329	722	12.50	9.08	10.67	
東みよし町	5,439	5,905	11,344	555	471	1,026	10.20	7.98	9.04	
[第2区選挙区計]	119,539	131,160	250,699	10,737	8,617	19,354	8.98	6.57	7.72	
[県計]	285,391	315,782	601,173	26,273	21,705	47,978	9.21	6.87	7.98	

市町村名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,195	110,085	207,280	11,849	10,812	22,661	12.19	9.82	10.93	
小松島市	14,794	15,750	30,544	1,917	1,655	3,572	12.96	10.51	11.69	
阿南市	28,210	30,137	58,347	3,891	3,560	7,451	13.79	11.81	12.77	
勝浦町	1,969	2,123	4,092	217	190	407	11.02	8.95	9.95	
上勝町	569	654	1,223	120	113	233	21.09	17.28	19.05	
佐那河内村	912	988	1,900	185	177	362	20.29	17.91	19.05	
石井町	9,794	11,032	20,826	1,008	891	1,899	10.29	8.08	9.12	
神山町	1,975	2,193	4,168	376	345	721	19.04	15.73	17.30	
那賀町	3,034	3,390	6,424	576	531	1,107	18.98	15.66	17.23	
牟岐町	1,493	1,691	3,184	211	228	439	14.13	13.48	13.79	
美波町	2,435	2,754	5,189	438	474	912	17.99	17.21	17.58	
海陽町	3,472	3,825	7,297	588	553	1,141	16.94	14.46	15.64	
[第1区選挙区計]	165,852	184,622	350,474	21,376	19,529	40,905	12.89	10.58	11.67	
鳴門市	21,997	24,393	46,390	1,742	1,433	3,175	7.92	5.87	6.84	
吉野川市	15,399	17,335	32,734	2,101	1,843	3,944	13.64	10.63	12.05	
阿波市	14,305	15,462	29,767	1,965	1,708	3,673	13.74	11.05	12.34	
美馬市	10,882	11,938	22,820	1,619	1,471	3,090	14.88	12.32	13.54	
三好市	9,419	10,503	19,922	1,744	1,471	3,215	18.52	14.01	16.14	
松茂町	6,028	6,119	12,147	729	615	1,344	12.09	10.05	11.06	
北島町	9,298	10,004	19,302	1,128	989	2,117	12.13	9.89	10.97	
藍住町	13,766	15,150	28,916	1,663	1,469	3,132	12.08	9.70	10.83	
板野町	5,255	5,721	10,976	636	571	1,207	12.10	9.98	11.00	
上板町	4,607	5,006	9,613	603	518	1,121	13.09	10.35	11.66	
つるぎ町	3,144	3,624	6,768	518	455	973	16.48	12.56	14.38	
東みよし町	5,439	5,905	11,344	763	699	1,462	14.03	11.84	12.89	
[第2区選挙区計]	119,539	131,160	250,699	15,211	13,242	28,453	12.72	10.10	11.35	
[県計]	285,391	315,782	601,173	36,587	32,771	69,358	12.82	10.38	11.54	

市町村名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,195	110,085	207,280	19,488	19,109	38,597	20.05	17.36	18.62	
小松島市	14,794	15,750	30,544	3,013	2,750	5,763	20.37	17.46	18.87	
阿南市	28,210	30,137	58,347	5,917	5,641	11,558	20.97	18.72	19.81	
勝浦町	1,969	2,123	4,092	337	300	637	17.12	14.13	15.57	
上勝町	569	654	1,223	181	178	359	31.81	27.22	29.35	
佐那河内村	912	988	1,900	258	239	497	28.29	24.19	26.16	
石井町	9,794	11,032	20,826	1,704	1,551	3,255	17.40	14.06	15.63	
神山町	1,975	2,193	4,168	544	533	1,077	27.54	24.30	25.84	
那賀町	3,034	3,390	6,424	772	741	1,513	25.44	21.86	23.55	
牟岐町	1,493	1,691	3,184	309	352	661	20.70	20.82	20.76	
美波町	2,435	2,754	5,189	662	724	1,386	27.19	26.29	26.71	
海陽町	3,472	3,825	7,297	761	763	1,524	21.92	19.95	20.89	
[第1区選挙区計]	165,852	184,622	350,474	33,946	32,881	66,827	20.47	17.81	19.07	
鳴門市	21,997	24,393	46,390	3,225	2,896	6,121	14.66	11.87	13.19	
吉野川市	15,399	17,335	32,734	3,253	3,113	6,366	21.12	17.96	19.45	
阿波市	14,305	15,462	29,767	3,049	2,821	5,870	21.31	18.24	19.72	
美馬市	10,882	11,938	22,820	2,504	2,318	4,822	23.01	19.42	21.13	
三好市	9,419	10,503	19,922	2,428	2,210	4,638	25.78	21.04	23.28	
松茂町	6,028	6,119	12,147	1,211	1,096	2,307	20.09	17.91	18.99	
北島町	9,298	10,004	19,302	1,909	1,728	3,637	20.53	17.27	18.84	
藍住町	13,766	15,150	28,916	2,792	2,660	5,452	20.28	17.56	18.85	
板野町	5,255	5,721	10,976	1,052	979	2,031	20.02	17.11	18.50	
上板町	4,607	5,006	9,613	910	820	1,730	19.75	16.38	18.00	
つるぎ町	3,144	3,624	6,768	712	650	1,362	22.65	17.94	20.12	
東みよし町	5,439	5,905	11,344	1,189	1,087	2,276	21.86	18.41	20.06	
[第2区選挙区計]	119,539	131,160	250,699	24,234	22,378	46,612	20.27	17.06	18.59	
[県計]	285,391	315,782	601,173	58,180	55,259	113,439	20.39	17.50	18.87	

市町村名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,195	110,085	207,280	24,107	24,248	48,355	24.80	22.03	23.33	
小松島市	14,794	15,750	30,544	3,635	3,438	7,073	24.57	21.83	23.16	
阿南市	28,210	30,137	58,347	7,071	6,863	13,934	25.07	22.77	23.88	
勝浦町	1,969	2,123	4,092	407	367	774	20.67	17.29	18.91	
上勝町	569	654	1,223	215	216	431	37.79	33.03	35.24	
佐那河内村	912	988	1,900	304	270	574	33.33	27.33	30.21	
石井町	9,794	11,032	20,826	2,099	1,951	4,050	21.43	17.68	19.45	
神山町	1,975	2,193	4,168	649	629	1,278	32.86	28.68	30.66	
那賀町	3,034	3,390	6,424	873	828	1,701	28.77	24.42	26.48	
牟岐町	1,493	1,691	3,184	380	424	804	25.45	25.07	25.25	
美波町	2,435	2,754	5,189	766	859	1,625	31.46	31.19	31.32	
海陽町	3,472	3,825	7,297	869	874	1,743	25.03	22.85	23.89	
[第1区選挙区計]	165,852	184,622	350,474	41,375	40,967	82,342	24.95	22.19	23.49	
鳴門市	21,997	24,393	46,390	4,045	3,778	7,823	18.39	15.49	16.86	
吉野川市	15,399	17,335	32,734	3,871	3,837	7,708	25.14	22.13	23.55	
阿波市	14,305	15,462	29,767	3,641	3,458	7,099	25.45	22.36	23.85	
美馬市	10,882	11,938	22,820	2,916	2,747	5,663	26.80	23.01	24.82	
三好市	9,419	10,503	19,922	2,804	2,609	5,413	29.77	24.84	27.17	
松茂町	6,028	6,119	12,147	1,459	1,345	2,804	24.20	21.98	23.08	
北島町	9,298	10,004	19,302	2,328	2,158	4,486	25.04	21.57	23.24	
藍住町	13,766	15,150	28,916	3,450	3,359	6,809	25.06	22.17	23.55	
板野町	5,255	5,721	10,976	1,285	1,217	2,502	24.45	21.27	22.80	
上板町	4,607	5,006	9,613	1,088	1,032	2,120	23.62	20.62	22.05	
つるぎ町	3,144	3,624	6,768	808	755	1,563	25.70	20.83	23.09	
東みよし町	5,439	5,905	11,344	1,358	1,262	2,620	24.97	21.37	23.10	
[第2区選挙区計]	119,539	131,160	250,699	29,053	27,557	56,610	24.30	21.01	22.58	
[県計]	285,391	315,782	601,173	70,428	68,524	138,952	24.68	21.70	23.11	

市町村名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,195	110,085	207,280	29,091	29,702	58,793	29.93	26.98	28.36	
小松島市	14,794	15,750	30,544	4,272	4,104	8,376	28.88	26.06	27.42	
阿南市	28,210	30,137	58,347	8,376	8,150	16,526	29.69	27.04	28.32	
勝浦町	1,969	2,123	4,092	477	442	919	24.23	20.82	22.46	
上勝町	569	654	1,223	260	251	511	45.69	38.38	41.78	
佐那河内村	912	988	1,900	348	325	673	38.16	32.89	35.42	
石井町	9,794	11,032	20,826	2,486	2,361	4,847	25.38	21.40	23.27	
神山町	1,975	2,193	4,168	745	716	1,461	37.72	32.65	35.05	
那賀町	3,034	3,390	6,424	977	930	1,907	32.20	27.43	29.69	
牟岐町	1,493	1,691	3,184	447	493	940	29.94	29.15	29.52	
美波町	2,435	2,754	5,189	868	977	1,845	35.65	35.48	35.56	
海陽町	3,472	3,825	7,297	953	982	1,935	27.45	25.67	26.52	
[第1区選挙区計]	165,852	184,622	350,474	49,300	49,433	98,733	29.73	26.78	28.17	
鳴門市	21,997	24,393	46,390	4,666	4,499	9,165	21.21	18.44	19.76	
吉野川市	15,399	17,335	32,734	4,504	4,572	9,076	29.25	26.37	27.73	
阿波市	14,305	15,462	29,767	4,269	4,097	8,366	29.84	26.50	28.10	
美馬市	10,882	11,938	22,820	3,321	3,164	6,485	30.52	26.50	28.42	
三好市	9,419	10,503	19,922	3,168	2,948	6,116	33.63	28.07	30.70	
松茂町	6,028	6,119	12,147	1,707	1,617	3,324	28.32	26.43	27.36	
北島町	9,298	10,004	19,302	2,772	2,601	5,373	29.81	26.00	27.84	
藍住町	13,766	15,150	28,916	4,076	4,042	8,118	29.61	26.68	28.07	
板野町	5,255	5,721	10,976	1,500	1,417	2,917	28.54	24.77	26.58	
上板町	4,607	5,006	9,613	1,296	1,236	2,532	28.13	24.69	26.34	
つるぎ町	3,144	3,624	6,768	905	821	1,726	28.78	22.65	25.50	
東みよし町	5,439	5,905	11,344	1,542	1,426	2,968	28.35	24.15	26.16	
[第2区選挙区計]	119,539	131,160	250,699	33,726	32,440	66,166	28.21	24.73	26.39	
[県計]	285,391	315,782	601,173	83,026	81,873	164,899	29.09	25.93	27.43	

市町村名	当日有権者数			投票者数			投票率(%)			備考
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
徳島市	97,195	110,085	207,280	31,681	32,417	64,098	32.60	29.45	30.92	
小松島市	14,794	15,750	30,544	4,551	4,383	8,934	30.76	27.83	29.25	
阿南市	28,210	30,137	58,347	9,005	8,760	17,765	31.92	29.07	30.45	
勝浦町	1,969	2,123	4,092	506	471	977	25.70	22.19	23.88	
上勝町	569	654	1,223	272	272	544	47.80	41.59	44.48	
佐那河内村	912	988	1,900	377	346	723	41.34	35.02	38.05	
石井町	9,794	11,032	20,826	2,724	2,593	5,317	27.81	23.50	25.53	
神山町	1,975	2,193	4,168	795	762	1,557	40.25	34.75	37.36	
那賀町	3,034	3,390	6,424	1,008	958	1,966	33.22	28.26	30.60	
牟岐町	1,493	1,691	3,184	476	507	983	31.88	29.98	30.87	
美波町	2,435	2,754	5,189	923	1,032	1,955	37.91	37.47	37.68	
海陽町	3,472	3,825	7,297	1,007	1,029	2,036	29.00	26.90	27.90	
[第1区選挙区計]	165,852	184,622	350,474	53,325	53,530	106,855	32.15	28.99	30.49	
鳴門市	21,997	24,393	46,390	5,317	5,128	10,445	24.17	21.02	22.52	
吉野川市	15,399	17,335	32,734	4,897	4,976	9,873	31.80	28.70	30.16	
阿波市	14,305	15,462	29,767	4,565	4,391	8,956	31.91	28.40	30.09	
美馬市	10,882	11,938	22,820	3,494	3,327	6,821	32.11	27.87	29.89	
三好市	9,419	10,503	19,922	3,212	2,991	6,203	34.10	28.48	31.14	
松茂町	6,028	6,119	12,147	1,815	1,738	3,553	30.11	28.40	29.25	
北島町	9,298	10,004	19,302	2,981	2,809	5,790	32.06	28.08	30.00	
藍住町	13,766	15,150	28,916	4,407	4,436	8,843	32.01	29.28	30.58	
板野町	5,255	5,721	10,976	1,629	1,539	3,168	31.00	26.90	28.86	
上板町	4,607	5,006	9,613	1,392	1,313	2,705	30.21	26.23	28.14	
つるぎ町	3,144	3,624	6,768	951	863	1,814	30.25	23.81	26.80	
東みよし町	5,439	5,905	11,344	1,616	1,490	3,106	29.71	25.23	27.38	
[第2区選挙区計]	119,539	131,160	250,699	36,276	35,001	71,277	30.35	26.69	28.43	
[県計]	285,391	315,782	601,173	89,601	88,531	178,132	31.40	28.04	29.63	(推計投票率) %

イ 繰上投票区投票状況に関する調

阿南市(伊島投票区)

令和6年10月26日

		選挙当日の有権者			10時30分現在の投票状況			17時現在の投票状況			終了時の投票結果		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
今回	人 数	57	49	106	2	4	6	27	24	51	28	27	55
	投票率				3.51%	8.16%	5.66%	47.37%	48.98%	48.11%	49.12%	55.10%	51.89%
R3年	人 数	68	59	127	7	11	18	27	26	53	33	30	63
	投票率				10.29%	18.64%	14.17%	39.71%	44.07%	41.73%	48.53%	50.85%	49.61%
H29年	人 数	75	74	149	11	16	27	33	39	72	34	39	73
	投票率				14.67%	21.62%	18.12%	44.00%	52.70%	48.32%	45.33%	52.70%	48.99%

ウ 開票状況に関する調

第1区選挙区

(開票率 7.52%)

区分	1 仁木 博文 (自由民主党)	2 高橋 えい (立憲民主党)	3 佐藤 行俊	4 久保 たかゆき (日本共産党)	5 吉田 とも代 (日本維新の会)	計	開票状況		
							2/3以上	疑問票のみ	確定
徳島市	0	0	0	0	0	0			前回以前
小松島市	3,000	3,000	200	600	1,600	8,400			
阿南市	0	0	0	0	0	0			
勝浦町	0	0	0	0	0	0			
上勝町	0	0	0	0	0	0			
佐那河内村	0	0	0	0	0	0			
石井町	1,400	1,000	0	200	800	3,400			
神山町	200	200	0	0	0	400			
那賀町	1,000	0	0	0	0	1,000			
牟岐町	0	0	0	0	0	0			
美波町	0	0	0	0	0	0			
海陽町	0	0	0	0	0	0			
第1区選挙区計	5,600	4,200	200	800	2,400	13,200			
惜敗率(%)		75.000			42.857				

(注)惜敗率は、第1区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第2区選挙区 (開票率 8.3%)

区分	1 飯泉 かもん	2 山口 俊一 (自由民主党)	3 はま 共生 (日本共産党)	4 祝 聡 (日本維新の会)	計	開票状況		
						2/3以上	疑問票のみ	確定 今回 前回以前
鳴門市	400	400	200	200	1,200			
吉野川市	500	500	100	100	1,200			
阿波市	0	0	0	0	0			
美馬市	400	400	0	0	800			
三好市	0	0	0	0	0			
松茂町	300	300	100	100	800			
北島町	2,100	1,300	200	400	4,000			
藍住町	200	200	200	200	800			
板野町	200	200	200	200	800			
上板町	100	100	100	100	400			
つるぎ町	200	600	0	0	800			
東みよし町	0	0	0	0	0			
第2区選挙区計	4,400	4,000	1,100	1,300	10,800			
惜敗率(%)				29.545				

(注)惜敗率は、第2区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第1区選挙区 (開票率 28.72%)

区分	1 仁木 博文 (自由民主党)	2 高橋 えい (立憲民主党)	3 佐藤 行俊	4 久保 たかゆき (日本共産党)	5 吉田 とも代 (日本維新の会)	計	開票状況		
							2/3以上	疑問票のみ	確定
徳島市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000			
小松島市	7,688	4,537	219	649	1,661	14,754		◎	
阿南市	2,000	2,000	0	0	0	4,000			
勝浦町	650	400	0	50	150	1,250			
上勝町	400	200	0	0	50	650	◎		
佐那河内村	708	370	9	45	108	1,240		◎	
石井町	4,947	3,411	143	438	1,295	10,234	◎		
神山町	1,283	615	21	70	188	2,177	◎		
那賀町	2,459	961	26	123	258	3,827	◎		
牟岐町	1,051	544	19	88	177	1,879		◎	
美波町	1,700	800	0	0	200	2,700	◎		
海陽町	2,200	500	0	0	0	2,700			
第1区選挙区計	26,086	15,338	1,437	2,463	5,087	50,411			
惜敗率(%)		58.797			19.500				

(注)惜敗率は、第1区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第2区選挙区 (開票率 66.43%)

区分	1 飯泉 かもん	2 山口 俊一 (自由民主党)	3 はま 共生 (日本共産党)	4 祝 聡 (日本維新の会)	計	開票状況		
						2/3以上	疑問票のみ	確定 今回 前回以前
鳴門市	5,000	5,000	1,000	1,000	12,000			
吉野川市	6,600	7,000	1,200	1,500	16,300	◎		
阿波市	3,800	3,900	400	500	8,600			
美馬市	4,600	5,600	400	600	11,200	◎		
三好市	1,500	1,500	300	300	3,600			
松茂町	1,200	1,200	300	600	3,300			
北島町	4,281	3,308	0	0	7,589	◎		
藍住町	3,000	3,000	1,000	1,500	8,500			
板野町	2,000	2,000	400	400	4,800	◎		
上板町	2,023	1,782	349	413	4,567	◎		
つるぎ町	980	2,737	172	255	4,144		◎	
東みよし町	800	800	100	100	1,800			
第2区選挙区計	35,784	37,827	5,621	7,168	86,400			
惜敗率(%)				18.949				

(注)惜敗率は、第2区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第1区選挙区 (開票率 93.47%)

区分	1 仁木 博文 (自由民主党)	2 高橋 えい (立憲民主党)	3 佐藤 行俊	4 久保 たかゆき (日本共産党)	5 吉田 とも代 (日本維新の会)	計	開票状況		
							2/3以上	疑問票のみ	確定
徳島市	42,314	33,438	1,392	5,412	12,543	95,099	◎		
小松島市	7,688	4,537	219	649	1,661	14,754			◎
阿南市	14,000	7,500	0	500	2,500	24,500	◎		
勝浦町	1,371	673	11	97	177	2,329		◎	
上勝町	456	231	3	22	77	789	◎		
佐那河内村	708	370	9	45	108	1,240			◎
石井町	4,947	3,411	143	438	1,295	10,234	◎		
神山町	1,361	626	21	70	189	2,267		◎	
那賀町	2,462	969	27	125	260	3,843		◎	
牟岐町	1,051	544	19	88	177	1,879			◎
美波町	1,723	882	34	94	255	2,988		◎	
海陽町	2,597	985	33	151	400	4,166	◎		
第1区選挙区計	80,678	54,166	1,911	7,691	19,642	164,088			
惜敗率(%)		67.138			24.346				

(注)惜敗率は、第1区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第2区選挙区 (開票率 90.48%)

区分	1 飯泉 かもん	2 山口 俊一 (自由民主党)	3 はま 共生 (日本共産党)	4 祝 聡 (日本維新の会)	計	開票状況		
						2/3以上	疑問票のみ	確定 今回 前回以前
鳴門市	9,000	7,000	1,200	2,000	19,200	◎		
吉野川市	6,643	7,032	1,273	1,589	16,537			◎
阿波市	3,800	3,900	400	500	8,600			
美馬市	4,794	6,426	498	685	12,403			◎
三好市	4,000	7,000	400	400	11,800	◎		
松茂町	2,551	2,322	363	617	5,853	◎		
北島町	4,281	3,308	728	1,151	9,468			◎
藍住町	6,000	4,700	1,000	1,600	13,300	◎		
板野町	2,037	2,175	496	547	5,255			◎
上板町	2,023	1,782	349	414	4,568			◎
つるぎ町	980	2,737	172	255	4,144			◎
東みよし町	2,327	3,606	275	332	6,540	◎		
第2区選挙区計	48,436	51,988	7,154	10,090	117,668			
惜敗率(%)				19.408				

(注)惜敗率は、第2区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第1区選挙区 (開票率 97.55%)

区分	1 仁木 博文 (自由民主党)	2 高橋 えい (立憲民主党)	3 佐藤 行俊	4 久保 たかゆき (日本共産党)	5 吉田 とも代 (日本維新の会)	計	開票状況		
							2/3以上	疑問票のみ	確定
徳島市	43,040	33,662	1,420	5,476	12,650	96,248	◎		
小松島市	7,688	4,537	219	649	1,661	14,754			◎
阿南市	17,951	7,942	378	1,196	3,018	30,485	◎		
勝浦町	1,371	673	11	97	177	2,329			◎
上勝町	456	231	3	22	77	789		◎	
佐那河内村	708	370	9	45	108	1,240			◎
石井町	4,960	3,418	144	441	1,298	10,261		◎	
神山町	1,361	626	21	70	189	2,267			◎
那賀町	2,462	969	27	125	260	3,843			◎
牟岐町	1,051	544	19	88	177	1,879			◎
美波町	1,723	882	34	94	255	2,988			◎
海陽町	2,597	985	33	151	400	4,166		◎	
第1区選挙区計	85,368	54,839	2,318	8,454	20,270	171,249			
惜敗率(%)		64.238			23.744				

(注)惜敗率は、第1区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

第2区選挙区 (開票率 97.5%)

区分	1 飯泉 かもん	2 山口 俊一 (自由民主党)	3 はま 共生 (日本共産党)	4 祝 聡 (日本維新の会)	計	開票状況		
						2/3以上	疑問票のみ	確定 今回 前回以前
鳴門市	10,177	7,999	1,514	2,265	21,955	◎		
吉野川市	6,643	7,032	1,273	1,589	16,537			◎
阿波市	5,975	6,497	945	1,151	14,568		◎	
美馬市	4,794	6,426	498	685	12,403			◎
三好市	4,072	7,016	441	472	12,001	◎		
松茂町	2,555	2,324	364	618	5,861		◎	
北島町	4,281	3,308	728	1,151	9,468			◎
藍住町	6,042	4,726	1,114	1,618	13,500		◎	
板野町	2,037	2,175	496	547	5,255			◎
上板町	2,023	1,782	349	414	4,568			◎
つるぎ町	980	2,737	172	255	4,144			◎
東みよし町	2,327	3,608	275	332	6,542		◎	
第2区選挙区計	51,906	55,630	8,169	11,097	126,802			
惜敗率(%)				19.947				

(注)惜敗率は、第2区選挙区における最多得票者の得票数に対する割合である(比例代表選挙に重複立候補し、名簿登載順位が同一順位とされた者に限る。)

工 党派別得票数に関する調

小選挙区	自由民主党		立憲民主党		日本維新の会		無所属		日本共産党		合計
	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率	得票数	得票率	
1	85,386.000	49.86	54,839.000	32.02	20,270.000	11.84	2,318.000	1.35	8,454.000	4.94	171,267.000
2	55,830.000	43.86	0.000	0.00	11,122.000	8.74	52,151.000	40.97	8,198.000	6.44	127,301.000
合計	141,216.000	47.30	54,839.000	18.37	31,392.000	10.51	54,469.000	18.24	16,652.000	5.58	298,568.000

オ 有効投票に関する調

小選挙区

法第68条の2第1項 以外の投票数 (A)	法第68条の2第4項によってあて分した投票数						合計 (A) + (B) + (C)
	あて分した 投票数 (B)	左記の内訳				いずれの候補 者にも属しな い票数 (C)	
		氏名を記載 したもの	氏を記載 したもの	名を記載 したもの	その他		
298,568	0	0	0	0	0	0	298,568

比例代表

法第68条の2第2項 以外の投票数 (A)	法第68条の2第4項によってあて分けた投票数					いづれの政党等にも 属しない票数 (C)	合計 (A) + (B) + (C)
	あて分けた 投票数 (B)	左記の内訳			その他		
		政党等の名称を記載 したもの	政党等の略称を記載 したもの				
276,983	17,683	207	17,476	0	0	294,666	

最高裁判所裁判官国民審査

投票総数 (A)	有効投票数		無効投票数 (B)		無効投票率 (B) / (A) × 100 %
	総数	法第22条第2項の 規定の適用を受け たもの	法第22条第5項の 規定の適用を受け たもの	11,257	
304,280	293,023	0	0	11,257	3.70

小選挙区

比例代表表

最高裁判所裁判官国民審査

-72-

キ 仮投票に関する調

小選挙区

仮投票数						
総数			内訳			
			受理したもの			受理しなかったもの
市区	町村	計	市区	町村	計	計
0	0	0	0	0	0	0

比例代表

仮投票数						
総数			内訳			
			受理したもの			受理しなかったもの
市区	町村	計	市区	町村	計	計
0	0	0	0	0	0	0

最高裁判所裁判官国民審査

仮投票数						
総数		事由による内訳		受理・不受理による内訳		
		投票の拒否の決定を受けた審査人において不服がある場合	投票立会人において異議がある場合	受理したもの	受理しなかったもの	
0	0	0	0	0	0	0

ク 点字投票に関する調

小選挙区

点字投票数								
総数			内訳					
			有効			無効		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
32	2	34	32	2	34	0	0	0

比例代表

点字投票数								
総数			内訳					
			有効			無効		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
32	2	34	32	2	34	0	0	0

最高裁判所裁判官国民審査

点字投票数		
総数	内訳	
	有効	無効
33	32	1

ケ 代理投票に関する調

小選挙区

代理投票数											
選挙当日投票所 における代理投票			期日前投票所 における代理投票			不在者投票における代理投票					
						選挙人が所在・居住する地の市区町村の 選管委員長（名簿登録地以外の 選管委員長）に対してなしたもの			病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護 ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設 の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の 長に対してなしたもの		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
94	25	119	305	61	366	0	0	0	50	2	52

代理投票数											
不在者投票における代理投票									合計		
郵便等により投票を行ったもの （法第49条第3項に基づく代理記載）			その他			計					
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
11	10	21	0	0	0	61	12	73	460	98	558

比例代表

代理投票数											
選挙当日投票所 における代理投票			期日前投票所 における代理投票			不在者投票における代理投票					
						選挙人が所在・居住する地の市区町村の 選管委員長（名簿登録地以外の 選管委員長）に対してなしたもの			病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護 ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設 の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の 長に対してなしたもの		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
97	25	122	310	63	373	0	0	0	50	2	52

代理投票数											
不在者投票における代理投票									合計		
郵便等により投票を行ったもの (法第49条第3項に基づく代理記載)			その他			計					
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
11	10	21	0	0	0	61	12	73	468	100	568

最高裁判所裁判官国民審査

代理投票数		
審査当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	合計
120	361	481

コ 期日前投票及び不在者投票に関する調

期日前投票者数		不在者投票者数		
小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	
120,951	120,930	3,669		3,659

サ 不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調

小選挙区

ア 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙等を交付したもの

投票用紙等の請求				交付		
本人	直接	郵便等	合計	直接	郵便等	計
	代理人					交付を拒絶したもの
380	1,791	1,775	3,946	1,867	2,079	0
				1,867	2,079	0
				3,946		3,946

イ 指定市町村において他市町村の船員又は南極地域調査組織に属する選挙人に不在者投票用紙等を交付したもの

投票用紙等の請求				交付		
本人	直接	郵便等	合計	直接	郵便等	計
	代理人					交付を拒絶したもの
0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0
				0	0	0

比例代表

ア 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙等を交付したもの

投票用紙等の請求				交付		
本人	直接	郵便等	合計	直接	郵便等	計
	代理人					交付を拒絶したもの
380	1,790	1,778	3,948	1,822	2,126	0
				1,822	2,126	0
				3,948		3,948

イ 指定市町村において他市町村の船員又は南極地域調査組織に属する選挙人に不在者投票用紙等を交付したもの

投票用紙等の請求				交付		
本人	直接	郵便等	合計	直接	郵便等	計
	代理人					交付を拒絶したもの
0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0
				0	0	0

ス 南極地域調査組織に属する選挙人の不在者投票に関する調

投票用紙等の請求件数			投票用紙等の交付件数			投票者数			投票所を閉じる時刻以降に送致を受けたもの		
小選挙区	比例代表	計	小選挙区	比例代表	計	小選挙区	比例代表	計	小選挙区	比例代表	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

セ 特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票に関する調

投票用紙等の請求件数			投票用紙等の交付件数			投票者数			投票所を閉じる時刻以降に送致を受けたもの		
小選挙区	比例代表	計	小選挙区	比例代表	計	小選挙区	比例代表	計	小選挙区	比例代表	計
1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0

タ 不在者投票の受理、不受理に関する調

小選挙区

投票管理者において受理と決定し、 かつ拒否の決定をなかったもの			投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの									合計		
			開票管理者において受理と決定したもの			開票管理者において不受理と決定したもの								
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
2,722	936	3,658	9	0	9	1	1	2	10	1	11	2,732	937	3,669

投票所を閉じる時刻以降に送致を受けたもの											
うち名簿登録地以外の市区町村における不在者投票に係るもの						うち指定施設等における不在者投票に係るもの					
						うち郵便等による不在者投票に係るもの					
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

比例代表

投票管理者において受理と決定し、 かつ拒否の決定をしなかったもの			投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの									合計		
			開票管理者において受理と決定したもの			開票管理者において不受理と決定したもの								
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
2,719	930	3,649	9	0	9	0	1	1	9	1	10	2,728	931	3,659

投票所を閉じる時刻以降に送致を受けたもの											
うち名簿登録地以外の市区町村における不在者投票に係るもの						うち指定施設等における不在者投票に係るもの					
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

最高裁判所裁判官国民審査

投票管理者において受理と決定し、 かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合計
	開票管理者において 受理と決定したもの	開票管理者において 不受理と決定したもの	計	
3,415	9	1	10	3,425

チ 在外投票の受理、不受理に関する関

小選挙区

投票管理者において受理と決定、 かつ拒否の決定をしなかったもの				投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの							
市区		町村		計	開票管理者において受理と決定したもの			開票管理者において不受理と決定したもの			計
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
30	8	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0

期日前投票及び選挙当日の投票所における投票				合計	
市区		町村		計	
0	0	0	0	30	8
					38

比例代表

投票管理者において受理と決定し、 かつ拒否の決定をしなかったもの				投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの							
市区		町村		計	開票管理者において受理と決定したもの			開票管理者において不受理と決定したもの			計
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
30	8	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0

期日前投票及び選挙当日の投票所における投票				合 計			
市 区		町 村		計	市 区	町 村	計
0	0	0	0	0	30	8	38

ツ 不在者投票管理者別不在者投票に関する関

選挙人の属する市区町村の選挙委員に対してしたもの		選挙人が所在・居住する地の市区町村の選挙委員長に対してしたもの		船長に対してしたもの		病院の院長、老人ホームの長、原子燃料サイクル推進機構の長、国立保健所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は特別ハビリテーション作業所の長に対してしたもの		刑事施設の長又は留置施設の留置管理管理者に対してしたもの		少年院の長又は婦人補導院の長に対してしたもの	
小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
8	8	476	477	15	15	3,053	3,039	9	9	0	0

特定国外派遣組織の長に対してしたもの		南緯地域調査組織の長に対してしたもの		左記の合計		郵便等により投票を行ったもの		法第49条第 8 項により投票を行ったもの		合計	
小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
1	1	0	0	3,562	3,549	107	110	0	0	3,669	3,659

テ 不在者投票記載場所数に関する調

市区町村の選管委員長が管理する 不在者投票記載場所の数			左記に使用した施設の内訳											
			支所・出張所			公民館その他の公共施設			役所・役場			その他		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
10	18	28	0	2	2	0	2	2	9	14	23	1	0	1

ト 不在者投票の終了時刻に関する調

不在者投票管理者に対してする行為の終了時刻														
午後 5 時～5 時59分				午後 6 時～6 時59分				午後 7 時～7 時59分				午後 8 時		
市区	町村	計		市区	町村	計		市区	町村	計		市区	町村	計
0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	8	16	24

不在者投票管理者に対してする行為の終了時刻										
午後8時01分～9時00分				午後9時01分～10時00分				合計		
市区	町村	計		市区	町村	計		市区	町村	計
0	0	0		0	0	0		8	16	24

ナ 指定投票区等に関する調

市区町村数			開票区数			指定投票区数			指定関係投票区数		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
8	16	24	8	16	24	8	17	25	260	45	305

特別指定関係投票区数			指定在外選挙投票区数		
市区	町村	計	市区	町村	計
0	0	0	8	16	24

二 期日前投票所の開閉時刻等に関する調

団体名	期日前投票所名	設置期間	開始時刻	閉鎖時刻	施設の種類	
						うち駅周辺
徳島市	徳島市役所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	○
徳島市	ふれあい健康館	6日	09:00	18:00	左記以外の公共施設	
徳島市	川内町民会館	6日	09:00	18:00	公民館	
徳島市	上八万支所	6日	09:00	18:00	支所・出張所	
徳島市	南井上コミュニティセンター	6日	09:00	18:00	左記以外の公共施設	
徳島市	イオンモール徳島	3日	10:00	19:00	ショッピングセンター等	
徳島市	徳島大学	2日	10:00	17:00	大学等（大学・短期大学・高等専門学校）	
鳴門市	鳴門市役所2階201会議室	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
鳴門市	堀江公民館	6日	10:00	19:00	公民館	
小松島市	小松島市役所	11日	08:00	20:00	市区役所・町村役場	
阿南市	期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
吉野川市	吉野川市役所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
吉野川市	山川公民館	11日	08:30	20:00	公民館	
阿波市	本庁 市民情報スペース	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
美馬市	穴吹期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	○
美馬市	美馬町期日前投票所	6日	08:30	20:00	左記以外の公共施設	
美馬市	脇町期日前投票所	6日	08:30	20:00	左記以外の公共施設	
美馬市	木屋平期日前投票所	6日	08:30	18:00	左記以外の公共施設	
三好市	池田期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	○
三好市	三野期日前投票所	6日	08:30	18:00	支所・出張所	
三好市	井川期日前投票所	6日	08:30	18:00	支所・出張所	○
三好市	山城期日前投票所	6日	08:30	18:00	支所・出張所	○
三好市	西祖谷期日前投票所	6日	08:30	18:00	支所・出張所	
三好市	東祖谷期日前投票所	6日	08:30	18:00	支所・出張所	
勝浦町	勝浦町住民福祉センター	11日	08:30	20:00	公民館	
上勝町	上勝町役場	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
佐那河内村	佐那河内村役場	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
石井町	石井町役場	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
神山町	神山町期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
那賀町	那賀町役場	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
那賀町	相生庁舎	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
那賀町	上那賀支所	11日	08:30	19:00	市区役所・町村役場	
那賀町	木沢支所	11日	08:30	19:00	市区役所・町村役場	
那賀町	木頭支所	11日	08:30	19:00	市区役所・町村役場	
牟岐町	牟岐町期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
美波町	日和佐期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
美波町	由岐期日前投票所	11日	08:30	20:00	支所・出張所	○
海陽町	海南投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
海陽町	海部投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
海陽町	穴喰投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
海陽町	大比移動期日前投票所	1日	09:30	10:00	集会施設	
海陽町	榎木屋移動期日前投票所	1日	11:30	12:00	集会施設	
海陽町	大内移動期日前投票所	1日	14:00	15:00	集会施設	
海陽町	海部高校移動期日前投票所	1日	17:00	18:00	大学等（大学・短期大学・高等専門学校）	
松茂町	松茂町役場101会議室	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
北島町	北島町総合庁舎	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
藍住町	藍住町期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
板野町	板野町中央公民館	11日	08:30	20:00	公民館	
上板町	上板役場1階ロビー	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
つるぎ町	貞光期日前投票所	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
つるぎ町	半田期日前投票所	11日	08:30	20:00	支所・出張所	
東みよし町	東みよし町役場三加茂庁舎	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	
東みよし町	東みよし町役場三好庁舎	11日	08:30	20:00	市区役所・町村役場	

又 投票所に使用した施設に関する調

投票所区分	投票所数			共通投票所数		
	市区	町村	計	市区	町村	計
市区町村数	8	16	24	8	16	24
市区役所・町村役場	2 (0)	7 (0)	9 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
支所・出張所	6 (0)	6 (0)	12 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学校 (大学・短期大学・高等専門学校を除く)・幼稚園	76 (0)	20 (0)	96 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
大学等 (大学・短期大学・高等専門学校)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公会堂	3 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公民館	59 (0)	33 (0)	92 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
体育館 (学校以外のもの)	6 (0)	6 (0)	12 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
集会施設	96 (0)	67 (0)	163 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
駅構内	0	0	0	0	0	0
上記以外の公共施設	36 (0)	29 (0)	65 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	26 (0)	5 (0)	31 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うちシヨビングセンター等	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち商店街	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	310 (0)	175 (0)	485 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
借上料を要した投票所数	40	26	66	0	0	0

(注)投票所等を設置した施設が、駅周辺(駅前や駅と一体となったいわゆる駅ビル内にある施設、駅に隣接した施設などを含む)にある場合には、()内に内書き。

ネ 開閉時刻を変更した投票所

1 投票所開閉時刻の変更関係市町村数等一覧

関係市町村数 繰上・繰下の別及び時間	今回衆議(R6.10.27執行予定)		参議補選(R5.10.22執行予定)		知事・県議(R5.4.9執行)		参議(R4.7.10執行)	
	投票区	選挙人名簿登録者数	投票区	選挙人名簿登録者数	投票区	選挙人名簿登録者数	投票区	選挙人名簿登録者数
30分の繰上	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間の繰上	57	13,837	63	15,222	63	15,519	71	16,357
2時間の繰上	61	8,213	55	7,618	58	7,781	50	7,133
3時間の繰上	5	133	5	144	5	149	5	154
1時間の繰下1時間の繰上	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間の繰下2時間の繰上	5	249	5	287	5	293	5	302
4時間の繰上	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	128	22,432	128	23,271	131	23,742	131	23,946
関係団体投票区総数 (B)	277	174,624	278	178,052	281	179,998	283	182,584
(A) / (B) (%)	46.2	12.8	46.0	13.1	46.6	13.2	46.3	13.1
全団体投票区総数 (C)	485	602,632	486	610,864	490	614,884	491	620,512
(A) / (C) (%)	26.4	3.7	26.3	3.8	26.7	3.9	26.7	3.9

(参考)

関係投票区(A)の比較

参議補選(直近の選挙)との比較

該当団体名 ①阿南市 ②吉野川市 ③美馬市

※選挙人名簿登録者数はR6.9.2定時登録時点の登録者数

増減なし

④三好市 ⑤那賀町

⑥年岐町

⑦美波町

⑧海陽町

⑨つるぎ町

⑩東みよし町

2 投票所開閉時刻の変更届出一覧表

市町村名	投票区名	選挙人名簿 登録者数(人)	開始時刻 (午前十時)	閉鎖時刻 (午後時)	繰上下の別	時 間	変 更 理 由	備 考
阿 南 市 8 / 44	大 井	223	7時	7時	繰 上	1	開票所から遠隔地の山間部に投票所があり、道路事情も悪い。投票箱の安全送致を図るためにも従来から繰り上げを行っており有権者にも支障は生じないため。	
	大 田 井	61	7時	7時	繰 上	1		
	阿 瀬 比	81	7時	7時	繰 上	1		
	新 野 西	265	7時	7時	繰 上	1		
	福 井 上 分	128	7時	7時	繰 上	1		
	蒲 生 田	33	7時	7時	繰 上	1		
	後	47	7時	7時	繰 上	1		
	椿 泊	395	7時	7時	繰 上	1		
吉 野 川 市 1 / 24	山 川 第 1 0	52	7時	7時	繰 上	1	有権者数が少なく、また山間部のため道路が狭く、特に夜間は危険であり、地元住民もほとんど出歩くことがない。過去の実績においても、当該時刻までに投票が終了しているため。	
美 馬 市 6 / 29	重 清 北	191	7時	7時	繰 上	1	選挙人名簿登録者数、過去の実績及び有権者の意見等を考慮し、繰り上げを行っても有権者に支障は生じないため。	
	切 久 保	190	7時	7時	繰 上	1		
	渕 名	82	7時	7時	繰 上	1		
	三 ツ 木	81	7時	6時	繰 上	2		
	川 井	105	7時	6時	繰 上	2		
	木 屋 平	241	7時	6時	繰 上	2		
	三野第1投票区	408	7時	7時	繰 上	1		
	三野第2投票区	548	7時	7時	繰 上	1		
三 好 市 58 / 73	三野第3投票区	368	7時	7時	繰 上	1	開票所から遠隔地にあり、投票箱の安全送致を図る必要がある。また、早い時間帯に投票をすませる有権者がほとんどで、繰上を行なったっても有権者に支障は生じないため。	
	三野第4投票区	1,133	7時	7時	繰 上	1		
	三野第5投票区	828	7時	7時	繰 上	1		
	三野第6投票区	36	7時	6時	繰 上	2		
	三野第7投票区	44	7時	6時	繰 上	2		
	三野第8投票区	111	7時	6時	繰 上	2		
	井川第1投票区	520	7時	7時	繰 上	1		
	井川第2投票区	614	7時	7時	繰 上	1		
	井川第4投票区	50	7時	6時	繰 上	2		
	井川第5投票区	407	7時	6時	繰 上	2		
	井川第6投票区	107	7時	6時	繰 上	2		
	井川第7投票区	40	7時	6時	繰 上	2		
	池田第3投票区	144	7時	7時	繰 上	1		

市町村名	投票区名	選挙人名簿 登録者数(人)	開始時刻 (午前時)	閉鎖時刻 (午後時)	繰上下の別	時間	変更理由	備考
三好市 58／73	池田第4投票区	65	7時	7時	繰上	1	開票所から遠隔地にあり、投票箱の安全送致を図る必要がある。 また、早い時間帯に投票をすませる有権者がほとんどで、繰上を行なっても有権者に支障は生じないため。	
	池田第5投票区	63	7時	6時	繰上	2		
	池田第14投票区	20	7時	6時	繰上	2		
	池田第16投票区	132	7時	7時	繰上	1		
	池田第18投票区	67	7時	6時	繰上	2		
	池田第19投票区	295	7時	7時	繰上	1		
	池田第20投票区	168	7時	7時	繰上	1		
	池田第21投票区	270	7時	7時	繰上	1		
	池田第22投票区	18	7時	6時	繰上	2		
	池田第25投票区	98	7時	6時	繰上	2		
	池田第26投票区	58	7時	6時	繰上	2		
	池田第27投票区	20	7時	6時	繰上	2		
	池田第28投票区	40	7時	6時	繰上	2		
	池田第29投票区	271	7時	6時	繰上	2		
	池田第30投票区	123	7時	6時	繰上	2		
	山城第1投票区	86	7時	6時	繰上	2		
	山城第2投票区	312	7時	7時	繰上	1		
	山城第3投票区	400	7時	7時	繰上	1		
	山城第4投票区	356	7時	7時	繰上	1		
	山城第5投票区	414	7時	7時	繰上	1		
	山城第6投票区	13	7時	6時	繰上	2		
	山城第7投票区	75	7時	6時	繰上	2		
	山城第8投票区	60	7時	6時	繰上	2		
	山城第9投票区	147	7時	6時	繰上	2		
	山城第10投票区	204	7時	6時	繰上	2		
	山城第12投票区	146	7時	6時	繰上	2		
	山城第13投票区	124	7時	6時	繰上	2		
	山城第14投票区	160	7時	6時	繰上	2		
	山城第15投票区	168	7時	6時	繰上	2		
	西祖谷第1投票区	138	7時	6時	繰上	2		
	西祖谷第2投票区	127	7時	6時	繰上	2		
	西祖谷第3投票区	71	7時	6時	繰上	2		
	西祖谷第4投票区	253	7時	6時	繰上	2		
	西祖谷第5投票区	176	7時	6時	繰上	2		

市町村名	投票区名	選挙人名簿 登録者数(人)	開始時刻 (午前十時)	閉鎖時刻 (午後時)	繰上下の別	時間	変更理由	備考
三好市 58 / 73	東祖谷第1投票区	125	7時	6時	繰上	2	開票所から遠隔地にあり、投票箱の安全送致を図る必要がある。 また、早い時間帯に投票をすませる有権者がほとんどで、繰上を行 なっても有権者に支障は生じないため。	
	東祖谷第2投票区	146	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第3投票区	85	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第4投票区	106	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第5投票区	99	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第6投票区	116	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第7投票区	124	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第8投票区	91	7時	6時	繰上	2		
	東祖谷第9投票区	25	7時	5時	繰上	3		
那賀町 13 / 17	相生第一	153	7時	7時	繰上	1	開票所から遠隔地にあり、道路事情も悪く、投票箱の安全送致を 図る必要がある。また、早い時間帯に投票をすませる有権者がほと んどで、繰り上げを行っても有権者に支障は生じないため。	
	相生第二	263	7時	7時	繰上	1		
	相生第三	805	7時	7時	繰上	1		
	相生第四	207	7時	7時	繰上	1		
	相生第五	357	7時	7時	繰上	1		
	相生第六	170	7時	7時	繰上	1		
	小浜	446	7時	6時	繰上	2		
	平谷	449	7時	6時	繰上	2		
	海川	178	7時	6時	繰上	2		
	木沢	400	7時	6時	繰上	2		
	出原	352	7時	6時	繰上	2		
	和無田	335	7時	6時	繰上	2		
牟岐町 1 / 7	北川	206	7時	6時	繰上	2	離島であり、連絡船定期便の最終が16時35分（出羽島港）発 である。定期船借上げ予定ではあるが、夜間航行は非常に危険を伴 ううえ、悪天候の場合、開票時刻に投票箱等の到着が遅れる恐れが あるので閉鎖時刻の繰り上げをしたい。	
	出羽島	56	7時	6時	繰上	2		
美波町 2 / 16	伊座利	52	7時	6時	繰上	2	有権者数が少なく、午後6時以降の投票もほとんど見込めないた め。	
	阿部	161	7時	6時	繰上	2		
	伊勢田	74	7時	6時	繰上	2		
	平井	42	7時	5時	繰上	3		
	小川	103	7時	6時	繰上	2		
	川上	164	7時	7時	繰上	1		
	相川	226	7時	7時	繰上	1		
	大内	16	7時	5時	繰上	3		
海陽町 14 / 26							開票所より遠隔地にあり、投票箱を安全に送致する必要がある。 また、早い時間帯に投票をすませる有権者がほとんどで、繰上を 行っても支障は生じないため	

市町村名	投票区名	選挙人名簿 登録者数(人)	開始時刻 (午前十時)	閉鎖時刻 (午後時)	繰上下の別	時間	変更理由	備考
海陽町 14 / 26	富田	142	7時	7時	繰上	1	開票所より遠隔地にあり、投票箱を安全に送致する必要がある。 また、早い時間帯に投票をすませる有権者がほとんどで、繰上を行っても支障は生じないため	
	中ヶ山	169	7時	7時	繰上	1		
	竹島	114	7時	6時	繰上	2		
	那佐	88	7時	6時	繰上	2		
	日比原	238	7時	7時	繰上	1		
	中里	178	7時	7時	繰上	1		
	船津	35	7時	5時	繰上	3		
	久尾	15	7時	5時	繰上	3		
	日浦	87	7時	7時	繰上	1		
	白石	29	8時	6時	繰下・繰上	3		
つるぎ町 18 / 25	高清	162	7時	7時	繰上	1	開票所より遠隔地であり、また選挙人も少数であるため投票には支障ないと考察する。	
	日開野	142	7時	7時	繰上	1		
	下喜来	97	7時	7時	繰上	1		
	紙屋	141	7時	7時	繰上	1		
	坂根	111	7時	7時	繰上	1		
	大坊	89	7時	6時	繰上	2		
	柴内	20	8時	6時	繰下・繰上	3		
	浦山	65	7時	6時	繰上	2		
	皆瀬	97	7時	7時	繰上	1		
	平野	142	7時	6時	繰上	2		
	木屋	96	7時	7時	繰上	1		
	長瀬	162	7時	7時	繰上	1		
	古見	308	7時	7時	繰上	1		
	一宇中央	62	8時	6時	繰下・繰上	3		
	錦谷	79	8時	6時	繰下・繰上	3		
	明谷	59	8時	6時	繰下・繰上	3		
	毛田	97	7時	7時	繰上	1		
東みよし町 7 / 16	大藤	63	7時	6時	繰上	2	山間部に位置し有権者も比較的少なく、また従来から繰り上げて閉鎖しており、選挙人においてもよく周知してあるため、現在までの投票状況は上記時刻にて余裕があり、選挙人の投票には支障はないと考えられるため。	
	五名	90	7時	7時	繰上	1		
	西庄	88	7時	7時	繰上	1		
	絵堂	127	7時	7時	繰上	1		
	東山	169	7時	7時	繰上	1		
	増川	68	7時	7時	繰上	1		

3 繰上投票について

関係投票区名	繰上投票期日	選挙人名簿登録者数
阿南市伊島投票区	令和6年10月26日(土)	106

ノ 開票所に使用した施設に関する調

開票所区分	市区	町村	計	開票所区分	市区	町村	計
市区役所・町村役場	1	9	10	支所・出張所	0	0	0
学校・幼稚園	0	1	1	公会堂	0	0	0
公民館	0	3	3	体育館（学校以外のもの）	5	0	5
集会施設	0	1	1	上記以外の公共施設	2	2	4
その他	0	0	0	計	8	16	24
市区町村数	8	16	24	借上料を要した開票所数	3	0	3

ハ 各立会人に関する調

選挙立会人数	6	選挙分会立会人数	3
--------	---	----------	---

期日前投票立会人数					
小選挙区			比例代表		
市区	町村	計	市区	町村	計
275	396	671	0 (275)	0 (396)	0 (671)
			合計		
			671 (671)		

投票立会人数					
小選挙区			比例代表		
市区	町村	計	市区	町村	計
730	398	1,128	0 (730)	0 (398)	0 (1,128)
			合計		
			1,128 (1,128)		

共通投票所における投票立会人数					
小選挙区			比例代表		
市区	町村	計	市区	町村	計
0	0	0	0 (	0 (	0 (
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		
			0 (		

開票立会人数					
小選挙区			比例代表		
市区	町村	計	市区	町村	計
25	45	70	34	56	90
					合計
					160

(注) () は小選挙区と比例代表を兼ねていることを表す。

ヒ 投票管理者に関する調

(1) 期日前投票所

投票管理者			職務代理者		
市区	町村	計	市区	町村	計
111 (0)	123 (0)	234 (0)	84 (0)	78 (0)	162 (0)

臨時に職務を管掌した者			合計		
市区	町村	計	市区	町村	計
0 (0)	0 (0)	0 (0)	195 (0)	201 (0)	396 (0)

(2) 投票所

投票管理者			職務代理者		
市区	町村	計	市区	町村	計
310 (0)	175 (0)	485 (0)	230 (0)	123 (0)	353 (0)

臨時に職務を管掌した者			合計		
市区	町村	計	市区	町村	計
0 (0)	0 (0)	0 (0)	540 (0)	298 (0)	838 (0)

(注) 比例代表選挙につき特に「投票管理者」等を選任した場合にのみこれを()内に外書き。

フ 投票所事務従事者に関する調

(1) 期日前投票所

市区町村の選挙 管理委員会の書記			市区町村の職員			その他			合計		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
44	122	166	773	381	1,154	95	22	117	912	525	1,437

(2) 投票所

市区町村の選挙 管理委員会の書記			市区町村の職員			その他			合計		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
6	26	32	1,523	1,014	2,537	317	35	352	1,846	1,075	2,921

ヘ 開票管理者に関する調

開票管理者			職務代理者		
市区	町村	計	市区	町村	計
8 (0)	16 (1)	24 (1)	6 (0)	11 (0)	17 (0)

臨時に職務を管掌した者			合計		
市区	町村	計	市区	町村	計
0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	27 (1)	41 (1)

(注) 比例代表選挙につき特に「開票管理者」等を選任した場合にのみこれを()内に外書き。

ホ 開票所事務従事者に関する調

市区町村の選挙 管理委員会の書記			市区町村の職員			その他			合計		
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
76	81	157	806	581	1,387	6	7	13	888	669	1,557

マ 選挙長及び選挙会事務従事者に関する調

(1) 選挙長及び選挙分会長

都道府県の選挙管理 委員会の委員長		同左記の委員		書記長		その他		合計	
小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
0	0	0	0	1	1	1	0	2	1

(2) 選挙会及び選挙分会の事務従事者

都道府県の選挙管理委 員会の書記長及び書記		都道府県の職員		その他		合計	
小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
10	5	0	0	0	0	10	5

ニ 投票記載所等の氏名等の揭示に関する調

市区町村の選挙管理 委員会の委員長が管理する 不在者投票記載場所の数			揭示総数						期日前投票所数						揭示総数			
			小選挙区			比例代表			小選挙区			比例代表			小選挙区		比例代表	
			市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	
10	18	28	26	31	57	27	35	62	24	29	53	114	62	176	114	66	180	

投票所数			揭示総数						共通投票所数						揭示総数					
			小選挙区			比例代表			小選挙区			比例代表								
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計			
310	175	485	1,358	516	1,874	1,374	506	1,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

△ 投票区数及びポスター掲示場数に関する調

a 投票区の有権者数及び面積による区分

1千人未満																			
2km未満										2km～4km未満									
投票所数					掲示場設置数					投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
35	0	21	0	56	121	0	64	0	185	32	0	20	0	52	95	0	79	0	174

1千人未満																			
4km～8km未満										8km以上									
投票所数					掲示場設置数					投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
39	0	19	0	58	156	0	87	0	243	50	0	58	0	108	211	0	291	0	502

1千人以上5千人未満																			
4km未満										4km～8km未満									
投票所数					掲示場設置数					投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
79	0	30	1	110	437	0	174	5	616	37	0	6	0	43	234	0	38	0	272

1千人以上5千人未満									
8km以上									
投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
23	0	10	3	36	175	0	54	19	248

5千人以上1万人未満																			
4km未満										4km以上									
投票所数					掲示場設置数					投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
9	0	1	0	10	67	0	11	0	78	6	0	0	0	6	47	0	0	0	47

1万人以上																			
4km未満										4km以上									
投票所数					掲示場設置数					投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	40	0	40

合計									
投票所数					掲示場設置数				
市	区	町	村	計	市	区	町	村	計
310	0	171	4	485	1,543	0	838	24	2,405

b 市町村別

小選挙区名	市町村名	投票区数	ポスター掲示場数
徳島県第1区	徳島市	63	400
	小松島市	19	119
	阿南市	44	267
	勝浦町	6	32
	上勝町	5	20
	佐那河内村	4	24
	石井町	13	58
	神山町	9	59
	那賀町	17	110
	牟岐町	7	29
	美波町	16	64
	海陽町	26	111
第1区計		229	1,293
徳島県第2区	鳴門市	41	105
	吉野川市	24	100
	阿波市	17	122
	美馬市	29	179
	三好市	73	251
	松茂町	5	21
	北島町	6	35
	藍住町	9	63
	板野町	6	40
	上板町	5	29
	つるぎ町	25	91
	東みよし町	16	76
第2区計		256	1,112
県計		485	2,405

(5) 選挙運動

ア 個人演説会の施設数及びその使用度数に関する調

a 施設数

法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数					法第161条第1項第2号の公会堂の数					法第161条第1項第3号の市区町村の選挙管理委員会の指定した施設の数				
学校			公民館			公会堂			社寺					
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
240	47	287	182	46	228	45	4	49	0	0	0	0	0	0

法第161条第 1 項第 3 号の市区町村の選挙管理委員会の指定した施設の数													
農業協同組合			商工会議所				役場・支所・出張所				保育園		
市区	町村	計	市区	計	市区	計	市区	計	市区	計	市区	町村	計
0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0

法第161条第1項第3号の市区町村の選挙管理委員会の指定した施設の数														
その他公共施設（体育館等）			その他						計				合計	
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
67	42	109	100	60	160	168	103	271	635	200	835			

b 施設使用度数

施設の使用数														
法第161条第1項第1号の学校及び公民館							法第161条第1項第2号の公会堂							
公費負担			候補者負担				公費負担			候補者負担				
市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計	市区	町村	計
0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0

施設の使用数															
法第161条第 1項第 3号の市区町村の選挙管理委員会の指定した施設															
公費負担				候補者負担				公費負担				候補者負担		合計	
市区	町村	計		市区	町村	計		市区	町村	計		市区	町村	計	
10	0	10		1	0	1		11	0	11		1	0	1	

イ 選挙公報に関する調

小選挙区

候補者数	掲載申請候補者数	うち、掲載文を電子データにより提出した候補者数	うち、音声読み上げデータを提出した候補者数	印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から納品までに要した日数	納品から管内市区町村に配布完了するまでに要した日数	最も早く各世帯に公報の配布を開始した日	最も遅く各世帯に公報の配布を完了した日	公示日からＨＰ掲載までに要した日数	印刷所名	公報 1 部当りの印刷費（用紙代を含む）	公報の規格
9	8	5	4	362,000	333,988	1	0	R6.10.19	R6.10.26	6	(株) 松下印刷	10.55	ブランケット判

比例代表

印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から納品までに要した日数	納品から管内市区町村に配布完了するまでに要した日数	最も早く各世帯に公報の配布を開始した日	最も遅く各世帯に公報の配布を完了した日	公示日からＨＰ掲載までに要した日数	印刷所名	公報 1 部当りの印刷費（用紙代を含む）	公報の規格
362,000	333,988	2	0	R6.10.19	R6.10.26	6	(株) 松下印刷	10.03	ブランケット判

ウ 新聞広告に関する調

a 候補者分

新聞名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金（1人1回分）（円）
徳島新聞	8	40	450,120

b 候補者届出政党分

新聞名	広告をした候補者届出政党数	広告掲載単位	広告料金（1単位当たり料金）（円）
徳島新聞	4	64	229,900

エ 政見放送に関する調

(1) テレビ

テレビ									
放送会社名	申込政党数	局録画				持込み			
		自社録画		他社録画		自社に持ち込まれたもの		その他	
		政党数	録画数	政党数	録画数	政党数	種類数	政党数	種類数
日本放送協会	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0	0	4 (4)	4 (4)	0	0
四国放送(株)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0	0	4 (4)	5 (5)	0	0

(2) ラジオ

ラジオ									
放送会社名	申込政党数	局録音				持込み			
		ラジオ放送用として特に録音したもの		その他		ラジオ放送用として特に持ち込まれたもの		その他	
		政党数	録音数	政党数	録音数	政党数	種類数	政党数	種類数
日本放送協会	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0	0	1 (1)	1 (1)	3	3

(注) () は、公示日前に申込み／局録画／局録音／持込みのあった件数である。

オ 選手運動用自動車の使用の公表に関する調

一般運送契約によるもの (ア)					(ア) 以外の契約によるもの								
					自動車の借入れ (イ)				燃料の供給 (ウ)				
契約をした 候補者数 (人)	延べ使用 (従事) 日数 (日)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	契約をした 候補者数 (人)	延べ使用 (従事) 日数 (日)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	契約をした 候補者数 (人)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)
1	12	774,000	774,000	774,000	3	36	1,244,400	579,600	579,600	3	355,799	277,200	138,517

(ア) 以外の契約によるもの										合計	
運転手の雇用 (エ)					計						
契約をした候補者数 (人)	延べ使用 (従事) 日数 (日)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	契約をした候補者数 (人)	延べ使用 (従事) 日数 (日)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	請求額を した 候補者数 (人)	請求額の 総額 (円)
3	27	337,500	337,500	337,500	1,937,699	1,194,300	1,055,617	2,711,699	1,968,300	1,829,617	

カ 選手運動用通常乗客の作成の公表に関する調

3万5千枚以下									
作成した候補者数 (人)	作成枚数 (枚)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	平均車価 (円)				
5	175,000	1,380,750	1,391,250	1,380,750	7.89				

3万5千枚を超えるもの									
作成した候補者数 (人)	作成枚数 (枚)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	平均車価 (円)				
0	0	0	0	0	0.00				

計									
作成した候補者数 (人)	作成枚数 (枚)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	平均車価 (円)				
5	175,000	1,380,750	1,391,250	1,380,750	7.89				

キ 選手運動用ピラの作成の公表に関する調

1 種類のみ作成した			2 種類を作成した					
候補者 (人)	枚数 (枚)	候補者 (人)	枚数 (枚)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	平均車価 (円)	
5	350,000	0	0	2,438,100	2,453,500	2,438,100	6.97	

ク 選手事務所の立札及び看板の類の作成の公表に関する調

作成した候補者数 (人)	作成枚数 (枚)	契約金額の 総額 (円)	限度額の 総額 (円)	請求額の 総額 (円)	平均車価 (円)	選手事務所の数 (箇所)
4	12	679,356	679,356	679,356	56,613	4

ケ 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営に関する調

作成した候補者数 (人)	作成枚数 (枚)	契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
4	16	851,180	857,616	851,180	53,199

コ 選挙運動用ポスターの作成の公営に関する調

作成した候補者数 (人)	契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
5	5,639,248	6,081,488	5,639,248	492

サ 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に関する調

作成した候補者数 (人)	作成枚数 (枚)	契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
4	18	728,982	737,172	728,982	40,499

シ 入場券発行状況に関する調

入場券を発行している団体数						
特別区	指定都市	人口30万人以上の市	人口10万人以上30万人未満の市	人口10万人未満の市	町村	計
0	0	0	0	1	7	16
						24

入場券を発行していない団体数						
特別区	指定都市	人口30万人以上の市	人口10万人以上30万人未満の市	人口10万人未満の市	町村	計
0	0	0	0	0	0	0

合計						
特別区	指定都市	人口30万人以上の市	人口10万人以上30万人未満の市	人口10万人未満の市	町村	計
0	0	0	1	7	16	24

ス 選挙運動費用

a 法定選挙運動費用額

(単位:円)

第50回 (今回)	令和6年10月27日	第 1 区	24,367,800
		第 2 区	22,868,300
第49回	令和3年10月31日	第 1 区	24,541,400
		第 2 区	23,016,700
第48回	平成29年10月22日	第 1 区	24,699,600
		第 2 区	23,185,700
第47回	平成26年12月14日	第 1 区	24,667,100
		第 2 区	23,207,500
第46回	平成24年12月16日	第 1 区	22,318,100
		第 2 区	22,472,500
		第 3 区	22,304,500
第45回	平成21年8月30日	第 1 区	22,322,100
		第 2 区	22,517,900
		第 3 区	22,390,600
第44回	平成17年9月11日	第 1 区	22,321,500
		第 2 区	22,544,400
		第 3 区	22,484,900
第43回	平成15年11月9日	第 1 区	22,315,000
		第 2 区	22,539,800
		第 3 区	22,501,600
第42回	平成12年6月25日	第 1 区	22,456,300
		第 2 区	22,618,100
		第 3 区	22,232,100
第41回	平成8年10月20日	第 1 区	22,374,300
		第 2 区	22,565,600
		第 3 区	22,211,800
第40回	平成5年7月18日		24,896,400
第39回	平成2年2月18日		14,229,700
第38回	昭和61年7月6日		14,173,400
第37回	昭和58年12月18日		14,141,700
第36回	昭和55年6月22日		12,961,500
第35回	昭和54年10月7日		12,946,300
第34回	昭和51年12月5日		9,245,200
第33回	昭和47年12月10日		3,108,500
第32回	昭和44年12月27日		3,082,100
第31回	昭和42年1月29日		2,291,200
第30回	昭和38年11月21日		2,306,200
第29回	昭和35年11月20日		718,500
第28回	昭和33年5月22日		707,100
第27回	昭和30年2月27日		690,400
第26回	昭和28年4月19日		385,300
第25回	昭和27年10月1日		377,000

b 選挙運動に関する収入及び支出に関する調

法定選挙運動費用額
 24,367,800円 (徳島県第1区)
 22,868,300円 (徳島県第2区)

選挙区	候補者 (届出政党又は所属党派)	収入				支出							計						
		報告回数	主たる寄付	その他の寄付	その他の収入	計	人件費	家屋費			通信費	交通費		印刷費	広告費	文具費	食糧費	体泊費	雑費
								選挙事務所費	集会会場費	計									
第1区	久保孝之 (日本共産党)	①	619,143	40,000	0	659,143	0	0	0	0	28,843	0	8,800	0	141,500	0	0	659,143	
	計	619,143	40,000	0	0	659,143	0	0	0	0	28,843	0	8,800	0	141,500	0	0	659,143	
	佐藤 行俊	①	0	0	1,225	1,225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,225	1,225	
	計	0	0	0	1,225	1,225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,225	1,225	
	高橋 永 (立憲民主党)	①	7,800,000	280,000	0	8,080,000	0	15,118	15,118	1,334,548	6,331	1,987,006	941,013	46,135	265,745	27,397	25,024	4,968,317	
	②	810,060	0	0	0	810,060	704,316	0	704,316	0	0	0	0	0	0	0	237,744	942,060	
	③	0	0	0	0	0	0	0	0	276,650	0	0	1,948,870	0	0	0	0	2,225,520	
	計	8,610,060	280,000	0	0	8,890,060	704,316	15,118	719,434	1,611,198	6,331	1,987,006	2,889,883	46,135	265,745	27,397	262,768	8,135,897	
	仁木 博文 (自由民主党)	①	10,102,000	10,000	0	10,112,000	252,000	8,800	260,800	0	95,848	1,989,542	999,965	96,226	152,232	0	32,773	4,865,186	
	②	0	0	0	0	0	0	0	0	1,534,123	0	0	0	0	0	0	0	1,534,123	
第2区	③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	556,791	0	0	0	0	556,791	
	④	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,860	0	68,860	
	計	10,102,000	10,000	0	0	10,112,000	252,000	63,800	315,800	1,534,123	95,848	1,989,542	1,556,756	96,226	152,232	13,860	32,773	7,024,960	
	吉田 知代 (日本維新の会)	①	3,138,400	12,000	500,000	3,650,400	132,657	0	132,657	82,550	163,630	2,021,707	1,551,370	20,000	149,110	31,470	942,151	5,226,645	
	計	3,138,400	12,000	500,000	3,650,400	3,650,400	132,657	0	132,657	82,550	163,630	2,021,707	1,551,370	20,000	149,110	31,470	942,151	5,226,645	
	合 計	22,469,603	342,000	501,225	23,312,828	2,169,801	1,088,973	78,918	1,167,891	3,227,871	294,652	5,998,255	6,006,809	162,361	708,587	72,727	1,238,917	21,047,870	
	一人平均	4,493,921	68,400	100,245	4,662,566	433,960	217,795	15,784	233,578	645,574	58,930	1,199,651	1,201,362	32,472	141,717	14,545	247,783	4,209,574	
	飯泉 嘉門	①	8,174,000	20,000	0	8,194,000	97,660	0	97,660	67,518	12,000	1,584,950	503,843	0	261,492	0	636,900	4,154,363	
	②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,628	0	764,280	0	0	0	75,240	877,148	
	③	0	0	0	0	0	0	0	0	3,105,745	0	0	0	0	0	0	0	3,105,745	
第2区	計	8,174,000	20,000	0	8,194,000	97,660	0	97,660	3,173,263	49,628	1,584,950	1,268,123	0	261,492	0	712,140	8,137,256	616,187	
	瀧 共生 (日本共産党)	①	598,187	18,000	0	616,187	13,435	0	13,435	16,645	11,950	0	4,143	62,524	26,400	1,090	616,187	616,187	
	計	598,187	18,000	0	0	616,187	13,435	0	13,435	16,645	11,950	0	4,143	62,524	26,400	1,090	616,187	616,187	
	①	6,960,400	0	0	6,960,400	132,192	75,458	75,458	480	210,874	1,904,678	1,407,517	13,916	32,825	118,800	3,690	3,900,430	3,900,430	
	計	6,960,400	0	0	0	6,960,400	132,192	75,458	75,458	480	210,874	1,904,678	1,407,517	13,916	32,825	118,800	3,690	3,900,430	
	祝 聡 (日本維新の会)	①	5,980,000	0	0	5,980,000	1,095,000	506,066	506,066	1,438,000	0	1,978,806	2,960,508	4,817	87,770	0	350,550	8,421,517	
	計	5,980,000	0	0	0	5,980,000	1,095,000	506,066	506,066	1,438,000	0	1,978,806	2,960,508	4,817	87,770	0	350,550	8,421,517	
	山口 俊一 (自由民主党)	①	21,712,587	38,000	0	21,750,587	2,697,192	692,619	692,619	4,628,388	272,452	5,468,434	5,636,148	22,876	444,611	145,200	1,067,470	21,075,390	
	合 計	5,428,147	9,500	0	5,437,647	674,298	173,155	0	173,155	1,157,097	68,113	1,367,109	1,409,037	5,719	111,153	36,300	266,868	5,268,848	
	一人平均	44,182,190	380,000	501,225	45,063,415	4,866,992	1,781,592	78,918	1,860,510	7,856,259	567,104	11,466,689	11,642,957	185,237	1,153,198	217,927	2,306,387	42,123,260	
累計	4,909,132	42,222	55,692	5,007,046	540,777	197,955	8,769	206,723	872,918	63,012	1,274,077	1,293,662	20,582	128,133	24,214	256,265	4,680,362		

※ 50音順

セ 政党その他の政治団体の選挙運動に関する調

政党	政党演説会 の開催回数	政党等演説 会の開催回数	候補者届出政 党のポスター検印 又は証紙交付数	候補者届出 政党のどう 証紙交付数	政党	政党演説会 の開催回数	政党等演説 会の開催回数	候補者届出政 党のポスター検印 又は証紙交付数	候補者届出 政党のどう 証紙交付数
自由民主党	0	1	2,000	80,000	立憲民主党	0	0	1,000	40,000
日本維新の会	0	0	2,000	80,000	国民民主党	0	0	0	0
公明党	0	0	0	0	れいわ新選組	0	0	0	0
日本共産党	0	0	2,000	80,000	参政党	0	0	0	0
日本保守党	0	0	0	0	社会民主党	0	0	0	0
みんなでつくる党	0	0	0	0	安楽死制度を考える会	0	0	0	0
諸派	0	0	0	0	無所属	0	0	0	0
計	0	1	7,000	280,000					

3 管 理 執 行 等

3 管理執行等

(1) 管理執行について(令和6.10.10徳選管144)

徳選管第144号
令和6年10月10日

各市町村選挙管理委員会委員長 殿

徳島県選挙管理委員会委員長

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所 裁判官国民審査の管理執行について（通知）

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る諸準備につきましては、鋭意御努力をいただいているところと存じますが、衆議院議員総選挙は公示の日までの期間的余裕がないことから、特に次に掲げる事項に留意され、この選挙及び審査の適正かつ確実な執行に万全の措置を講じられますようお願いいたします。

第1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿について

1 事前の準備

選挙人名簿については、短期間に登録事務を処理しなければならないので、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満17年に達している者の調査及び整理については、なお一層の配慮をし、脱漏、誤載等の生じないよう周至な準備を進めること。

2 選挙時登録の基準日等

衆議院小選挙区選出議員の選挙についての選挙人名簿の選挙時登録の基準日等については、令和6年10月2日付け徳選管第120号通知「選挙人名簿の登録事務について（通知）」のとおりであること。

また、住民基本台帳事務処理要領に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成29年10月3日付け徳選管第140号通知「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」及び令和6年9月4日付け徳選管第93号通知「「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについ

て（通知）」の一部改正について」を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

・基準日	10月14日	ただし、選挙人の年齢については 10月27日現在
・登録日	10月14日	

この場合において、公示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件等は公示の日の前日（基準日）を基準とするものであること。

これにより登録された者であっても、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

なお、選挙人名簿の登録に当たっては、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「選挙人名簿の登録等事務について」を参照の上、適切に調査する等遺漏のないようにすること。この場合、住民基本台帳担当部局と連携を図り、整合的な取扱いとなるよう配慮すること。

3 在外選挙人名簿

在外選挙人名簿の登録や在外選挙人証の交付事務については、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「在外投票の事務処理について」を参照すること。

4 選挙人名簿に登録された旨の通報

転出地の市町村において転出者に投票させてよいかどうか及び不在者投票を有効とするか無効とするかの判断に必要であるので、転入者を選挙人名簿に登録した場合は、転出地の市町村の選挙管理委員会へ必ずその旨を通報すること。

なお、通報を受けた市町村の選挙管理委員会は、その旨を選挙人名簿に注記し、この注記のある者については投票をさせず、また、既に行われた不在者投票については無効として取り扱うこと。

第2 投票について

1 選挙人への周知等

選挙人は、衆議院比例代表選出議員選挙については衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を、衆議院小選挙区選出議員選挙については候補者の氏名を記載して投票することとなっているが、投票の記載方法の混同等が生ずることのないよう、選挙事務従事者に正しい制度の理解を徹底するとともに、選挙人への周知を徹底すること。また、投票所内外の目につきやすいところ

に投票の記載方法を分かりやすく記載した掲示を行うなど投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

2 投票用紙の区分

投票用紙の交付誤りの防止をはじめ無効投票の減少や開票事務の円滑化を図る見地から発出された、総務省通知「国政選挙等における投票用紙の色について」（平成30年4月19日付け事務連絡）に基づき、投票用紙は次の区分により調製することとしたこと。

区 分	用紙の色	文字の色
衆議院小選挙区選出議員選挙	あさぎ色	黒 色
衆議院比例代表選出議員選挙	ピンク色	黒 色
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	黒 色

- (1) 大きさ及び紙質は、衆議院議員総選挙の投票用紙については、縦12センチメートル、横9センチメートルの大きさで、合成紙（船員分及び点字分については上質紙）を用い、片面印刷の方法により調製するものであること。最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、審査に付される裁判官の数が6名の予定であるので、その場合は、縦9.1センチメートル、横12.8センチメートルの大きさで、合成紙（点字分については上質紙）を用い、片面印刷の方法により調製するものであること。

なお、各投票用紙の様式については、別紙1を参照されたいこと。

- (2) 衆議院議員総選挙の投票用紙（衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る船員分を除く）については、投票用紙の交付誤りを防止する観点から、大きな字で「小」、「比」と記載するとともに、点字投票用紙については、公職選挙法施行令第39条第2項等の規定による点字投票である旨の表示をあらかじめ印刷しておくほか、視覚障がい者自らが投票用紙の種類を識別できるように、点字で選挙の種類を表示することとしたこと。

3 投票用紙の管理及び受払い

投票用紙の管理及び受払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生じることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに交付簿の整備について十分留意すること。

4 投票の順序等

衆議院小選挙区選出議員の選挙と衆議院比例代表選出議員の選挙に係る投票の記載の混同等により無効投票が多発することを防止し、併せて開票事務の迅速化を図るため、次の事項等について十分に考慮すること。

- (1) 投票の順序については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を先にを行い、衆議院比例代表選出議員の選挙の投票を後にすること。
- (2) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実に
に行い、当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認した上で、衆議院小選挙区選出議員の選挙と衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙を(1)の順序に従い別々に交付すること。なお、オンラインによる名簿対照も可能であること。また、特に、投票日当日は、多くの選挙人が投票所に来場することが予想されるが、すでにいずれかの投票所で投票を行った選挙人が再度投票を行うことがないよう、システム上投票済であるかどうかの表示確認を行うなど、二重投票の防止を徹底すること。
- (3) 投票用紙を誤りのないように交付するため、投票用紙の色を衆議院小選挙区選出議員の選挙が「ピンク色」、衆議院比例代表選出議員の選挙が「あさぎ色」に区別され、また大きな字で「小」や「比」と記載することとしたが、さらに投票用紙自動交付機への投票用紙のセットの際は、その種類を複数の者により確実に確認すること。特に、投票開始直後には、投票用紙に印刷された選挙名を読み上げて交付するなど、注意を尽くすこと。
すべての選挙事務従事者に正しい制度の理解を徹底し、正確な説明を行うよう十分留意すること。
なお、点字投票を行う選挙人が、投票用紙を取り違えることのないように、当該選挙人に対し投票の種類について口頭で説明する等の措置をとること。
- (4) 選挙人が投票所入場券を持参しない場合には、本人確認書類の提示を求めることや氏名、住所、生年月日等を確認するなど、本人確認を徹底した上で、投票用紙の交付を行うこと。
- (5) 投票記載所や投票箱等の設備について、選挙人がそれぞれの選挙ごとに、別々に記載及び投票ができるよう配慮すること。
また、最高裁判所裁判官国民審査については、選挙人が小選挙区選挙及び比例代表選挙に係る投票を行った後、国民審査の投票を行う前に投票所を退出することがないように、例えば衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙と最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の区分を明確に告げた上で、同一箇所と同時に交付（交付する者は、投票用紙の種類ごとに分けることが望ましい。）し、記載所も同一箇所にして、選挙の投票記載と同時に記載できるようにするなど、適宜投票所の設備について工夫すること。なお、交付の際に「最高裁判所裁判官国民審査の投票をしますか、しませんか。」といったような問いかけは絶対しないこと。

5 投票所、共通投票所及び期日前投票所

- (1) 投票区については、別途通知する「投票区の増設等について」の趣旨を踏まえ、積極的に対応するとともに、投票所は、選挙人の便宜を考慮して

当該投票区の中で最も適切な施設を選定して設けること。

また、期日前投票所の設置は、「当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする」とした、増設に向けての規定（公職選挙法第48条の2第7項）を踏まえ、地域の実情も考慮しながら、有権者にとって利便性の高い場所への設置を積極的に検討すること。また、共通投票所の設置についても、地域の実情を踏まえ、有権者にとって利便性の高い場所に設置されるよう、十分に検討すること。

これらの投票所の設置にあたっては、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室に設けることは避けるよう特に留意すること。

また、特に、学校施設等に投票所を設置する場合は、有権者の利便性向上の観点から、有権者が利用できる駐車場の確保について、配慮を行うこと。なお、校庭等を駐車場として活用した際、その原状復旧等に費用を要する場合についても、選挙関連経費として、選挙執行委託費において措置することとしていること。

- (2) 投票所、共通投票所及び期日前投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること。
- (3) 若年層への啓発の観点から、大学等と連携し、改めてその構内における期日前投票所の設置について検討を行うこと。
- (4) 中山間地域等においては、地域の公民館や集会所等の施設への期日前投票所の設置や、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について」を踏まえた投票所までの巡回バスの運行などの移動支援に関する取組を積極的に講じ、高齢者等、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保について十分配慮すること。
- (5) 投票所、共通投票所及び期日前投票所の設備等については、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「投票所の設備等に関する留意事項について」を参照の上、選挙人が利用しやすいものとなるよう、積極的な措置を講じること。

投票所内の設備の配置等については、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講じるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な身体障がい者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。

また、共通投票所については、投票日当日に、すべての投票区の多数の有権者が一時に集中する可能性があることから、共通投票所内の混雑を解消できるよう、対応について事前に十分な検討を行うこと。

- (6) 投票所の広さ、選挙人の数等にもよるが、原則として1 投票所当たり投票箱は3箱、投票記載台は2セットを準備すること。

この場合、一番目の投票箱には「衆議院小選挙区選出議員選挙投票箱」、二番目の投票箱には「衆議院比例代表選出議員選挙投票箱」、三番目の投票箱には「最高裁判所裁判官国民審査投票箱」と表示し、選挙人が選挙の投票と審査の投票を区分して投函するようにすること。

なお、参考までに一般的な配置を示せば、別紙2のとおりであること。

- (7) 投票所の開閉時間の繰上げ又は繰下げについては、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られているところであり、当該規定の適用に当たっては、選挙の行われる時季や地域の実情等を精査し十分な検討を行った上で、厳正に対応するとともに、必要に応じて十分に説明するよう努めること。

特に、投票所の開閉時間については、選挙人に混乱が生じないように、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により、あらかじめ十分な周知を行うこと。

- (8) 期日前投票の投票時間については、期日前投票の更なる利便性向上に資するよう、地域の実情等を踏まえ、投票時間の延長や有権者の投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設定などについて、積極的な検討を行うこと。その際、従前の期日前投票所の開閉時間が変更となる場合をはじめ、投票時間について選挙人に対する説明や周知に努めること。
- (9) 投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者）も入ることができることから、投票管理者は、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「投票所の設備等に関する留意事項について」を踏まえ、対応について事前に十分な検討を行うこと。

6 投票立会人の選任

投票立会人は、本人の承諾を得て投票所においては2人以上5人以下、期日前投票所においては2人を選任するものであること。また、投票立会人の選任に当たっては、従来の慣例に固執することなく、進んで女性層や青年層からも適宜選任するよう努めること。

7 期日前投票及び不在者投票

- (1) 期日前投票及び不在者投票については、令和6年10月3日付け徳選管

第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について

(通知)」中の「期日前投票制度の活用について」及び令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について(通知)」中の「不在者投票制度の活用について」を参照の上、選挙期日に投票をすることが困難な選挙人で、期日前投票又は不在者投票の事由に該当すると見込まれる者が一人でも多く投票することができるように配慮すること。

(2) 現住所地の市区町村の選挙人名簿には登録されていない者であっても、

- ・ 旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されており、現住所地の市区町村に住所を移してから4か月を経過していない者
- ・ 旧住所地の市区町村の住民基本台帳に引き続き3か月以上記録されている者で、転出時には当該市区町村の選挙人名簿に登録されていなかったが、転出後に旧住所地の市区町村の選挙人名簿に登録された者(いわゆる「表示登録」された者)

については、旧住所地の選挙人名簿の登録に基づいて投票することができることについて周知を図るとともに、不在者投票については、早めの投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。

(3) 進学や就職により市町村の区域外に住所を移した大学生等の若者に対し、教育委員会等の関係機関と連携の上、住民票の異動について十分な周知を行うこと。

(4) 期日前投票の適正な実施のため、投票管理者や投票立会人の確保など、事前の準備を十分に行うこと。

また、期日前投票に用いる投票箱及びその鍵の管理に万全を期するとともに、投票箱等の送致について、その手順が投票所で用いる投票箱等の送致とは異なるので遺漏のないようにすること。

(5) 期日前投票所と不在者投票記載場所を併設する場合には、それぞれの投票方法が異なるため、不在者投票の方法を事務従事者が正しく理解し、投票所に訪れた選挙人に速やかに伝達するなど、選挙人の混乱を招かないよう十分に留意すること。

(6) 不在者投票の適正な実施のため、その管理に当たっては、万全を期すること。特に、不在者投票の送致漏れや投票箱への投函漏れなどのミスが決して生じることのないよう、各投票所における投票事務の処理について、責任体制等を整備すること。

また、不在者投票管理者に対しては、不在者投票の公正な実施を確保するよう、十分に助言・指導すること。

特に、指定病院等の不在者投票管理者に対する指導については、市町村の選挙管理委員会が指定した当該施設の職員以外の者を立会人に選任する取組を進めるなど、適切に対処すること。

その際には、具体的には、

- ・ 市町村の選挙管理委員会において、あらかじめ立会人の選任を受けることが可能な者の名簿を作成し、指定病院等の長に情報提供する
- ・ 指定病院等の長から選挙管理委員会の職員を立会人に選任したい旨の申出があった場合には、選挙の管理執行に支障のない範囲で必要な便宜を図る
- ・ 指定病院等における不在者投票が適正に行われているか、選挙管理委員会の職員を派遣して確認を行う

等の方法が考えられるところであり、指定病院等における不在者投票の公正な実施を図ること。

なお、指定病院等の不在者投票管理者に対しては、不在者投票の送致漏れ、投票用紙又は投票用封筒の交付誤り等が生じることのないよう十分指導すること。

- (7) 郵便等による不在者投票の制度の利用に当たっては、対象となる方々が適切に制度を活用し、投票機会の確保が図られるよう、制度の周知・啓発に努めること。

特に要介護者の制度の活用にあたっては、介護福祉部局等の関係機関とも連携し、選挙人本人のみならず、その家族やケアマネジャー等の要介護者に日常的に接する機会の多い方に対し、罰則も含めた制度の周知に努めること。

その際、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることや、選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等期日の制約があるので、早めの投票用紙の請求と早めの投票を促すほか、代理記載制度の対象となる者については、郵便等投票証明書にその旨の記載を受け、代理記載人となるべき者の届出が必要であること、代理記載における不正行為に罰則の適用がある旨も併せて周知を行うなど、郵便等による不在者投票が厳正かつ的確に実施されるよう万全を期すること。

- (8) 投票所の閉鎖後に送致された不在者投票については、その数や遅延の理由を明らかにできるように集計・整理しておくとともに、投開票に関する書類は、当該選挙に係る議員の任期中は保存しなければならないこととなっているので、遺漏のないようにすること。
- (9) 不在者投票を各投票所へ送るための仕分け作業の省略等市町村の選挙管理委員会の事務の軽減を図るため指定投票区制度が設けられているので、この制度を採用するに当たっては、その趣旨等を十分に理解の上、その取扱いに過誤のないよう留意すること。

8 代理投票

代理投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものである

ので、その手続は法令の定めるところにより、適正に実施しなければならないものであり、その運用に遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務に従事する者等のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう徹底すること。

また、1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。

投票を補助すべき者は、代理投票が認められる選挙人の態様は様々であることから、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行うこと等、その意思確認に十分努力すべきものであること。

9 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚障がい者である選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

また、点字器等点字投票に必要な機材は、例えば、点字板のように選挙人が使用しやすいものを選択するとともに、選挙人からの申出に迅速に対応できるように、あらかじめ必要な数量を用意しておくこと。

10 在外投票

在外投票については、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「在外投票の事務処理について」を参照の上、事務の執行に万全を期すること。

第3 開票について

1 即日開票の実施

選挙人に選挙の結果を速やかに知らせるようするため、即日開票を実施すること。このため、開票作業に適した開票所の選定のほか、事前の模擬開票の実施を通じて、適切かつ効率的な人員・器具等の配置を検討するとともに、票の分類方法及び分類用補助用具等を工夫すること等により、また、他の市町村における取組も参考にしつつ、開票作業の一層の改善を図ること。

また、あらかじめ按分組合せリストや投票の効力判定例を作成し、開票管理者、事務従事者及び開票立会人との開票手順等に係る事前の打合せに際し十分な説明を行うとともに、事務従事者の服装については、作業にふさわしいものを選択すること、計数機等の導入を促進すること、点字投票の円滑な開票のため容易に点字を判読できる者を配置すること等により、公正かつ適

正な開票事務及び、開票時間の短縮に努めること。

2 開票の順序

開票の順序については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票を先に行い、衆議院比例代表選出議員の選挙の開票を後にすること。また、最高裁判所裁判官国民審査の開票は更にその後に行うこと。

この場合、開票事務の迅速化を図るため、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票が完全に終了しなくても、適宜、衆議院比例代表選出議員の選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票を開始することは、もとより差し支えないこと。

3 開票所内の秩序保持等

- (1) 開票所については、参観者席と開票場所との仕切りを画然と行うとともに、照明の点検を入念に行い、かつ、電源の確保に努め、停電等不測の事態に対する備えについても十分な配慮をすること。

投・開票所への電源の確保については、四国電力株式会社の営業所等に対し依頼をするとともに、事前に担当者と打ち合わせをすること。

- (2) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に、候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障を来すようなことがないように留意すること。

また、開票事務に際しては、開票事務従事者など開票所に出入りし得る者以外の者が開票所内へ入場する、無用な筆記具等を持参する、投票用紙を持ったまま開票台を離れる、ポケットに手を入れる等、選挙人に疑念を抱かせかねない行為やいささかたりとも国民の信頼を損なう行為をとることのないように万全を期すこと。

なお、開票管理者、開票事務従事者等は、投票の秘密を侵害した場合には罰則の適用がある旨を十分認識し、特に、点字投票、在外投票、洋上投票等に関する秘密の保持に留意すること。

4 投票の効力の判定

投票の効力の判定については、迅速かつ的確にその判定をすることができるよう事前に判例及び実例の研究を行うとともに、事前に開票立会人に対しても研修等を行うことにより、開票事務の円滑な処理について協力を求めていること。

5 開票速報等

開票速報に関しては、別途通知するとともに、投票速報事務と併せて、後日担当者会議を開催する予定であること。

6 投票結果

投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票及び無効投票について総合的に点検を行うこと。

特に、投票者数と投票総数との不一致については、再度その処理手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう留意すること。

なお、投票の数を不正に増減する行為には罰則の適用がある旨を十分に認識し、そのような行為が決して行われないう開票に関わる者に対し周知徹底を図ること。

第4 選挙公営について

1 ポスター掲示場

- (1) ポスター掲示場の設置及び管理については、選挙の期間中に豪雨、強風等も予想されるので、設置場所、方法等をあらかじめ十分検討の上、遺漏のないよう措置するとともに、その管理に万全を期し、倒壊、破損等の事態が生じたときは、速やかにその復旧を図ること。

なお、豪雨又は強風等により掲示してあるポスターが毀損した場合には、候補者の手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することは認められないので留意すること。

- (2) ポスター掲示場の掲示面の区画数について、当委員会は、徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第1号）第12条第2項の規定により、徳島県第1区、徳島県第2区について6区画と決定したこと。

なお、ポスター掲示場の体裁については、令和6年10月2日付け徳選管第124号通知「ポスター掲示場の掲示面の区画数等について」のとおりであること。

2 選挙公報及び審査公報

- (1) 公報は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙公報、衆議院比例代表選出議員の選挙の選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査の審査公報の3種類があるので留意するとともに、配布については、配布漏れ、配布期限（選挙期日前2日）経過後の配布等がないよう十分注意し、可能な限り早期に配布を完了するよう努めること。

特に、選挙公報の配布を業者等に委託する場合には、業者の選定に十分留意するとともに、選定した業者に対しては、制度の趣旨を十分説明の上、確実に配布を行うよう指導すること。

- (2) 市町村の選挙管理委員会が特別の事情により新聞折込みによる配布を採用しようとするときには、事前に新聞販売店の状況等を十分調査し、新聞未購読世帯への郵送等の可能性、配布漏れに備えての補完措置及び各世帯

に対する周知方法等地域の実情に応じた対策を十分検討した上で、あらかじめ当委員会に届け出る必要があること。

なお、新聞折込みによる配布を行う場合には、候補者の選挙運動用ビラの新聞折込みと重ならないよう配慮すること。

3 候補者の氏名等の掲示

- (1) 候補者の氏名等の掲示については、令和6年10月2日付け徳選管第116号通知「第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における候補者氏名等の掲示について」及び令和6年10月2日付け徳選管第117号通知「第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における候補者氏名等の掲示様式について」等を参照の上、遺漏のないようにすること。
 - (2) 投票所及び共通投票所における候補者の氏名等の掲示については、掲示内容に誤りがないか複数の者が事前に確認を行う等の方法により、遺漏及び誤り等がないよう十分留意することはもちろんのこと、選挙人が見やすいものとなるよう、レイアウト等にも十分工夫をするとともに、その破損、汚染等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講じること。
 - (3) 期日前投票所における候補者の氏名等の掲示については、公示日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示をすることとされているので、遺漏、誤り等のないよう留意すること。
- なお、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する不在者投票記載場所を期日前投票所と別に設ける場合には、不在者投票記載場所において氏名等掲示を行う必要があるので、遺漏のないようにすること。
- (4) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票所、共通投票所、期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等の掲示の順序は、公示日の立候補届出の終了時刻が経過した後に、開票区ごとに行うくじで定める順序によることとされているので留意すること。

なお、衆議院比例代表選出議員の選挙の掲示は当委員会がくじで定める順序により、最高裁判所裁判官国民審査の掲示は中央選挙管理会が行う告示の順序によるものであること。

第5 選挙運動及び政治活動について

選挙運動及び政党等の政治活動については、法令の定めるところに従って行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、令和6年10月3日付け徳選管第135号通知「選挙の管理執行等に関する総務省からの通知について（通知）」中の「選挙運動の期間前に掲示された政党その他の政治

活動を行う団体の政治活動用ポスターの撤去について」及び次の事項に留意の上、適切な指導等を行うこと。

- (1) 違法なポスター等の掲示については、適宜指導又は撤去命令等の適切な措置をとること。

なお、選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、当該ポスターの掲示者に対して当該ポスターの撤去義務があるので、適切な措置をとること。

- (2) 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の選挙運動用ポスターについては、国又は地方公共団体が所有し管理する場所等には掲示することができず、また、他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者等の承諾を得なければならないとされていること。

- (3) 選挙運動及び政治活動の問い合わせに対しては、原則として法令及び判例・実例の解釈にとどめ、事実行為に関しては、独自の判断での即答を避け、所轄警察署と十分協議の上、回答するようにされたいこと。

第6 啓発運動の推進について

- 1 明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であるが、今回の総選挙においても、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを重点的に行うこと。

特に、近年、国政選挙及び地方選挙において投票率が依然として低い水準にあり、特に若い世代の投票率が低い中、若年層の選挙や政治に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、関係機関等と緊密な連携をとり、積極的に投票参加の呼びかけを行い、投票率の向上に努めること。

また、選挙権年齢の引下げを踏まえ、特に若年層に対しては、小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の投票方法の違いをはじめ、投票できる時間、期日前投票や不在者投票の方法など、投票に必要な情報の周知徹底を図ること。

- 2 高等学校や大学などをはじめ、それらを所管する教育委員会等の関係部局などとも十分に連携し、就職や進学等による引越しの際に住民票の異動をすべき旨の周知を徹底するとともに、市町村の区域外に転出し、住民票を異動してから間もない場合でも不在者投票の方法により投票することが可能であることなど、その投票方法等について積極的に周知を行うこと。
- 3 インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁については、一般有権者もウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができるが、一方で、電子メールを利用する方法による選挙運動は一般有権者には認められておらず、また、事前運動や18歳未満の者の選挙運動についても禁

止されており、引き続き、認められている事項や留意すべき事項について、きめ細かな周知啓発を実施すること。

- 4 今回の選挙において、新たに選挙権を得ることとなる高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり、公職選挙法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、公職選挙法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。
- 5 当委員会における主な啓発内容は、令和6年10月2日付け徳選管第123号「臨時啓発事業の実施について」による「臨時啓発事業実施計画」において示している当該実施計画に掲げられている事業との連動にも留意し、工夫を凝らした啓発事業を積極的に進められたいこと。

第7 選挙執行委託費の経理等について

選挙執行委託費については、総選挙の期日の公示後に、国から県に対しその一部が概算交付されるのが通常であり、国からの交付があり次第、交付する予定であること。

なお、この委託費の執行に当たっては、国及び地方を通じる財政の状況にかんがみ、必要資材の調達及び選挙の管理執行体制について、従来の慣行にとらわれることなく、合理化の見地から全般的に検討を加え事前に周到な計画を樹立して、経費の適切かつ効率的な使用及び速やかな支出に努めるとともに、別紙3の様式を参考として経理補助簿を作成する等により経費使用の明確化を図ること。

また、交付される金額の範囲内で費目相互間の調整を図り、執行経費に不足を生じることのないよう特に配慮すること。

また、投票所入場券を郵送する場合、一定の条件の下に郵便料金の割引制度が利用できることとされているので、郵便局、文書発送部局等と十分な連絡を取り、その活用を図ること。

第五十回衆議院議員総選挙の投票用紙の様式

その 一 （小選挙区選出用 一般分）

← 12 cm →

第五十回 衆議院議員総選挙

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

こうほしやしめい
候補者氏名

印

← 9cm →

備 考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はあざぎ色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。

-122-

その二 (小選挙区選出用 点字分)

点字投票

第五十回 衆議院議員総選挙

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

印

12 cm

9 cm

備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はあさぎ色地とし、黒色のインクで印刷すること。なお、点字投票の表記については、赤色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、上質紙九十キログラムとすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。
- 五 点字による選挙の種類を表示を施すこと。

その三 （小選挙区選出用 船員分）

船 員 不 在 者 投 票 ○ 注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		12 cm
こうほしゃしめい 候補者氏名		

9 cm

備 考

- 一 片面印刷とすること。
- 一一 用紙はあざぎ色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 一二 紙質は、上質紙九十キログラムとすること。

その四 （比例代表選出用 一般分）

第五十回 衆議院議員総選挙
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

政党その他の政治団体の名称又は略称

印

12 cm

9 cm

備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はピンク色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。

その五 （比例代表選出用 点字分）

点字投票

第五十回 衆議院議員総選挙

衆議院比例代表選出議員選挙投票

印

○ 注意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

政党その他の政治団体の名称又は略称

12 cm

9 cm

備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はピンク色地とし、黒色のインクで印刷すること。なお、点字投票の表記については、赤色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、上質紙九十キログラムとすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。
- 五 点字による選挙の種類を表示を施すこと。

その六 （比例代表選出用 船員分）

第五十回 衆議院議員総選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 船員不在者投票 ○ 注 意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。	
政党その他の政治団体の名称又は略称	

12 cm

9cm

備 考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はピンク色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、上質紙九十キログラムとすること。

最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の様式

その七 （国民審査用 一般分）

91 mm

第二十六回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

印

注意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、
その氏名の上の欄に×を書くこと。
二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、
何も書かないこと。

×を書く欄	裁判官の氏名

128 mm

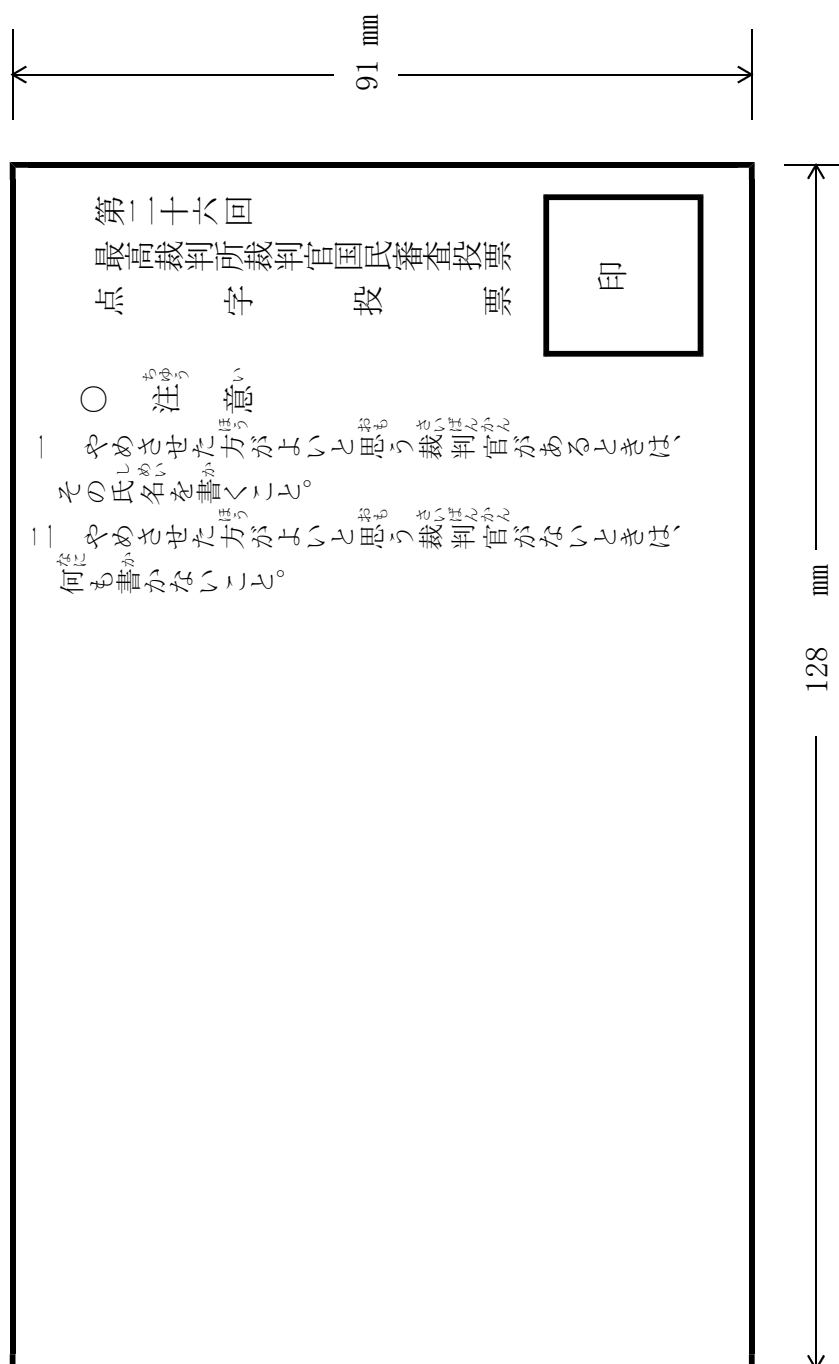
備考

四三二一考

2号管投票用紙片の理委員会は印刷し、刷込みとする。黒色のインクで印刷すること。

第百八十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち

その八 (国民審査用 点字分)



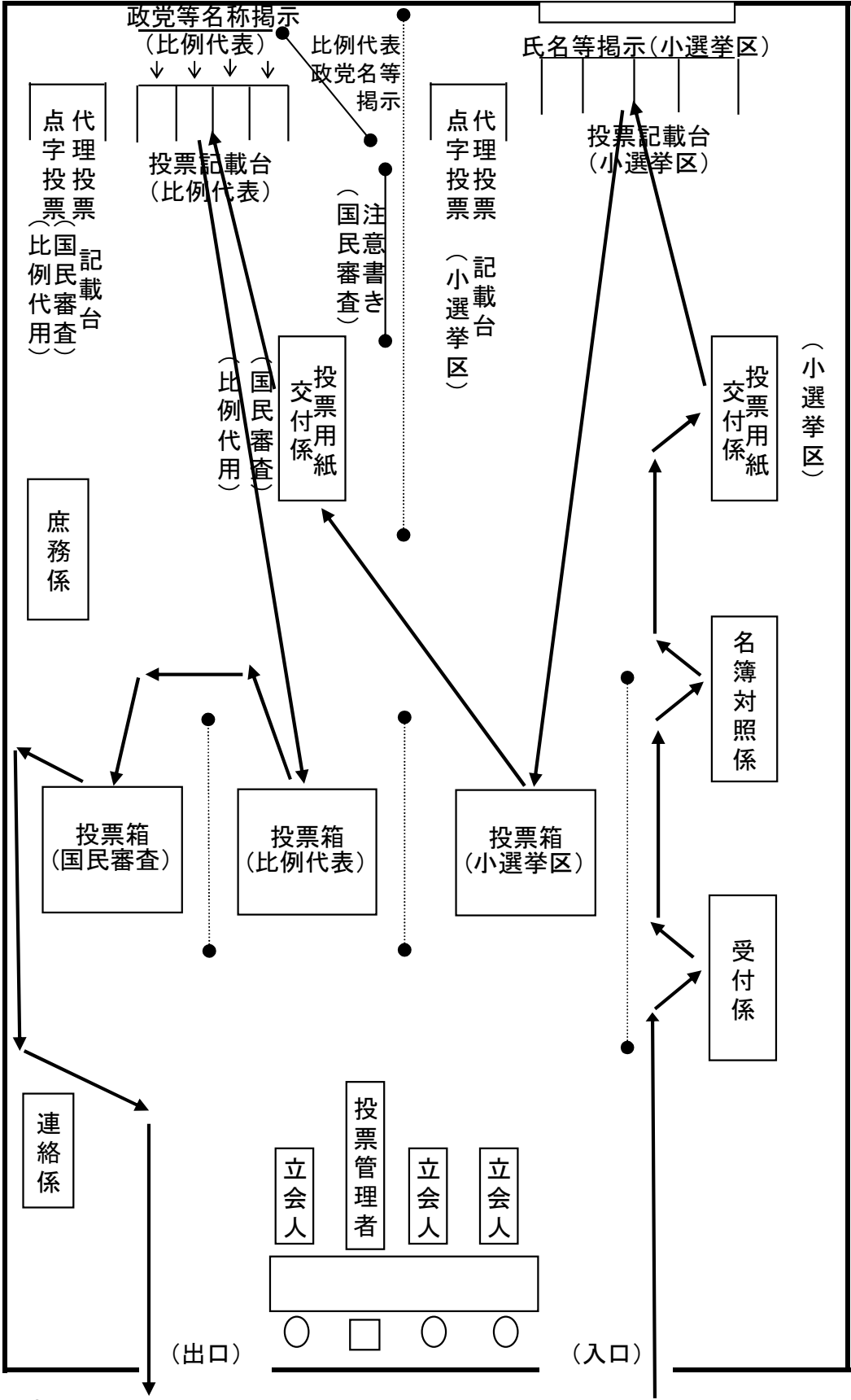
備

考
二
三
四
五

[illegible][illegible]

- 129 -

投票所設備の配置例



- 備 考
- 1 投票所の設備は、投票管理者、立会人席からよく見通しうるよう配置するものとする。
 - 2 代理投票、点字投票記載台は、余裕がある場合は、一般の記載台と多少間隔をおくものとする。
 - 3 ●.....● は通行止めのなわを → は順路を示す。

第 4 9 回衆議院議員総選挙執行委託費経理補助簿

1 投票所経費

月 日	支出金額	節 別	員 数 及 び 単 価
	円		

2 開票所経費

月 日	支出金額	節 別	員 数 及 び 単 価
	円		

以下省略

(2)執行日程
ア 執行日程表

令和6年10月27日執行予定 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査執行日程表

- 凡 例 「法」 公職選挙法
「令」 公職選挙法施行令
「則」 公職選挙法施行規則
「審法」 最高裁判所国民審査法
「審令」 最高裁判所国民審査法施行令
「審則」 最高裁判所国民審査法施行規則
「自」 地方自治法
「郵」 公職選挙郵便規則
「在則」 在外選挙執行規則
「放」 政見放送及び経歴放送実施規程
「管」 徳島県公職選挙運動等管理規程
「処」 徳島県公職選挙事務処理規程
「管例」 市町村公職選挙運動等管理規程(例)
「処例」 市町村公職選挙事務処理規程(例)

月 日 (曜)	選挙 期日 前後	県 関 係		市 町 村 関 係	
		処 理 事 項	執 行 者	関 係 法 令	執 行 者
あらがじめ		1 市町村委員会への照会 (1) 諸印刷物の必要部数 (2) 氏名等掲示用紙等の必要部数 (3) ポスター掲示場の設置場所を表示した 図面の交付できる期日 2 個人演説会等施設の指定等の告示 3 不在者投票施設の指定等の告示 4 選挙公報原稿用紙・原稿入れ発注 5 選挙公報配付計画の作成 6 投票用紙等の配付計画の作成 7 会議室の使用申込み並びに自動車、 臨時電話その他物件の借上げの準備 8 警察、郵便局、法務局との打合せ	委 員 会		委 員 会
				法175 管11③ 法161④ 処3	法17②③ 処例32 法144②① 管11～13 法161④③ 処5 令121 管例18④ 令118 管例17
				令55②④ 処3 法168 管49②	法37⑦ 令26③ 処例32 令31 処例14 令59②3
					法300③② 令23②2 処例32

10月1日 (火) 解散表明	26	1 諸印刷物、証紙及び各種証明書の印刷発注 2 公給物品の作製発注 3 選挙管理委員会の開催 (1) 執行日程の決定 (2) ポスター掲示場の掲示面の区画数の決定 (3) 投票用紙の様式の決定 (4) 選挙公報（小選挙区）の様式の決定 (5) 臨時啓発事業計画の決定 (6) 選挙時登録の基準日の決定 (7) 選挙長及び同職務代理者の決定 (8) 選挙分会長及び同職務代理者の決定 (9) 審査分会長及び同職務代理者の決定 (10) 立候補届出及び同辞退届出の受付場所の決定 (11) 立候補届出受付順序の決定方法の決定 (12) 選挙運動に従事する者及び労働者に支給することができる実費弁償及び報酬の額の決定 (13) ポスター掲示場にポスターを掲示することができる最初の日の決定 (14) 選挙公報（比例代表）の掲載順序の決定に係るくじを行う日時及び場所の決定 (15) 名称等掲示（比例代表）の掲載順序の決定に係るくじを行う日時及び場所の決定 (16) 選挙会の場所及び日時の決定 (17) 選挙分会の場所及び日時の決定 (18) 審査分会の場所及び日時の決定 4 立候補予定者等説明会の周知	委員会	法142⑦ 則20① 郵2・8他 法131③・164の2②・ 164の5②・141の2 ②・16407② 管4・41・46・47 管12② 法45② 則5 審則3 法172 管52② 法6① 法22③ 処3 法75③ 令80①・81 処3 法75③ 令80①・81 処3 審法27② 審令15 令80①・81 処3 処3 法197の2①② 令129 処3 法144の2⑤ 処3 処3 法175③ 管61① 処3 法77①・78 処3 法77②・78 処3 審法27①・34 法78	1 個人演説会等施設の使用のために納付すべき費用の額に係る市町村委員会への承認申請及び公表 2 個人演説会等施設の設備の程度その他施設の使用に関する定めの公表	施設の管理者	令121 管例18 令119②
		1 繰上投票を行う場合の内申 2 投票所開閉時刻の変更の届出 3 ポスター掲示場の減数協議 4 臨時啓発事業計画の決定	委員会	法56 法40② 処6の3 法144の2② 処6 法6①			
10月2日 (水)	25	1 政見放送・経歴放送に係る放送局との打合の開催 2 市町村委員会への照会 (1) ポスター掲示場の減数	委員会	法144の2② 処6			

		(2) 投票所開閉時刻の変更 (3) 繰上投票 (4) 投・開票予定時刻等		法40①② 処6の3 法56				
10月3日 (木)	24	1 報道機関連絡会議の開催	委員会					
10月7日 (月)	20	1 立候補予定者等説明会の開催	委員会					
10月9日 (水) 衆議院解散	18	1 立候補届出書類の事前審査 2 投票用紙(小選挙区)の印刷開始 3 不在者投票手続要領の発送	委員会		1 在外投票の投票用紙等の郵便等による 発送開始	委員会	令65の11② 在則23 審法26	
10月10日 (木)	17	1 選挙管理委員会の開催 (1) 繰上投票の期日の決定 (2) ボスター掲示場の減数通知 (3) 不在者投票施設の指定等 2 繰上投票期日の市町村への通知 3 市町村選管委員長・書記長等会議の開催 4 投票用紙(比例代表)の印刷開始	委員会	法56 令46① 処3 法144の2② 処7 令55②④ 処3 法56 令46① 処4	1 市町村選管委員長・書記長等会議への出席	委員会		
10月11日 (金)	16	1 投票用紙(国民審査)の印刷開始 2 告示 (1) 立候補届出及び同辞退届出の受付場所の告示 (2) 立候補届出受付順序の決定方法の告示 (3) ボスター掲示場にボスターを掲示することができる最初の日の告示 (4) 選挙時登録の基準日等の告示 (5) 個人演説会等施設の指定等の告示 (6) 不在者投票施設の指定等の告示	委員会	処3 処3 法144の2⑤ 処3 法22③ 令14② 処3 法161④ 処3 令55②④ 処3				
10月13日 (日)	14	1 投票用紙(小選挙区・比例代表・国民審査)及び 諸印刷物の配付	委員会		1 投票用紙(小選挙区・比例代表・国民審査) 及び諸印刷物の受領 5 ボスター掲示場の設置完了、設置場所の告示 6 個人演説会等施設使用予定表の請求	委員会	法144の2④ 管11② 令118 管例17	
10月14日 (月)	13	1 立候補届出受付事務リハーサル 2 選挙人名簿登録者数集計(選挙時) 3 在外選挙人名簿登録者数集計(選挙時) 4 放送局からの政見放送の予定日時の通知の 受理期限	委員会	放12	1 選挙人名簿登録基準日(選挙時) 2 選挙人名簿登録日(選挙時) 3 選挙人名簿登録者数の県への報告 4 在外選挙人名簿登録者数の県への報告	委員会	法22③ 法22③ 令22① 処5 令22・23の16① 処5	

・街頭演説用腕章④ ・個人演説会用表示板⑤ (2) 候補者届出政党用 ・選挙事務所標札 届出選挙区数×1 ・自動車（船舶）表示板① ・拡声機表示板① ・政党演説会用表示板 届出選挙区数×2 3 各種届出等の受理開始 (1) 選挙公報掲載申請書 (2) 選挙事務所設置（異動）届 (3) 出納責任者選任（異動・職務代行）届 (4) 選挙運動事務員等届出 4 各種証明書（候補者届出政党用）の交付 (1) 通常票書使用証明書 (2) 新聞広告掲載証明書 5 証紙の交付開始 (1) （候補者用）選挙運動用ビラの届出の受理 及び証紙の交付開始	法164の7 管47② 法164の2①②③ 管41 法131①③ 管4④ 法141②⑤ 管4② 法141②⑤ 管4② 法164の2①②③ 管41 法168④ 法130② 令108 管3 法180③④・182・ 183③④ 管64 法197の2⑤ 郵3の2 法149① 則20② 法142①⑦ 管702・703・704	21 国民審査に係る事務 (1) 裁判官の氏名等の通知の受理並びに 投票管理者及び開票管理者への通知 (2) 国民審査の告示前4日以内に新たに 審査対象となる裁判官が任命される等した 場合の期日前投票の期間の変更の通知の 受理並びに投票管理者及び開票管理者への 通知 22 在外選挙人名簿の登録の停止 23 選挙人名簿の抄本の期日前投票所の 投票管理者への送付 24 期日前投票所の設備完了 25 期日前投票所及び市町村委員会の委員長の 管理する不在者投票記載場所用氏名等 揭示用紙の受領及び揭示完了 26 在外選挙人の投票を行わせる期日前投票所の 指定及び告示 27 無投票となった旨の選挙長の通知の 各投票管理者への通知 1 候補者が死亡したことを知った場合の選挙長への 通知の開始 1 候補者が被選挙権を有しなくなったことを知った 場合の住所地の市町村委員会への通知の開始 1 候補者につき法11③の通知を受けた場合の 選挙長への通知の開始 1 個人演説会等施設の設備の程度その他施設の 使用に関する定めの公表 2 公営施設の使用のための納付すべき費用の額の 公表 3 個人演説会等の開催の可否に関する市町村 委員会及び当該候補者等に対する通知の開始 4 候補者等が公営施設の使用のために納付すべき 費用の納入開始 1 候補者の氏名等通知の受理開始 2 （当日及び期日前投票所の）投票立会人の 選任通知の受理開始 3 （当日及び2以上の期日前投票所の）投票所 開閉時刻変更通知の受理	審法5の2④ 審法16の2②・5の2④ 法3006③ 令4907・令28 令4907・令32 法175② 令125の4 法4902④・4802① 令65013④ 法100⑤ 令4802 令92④ 法11③ 令92⑤ 令119② 令121 管例18② 令117 令120① 令92①② 令27・4907 法40②・4802⑥
---	---	---	---

(2) (候補者届出政党用) 選挙運動用どうの証紙交付票及び証紙の交付開始	法142②⑦ 管704の2・704の3	4 繰上投票についての通知の受理	令46②
(3) (候補者届出政党用) 選挙運動用ポスターの証紙交付票及び証紙の交付開始	法143①・144①② 管705・706・707	5 無投票の場合の通知の受理	法100⑤ 令4802
6 比例代表選挙の名簿届出政党等の通知の受理に係る選挙分会長及び市町村委員会への通知	令92⑥⑦		
7 国民審査に係る事務			
(1) 裁判官の氏名等の審査分会長及び市町村委員会への通知	審法502①②③		
(2) 国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合の期日前投票の期間の変更の市町村委員会への通知	審法16の2②・ 審法502③		
8 選挙公営に係る事務			
(1) 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用通常葉書、どう、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、ポスター及び個人演説会場の立札及び看板の類の作成並びに政見放送のための録音又は録画に係る契約の届出の受理開始	法141⑦・142⑩・ 143④・150②・ 164の2⑥ 令109の4①・ 109の7①・109の8・ 110の2①・110の3・ 110の4①・ 111の5①・125の3		
(2) 選挙運動用自動車の燃料代並びに選挙運動用通常葉書、どう、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、ポスター及び個人演説会場の立札及び看板の類の作成枚数の確認開始	令109の4②・ 109の7②・109の8・ 110の2②・110の3・ 110の4②・125の3		
9 違法選挙事務所の閉鎖命令の開始	法134		
10 違法ポスター等の撤去命令及び警察署長への通報の準備	法147・201の11⑩・ 201の14② 放5⑨		
11 候補者届出政党による届出候補者の数等を政見放送通知書により日本放送協会及び基幹放送事業者へ通知			
12 候補者の政見放送の日時を定めるくしの執行並びに日本放送協会、基幹放送事業者、候補者、政党、四国電力及び市町村委員会への通知	放14		
13 選挙公報 (小選挙区) 掲載申請期限	法168①		
14 選挙公報 (小選挙区) の掲載順序の決定に係るくしの執行	法169⑥ 管56①		
15 名称等掲示 (比例代表) の掲載順序の決定に係るくしの執行並びに市町村委員会への通知	法175①②③⑥		

16 期日前投票所及び市町村委員会の委員長の管理する不在者投票記載場所用氏名等掲示用紙の市町村委員会への配付		法175② 令125の4
17 審査公報の原稿の受領		審令25・26
18 氏名等掲示用紙（国民審査）の印刷開始	選挙長	法86①②③ 処8 令88⑧⑨⑩・89⑤
1 立候補届出の受付及び締切日		郵2①
2 通称認定申請書の受理及び認定書の交付		郵8
3 各種証明書（候補者用）の交付		法149① 則20①
(1) 通常票書使用証明書		法176
(2) 選挙運動用通常票書差出票		
(3) 新聞広告掲載証明書		
(4) 旅客運賃後払証		
4 立候補届出受理後の事務		
(1) 立候補届出の告示		法86⑬ 処3
(2) 県委員会への報告		法86⑬ 処5
(3) 市町村委員会並びに候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会への通知		令92① 処4
(4) 被選挙権の照会		法86の8 処8
5 立候補辞退届受理に係る事務		
(1) 立候補辞退届の受理		法86⑭
(2) 立候補辞退の告示		法86⑬ 処3
(3) 県委員会への報告		法86⑬ 処5
(4) 市町村委員会への通知		令92① 処4
6 候補者が死亡し、届出が取り下げられたものとみなされ、候補者が候補者たることを辞したものとみなされ、又は届出が却下されたとき等の事務		
(1) 告示		法86⑬ 処3
(2) 県委員会への報告		法86⑬ 処5
(3) 市町村委員会への通知		令92① 処4
7 候補者が死亡したこと又は被選挙権を有しなくなったことを知った場合の候補者の住所地の市町村長又は市町村委員会からの通知の受理開始		令92④⑤
8 立候補届記載事項の異動届の受理開始、市町村委員会並びに候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会への通知		令88⑩・92①
9 政見放送通知書による通知		放5⑩
10 無投票の場合の告示、県委員会への報告及び市町村委員会を経由した各投票管理者への通知		法100⑤ 令48の2 処3・4・5
1 選挙立会人の届出の受理の開始	選挙長	法76・62①
2 選挙立会人が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	選挙分会長	法76・62⑥ 処3

		3 選挙立会人の本籍地及び住所地の市町村長への 照会の開始	放 送 局	法76・62① 処8			
		1 政見放送の申込期限 2 経歴放送用経歴書の提出期限	放 送 局	放5④ 放6			
10月16日 (水)	11	1 当選証書の印刷発注 2 選挙公報（比例代表）の掲載順序の決定に係る ぐの執行 3 選挙公報（比例代表）の原稿の受領 4 名称等掲示用紙（比例代表）の印刷の開始 5 氏名等掲示用紙（小選挙区）の印刷の開始 6 選挙公報（小選挙区）の印刷開始	委 員 会	法169⑥ 管56 法169② 法175① 管60 法175 管60 法169③	1 不在者投票事務開始 2 期日前投票所及び市町村委員会の委員長の 管理する不在者投票記載場所における 氏名等掲示開始 3 期日前投票所及び市町村委員会の委員長の 管理する不在者投票記載場所における 氏名等掲示（国民審査）の開始 4 不在者投票事務開始 5 不在者投票の受理及び保管の開始 6 期日前投票事務の開始 【期日前投票の期間を通じて行う事務】 1 投票所の開閉 2 投票立会人が2人に達しないとき又はその後 2人に達しなくなったときの選任及び 被選任者への通知 3 投票箱の空虚の確認及び施錠 4 選挙人名簿又はその抄本との対照、 選挙人の確認 5 投票用紙の交付 6 代理投票及び点字投票の処理 7 仮投票の処理 8 投票箱の開鎖 9 投票録の作成 ※各日に作成 10 投票所の秩序保持	委 員 会	法49 令50② 法175②⑥ 審令19 法49 令50・56 審法26・審令13 令62 法48の2① 審法26・審令13 法40①・48の2⑥ 法38②・48の2⑤ 令33・34・49の7 令35 法45①・48の2⑤ 令35 法47・48 令39② 法50 令41 法53・48の2⑤ 令43・49の7 法54 令49の10 法59・60・48の2⑥ 法161・法163
10月17日 (木)	10	1 選挙公報（比例代表）の印刷開始	委 員 会	法169③	1 公営施設使用による個人演説会等の開始	候補者等	
10月18日 (金)	9	1 投・開票速報リハーサル 2 審査公報の印刷開始	委 員 会	審令25・26			
10月19日 (土)	8	1 街頭啓発 2 選挙公報（小選挙区・比例代表）、審査公報及び 氏名等・名称等掲示用紙（小選挙区・比例代表・ 国民審査）の市町村委員会への配付	委 員 会 県明推協 連合会 委 員 会		1 選挙公報（小選挙区・比例代表）、審査公報 及び氏名等・名称等掲示用紙（小選挙区・ 比例代表・国民審査）の受領	委 員 会	

10月20日 (日)	7					1 国民審査の告示前 4 日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合の期日前投票所及び市町村委員会の委員長の管理する不在者投票記載場所における氏名等掲示（国民審査）の開始 1 国民審査の告示前 4 日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合の期日前投票事務及び不在者投票事務（国民審査）の開始 1 在外選挙人の在外公館等における投票の期限 1 投票所の告示期限 2 投・開票事務打合せへの出席 1 郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 2 在外投票制度における郵便等投票の投票用紙等の請求期限 1 開票立会人の届出締切日 2 投票立会人の選任通知期限 3 公営施設使用の個人演説会等の開催申出期限 4 補充立候補があった場合の氏名等掲示の掲載順序の決定に係るくじの執行	委員会	審法16の2 審令19 審法16の2 審法26 審令13 法49の2① 審法26 法41① 令59の4① 審令13 令65の11① 審法26 法62① 令69 法38① 処例12 法163 法175③
10月21日 (月)	6	1 報道関係者との投・開票速報事務打合せの開催	委員会				委員会	
10月22日 (火)	5	1 市町村委員会との投・開票事務打合せの開催	委員会				委員会	
10月23日 (水)	4		委員会				委員会	
10月24日 (木)	3	1 広報車による巡回啓発（4日間） 1 選挙立会人届出締切日 2 補充立候補届出期限 3 補充立候補の総務省への報告	委員会 選挙長 選挙分会長	法62①・76 法86⑧			委員会	
10月25日 (金)	2	1 審査分会立会人の選任及び通知 1 選挙立会人が10人を超えるとき等のくじの執行 2 選挙立会人が3人に達しないときの選任及び被選任者への通知 1 投・開票速報準備完了	審査分会長 選挙長 選挙分会長 委員会	審法27④ 法62②③④⑤・76 法62⑨・76 処4			委員会	法62②③④⑤ 法62⑨ 処例33 令70の2① 処例33 法170① 審令28
10月26日 (土) 繰上投票日	1	1 繰上投票状況及び投票結果速報 2 選挙事務所（投票所が5300メートル以内のもの）の閉鎖命令の準備 3 投・開票速報リハーサル	委員会	法56 法132・134①			委員会	法56 令32 処例13 法175① 審令19 法41② 令28 法62⑨ 処例33 法132・134①

					1 不在者投票最終日	不在者投票管理者	法49 令56①
					1 選挙人名簿又はその抄本の受領	(指定投票区及び指定関係投票区の)投票管理者	令28
					2 投票所設備等の点検		法175① 令32
					1 在外選挙人名簿又はその抄本の受領	指定在外選挙投票区の投票管理者	令28①・65の13①
					1 (期日前投票期間の末日) 投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本の市町村委員会への送致	期日前投票所の投票管理者	法48の2⑤・55
					1 投票状況速報	委 員 会	法6②
					2 補正登録事務		法26 処例32
					3 期日前投票に係る投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本の開票管理者への送致		法48の2⑤・55
					1 投票所の開閉	投票管理者	法40①
					2 投票立会人が2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときの選任及び被選任者への通知		法38②
					3 投票箱の空虚の確認及び施錠		令33・34
					4 選挙人名簿又はその抄本との対照、選挙人の確認		令35
					5 投票用紙の交付		法45① 令35
					6 代理投票及び点字投票の処理		法47・48 令39②
					7 仮投票の処理		法50 令41
					8 投票箱の開鎖		法53 令43
					9 投票録の作成		法54
					10 投票所の秩序保持		法59・60
					1 不在者投票の投票用紙を返還して投票を行った場合、不在者投票用紙交付済みの者が投票所に訪れて仮投票をした場合等の指定投票区の投票管理者への通知	指定関係投票区の投票管理者	令64②・26の2①
					1 不在者投票の受理、不受理の決定	(指定投票区の)投票管理者	法37⑦ 令26の2②③ ・62①・63
					2 投票箱閉鎖後に届いた不在者投票の受取		法37⑦
					3 投票箱、投票録、投票箱閉鎖後に届いた不在者投票及び選挙人名簿又はその抄本の開票管理者への送致		令26の2②③・65 法37⑦・55 令26の2②③・65
					1 不在者投票の (指定投票区の) 投票管理者への送致 (送付)	不在者投票管理者 委 員 長	令60
					1 在外投票の受理、不受理の決定	指定在外選挙投票区の投票管理者	令65の21・63 審法26

					2 投票箱閉鎖後に届いた在外投票の受取り 3 投票箱、投票録、在外投票に関する調書、投票箱閉鎖後に届いた在外投票及び在外選挙人名簿又はその抄本の開票管理者への送致	委員 長	令61② 令65の7②・65の12② 審法26 令65の19② 審法26
					1 不在者投票調書の作成及び関係のある投票管理者への送致 2 指定在外選挙投票区の投票管理者への在外投票の送致 3 在外投票に関する調書の作成及び送致	委員 会	法6② 法55・48の2⑤ 法62⑨ 処例33 法66① 令71 法66② 法66② 令72 法67・68・68の2 令73 法70 令75 令76 法59・60・74
					1 開票状況速報 1 投票箱等の受理 2 開票立会人が3人に達しないときの選任及び被選任者への通知 3 投票箱の開函並びに仮投票、不受理等の決定を受けた不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定 4 投票の混同 5 投票の点検 6 投票の効力の決定 7 得票数の朗読等 8 開票録の作成 9 選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本の市町村委員会への返付 10 点検済の投票等の市町村委員会への送付 11 開票所の秩序保持	委員 会 開票管理者	法66③ 令74 審法21
10月28日 (月)	-1				1 開票速報終了 1 開票結果の受理及び点検	委員 会 選 挙 長 選挙分会長 審査分会長	法66③ 令74 審法21
10月29日 (火)	-2				1 選挙立会人が3人に達しなくなったときの選任及び被選任者への通知 2 選挙会の開催 3 得票総数の計算 4 得票総数の朗読等 5 得票数が同じである場合のくじの執行 6 選挙録の作成 7 当選人に関する県委員会への報告 8 選挙録等の県委員会への送付 1 選挙立会人が3人に達しなくなったときの選任及び被選任者への通知 2 選挙分会の開催	選 挙 長 法80①・100⑥ 法80① 令84 法95② 法83① 法101① 処5 令85 選挙分会長 法62⑨・76 法80①	

イ 行事・作業予定表

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙 行事・作業予定表

	月 日	行 事	作 業
30	9/ 27 (金)		
29	9/ 28 (土)		
28	9/ 29 (日)		
27	9/ 30 (月)		
26	10/ 1 (火)	臨時国会召集 選挙管理委員会①	
25	10/ 2 (水)	政見放送・経歴放送打合せ	
24	10/ 3 (木)	報道機関連絡会議	
23	10/ 4 (金)		
22	10/ 5 (土)		
21	10/ 6 (日)		
20	10/ 7 (月)	立候補予定者等説明会	
19	10/ 8 (火)		
18	10/ 9 (水)	衆議院解散 立候補届出事前審査	投票用紙(小)印刷・検品／不在者投票指定施設等への通知
17	10/ 10 (木)	選挙管理委員会②／市町村選管委員長・書記長等会議	投票用紙(比)印刷・検品／投票用紙(小)裁断・梱包
16	10/ 11 (金)		投票用紙(審)印刷・検品／投票用紙(比)裁断・梱包
15	10/ 12 (土)		投票用紙(審)裁断・梱包
14	10/ 13 (日)		【市町村配布】投票用紙・諸印刷
13	10/ 14 (月)	立候補届出受付リハーサル／選挙時登録(基準日・登録日)	
12	10/ 15 (火)	公示日 立候補届出受付／選挙公報くじ(小)／政見放送くじ／名称等 掲示(比)くじ／審査公報データ受信	【市町村配布】氏名等掲示等(期日前)／氏名掲示(審)印刷開始
11	10/ 16 (水)	選挙公報くじ(比)／選挙公報(比)データ受信	氏名等掲示(小)印刷開始／名称等掲示(比)印刷開始／ 審査公報印刷開始
10	10/ 17 (木)		選挙公報(比)印刷開始
9	10/ 18 (金)		選挙公報(小)印刷開始
8	10/ 19 (土)	街頭啓発	【市町村配布】選挙公報(小・比)／【市町村配布】審査公報 ／【市町村配布】氏名等掲示等(小・比・審)
7	10/ 20 (日)		
6	10/ 21 (月)	報道機関との投・開票事務打合せ	
5	10/ 22 (火)	市町村との投・開票事務打合せ	
4	10/ 23 (水)		
3	10/ 24 (木)	広報車による巡回啓発開始(出発式)	
2	10/ 25 (金)	選挙立会人くじ	投・開票速報室準備
1	10/ 26 (土)	投・開票速報リハーサル	
0	10/ 27 (日)	投・開票日 投・開票速報	
-1	10/ 28 (月)	開票結果検収	投・開票速報室撤去
-2	10/ 29 (火)	選挙会／審査分会／選挙分会／選挙管理委員会③／当選証 書付与式	
-3	10/ 30 (水)		
-4	10/ 31 (木)		
-15	11/ 11 (月)	収支報告書提出期限(第1回)	
-30	11/ 26 (火)	選挙の効力に関する訴訟提起期限	
-32	11/ 28 (木)	当選の効力に関する訴訟提起期限	

ウ 各種会議等一覧表

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙 会議等一覧

月 日	時間	会 議 ・ 行 事	場 所
10/ 1 (火)	14:00～	選挙管理委員会①	選管委員室
10/ 2 (水)	11:00～12:00	政見放送・経歴放送打合せ	1001会議室
10/ 3 (木)	10:00～11:00	報道機関連絡会議	1106会議室
10/ 7 (月)	14:00～16:30	立候補予定者等説明会	大会議室
10/ 9 (水)	10:00～17:00	立候補届出事前審査	選管委員室
10/ 10 (木)	13:30～	選挙管理委員会②	選管委員室
10/ 10 (木)	14:30～	市町村選管委員長・書記長等会議	選管委員室 (Web)
10/ 14 (月)	15:30～16:30	立候補届出受付リハーサル	講堂
10/ 15 (火)	8:30～17:00	立候補届出受付	9:30まで講堂 9:30から選管委員室
10/ 15 (火)	17:30～	選挙公報くじ(小)	選管委員室
10/ 15 (火)	17:45～	政見放送くじ	選管委員室
10/ 15 (火)	18:00～	名称等掲示(比)くじ	選管委員室
10/ 16 (水)	18:00～	選挙公報くじ(比)	選管委員室
10/ 19 (土)		街頭啓発	
10/ 21 (月)	14:00～15:00	報道機関との投・開票事務打合せ	万代南1
10/ 22 (火)	14:00～16:00	市町村との投・開票事務打合せ	選管委員室 (Web)
10/ 24 (木)	10:00～	広報車による巡回啓発開始(出発式)	県庁正面玄関前
10/ 25 (金)	10:30～	選挙立会人くじ	選管委員室
10/ 26 (土)		投・開票速報リハーサル	講堂
10/ 27 (日)	6:30～	投・開票速報	講堂
10/ 28 (月)	10:00～17:00	開票結果検収	選管委員室
10/ 29 (火)	10:30～	選挙会	1001会議室
10/ 29 (火)	11:00～	選挙分会	1001会議室
10/ 29 (火)	11:00～	審査分会	1001会議室
10/ 29 (火)	13:00～	選挙管理委員会③	徳島グランドホテル 2階福寿・蓬莱
10/ 29 (火)	14:30～	当選証書付与式	徳島グランドホテル 2階福寿・蓬莱

注：時間は予定です。

工 諸印刷物交付日程

[illegible]

才 投票用紙交付日程

交付市町村：徳島市

月 日	時間	場 所	交付投票用紙
1 0 月 1 0 日 (木)	1 7 時	徳島市役所	衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙
1 0 月 1 1 日 (金)	1 7 時	徳島市役所	衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙
1 0 月 1 2 日 (土)	1 7 時	徳島市役所	最高裁判所裁判官国民審査投票用紙

交付市町村：徳島市以外の市町村

交付投票用紙：衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙

衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙

最高裁判所裁判官国民審査投票用紙

月 日	時 間	場 所	交付市町村
10月13日（日）	10時	徳島県庁（万代庁舎） 11階 講堂 徳島市万代町1－1 （県選管）088-621-3205	鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町
	14時	徳島県庁（万代庁舎） 11階 講堂 徳島市万代町1－1 （県選管）088-621-3205	吉野川市 阿波市 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
	10時	徳島県庁（万代庁舎） 11階 1102会議室 徳島市万代町1－1 （県選管）088-621-3205	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町
	14時	徳島県庁（万代庁舎） 11階 1102会議室 徳島市万代町1－1 （県選管）088-621-3205	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

力 選挙公報等の印刷行程・配付日程等

1. 審査公報 (国民審査) 印刷作業の流れ

事前準備～10月15日 (火)		10月16日 (水)	—
概要	◆ (事前準備) 啓發文等の原稿作成【選管対応】 ◆ 原稿受信 (国→県、松下印刷) ◆ 製版作業【松下印刷】 ◆ 原版チェック	◆ 試し刷り原稿の確認【選管対応】 ◆ 印刷・検品・仕分け ◆ 仕上がり状況の確認等	
作業内容等	事前準備 ◆ 啓發文等の原稿作成【選管対応】 ・ 選挙公報啓發文の作成 (印刷の際は、トーンを薄めること) ・ 選挙執行日、タイトル及びその網掛けの指定 ・ 紙面下部の文章の作成 10月15日 (火) ◆ 原稿受信 (国→県、松下印刷) ※時間未定 ◆ 製版作業【松下印刷】 ◆ 原版チェック ・ 松下印刷からPDFデータ送付の連絡 ・ PDFデータにより原版チェックを実施 ・ 選管の了解で作業終了 (→松下印刷にも連絡)	(9:00) 松下印刷到着→試し刷りを受け取り、1名県庁へ) ◆ 試し刷り原稿の確認 (9:30～)【選管対応】 ・ 試し刷り原稿を、選管が確認し、了解なら印刷へ ◆ 印刷 (10:00～22:00) ※印刷機1台体制 ・ 刷り出しを開始し、印刷物を検品 (品質確認) ※ (4つ折りの団体→2つ折りの団体の順 (各々品質を検査)) ・ 品質了の場合、本刷りを開始 本刷り時の作業内容 ・ 宛名シールの貼付 → 梱包状況の確認しながら、東毎に宛名シールを貼り付ける ・ 検品 → 5千枚毎に抜き取り、汚れやスレ、にじみがないか検品する (汚れ等があれば、印刷を停止、不良品を除去) ・ 仕分け → 梱包配付時を想定した仕分け (パレット積み) を行う ※ 事前に、松下印刷と保管場所や、市町村毎の保管位置など、段取りを確認 ◆ 仕上がり状況の確認等 (22:00～23:00) ・ 各束で梱包されたものを、配付場所又は積載車両別に仕分けし、配付日まで松下印刷で保管 ・ 県保管分を県選管に持ち帰り (国民審査：2,000部) ※ 公報の重量 国審1束 (500部) = 14kg ※ 損紙は松下印刷で処理	
備考		・ 持物：(筆記具、マジック、付箋、テープ等、物差し、軍手 (各自)、宛名シール) ・ 服装：作業が行いやすい軽装 ・ 食事：昼食は、作業の合間に適宜	

2. 選挙公報 (比例代表) 印刷作業の流れ

	事前準備～10月15日 (火)	10月16日 (水)	10月17日 (木)
概要	◆ (事前準備) 啓発文等の原稿作成【選管対応】	◆ 搭載順序くじ執行(18:30～)【選管対応】 ◆ 原稿受信 (国→県、松下印刷) ◆ 製版作業【松下印刷】 ◆ 原版チェック	◆ 試し刷り原稿の確認【選管対応】 ◆ 印刷・検品・仕分け ◆ 仕上がり状況の確認等
作業内容等	事前準備 ◆ 啓発文等の原稿作成【選管対応】 ・ 選挙公報啓発文の作成 (印刷の際は、トーンを薄めること) ・ 選挙執行日、タイトル及びその網掛けの指定 ・ 紙面下部の文章の作成	◆ 搭載順序くじ執行(18:30～)【選管対応】 (選挙管理委員会室で実施) ・ 搭載順序の決定 ・ 決定後、選管から、直ちに松下印刷へ連絡 ◆ 原稿受信 (国→県、松下印刷) ※時間未定 ◆ 製版作業【松下印刷】 ◆ 原版チェック ・ 松下印刷からPDFデータ送付の連絡 ・ PDFデータにより原版チェックを実施 ・ 選管の了解で作業終了 (→松下印刷にも連絡)	(9:00)松下印刷到着→試し刷りを受け取り、1名県庁へ) ◆ 試し刷り原稿の確認 (9:30～)【選管対応】 ・ 試し刷り原稿を、選管が確認し、了解なら印刷へ ◆ 印刷 (10:00～22:00) ※印刷機1台体制 ・ 刷り出しを開始し、印刷物を検品 (品質確認) ※全て2つ折り ・ 品質了の場合、本刷りを開始 本刷り時の作業内容 ・ 宛名シールの貼付 → 梱包状況の確認しながら、束毎に宛名シールを貼り付ける ・ 検品 → 5千枚毎に抜き取り、汚れやスレ、にじみがないか検品する (汚れ等があれば、印刷を停止、不良品を除去) ・ 仕分け → 梱包配付時を想定した仕分け (パレット積み) を行う ※事前に、松下印刷と保管場所や、市町村毎の保管位置など、段取りを確認 ◆ 仕上がり状況の確認等 (22:00～23:00) ・ 各束で梱包されたものを、配付場所又は積載車両別に仕分けし、配付日まで松下印刷で保管 ・ 県保管分を県選管に持ち帰り (比例代表：2,000部) ※公報の重量 比例1束(500部)＝14kg ※損紙は松下印刷で処理
備考			・ 持物：(筆記具、メガネ、付箋、テープ等、物差し、軍手 (各自)、宛名シール) ・ 服装：作業が行い易い軽装 ・ 食事：昼食は、作業の合間に適宜

3. 選挙公報(小選挙区)印刷作業の流れ

事前準備等		10月15日(火)	10月18日(金)
概要	◆啓発文等の原稿作成【選管対応】 ◆事前審査後の選挙公報(小選挙区)の入稿	◆搭載順序くじ執行(17:30～)【選管対応】 ◆製版作業【松下印刷】 ◆原版チェック	◆試し刷り原稿の確認【選管対応】 ◆印刷・検品・仕分け ◆仕上がり状況の確認等
作業内容等	◆啓発文等の原稿作成【選管対応】 ・選挙公報啓発文の作成(印刷の際は、トーンを薄めること) ・選挙執行日、タイトル及びその網掛けの指定 ・紙面下部の文章の作成 ◆事前審査後の選挙公報(小選挙区)の入稿 ・事前審査終了分(～10月11日(金)まで) →事前審査終了分をまとめて松下印刷へ提出 ・審査持ち越し分(10月12日(土)以降) →審査後、随時、松下印刷へ提出 【参考】選挙公報の規格 ・ブランケット版(新聞紙大) 縦545mm×横406mm ・両面刷り ※概ね次の規格と同等 ・D3版(縦54.6cm×横40.6cm) ・D2版(縦54.6cm×横81.3cm) ※見開き 【参考】配付可能サイズ ・D3版→2つ折り(D4サイズに折る) ・4つ折り(D5サイズに折る) ・D2版→2つ折り(D4サイズに折る) ※織機の都合により、4つ折り不可	◆搭載順序くじ執行(17:30～)【選管対応】 ・搭載管理委員会で実施 ・決定後、選管から、直ちに松下印刷へ連絡 ◆製版作業【松下印刷】 ◆原版チェック(19:00頃～) ・松下印刷からPDFデータ送付の連絡 ・PDFデータにより原版チェックを実施 ・選管の了解で作業終了(→松下印刷にも連絡)	(9:00)松下印刷到着→試し刷りを受け取り、1名県庁へ) ◆試し刷り原稿の確認(9:30～)【選管対応】 ・試し刷り原稿を、選管が確認し、了解なら印刷へ ◆印刷(10:00～19:00) ※印刷機1台体制 ・刷り出しを開始し、印刷物を検品(品質確認) (4つ折りの団体→2つ折りの団体の順(各々品質を検査)) ※印刷順序は、機械設定の都合による ・品質了の場合、本刷りを開始 本刷り時の作業内容 ・宛名シールの貼付 →梱包状況の確認しながら、束毎に宛名シールを貼り付ける ・検品 →5千枚毎に抜き取り、汚れやスレ、にじみがないか検品する (汚れ等があれば、印刷を停止、不良品を除去) ・仕分け →梱包配付時を想定した仕分け(パレット積み)を行う ※事前に、松下印刷と保管場所や、市町村毎の保管位置など、段取りを確認 ◆仕上がり状況の確認等(19:00～20:00) ・各束で梱包されたものを、配付場所又は積載車両別に仕分け、配付日まで松下印刷で保管 ・県保管分を県選管に持ち帰り (1区:1,000部、2区:1,000部、計:2,000部) ※公報の重量 小選挙区1束(1,000部)＝14kg ※損紙は松下印刷で処理
備考			・持物：(筆記具、メガネ、付箋、テープ等、物差し、軍手(各自)、宛名シール) ・服装：作業が行い易い軽装 ・食事：昼食は、作業の合間に適宜

4. 選挙公報等・配付作業の流れ

10月19日（土）																			
概要	◆選挙公報等配付（巡回配付・印刷所配付）（8:30～11:30）																		
作業内容等	◆選挙公報等配付 1 市町村配布物 （1）衆議院小選挙区選出議員選挙・選挙公報 （2）衆議院比例代表選出議員選挙・選挙公報 （3）最高裁判所裁判官国民審査・審査公報 <①巡回配付> ・松下印刷において、県手配の車面に、選挙公報（小選挙区、比例代表）、国民審査公報を積み込み、各市町に配付 ・トラックへの積込時、配付物の宛先、個数等を確認しながら実施 ・積込後、「選挙公報市町村配付確認シート」にチェックを入れる 【留意事項】 ・配送前に、「選挙公報市町村配付確認シート」及び「受領証」を各ドライバーに渡す ・各ドライバーは、配送時、「選挙公報市町村配付確認シート」で配付確認をするとともに、配布後、各市町職員に「受領証」の記載させる ・担当ルートの配付終了後、各ドライバーから県担当者に連絡 ・後日、運送会社から「受領証」を提出させる <②印刷所配付> ・松下印刷において、近隣の市町村に、選挙公報（小選挙区、比例代表）、国民審査公報を配付 ・市町村への配布時、配付物の宛先、個数等を確認しながら実施 ・積込後、「選挙公報市町村配付確認シート」にチェックを入れるとともに、配布後、各市町職員に「受領証」の記載させる																		
配付計画	<巡回配付> <table> <tr> <td>1号車担当（9:00出発）</td><td>牟岐町、美波町、海陽町</td></tr> <tr> <td>2号車担当（9:15出発）</td><td>三好市、東みよし町、つるぎ町</td></tr> <tr> <td>3号車担当（9:30出発）</td><td>吉野川市、阿波市、<u>美馬市</u></td></tr> <tr> <td>4号車担当（9:45出発）</td><td>阿南市、那賀町</td></tr> </table> <印刷配付> <table> <tr> <td>10:00～10:20</td><td>小松島市、勝浦町、上勝町</td></tr> <tr> <td>10:20～10:40</td><td>佐那河内村、石井町、神山村</td></tr> <tr> <td>10:40～11:00</td><td>北島町 藍住町、板野町、上板町</td></tr> <tr> <td>11:00～11:20</td><td>鳴門市、松茂町</td></tr> <tr> <td>11:20～</td><td>徳島市</td></tr> </table> 【備考】 ＝：松下印刷がOPP袋封入→郵送 （美馬市は500部のみ配付（12,500部は松下印刷へ））	1号車担当（9:00出発）	牟岐町、美波町、海陽町	2号車担当（9:15出発）	三好市、東みよし町、つるぎ町	3号車担当（9:30出発）	吉野川市、阿波市、 <u>美馬市</u>	4号車担当（9:45出発）	阿南市、那賀町	10:00～10:20	小松島市、勝浦町、上勝町	10:20～10:40	佐那河内村、石井町、神山村	10:40～11:00	北島町 藍住町、板野町、上板町	11:00～11:20	鳴門市、松茂町	11:20～	徳島市
1号車担当（9:00出発）	牟岐町、美波町、海陽町																		
2号車担当（9:15出発）	三好市、東みよし町、つるぎ町																		
3号車担当（9:30出発）	吉野川市、阿波市、 <u>美馬市</u>																		
4号車担当（9:45出発）	阿南市、那賀町																		
10:00～10:20	小松島市、勝浦町、上勝町																		
10:20～10:40	佐那河内村、石井町、神山村																		
10:40～11:00	北島町 藍住町、板野町、上板町																		
11:00～11:20	鳴門市、松茂町																		
11:20～	徳島市																		
備考	・集合時間（場所）：午前8時（県庁南門） ・持物：軍手 ・服装：作業が行い易い軽装																		

キ 政見放送・経歴放送日程

令和6年10月27日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙徳島県

政 見 放 送 日 程

1 テレビジョン放送

日本放送協会徳島放送局（総合テレビ）

放送日	放送時間	放送の順序	
10月23日 （水）	7：25 ～7：45	1	日本維新の会
		2	立憲民主党
10月24日 （木）	7：25 ～7：45	3	日本共産党
		4	自由民主党

四国放送株式会社

放送日	放送時間	放送の順序	
10月18日 （金）	1：29 ～2：09	1	日本維新の会
		2	立憲民主党
		3	日本共産党
		4	自由民主党
10月20日 （日）	10：25 ～11：05	1	日本維新の会
		2	立憲民主党
		3	自由民主党
		4	日本共産党

2 ラジオ放送

日本放送協会徳島放送局（ラジオ第1）

放送日	放送時間	放送の順序	
10月21日 （月）	8：00 ～8：20	1	立憲民主党
		2	日本共産党
10月22日 （火）	8：00 ～8：20	3	自由民主党
		4	日本維新の会

令和6年10月27日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙徳島県

経 歴 放 送 日 程

(単独の経歴放送 日本放送協会)

1 テレビジョン放送（総合テレビ）

放 送 日	放 送 時 間	放 送 の 順 序	
10月24日 (木)	11:30 ～ 11:35	1	吉 田 とも代
		2	高 橋 えい
		3	久 保 たかゆき
		4	仁 木 博文
		5	佐 藤 行俊
		6	山 口 俊一
		7	飯 泉 かもん
		8	祝 聡
		9	は ま 共生

2 ラジオ放送（ラジオ第1）

放 送 日	放 送 時 間	放 送 の 順 序
10月18日 (金)	11:50 ～ 11:58	テレビジョン放送と同じ
10月18日 (金)	19:30 ～ 19:40	〃
10月21日 (月)	11:50 ～ 11:58	〃
10月21日 (月)	19:30 ～ 19:40	〃
10月22日 (火)	11:50 ～ 11:58	〃
10月22日 (火)	19:30 ～ 19:40	〃
10月23日 (水)	11:50 ～ 11:58	〃
10月23日 (水)	19:30 ～ 19:40	〃
10月24日 (木)	11:50 ～ 11:58	〃
10月24日 (木)	19:30 ～ 19:40	〃

(3)管理執行体制

ア 選挙長及び選挙分会長・同職務代理者

a 徳島県小選挙区選出議員選挙

		区 分	氏 名
小選挙区	第1区	選挙長	小島 周一郎
		職務代理者	南部 秀智
	第2区	選挙長	林 耕治
		職務代理者	濱 誠司

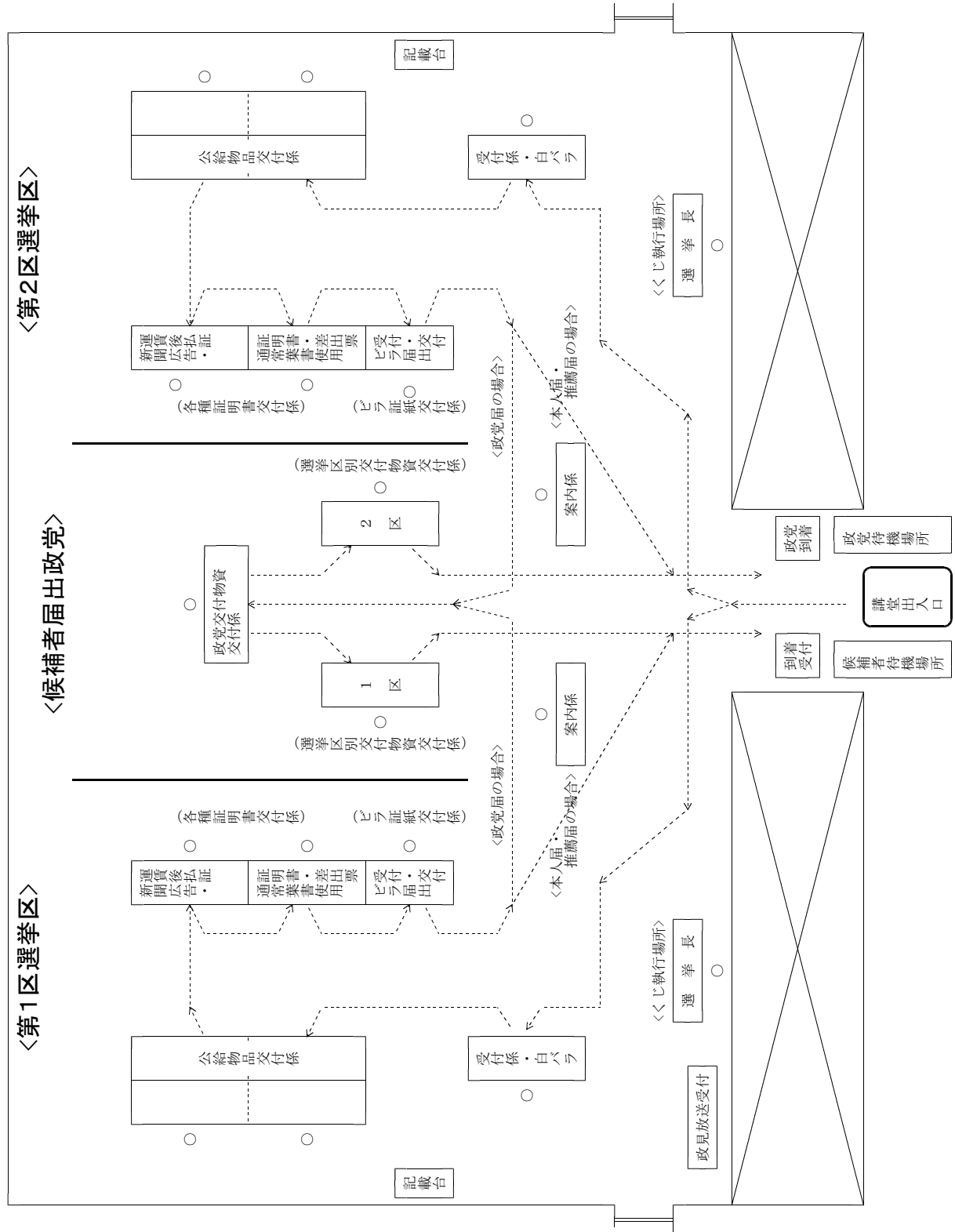
b 比例代表選出議員選挙

	区 分	氏 名
比例代表	選挙分会長	小島 周一郎
	職務代理者	南部 秀智

イ 審査分会長・同職務代理者

	区 分	氏 名
	審査分会長	林 耕治
	職務代理者	濱 誠司

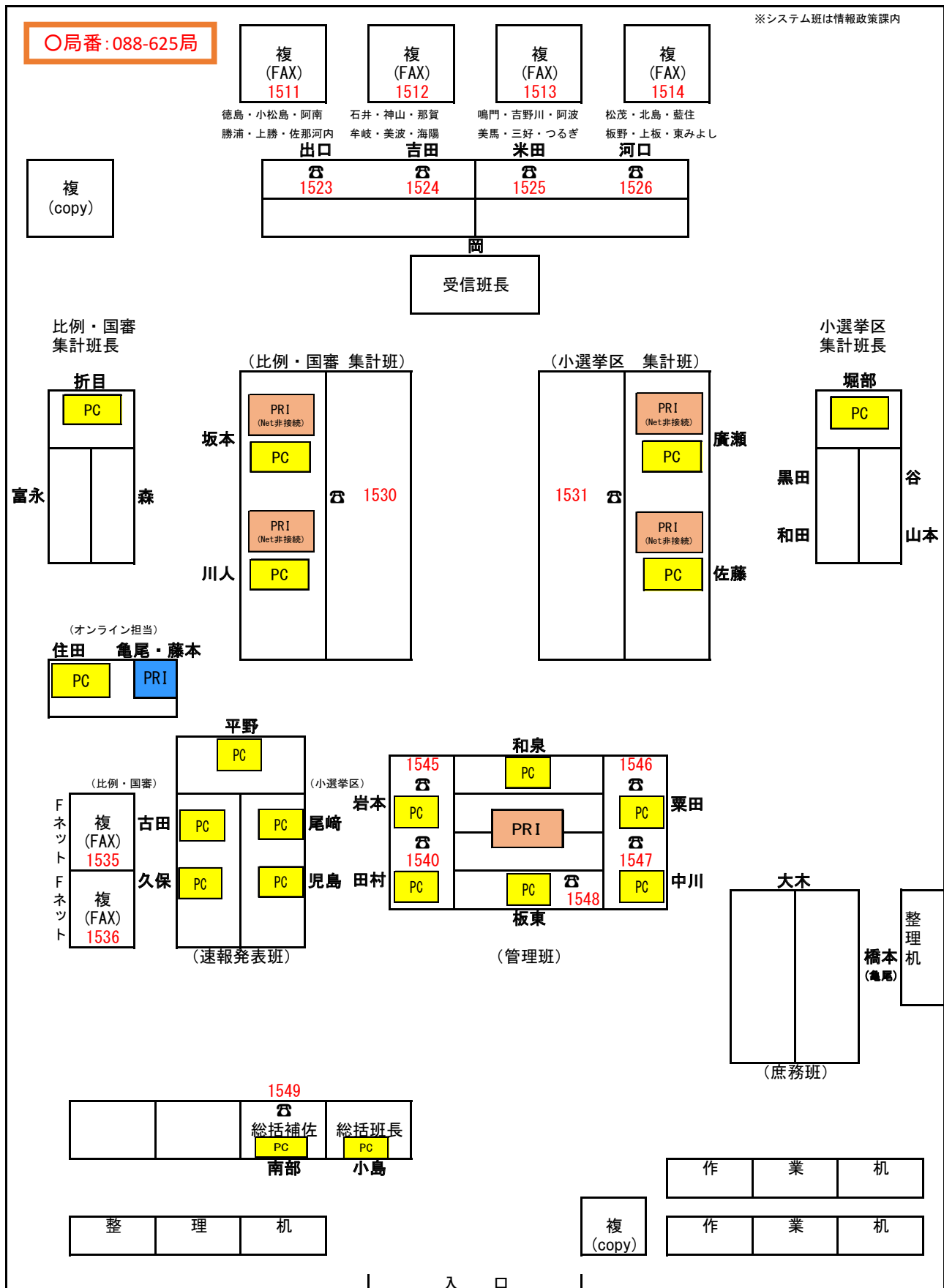
ウ 候補者届出受付会場等配置図



エ 投・開票速報管理室内配置図

電話 12 台 複合機 8 台 プリンタ 6 台

県庁 1 1 階講堂



(4) 参考資料

ア 立候補の手引

a 選挙執行の日程

選挙執行日程について

第50回衆議院議員総選挙は、10月15日（火）公示、10月27日（日）投・開票の日程で執行される見込みとなっています。
衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補予定者等に関連する主な行事・作業日程は、次のとおりです。

日	時	場 所	内 容	概 要
10/ 7(月)	14:00～16:30	大会議室 [県庁10階]	立候補予定者等説明会	各種届出・申請の方法や選挙運動の概要等の説明
10/ 9(水)	9:30～11:30 13:30～15:30	選挙管理委員会委員会室 [県庁7階]	第1区 立候補届事前審査 第2区 立候補届事前審査	立候補届の当日の円滑な受付のため、要受検。 併せて選挙公報の審査も実施。
10/15(火)	8:30～9:30 9:30～17:00 17:30～ 17:45～ 18:00～ 17:00以降 (市町村選管が指定する時間)	講堂 [県庁11階] 選挙管理委員会委員会室 [県庁7階] 選挙管理委員会委員会室 [県庁7階] 選挙管理委員会委員会室 [県庁7階] 選挙管理委員会委員会室 [県庁7階] 市町村の選挙管理委員会が指定する場所	立候補届受付 選挙公報（小） 登載順序決定のくじ 政見放送放送順序決定のくじ 名称等掲示（比） 順序決定のくじ 氏名等掲示（小） 順序決定のくじ	午前8時30分までに受付場所に到着した方は、くじで受付順序を決定。午前8時15分から事前説明あり。 候補者（又は代理人）は立ち会い可。 候補者届出政党の代表者（又は代理人）は立ち会い可。 名簿届出政党等の代表者（又は代理人）は立ち会い可。 候補者（又は代理人）は立ち会い可。
10/16(水)	18:00～	選挙管理委員会委員会室 [県庁7階]	選挙公報（比） 登載順序決定のくじ	名簿届出政党等の代表者（又は代理人）は立ち会い可。
10/24(木)	8:30～17:00	市町村の選挙管理委員会	開票立会人届出期限	各開票区の選挙人名簿登録者の中から1名を、各市町村の選挙管理委員会へ届出が可。
	8:30～17:00	選挙管理委員会委員会室 [県庁7階]	選挙立会人届出期限	当該選挙の選挙権を有する者1名を、選挙長（比例代表の場合は選挙分会長）に届出が可。
10/25(金)	市町村選管が指定する時間	市町村の選挙管理委員会が指定する場所	開票立会人が10人を超える場合のくじ	開票立会人の届出者が10人を超えるときは、各市町村選管が届出者の中からくじで10人を定め開票立会人に選任。くじの立ち会いは可能。

	10:30～	選挙管理委員会委員会室 [県庁7階]	選挙立会人が10人を超える場合のくじ	選挙立会人の届出者が10人を超えるときは、当該選挙長（選挙分会長）が届出のあった者の中からくじで10人を定め選挙立会人とします。くじの立ち会いは可能。
10/27(日)			投・開票日	投票は原則午前7時から午後8時までで、即日開票。
10/29(火)	10:30～	1001会議室 [県庁10階]	選挙会	小選挙区の選挙立会人となった者は、選挙会への立ち会いが必要。
	11:00～	1001会議室 [県庁10階]	選挙分会	比例代表の選挙立会人となった者は、選挙分会への立ち会いが必要。
	14:00～	徳島グランヴィリオホテル 2階 福寿・蓬莱	当選証書付与式	当選人に当選告知書及び当選証書を付与。
11/11(月)	8:30～17:00	選挙管理委員会委員会室 [県庁7階]	第1回 選挙運動費用収支報告書提出期限	出納責任者は、この日までに県選管に提出義務あり。この精算届出後になされた寄附その他の収入及び支出は、その支出入日から7日以内に報告書の提出が必要。
11/26(火)			選挙の効力に関する訴訟提起期限	選挙の効力に関し不服のある選挙人又は候補者若しくは候補者届出政党は、この日までに県選挙管理委員会を被告として、高等裁判所への訴訟提起が可能。
11/28(木)			当選の効力に関する訴訟提起期限	当選をしなかった者（候補者届出政党を含む。）で当選の効力に関し不服のある者は、この日までに県選挙管理委員会を被告として、高等裁判所への訴訟提起が可能。
11/29(金) 以降	8:30～17:00		供託物返還事務開始	選挙の効力及び当選の効力に関する訴訟の提起がなかった場合で、得票数が有効投票の総数の10分の1以上の候補者については、この日から供託物の返還事務が開始。

b 立候補及び各種届出

1 一般的留意事項

- (1) 届出書類等は、**かい書**で正確に記載してください。
- (2) 届出書類等に印鑑を使用する場合（※）は、すべて**同一の印鑑**を使用してください。
- (3) 「選挙管理委員会」及び「選挙長」に対する届出等は、平日、日曜日等を問わず**午前8時30分から午後5時まで**です。（法270、270の3）
提出先が選挙管理委員会及び選挙長以外のものについては、それぞれ時間等を確認してください。
- (4) 各小選挙区選出議員選挙における選挙長は、次のとおりとなる予定です。

選 挙 区 名	選 挙 長
徳 島 県 第 1 区	小 島 周 一 郎
徳 島 県 第 2 区	林 耕 治

※令和3年4月1日に公職選挙法施行規則の一部を改正する省令が施行され、立候補の届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請等に係る様式について、押印欄が削除されました。また、押印欄を削除することとされた様式のうち、別の書類に添付することとされている書類に係る様式を除き、届出の際に本人確認書類の提示等を行う旨等の備考が追加されました。

なお、従来通りの記名押印による届出も可能です。

氏名欄の書き方	届出をする者	必要事項
記名のみ	候補者(代表者)本人	候補者(代表者)の本人確認
	代理人	委任状+代理人の本人確認
記名押印又は本人署名	対応不要	

2 立候補の届出

(1) 届出の方法

立候補の届出には、次の3つの方法があります。

1	政党届出	一定の要件を満たす政党その他の政治団体（以下「政党等」という。）が、当該政党等に所属する者を届け出る方法
2	本人届出	候補者本人が届け出る方法
3	推薦届出	当該選挙の選挙区内の選挙人名簿に登録されている者が、候補者となろうとする本人の承諾を得て届け出る方法

【注意】 以下、政党届出に係る項目については「政党」と、本人届出に係る項目については「本人」と、推薦届出に係る項目については「推薦」と記す。
なお、特に明記がない場合は、全ての届出方法に共通する項目についての記述です。

(2) 届出日時等

（届 出 日） 選挙期日の公示日

（届出時間・受付場所）

午前8時30分～午前9時30分	徳島県庁(11階) 講堂
午前9時30分～午後5時	徳島県庁(7階) 徳島県選挙管理委員会委員室

(3) 受付方法

①受付順序

- ・午前 8 時30分までに受付場所に到着している者が 2 人以上ある場合は、くじにより受付順序を決定します。
- ・午前 8 時30分を過ぎて到着した者については、到着順に受付を行います。

②届出方法

- ・立候補の届出は、文書により「選挙長」に対して直接行わなければならないこととされています。したがって、郵便によることはできません。
- ・政党代表者、候補者本人及び推薦届出者以外の代理人が、届出することもできます。

(印鑑を使用する場合)

- ・届出にあたっては、必ず届出書類等に使用している印鑑を持参してください。
- ・政党届出については、必ず政党の代表者の印を持参してください。(代表者の印は原則として「〇〇党代表者の印」といった形式のものを使用してください。) 政党

(4) 候補者を届け出ることができる政党等の要件 政党

次のいずれかの要件を満たすこと (法86① I・II)

- ア 所属する衆議院議員又は参議院議員を **5人以上**有すること。(以下「1号要件」という。)
- イ 直近の衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員選挙若しくは比例代表選出議員選挙のいずれかにおいて、有効投票総数の **2パーセント以上**の得票を得たものであること。(以下「2号要件」という。)

(5) 届出書類

届出方法により、届出書類が異なっていますのでご注意ください。

《政党届出の場合》

候補者届出書（政党届出）	
添付書類	政党等の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 *
	候補者届出要件の該当確認に関する書類
	1号要件の場合 ・ 候補者届出要件該当確認書（1号要件該当） ・ 承諾書(所属国会議員として確認書に記載されることの承諾) ・ 宣誓書(確認書に氏名を記載することができない者を記載していない旨の宣誓)
	2号要件の場合 ・ 候補者届出要件該当確認書(2号要件該当) *
	候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
	候補者となることの同意書
	候補者となることができない者でない旨の宣誓書
	候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
	供託証明書
	候補者の戸籍の謄本又は抄本
	候補者の住民票
通称認定申請書（通称の使用を希望しない場合は不要）	
添付書類	承諾書（通称認定申請に係る候補者の承諾）

*印については、名称保護の届出を行っている政党等でその内容に変更がないものは、添付を省略できます。

《本人届出・推薦届出の場合》

		本人届出	推薦届出
候補者届出書		本人届出用	推薦届出用
添 付 書 類	候補者となることができない者でない旨の宣誓書	○	○
	所属する政党(政治団体)に関する文書 * 無所属の場合は不要	○	○
	団体所属証明書 * 無所属の場合は不要	○	○
	供託証明書	○	○
	候補者の戸籍の謄本又は抄本	○	○
	候補者の住民票	○	○
	候補者推薦届出承諾書		○
	選挙人名簿登録証明書（推薦届出人についてのもの）		○
通称認定申請書（通称の使用を希望しない場合は不要）		○	○

(6) 記載上の注意点等

①候補者届出書（法86④、令88）

ア 候補者氏名欄

戸籍簿に記載されている氏名を正確に記載し、ひらがなで「ふりがな」を付してください。

ただし、戸籍記載の氏名に用いられている漢字を、①常用漢字表・人名用漢字別表に掲げられている対応字体に置き換えること、②誤字・俗字である場合にこれを正字に更正することは、差し支えありません。

(例) 榮→栄 廣→広 瀧→滝 濱→浜 邊→辺 澤→沢 眞→真 富→富 萬→万
國→国 舘→館 藏→蔵 達→達 高→高 寄・崎→崎 寫・嶋→島

(注) 斉と齋は、異なる字種字体であり、更正できません。(更正する場合には、通称認定申請による必要があります。)

イ 本籍欄及び住所欄

本籍は戸籍と、住所は住民票と照合し、戸籍簿や住民票に記載されたとおり正確に記載してください。

なお、必ず県名から番地まで記載してください。また、本籍と住所が同じである場合も、「右に同じ」としないで、前記の要領で正しく記載してください。

ウ 生年月日欄

生年月日は、戸籍簿に記載されたとおりに記入してください。

年齢は、選挙期日現在における満年齢を記入してください。

エ 職業欄

なるべく具体的に記入してください。

なお、衆議院議員と兼ねることができない職にある者については、その職名を記載してください。

オ 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一つのウェブサイト等のアドレスを記載してください。

カ 同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者又は衆議院名簿登載者としようとする者欄 政党

該当する場合（＝重複立候補者・重複立候補者としようとする者）は、「該当」と記載してください。

キ 添付書類欄中の備考欄 政党

法第86条第5項ただし書の規定により政党等の綱領等を記載した文書又は候

補者届出要件該当確認書（２号要件該当）の添付を省略する場合には、その旨を記載してください。

（記載例）

備考

公職選挙法第86条第5項ただし書の規定により添付書類1及び2の添付を省略する。

②添付書類（法86⑤）

ア 政党届出における「**政党等の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書**」及び「**候補者届出要件該当確認書（２号要件）**」については、法第86条の6の規定による名称保護の届出を行っている政党等でその内容に変更がない場合は、省略することができます。この場合は、前記カのとおり届出書備考欄にその旨を記載してください。 **政党**

イ 候補者届出要件該当確認書（１号要件） **政党**

１号要件該当の場合には、承諾書（所属国会議員として確認書に記載されることに対する候補者の承諾）と宣誓書（確認書に氏名を記載することができない者を記載していない旨の代表者の宣誓）を添付してください。

ウ 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書 **政党**

法87条第3項において、候補者の届出をした政党等（以下「候補者届出政党」という。）は、一の選挙区において重ねて候補者の届出をすることが禁止されており、当該禁止事項に抵触していないことを代表者が誓う文書

エ 候補者となることの同意書 **政党・推薦**

本人以外の政党や推薦人が届け出る場合には、候補者となることについての候補者本人の同意があることを証する次の書類が必要です。

- a 政党届出の場合＝候補者となることの同意書
- b 推薦届出の場合＝候補者推薦届出承諾書

オ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

候補者となろうとする者が、「選挙権及び被選挙権があること」「（政党届出の場合に）他の政党等による届出候補者となっていないこと」「他の選挙(*)に立候補していないこと」を誓う文書

* 政党届出の場合に、当該政党の比例代表選出議員選挙における名簿登載者となっている場合を除く。

カ 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 **政党**

候補者となるべき者を選定した機関、当該選定機関の構成員の選出方法及びどのような手続で選定したかを記載するとともに、当該選定手続が適正に行われた旨を選定機関の代表者が誓う文書

キ 戸籍の謄本(抄本)

最近に発行された候補者となるべき者の戸籍の謄本又は抄本を添付してください。

ク 住民票

届出書に記載された住所を確認するために必要ですので、忘れずに添付してください。

ケ 供託証明書（供託書正本）（法92）

立候補に際しては、あらかじめ供託所（法務局・地方法務局の供託課又は支局）に供託金（300万円）を持参し、供託を行い、供託証明書（供託書正本）の交付を受けておくことが必要です。なお、法務局・地方法務局の支局を利用される場合には、手続完了後に、銀行（日本銀行代理店）へ供託金を預けることになります。

供託名義人は、立候補の届出をしようとする者であり、政党届出の場合には政党の代表者、本人届出の場合には立候補者本人、推薦届出の場合には推薦届出人となります。（推薦届出者が2名以上の場合は、その一部の者名義で結構です。）

*次の場合、供託物は没収されます。

ア 候補者の得票数が、有効投票総数の10分の1に達しないとき。

イ 立候補者が候補者たることを取り下げ又は辞した場合（立候補者が候補者と兼ねることのできない公務員になったため候補者たることを取り下げられ又は辞したもののみなされた場合を含む。）、又は立候補届出が重複立候補や被選挙権のない者の届出及び除名、離党等により候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出等により選挙長から却下された場合。

*供託物が没収されない者については、選挙及び当選の効力の確定後、供託物の返還を請求することができます。請求には県選管から供託原因が消滅した旨の証明書の交付を受ける必要があります。

*法人等が供託を行う場合には、供託規則第14条の規定に基づき、代表者の資格を証する書面等を提示あるいは添付しなければならないとされていますので、政党届出の場合には、留意してください。

*その他供託についての詳細は、法務局にお問い合わせください。

コ 団体所属に関する文書・団体所属証明書 本人・推薦

政党届出以外の場合において、候補者となるべき者の所属する政党等を届け出る場合には、候補者の「団体所属に関する文書」と所属団体が発行する「団体所属証明書」を添付してください。

したがって、「無所属」の場合は、不要です。

サ 候補者推薦届出承諾書 推薦

推薦届出者が推薦届出をすることについて、候補者が承諾した旨の文書で、推薦届出者が複数の場合には、全員に対してなされたものでなければなりません。

シ 選挙人名簿登録証明書 **推薦**

推薦届出者となるためには、選挙人名簿に登録されていることが必要である（法86③）ことから、推薦届出者が選挙人名簿に登録されていることを市町村の選挙管理委員会が証した文書を添付しなければなりません。

なお、当該選挙人名簿とは、当該選挙の選挙区内の選挙人名簿をいい、他選挙区の市町村の名簿登載者は、推薦届出者となることはできません。

③通称認定申請書（令88⑧⑨） *通称の使用を希望する場合

ア 従来から戸籍簿に記載された氏名以外の通称を有し、それが本名に代わるものとして広く通用している場合に、選挙長の認定を受けた上で、本名に代えて、通称を使用することができます。

イ 選挙長から認定書が交付された場合は、次の事項について、通称が使用されることとなり、本名は使用されません。

- 1) 立候補届出等の告示 2) 新聞広告 3) 政見放送 4) 経歴放送
- 5) 選挙公報 6) 投票所記載場所の氏名等の掲示

ウ 選挙長の認定を受けるためには、立候補届出と同時に「通称認定申請書」を提出しなければなりません。

申請は、政党届出の場合は政党等が、本人届出及び推薦届出の場合は候補者本人が行います。

エ 申請書には、通称が本名に代わるものとして、広く通用していることを説明し、かつ、そのことを証明することができる資料（公の機関が発行した書類、著書、葉書など）を提示しなければなりません。

本名を単に仮名書きとする場合にも、申請書が必要ですが、この場合には、資料の提示は不要です。

オ 政党届出に係る申請書には、併せて候補者の承諾書を添付する必要があります。**政党**

(7) 立候補の辞退等

①候補者届出の取下げ・辞退（法86⑪⑫・令88⑫）

（届出方法）

政党届出	届出政党が、「取下げ届」を提出する。 候補者自らによる辞退はできない。
本人届出 推薦届出	候補者が、「辞退届」を提出する。

（届出期間） 選挙期日の公示日の午後5時まで

（届出先） 選挙長

（備考） 1. 届出期間を経過後は、取下げ・辞退できません。
2. 取下げ・辞退しても供託金は返還されません。

②候補者届出政党に所属する者でなくなった旨の届出（法86⑨⑩） 政党

（届出者） 届出政党

（届出期間） 立候補届出以後、選挙の期日の前日（午後5時）まで

（届出先） 選挙長

（備考） 1. 当該届出がなされた場合は、候補者の届出が却下され、候補者でなくなる。
2. 届出原因により、次の書類を添付してください。
・除名＝除名の手続きを記載した文書及び（除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の）宣誓書
・離党＝離党届の写し
・その他＝当該事由を証する文書

③立候補届出事項の異動届（令88⑪）

（届出者） 立候補届出の届出者

（届出時期） 立候補届出以後、異動を生じた都度直ちに

（届出先） 選挙長

3 その他の届出等

選挙運動関係

(1) 選挙事務所設置（異動）届（法130・131・令108）

- （届出者） 「候補者又は推薦届出者」及び「候補者届出政党」
* 政党届出の場合は、候補者が設置するほか、届出政党が候補者を届け出た選挙区ごとに1箇所設置することができます。
- （届出時期） 選挙期日の公示日～選挙期日の間
設置、異動（移転・廃止）の都度直ちに
- （届出先） 設置届＝県選管 及び 所在地の市町村選管
異動届＝県選管 及び 新旧所在地の市町村選管
- （備考） 1. 1日に1回しか移動できません。
2. 推薦届出者が設置する場合は、次の書類を添付してください。
・ 候補者の選挙事務所設置（異動）承諾書
・ 推薦届出者が数人ある場合は、推薦届出者代表者証明書

(2) 報酬を支給する事務員等の届（法197の2・令129）

- （届出者） 候補者
- （届出期間） 使用する前（選挙期日の公示日～選挙期日の前日）
- （届出先） 県選管
- （備考） 1. 選挙運動に従事する者のうち、「事務員」「車上等運動員」「手話通訳者」「要約筆記者」について報酬を支給するためには、使用する前にあらかじめ当該届出をしなければなりません。
2. 届出があった時とは、現実に関選管に届いたとき（到達主義）ですが、例外として、引受時刻証明の取扱いで発送されたときに限り、郵便局に託した時をもって届出があったとみなされます。
3. 報酬については、上記の者のほか、選挙運動のために使用する労務者についても支給することができますが、労務者については、届け出る必要はありません。
4. 報酬を支給できる事務員等の選挙運動従事者の人数は、1日につき50人以内です。また、選挙運動期間中延べ250人以内で異なる者を届け出ることができます。
5. 年齢満18年未満の者を、当該届出の対象となる選挙運動のための事務員等として使用することはできません。（法137の2）

▶ 詳しくは、「第7章 選挙運動費用」の項を参照してください。

(3) 選挙運動用ビラ届出書（法142）

（届出期間） 頒布する前（選挙期日の公示日～選挙期日の前日）

（届 出 先） 県選管

（備 考） ①候補者用ビラの場合

1. 候補者用ビラについては、2種類以内で7万枚以内であり、当該届出が必要です。
2. 届出書には、見本（それぞれ2枚）を添付してください。
3. 大きさは長さ29.7cm、幅21cmを超えることはできません。
4. 頒布に当たっては、県選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

②候補者届出政党用ビラの場合

1. 候補者届出政党用ビラについては、都道府県単位で、4万枚にその都道府県における届出候補者数を乗じて得た数に限り頒布することができ、種類の制限はありません。
2. 大きさは長さ42cm、幅29.7cmを超えることはできません。
3. 頒布に当たっては、県選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

(4) 選挙公報掲載申請書（法168）

（申請時期） 選挙期日の公示日の午後5時まで

（申 請 先） 県選管

▶詳しくは、「第4章 選挙公報」の項を参照してください。

(5) 政見放送申込書（法150・政見規程） 政党

（申 込 者） 届出政党

* 政党届出以外の候補者は、政見放送は行われません。

（申 込 先） 日本放送協会徳島放送局 及び 四国放送株式会社

▶詳しくは、「第5章 政見放送・経歴放送」の項を参照してください。

(6) 候補者経歴書（経歴放送）（法151・政見規程）

（提 出 者） 候補者

（提 出 先） 日本放送協会徳島放送局

▶詳しくは、「第5章 政見放送・経歴放送」の項を参照してください。

(7) 公営施設使用の演説会開催申出（法163・164）

（申出期間） 選挙期日の公示日～選挙の期日の3日前

* 演説会の開催日の2日前までに申し出てください。

（申 出 先） 開催地の市町村選管

（備 考）

①個人演説会

1. 候補者が、市町村選管に「個人演説会開催申出書」を提出してください。

2. 同一施設については1回に限り無料、2回目以後は有料です。

②政党演説会

1. 届出政党が、市町村選管に「政党演説会開催申出書」を提出してください。
2. 施設の使用については、全て有料です。

公営施設とは、①学校及び公民館、②地方公共団体が管理する公会堂、③市町村選管が指定する施設です。
--

(8) 選挙運動用通常葉書の交付・差出（法142、郵便規則）

- ▶詳しくは、「選挙郵便物利用案内」及び「第3章 選挙運動」の項を参照してください。

(9) 新聞広告掲載申請（法149・規19、20）

- （申請時期） 各新聞社に確認のこと
（申請先） 掲載を希望する新聞社
（備考）

①候補者の新聞広告の場合

1. 候補者は、選挙運動期間中、5回に限り無料で、選挙運動のために新聞広告をすることができます。
2. 新聞広告の大きさは、横9.6cm×縦2段組以内です。
3. 選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社に提出してください。

②候補者届出政党の新聞広告の場合

1. 届出政党は、候補者が行うものとは別に、選挙運動期間中、8回以内に限り無料で、選挙運動のために新聞広告をすることができます。
2. 新聞広告の大きさは、8回合計で、横38.5cm×縦4段組以内に限られます。ただし、1回当たりの寸法は、横9.6cm×縦1段組の寸法の整数倍（2以上であること）で、形態は、長方形とされています。
3. 徳島県における衆議院小選挙区選出議員選挙に関する広告である旨を記載しなければなりません。
4. 県選管が交付する「新聞広告掲載証明書」の広告寸法分（横9.6cm×縦1段組ごとに1枚）を新聞社に提出してください。

③共通事項

1. 掲載日が選挙の期日以降になる場合は、掲載が拒否されます。
2. 掲載は、記事下に限られ、色刷りは認められません。

運動費用関係

(1) 出納責任者に関する届（法180～183）

- （種 類） ①出納責任者選任届
②出納責任者異動届
③出納責任者職務代行の開始届
④出納責任者職務代行の廃止届
- （届出時期） 選挙期日の公示日以降、届出事由発生後直ちに
- （届 出 先） 県選管
- （選 任 者） 原則としては、「候補者」が選任する（候補者自身が出納責任者になることも可）こととなります。ただし、「届出政党」若しくは「推薦届出者」が、候補者の承諾（出納責任者選任承諾書）を得て選任することもできます。
- （備 考） 1. 異動が出納責任者の辞任又は解任に伴うものであるときは、辞任又は解任に関する通知文書の写しの添付が必要です。
2. 出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、法第183条の規定に従って、職務代行者が置かれるとともに、その旨を届出なければなりません。
3. 届出があった時とは、現実に県選管に届いたとき（到達主義）ですが、例外として、引受時刻証明の取扱いで発送されたときに限り、郵便局に託した時をもって届出があったとみなされます。

(2) 選挙運動費用収支報告書（法189）

- （報告期間） 第1回目は、選挙の期日から15日以内。
第2回目以降は、収支のなされた日から7日以内。
- （報 告 先） 県選管
- ▶詳しくは、「第7章 選挙運動費用」の項を参照してください。

立会人関係

(1) 開票立会人となるべき者の届（法62・令69） *希望の場合のみ

- (届出者) 政党届出の場合は「届出政党」
本人届出・推薦届出の場合は「候補者」
- (届出期間) 選挙期日の公示日～選挙期日の3日前
- (届出先) 市町村選管
- (備考) 1. 立会人となるべき者は、届出先の市町村の選挙人名簿に登録されている者でなければなりません。
2. 小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の両方の開票立会人を兼ねることはできません。
3. 開票立会人となるべき者の「承諾書」を添付してください。
4. 小選挙区選出議員選挙の開票立会人は、最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となります。（審法19②）

(2) 選挙立会人となるべき者の届（法76・令82） *希望の場合のみ

- (届出者) 政党届出の場合は「届出政党」
本人届出・推薦届出の場合は「候補者」
- (届出期間) 選挙期日の公示日～選挙期日の3日前
- (届出先) 選挙長
- (備考) 1. 当該選挙の選挙権を有する者でなければなりません。
2. 衆議院小選挙区選出議員選挙と衆議院比例代表選出議員選挙の両方の選挙立会人を兼ねることはできません。
3. 選挙立会人となるべき者の「承諾書」を添付してください。

*立会人については、届出が10人を超える場合には、くじにより10人以下に、また同一政党等に属する候補者等の届出にかかる者が2人を超える場合には、くじにより2人以下に制限されます。

4 交付する物品・証明書

立候補届出時には、次に掲げる物品及び証明書が交付されます。

(1) 候補者に交付されるもの

公給物品

- | | |
|------------------|---------------|
| ①選挙事務所標札 | 1 枚(法131) |
| ②選挙運動用自動車(船舶)表示板 | 1 枚(法141) |
| ③選挙運動用拡声機表示板 | 1 枚(法141) |
| ④個人演説会用表示板 | 5 枚(法164の2) |
| ⑤街頭演説用標旗 | 1 枚(法164の5) |
| ⑥乗車(船)用腕章 | 4 枚(法141の2) |
| ⑦運動員用腕章 | 1 1 枚(法164の7) |

各種証明書

- | | |
|----------------|---------------|
| ①候補者用通常葉書使用証明書 | 1 枚(郵便規則 2) |
| ②選挙運動用通常葉書差出票 | 7 0 枚(郵便規則 8) |
| ③新聞広告掲載証明書 | 5 枚(法149) |
| ④公職の候補者旅客運賃後払証 | 1 5 枚(法176) |

証 紙

- | | |
|------------|------------|
| ①選挙運動用ビラ証紙 | 7 万枚(法142) |
|------------|------------|

(2) 届出政党に交付されるもの

公給物品

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①選挙事務所標札 | 届出選挙区ごとに 1 枚(法131) |
| ②選挙運動用自動車(船舶)表示板 | 1 枚(法141) |
| ③選挙運動用拡声機表示板 | 1 枚(法141) |
| ④政党演説会用表示板 | 届出選挙区ごとに 2 枚(法164の2) |

各種証明書

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①候補者届出政党用通常葉書使用証明書 | 届出候補者数(郵便規則3の2) |
| ②新聞広告掲載証明書 | 1 6 枚(法149) |

証 紙

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①選挙運動用ビラ証紙 | 届出選挙区ごとに 4 万枚(法142) |
| ②選挙運動用ポスター証紙 | 届出選挙区ごとに 1 千枚(法144) |

5 事前審査

(1) 次の届出書類等については、必ず事前審査を受けてください。

(立 候 補) ・立候補届出書類 (2 の(5)に掲げるもの)

(各種届出) ・選挙事務所設置届

・出納責任者選任届

・(報酬を支給する事務員等の)届出書

・選挙運動用ビラ届出書

※ビラの見本として1種類ごとに2枚を提出してください。

(選挙運動) ・掲示する候補者用ポスター及び政党用ポスターの見本
各2枚 (内容が異なる場合はそれぞれ2枚)

(選挙公報) ・選挙公報掲載申請書及び掲載文

(選挙公営) ・契約届出書 (①選挙運動用自動車の使用 ②通常葉書作成 ③ビラ作成 ④選挙事務所用立札・看板作成 ⑤自動車等取付用立札・看板作成 ⑥ポスター作成 ⑦個人演説会用立札・看板作成 ⑧政見放送の録音・録画)

(2) 日時及び場所

選挙区名	日 時	場 所
徳島県第1区	令和6年10月9日 (水) 9:30～11:30	県庁7階 選挙管理 委員会委員室
徳島県第2区	令和6年10月9日 (水) 13:30～15:30	

※あらかじめ、審査時間の予約(088-621-2082)をお願いします。

早めの予約をお願いします。予約なしで来場された場合、
長時間お待ちいただく場合がありますので、御了承ください。

※届出書類に印鑑を使用している場合は、必ず使用している
印鑑を持参してください。

6 く じ

立候補届出の受付順序のほか、次のとおりくじによって決められるものがあり、立ち会うことができます。

＊希望の場合のみ

種 類	執 行 日 時	立会申出先
選挙公報の掲載順序	選挙期日の公示日 午後 5 時30分	県 選 管
政見放送の放送順序	選挙期日の公示日 午後 5 時45分	県 選 管
氏名等揭示の順序	各市町村選管へ確認のこと	市町村選管
開票立会人	各市町村選管へ確認のこと	市町村選管
選挙立会人	選挙期日の 2 日前 午前10時30分	選 挙 長

【立ち会うことができるもの】

○政党届出の場合

政党代表者又はその代理人(政見放送の放送順序、開票立会人、選挙立会人)

候補者又はその代理人 (選挙公報の掲載順序、氏名等揭示の順序)

○本人・推薦届出の場合

候補者又はその代理人 (選挙公報の掲載順序、氏名等揭示の順序、開票立会人、選挙立会人)

7 その他の注意事項

(重複立候補等の禁止)

- 1 一の選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることはできません。(法87①)
ただし、候補者届出政党は、比例代表選出議員選挙の四国選挙区においては、同時に行われる徳島県内の選挙区の小選挙区選出議員候補者として当該政党が届け出た者を、比例代表の候補者として届け出ることができます。(法86の2④)
- 2 小選挙区選出議員の選挙において、一の政党の届出に係る候補者は、当該選挙において、同時に他の政党の届出候補者となることはできません。(法87②)
- 3 小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党は、一の選挙区においては、重ねて候補者の届出をすることはできません。(法87③)

(参 考)

政党等が供託する場合の「代表者資格証明書」について

法人等が供託を行う場合には、供託規則第14条の規定に基づき、「代表者の資格を証する書面」（以下、「資格証明書」という。）を提示あるいは供託書に添付しなければならないが、衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が行う供託については、次の区分に従って、それぞれ取り扱うこととすること。

(1) 供託者が登記された法人であるとき

供託者が、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づいて法人となった政党その他の政治団体等の場合、供託規則第14条第1項に定められた次の書面を提示しなければならないこと。

登記所の作成した代表者の資格を証する書面

（具体的には登記所の発行する登記簿謄本、同抄本又は代表者資格証明書がこれに該当する。）

なお、供託規則第9条によりこれらの書面は作成後3月以内のものに限られることに留意すること。

(2) 供託者が法人でないとき

法人格を有しない政党等が供託するに当たっては、供託規則第14条第3項により「定款又は寄附行為及び代表者又は管理人の資格を証する書面」を供託書に添付しなければならないこととされているが、衆議院小選挙区選出議員選挙に係る供託においては、次の文書を添付しなければならないこと。

なお、同一の供託所に対して同時に数個の供託をする場合においては、1個の供託書に資格証明書を添付すれば足りるが、この場合には、他の供託書の備考欄にその旨記載しなければならないこと（供託規則第15条）。

①党則、綱領等（以下「綱領等」という。）中に政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の具体的な定めがある場合。

→「綱領等」

（当該政党等の綱領等に相違ない旨の代表者の奥書証明をすることとし、当該綱領等が3月以内に作成されたものでない場合は、その後、代表者に変更がない旨を併せて奥書証明すること。）

②綱領等中に政党その他の政治団体の名称、本部の所在地及び代表者の具体的な定めがない場合

→「綱領等」及び「代表者の選任を証する議事録等」

（「綱領等」については、当該政党等の綱領等に相違ない旨の代表者の奥書証明をすることとし、「代表者の選任を証する議事録等」については、それが３月以内に作成されたものでない場合は、その後代表者に変更がない旨の奥書証明をすること。）

なお、「代表者の選任を証する議事録等」として次のもののいずれかをもって認めることとすること。

ア 供託者が公職選挙法第８６条の５第５項又は第８６条の６第６項の告示がなされている政党その他の政治団体であるとき

→当該告示が登載された官報の写しに当該政党代表者が「これは令和○年○月○日の官報の写しである。」旨の奥書証明をしたもの。

（なお、当該告示の日から３月を経過している場合には、その後当該代表者について変更がない旨を併せて奥書証明すること。）

イ 政治資金規正法第６条に基づく届出をしている政治団体であるとき。

→政治資金規正法第６条又は第７条に基づく届出書の写しに、「これは、政治資金規正法第６条（第７条）の規定に基づく届出書の写しであることを証明する。令和○年○月○日 総務省選挙部政治資金課長 印」と奥書証明したもの。

なお、この証明書についても、発行後３月以内のものに限られること。

（供託規則第９条）

c 選挙運動

1 はじめに

衆議院議員の選挙制度が政策本位、政党本位とされていることに伴い、衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙のいずれの選挙運動についても、政党等に大幅な選挙運動の手段が認められています。

衆議院小選挙区選出議員選挙においては、候補者個人が一定の選挙運動を行うことができるほか、候補者届出政党も自動車等の使用、通常葉書及びビラの頒布、ポスターの掲示、新聞広告、政見放送、政党演説会等により選挙運動を行うことができることとなっています。

また、衆議院比例代表選出議員選挙においては、名簿届出政党等が、自動車等の使用、ビラの頒布、ポスターの掲示、新聞広告、政見放送、政党等演説会等により選挙運動を行うことができることとなっています。

2 選挙運動（その1）

（1）小選挙区選出議員選挙における候補者個人の選挙運動

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙事務所	県選管が交付する標札を選挙事務所の入口に掲示しなければならない。	1箇所に限る。	法 130 法 131 法 132	1 設置者は候補者又は推薦届出者に限る。 2 設置（異動）したときは直ちに文書で県選管及び市町村選管へ届け出なければならない。 3 選挙当日も、投票所、を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り、設置することができる。 4 1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。
選挙事務所の表示 (1)ポスター、立札及び看板の類 (2)ちょうちんの類	350cm×100cm以内 高さ85cm、直径45cm以内	通じて3以内 1個に限る。	法 143 法 143の2 令 110の2	1 選挙事務所を表示するものであれば、付随的に政見等や候補者の写真を掲げることができる。 2 選挙事務所から離れた場所に掲示することはできない。 3 事務所を廃止したとき又は投票当日投票所の入口から300m以内に当たる場合、直ちに撤去しなければならない。 4 選挙事務所の立札及び看板の類の作成費は、供託物の没収とならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。
選挙運動用通常葉書	郵便局による選挙用の表示があるもの	35,000枚	法 142 令 109の7 郵便規則2	1 必ず郵便により配布しなければならない。 2 葉書には、候補者の写真を掲載することができる。 3 掲載文の内容は、他の罰則に触れる事項（虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等）の掲載を除き、制限がない。 4 郵送経費は無料である。 5 選挙運動用通常葉書の作成費は、供託物の没収とならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。

事 項	規 格 制 限 等		数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙運動用ポスター	42cm×30cm以内 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合はその名称）並びに住所を記載しなければならない。	選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを合わせて作成した場合 42cm×40cm以内	ポスター掲示場数と同数	法 143 法 144 法 144の2 令 110の4	1 記載内容の制限はない。 2 公営ポスター掲示場以外には掲示できない。 3 選挙当日の貼り替えはできないが、そのまま掲示しておくことができる。 4 ポスター作成費没収とならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。
個人演説会告知用ポスター	42cm×10cm以内 表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。		選挙運動用ポスターと同じ。	法 143	
選挙運動用ビラ	1 29.7cm×21cm以内 2 県選管が交付する証紙を貼らなければならない。 3 表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）並びに住所を記載しなければならない。		70,000枚 2種類以内 （県選管への届出が必要）	法 142 令 109の6 令 109の8	1 記載内容の制限はない。 2 頒布の方法 （1）新聞折込み （2）候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 （3）候補者を届け出た候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 （4）候補者が所属する名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 3 ビラ作成費は、供託物の没収にならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙運動用自動車（船舶）	1 乗車定員10人以下の乗用自動車で2及び3に該当するもの以外のもの 2 乗車定員 4人以上10人以下の小型自動車（例として小型自動車及びいわゆるライトバン等のバン型自動車） ※1及び2で上面、側面、後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものは使用できない。 3 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの（例としてジープ等） ※上面、側面、後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できない。 4 船舶については制限がない。 5 県選管が交付する表示板を付けなければならない。	1台又は1隻（同時使用でなければどちらも使用することができる。）	法 140の2 法 141 法 141の2 法 141の3 法 164の5 法 166 令 109の3 令 109の4	1 自動車に乗車することができる人数は候補者、運転手1人及び運動員4人以内に限られる。 2 運動員は県選管から交付される乗車（船）用腕章を着けなければならない。 3 走行中の車上で連呼行為はできるが“流しの演説”はできない。 4 車上連呼は、午前8時から午後8時の間においてできる。 5 車上連呼は、学校、病院等の周辺では静穏を保たなければならない。 6 停止した車上で街頭演説を行う場合は、街頭演説用の標旗を掲げなければならない。 7 自動車の使用料は、供託物の没収とならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。
選挙運動用自動車（船舶）に掲示できる文書 図画 (1)ポスター、立札及び看板の類 (2)ちょうちんの類	273cm×73cm以内 高さ85cm、直径45cm以内	数の制限なし。 1個に限る。	法 143 法 143の2 令 110の3	1 記載内容の制限はない。 2 選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければならない。 3 自動車等に取り付ける立札及び看板の作成費は、供託物の没収とならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。 4 自動車に看板等を掲示したときは、道路交通法に違反する場合もあるので、使用前に所管の警察署の指示を得ておくことが適当である。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
拡 声 機	県選管が交付する表示板を付けなければならない。	一そろいに限る。	法 141	1 一そろいとは、通常はマイク 1 個とスピーカー 1 個及びこれに必要な増幅装置である。 2 個人演説会や幕間演説にはその会場内で別に一そろいを使用できる。
街 頭 演 説	1 午前 8 時から午後 8 時の間に行うことができる。 2 県選管が交付する標旗を掲げなければならない。	同時に 2 箇所以上で行うことはできない。	法 164 の 4 法 164 の 5 法 164 の 6 法 164 の 7 法 166	1 学校、病院等の周辺では静穏を保たなければならない。 2 運動員は 15 人以内で、県選管から交付される腕章を着けなければならない。 3 長時間にわたり、同一の場所にとどまって行うことのないよう努めなければならない。
個人演説会	1 公営施設使用の場合は開催日前 2 日までに、市町村選管に申し出なければならない。 2 公営施設以外の施設使用の場合は施設の管理者の承諾を得ればよい。	開催回数の制限なし。 同時開催は 5 箇所まで。	法 161 法 161 の 2 法 162 法 163 法 164 法 164 の 2 法 164 の 4 令 112	1 開催できるのは候補者のみであるが、候補者が会場にいなくともよい。 2 公営施設を使用する場合、同一施設ごとに 1 回に限り無料である。 3 録音盤の使用ができる。 4 公営施設の場合は 1 回について 5 時間を超えることができない。
個人演説会会場 場で掲示できる 文書図画 (1) ポスター、 立札及び看板の類 (2) ちょうちんの類 (3) 映写等の類	1 273cm×73cm 以内（屋内の会場内に限り規格の制限なし） 2 なお開催中会場前には必ず立札又は看板を 1 つ以上掲示しなければならない。 3 この場合県選管が交付する表示板をつけなければならない。 （交付枚数は 5 枚） 高さ 85cm、直径 45cm 以内	会場内は数の制限なし。 会場外では表示板をつけた立札・看板以外の文書図画は一切掲示できない。 各会場ごとに、会場内に 1 に限る。	法 143 法 164 の 2 令 110 令 125 の 2 令 125 の 3	1 表面に掲示責任者の住所及び氏名を記載しなければならない。 2 個人演説会場の立札及び看板の作成費は、供託物が没収とならない限りにおいて、一定額が公費負担となる。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
新 聞 広 告	横9.6cm、縦2段組 以内で記事下に限り、 色刷りは認められない。	1 5回以内 2 選挙運動 期間中の掲 載に限られ る。 3 各新聞社 に新聞広告 掲載証明書 と原稿を提 出する。 (新聞社と は事前に協 議しておく ことが望ま しい。)	法 149 則 19、20 令 88	1 内容に制限はない。 2 広告料は無料 3 通称の使用について選挙長の認 定を受けたときは、当該通称を使 用しなければならない。 4 選挙期日当日の掲載はできない。
政 見 放 送	な し			
経 歴 放 送	1 1人1回30秒 以内 2 経歴書を選挙期 日の公示日までに 放送局へ提出しな ければならない。	テレビ 1回 ラジオ10回	法 151 政見規程 令 88	1 NHKにおいてのみ行われる。 2 通称の使用について選挙長の認 定を受けたときは、当該通称を使 用しなければならない。
選 挙 公 報	1 図面、図表、イ ラストレーション 等の合計面積は、 掲載文を記載する ことができる面積 のおおむね2分の 1以下に限られ る。 2 選挙期日の公示 日に県選管へ申請 しなければならない。	発行 1回	法 167 法 168 法 169 法 170 令 88	1 掲載文の提出は、原稿用紙又は 電子データによること。 2 掲載の順序は、県選管がくじで 定める(候補者又はその代理人は くじに立ち会うことができる。) 3 字数に制限はない。 4 図面、図表、イラストレーショ ン等も記載することができる。 5 通称の使用について選挙長の認 定を受けたときは、当該通称を使 用しなければならない。
特殊乗車券	使用資格者は、候補 者、推薦届出者及び 選挙運動に従事する 者	15枚	法 176	1 選挙期日の公示日から選挙当日 までの間に、選挙長から交付され た「公職の候補者旅客運賃後払証」 に必要事項を記載し乗車券の発行 所に提示することによって入手で きる。 2 本県内における鉄道、乗合バス 等の普通乗車券が無料となる。 3 特殊乗車券の通用期間は、発行 の日から選挙期日後5日目までの 間である。

(2) 小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の選挙運動

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙事務所	県選管が交付する標札を事務所の入口に掲示しなければならない。	届け出た候補者に係る選挙区ごとに1箇所に限る。	法 130 法 131 法 132	1 設置者は候補者届出政党に限る。 2 設置（異動）したときは直ちに文書で県選管及び市町村選管へ届け出なければならない。 3 選挙当日も、投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り、設置することができる。 4 1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。
選挙事務所の表示 (1)ポスター、立札及び看板の類 (2)ちょうちんの類	350cm×100cm以内 高さ85cm、直径45cm以内	通じて3以内 1個に限る。	法 143 法 143の2	1 選挙事務所を表示するものであれば、付随的に政見等や候補者の写真を掲げることができる。 2 選挙事務所から離れた場所に掲示することはできない。 3 事務所を廃止したとき又は投票当日投票所の入口から300m以内に当たる場合、直ちに撤去しなければならない。
選挙運動用通常葉書	郵便局による選挙用の表示があるもの	20,000枚に本県における届出候補者の数を乗じて得た数	法 142 郵便規則3の2	1 必ず郵便により配布しなければならない。 2 有料
選挙運動用ポスター	1 85cm×60cm以内 2 県選管が交付する選挙区ごとに区分した証紙を貼らなければならない。 3 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所並びに候補者届出政党の名称を記載しなければならない。	1,000枚に本県における届出候補者の数を乗じて得た数 ただし、候補者を届け出た選挙区ごとに1,000枚以内に限る。 種類制限はない。	法 143 法 144 法 145	1 記載内容の制限はない。 2 国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には原則として掲示できない。 3 他人の工作物に掲示しようとするときは、居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者がいない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。 4 選挙当日には、貼り替えることはできないが掲示しておくことはできる。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙運動用 ビラ	1 42cm×29.7cm以 内 2 県選管が交付す る選挙区ごとに区 分した証紙を貼ら なければならない。 3 表面に頒布責任 者及び印刷者の氏 名（法人にあって は名称）及び住所 並びに候補者届出 政党の名称を記載 しなければならない。	40,000枚に本 県における届 出候補者の数 を乗じて得た 数 ただし、候 補者を届け出 た選挙区ごと に40,000枚以 内に限る。 種類制限はな い。	法 142 令 109の6	1 記載内容の制限はない。 2 頒布の方法 (1) 新聞折込み (2) 候補者届出政党の選挙事務所 内、政党演説会の会場内又は街 頭演説の場所における頒布 (3) 届け出た候補者の選挙事務所 内、個人演説会の会場内又は街 頭演説の場所における頒布 (4) 候補者届出政党である名簿届 出政党等の選挙事務所内、政党 等演説会の会場内又は街頭演説 の場所における頒布
選挙運動用 自動車（船 舶）	1 種類・構造の制 限はない。 2 船舶について も、制限はない。 3 県選管が交付す る表示板を付けな なければならない。	県下を通じて 1台又は1隻 （同時使用で なければどち らも使用する ことができる。）	法 141 法 140の2 法 166	1 乗車制限はない。 2 走行中の車上で連呼行為はでき るが“流しの演説”はできない。 3 車上連呼は、午前8時から午後 8時の間においてできる。 4 車上連呼は、学校、病院等の周 辺では静穏を保たなければならない。
選挙運動用 自動車（船 舶）に掲示 できる文書 図画 (1)ポスター、 立札及び 看板の類 (2)ちょう ちんの類	273cm×73cm以内 高さ85cm、直径45cm 以内	数の制限なし。 1個に限る。	法 143 法 143の2	1 記載内容の制限はない。 2 選挙運動のために使用すること をやめたときは、直ちに撤去しな なければならない。 3 自動車に看板等を掲示したとき は、道路交通法に違反する場合も あるので、使用前に所管の警察署 の指示を得ておくことが適当であ る。
拡 声 機	県選管が交付する表 示板を付けなければ ならない。	県下を通じて 一そろいに限 る。	法 141	1 一そろいとは、通常はマイク1 個とスピーカー1個及びこれに必 要な増幅装置である。 2 政党演説会や幕間演説にはその 会場内で別に一そろいを使用でき る。
街 頭 演 説	1 午前8時から午 後8時の間におい て行うことができ る。 2 停止している選 挙運動用の自動車 の車上（又は船舶 の船上）及びその 周囲で行わなけれ ばならない。	同時に2箇所 以上で行うこ とはできない。	法 164の4 法 164の5 法 164の6 法 166	1 学校、病院等の周辺では静穏を 保たなければならない。 2 長時間にわたり、同一の場所 にとどまってしまうことのないよう努 めなければならない。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
政党演説会	1 公営施設使用の場合は開催日前2日までに、市町村選管に申し出なければならない。 2 公営施設以外の施設使用の場合は施設の管理者の承諾を得ればよい。	開催回数の制限なし。 同一選挙区における同時開催は2箇所まで。 候補者を届け出していない選挙区においては開催できない。	法 161 法 161の2 法 162 法 163 法 164の2 法 164の4 令 112	1 開催できるのは候補者届出政党のみであるが、当該候補者届出政党の選挙運動のための演説であれば演説者については制限はない。 2 公営施設を使用する場合、すべて有料。 3 録音盤の使用ができる。 4 公営施設の場合は1回について5時間を超えることができない。
政党演説会 会場で掲示 できる文書 図画 (1)ポスター、 立札及び 看板の類 (2)ちょう ちんの類 (3)映写等 の類	1 273cm×73cm以内（会場内に限り規格の制限なし） 2 なお開催中は会場前に必ず立札又は看板を1つ以上掲示しなければならない。 3 この場合県選管が交付する表示板をつけなければならない。（交付枚数は候補者を届け出た選挙区ごとに2枚） 高さ85cm、直径45cm以内	会場内は数の制限なし。 会場外では表示板をつけた立札・看板以外の文書図画は一切掲示できない。 各会場ごとに、会場内に1に限る。	法 143 法 164の2 令 110 令 125の2	表面に掲示責任者の住所及び氏名並びに候補者届出政党の名称を記載しなければならない。
新 聞 広 告	1 新聞広告のすべてを合計した寸法は、横38.5cm、縦4段組以内で記事下に限り、色刷りは認められない。 2 1回当たりの寸法は、横9.6cm、縦1段組の寸法の整数（2以上）倍でその形態が長方形であるものに限られる。 3 各新聞社に新聞広告掲載証明書の広告寸法分（横9.6cm、縦1段組ごとに1枚）を提出する。	8回以内	法 149 則 19 令 88	1 内容に制限はない。 2 広告料は無料 3 本県における小選挙区選出議員選挙に関する広告である旨を記載しなければならない。 4 届出に係る候補者の氏名を記載する場合において、当該候補者の通称の使用について選挙長の認定を受けたときは、当該通称を使用しなければならない。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
政 見 放 送	1 1回9分以内 2 選挙期日の公示 日までに各放送局 が指定する場所へ 申込まなければならない。	届出候補者の数 1人又は2人 (NHK) テレビ 1回 ラジオ 1回 (四国放送) テレビ 2回	法 150 政見規程 令 88	1 放送局で行う録音・録画の方法 は単独方式、対談方式又は複数方 式のいずれかによる。 2 放送局において録音・録画を行 わない候補者届出政党は、自らが 録音・録画した政見を放送局に提 出することができる。 3 放送料は無料。 4 届出に係る候補者の氏名を使用 する場合において、当該候補者の 通称の使用について選挙長の認定 を受けたときは、当該通称を使用 しなければならない。
経 歴 放 送	な し			
選 挙 公 報	な し			
特殊乗車券	な し			

(3) 比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の選挙運動

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙事務所	中央選管が交付する標札を選挙事務所の入口に掲示しなければならない。	名簿を届け出た選挙区の区域内の県ごとに1箇所に限る。	法 130 法 131 法 132	1 設置者は名簿届出政党等に限る。 2 設置（異動）したときは直ちに文書で中央選管、県選管及び市町村選管へ届け出なければならない。 3 選挙当日も、投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り、設置することができる。 4 1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。
選挙事務所の表示 (1)ポスター、立札及び看板の類 (2)ちょうちんの類	350cm×100cm以内 高さ85cm、直径45cm以内	通じて3以内 1個に限る。	法 143 法 143の2	1 選挙事務所を表示するものであれば、付随的に政見等や候補者の写真を掲げることができる。 2 選挙事務所から離れた場所に掲示することはできない。 3 事務所を廃止したとき又は投票当日投票所の入口から300m以内に当たる場合、直ちに撤去しなければならない。
選挙運動用通常葉書	使用できない。			
選挙運動用ポスター	1 85cm×60cm以内 2 中央選管が交付する証紙を貼らなければならない。 3 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所、名簿届出政党等の名称並びに中央選管に届け出たポスターである旨を表示する記号を記載しなければならない。	500枚に四国選挙区における名簿登載者の数を乗じて得た数 3種類以内（中央選管への届出が必要）	法 143 法 144 法 145	1 記載内容の制限はない。 2 国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には原則として掲示できない。 3 他人の工作物に掲示しようとするときは、居住者、居住者がいない場合にはその管理者、管理者がいない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。 4 選挙当日には、貼り替えることはできないが掲示しておくことはできる。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
選挙運動用 ビラ	1 規格制限はない。 2 表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所、名簿届出政党等の名称並びに当該ビラである旨を表示する記号を記載しなければならない。	枚数制限はない。 2 種類以内（中央選管への届出が必要）	法 142 令 109の6	1 記載内容の制限はない。 2 頒布の方法 (1) 新聞折込み (2) 名簿届出政党等の選挙事務所内、政党等演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 (3) 名簿届出政党等である候補者届出政党の選挙事務所内、政党演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 (4) (3)の候補者届出政党が届け出た候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布 (5) 名簿届出政党等に所属する小選挙区の候補者のうち政党届出以外の候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
選挙運動用 自動車（船舶）	1 種類・構造の制限はない。 2 船舶についても、制限はない。 3 中央選管が交付する表示板を付けるなければならない。	四国選挙区を通じて1台又は1隻（その選挙区における名簿登載者の数が5人を超える場合には、その超える数が10人を増すごとに1台又は1隻を追加することができる。） （同時使用でなければどちらも使用することができる。）	法 141 法 140の2 法 166	1 乗車制限はない。 2 走行中の車上で連呼行為はできるが“流しの演説”はできない。 3 車上連呼は、午前8時から午後8時の間においてできる。 4 車上連呼は、学校、病院等の周辺では静穏を保たなければならない。
選挙運動用 自動車（船舶）に掲示 できる文書 図画 (1) ポスター、 立札及び 看板の類 (2) ちょう ちんの類	273cm×73cm以内 高さ85cm、直径45cm 以内	数 の 制 限 な し。 1 個に限る。	法 143 法 143の2	1 記載内容の制限はない。 2 選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければならない。 3 自動車に看板等を掲示したときは、道路交通法に違反する場合もあるので、使用前に所管の警察署の指示を得ておくことが適当である。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
拡 声 機	中央選管が交付する表示板を付けなければならない。	四国選挙区を通じて一そろい（その選挙区における名簿登載者の数が5人を超える場合には、その超える数が10人を増すごとに一そろいを追加することができる。）	法 141	1 一そろいとは、通常はマイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置である。 2 政党等演説会や幕間演説にはその会場内で別に一そろいを使用できる。
街 頭 演 説	1 午前8時から午後8時の間に行うことができる。 2 停止している選挙運動用の自動車の車上（又は船舶の船上）及びその周囲で行うほかは、中央選管が交付する標旗を掲げて行わなければならない。	中央選管が交付する標旗を掲げて行う場合、四国選挙区における同時開催は6箇所まで。	法 164の4 法 164の5 法 164の6 法 166	1 学校、病院等の周辺では静穏を保たなければならない。 2 長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうことのないよう努めなければならない。
政党等演説会	1 公営施設使用の場合は開催日前2日までに、市町村選管に申し出なければならない。 2 公営施設以外の施設使用の場合は施設の管理者の承諾を得ればよい。	開催回数の制限なし。 四国選挙区における同時開催は8箇所まで。	法 161 法 161の2 法 162 法 163 法 164の2 法 164の4 令 112	1 開催できるのは名簿届出政党等のみであるが、当該名簿届出政党等の選挙運動のための演説であれば演説者については制限はない。 2 公営施設を使用する場合、すべて有料 3 録音盤の使用ができる。 4 公営施設の場合は1回について5時間を超えることができない。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
政党等演説会会場で掲示できる文書図画 (1) ポスター、立札及び看板の類 (2) ちょうちんの類 (3) 映写等の類	1 273cm×73cm以内（会場内に限り規格の制限なし） 2 なお開催中は会場前に必ず立札又は看板を1つ以上掲示しなければならない。 3 この場合中央選管が交付する表示板をつけなければならない。（交付枚数は8枚） 高さ85cm、直径45cm以内	会場内は数の制限なし。会場外では表示板をつけた立札・看板以外の文書図画は一切掲示できない。 各会場ごとに、会場内に1に限る。	法 143 法 164の2 令 110 令 125の2	表面に掲示責任者者の住所及び氏名並びに名簿届出政党等の名称を記載しなければならない。
新 聞 広 告	1 新聞広告のすべてを合計した寸法は、横38.5cm、縦8段組（名簿登載者の数が9人を超える場合は16段）以内で記事下に限り、色刷りは認められない。 2 1回当たりの寸法は、横9.6cm、縦1段組の寸法の整数（2以上）倍でその形態が長方形であるものに限られ、横38.5cm、縦15段組の寸法を超えてはならない。	名簿登載者の数 1人～9人 16回以内 10人～18人 32回以内 以下規則第19条第3項参照	法 149 則 19 令 88の3	1 内容に制限はない。 2 広告料は、四国選挙区における得票総数が有効投票の総数の2%以上であれば無料 3 四国選挙区における比例代表選出議員選挙に関する広告である旨を記載しなければならない。 4 名簿登載者の氏名を記載する場合において、当該名簿登載者の通称の使用について選挙長の認定を受けたときは、当該通称を使用しなければならない。

事 項	規 格 制 限 等	数 量 制 限 等	関 係 条 文	摘 要
政 見 放 送	1 1回9分以内 2 選挙期日の公示日までに放送局が指定する場所へ申込まなければならない。	名簿登載者の数 1人～9人 (NHK) テレビ 2回 ラジオ 1回 10人～18人 (NHK) テレビ 4回 ラジオ 2回 以下政見規程第2条第2項参照	法 150 政見規程 令 88の3	1 放送局で行う録音・録画の方法は単独方式、対談方式又は複数方式のいずれかによる。 2 放送料は無料 3 名簿登載者の氏名を使用する場合において、当該名簿登載者の通称の使用について選挙長の認定を受けたときは、当該通称を使用しなければならない。
経 歴 放 送	な し			
選 挙 公 報	1 図面、図表、イラストレーション等の合計面積は、掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1以下に限られる。 2 選挙期日の公示日に中央選管へ申請しなければならない。	発行 1回	法 167 法 168 法 169 法 170 衆議院比例代表選出議員選挙執行規程 令 88の3	1 印刷は中央選管から送付された掲載文の写しをそのまま写真製版するものであること。 2 掲載の順序は、県選管がくじで定める（名簿届出政党等の代表者又はその代理人はくじに立ち会うことができる。）。 3 字数に制限はない。 4 図面、図表、イラストレーション等も記載することができる。 5 名簿登載者の氏名を記載する場合において、当該名簿登載者の通称の使用について選挙長の認定を受けたときは、当該通称を使用しなければならない。
特殊乗車券	な し			

（４）衆議院議員選挙における「わたる」規定

衆議院小選挙区選出議員の選挙運動が、公職選挙法において許される態様において、比例代表選出議員の選挙運動にわたることを妨げないものとされています（法178の3①）。つまり、小選挙区選挙の選挙運動に関する規定に反しない限りにおいて、小選挙区選挙の選挙運動が存在することを前提とし、その中において、従として比例代表選挙の選挙運動をも行うことができるわけです。

また、候補者届出政党である名簿届出政党等が行う比例代表選出議員の選挙運動が、公職選挙法において許される態様において、小選挙区選出議員の選挙運動にわたることを妨げるものではありません（法178の3②）。

この場合において、「わたることを妨げ」られないのは、候補者届出政党である名簿届出政党等であり、比例代表選挙にのみ名簿を届け出た政党等（名簿登載者数が当該選挙区の定数の10分の2以上であることのみに該当して名簿を届け出ている政党等）の選挙運動は小選挙区選挙の選挙運動に「わたる」ことはできません。

3 選挙運動（その２）

（１）衆議院議員選挙における選挙運動

1 禁止される主なもの	(1) 事前運動	法 129	選挙運動は原則として公示日に立候補の届出をしてから選挙の期日の前日までしかすることができない。
	(2) 休憩所等の設置	法 133	休憩所その他これに類する設備は、選挙運動のため設けることができない。
	(3) 戸別訪問	法 138	何人も、選挙人の家を戸別に訪ねて投票を依頼したり、投票を得させないように依頼する行為はできない。
	(4) 署名運動	法 138の2	何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができない。
	(5) 人気投票の公表	法 138の3	何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。
	(6) 飲食物の提供	法 139	何人も、選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子並びに小選挙区選出議員選挙における候補者が使用する選挙運動員及び労務者が選挙事務所で食事をするために提供する弁当及び携行するために提供する弁当で一定の範囲内のものを除き、飲食物は提供できない。
	(7) 氣勢を張る行為	法 140	何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができない。
	(8) 連呼行為	法 140の2	個人演説会、政党演説会、政党等演説会の会場、街頭演説又は演説の場所及び午前8時から午後8時の間における選挙運動用自動車（船舶）上以外ではできない。
	(9) 文書図画	法 142 法 143	頒布できるものは郵便局において表示された通常葉書（比例代表選出議員選挙を除く。）及びビラのみで、その他は一切認められない。掲示できるものは、法 143条に定めるもののみに、その他はすべてできない。
	(10) 放送設備の利用	法 151の5	候補者届出政党又は名簿届出政党等の政見放送及び小選挙区選出議員選挙の候補者の経歴放送並びに選挙運動用拡声機の使用を除き、放送設備を使用して選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることはできない。
2 禁止されない主なもの	(1) 電話	電話による選挙運動は、自由である。	
	(2) 個々面接	道路とかバス等の中で、たまたま知人等に会ったときを利用して選挙運動をすることは自由である。ただし、戸別訪問、演説、連呼等にわたるものは禁止される。	
	(3) 幕間演説	映画、演劇等の幕間や各種会合の合間に演説を行うことは自由である。ただし、公共の建物、汽車、バス、停車場及び病院その他療養施設では禁止される。	

4 政治活動

政党その他の政治活動を行う団体の行う政治活動のうち、特定の政治活動については、衆議院議員総選挙の選挙期日の公示の日から選挙の当日までに限りこれを行うことができません。

規制される特定の政治活動は、次の事項です。

- (1) 政談演説会の開催
- (2) 街頭政談演説の開催
- (3) 宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車等及び拡声機の使用
- (4) ポスターの掲示
- (5) 立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所に掲示するものを除く。）
- (6) ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布
- (7) 選挙に関する報道・評論を掲載した機関新聞紙及び雑誌の頒布又は掲示
- (8) 連呼行為
- (9) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折り込みの方法による頒布を除く。）
- (10) 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における特定候補者の氏名又は氏名類推事項の記載

なお、(7)については、候補者届出政党又は名簿届出政党等の本部において直接発行し、かつ、通常の方法により頒布する機関新聞紙又は雑誌で、総務大臣に届け出たもの各1に限り、選挙に関する報道論評が掲載できます。

この場合、号外、臨時号、増刊号その他臨時に発行するものには、選挙に関する報道評論や特定候補者の氏名等がこの期間は掲載できず、また、当該機関新聞紙又は雑誌の引き続いて発行されている期間が6月に満たないものは政党演説会、政党等演説会の会場においてしか頒布できないものとされています。

5 選挙運動用ポスター掲示の注意事項

（1）候補者用選挙運動用ポスターについて

① 候補者用選挙運動用ポスターの掲示場所

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者が使用する選挙運動用ポスター（以下「候補者用ポスター」という。）は、市町村の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（以下「公営ポスター掲示場」という。）1箇所につき、1枚に限り掲示することができます。

その他の場所、例えば個人の家、塀などに掲示することはすべて違法となります。

② 使用できる候補者用ポスターの枚数

候補者用ポスターは、公営ポスター掲示場以外には掲示できませんから、使用できる候補者用ポスターの枚数は、公営ポスター掲示場数だけとなります。

ただし、選挙の期日の前日までは、貼り替えは自由ですので、候補者用ポスターを印刷されるときは、市町村ポスター掲示場数、貼り替えなどを勘案の上、その枚数を計算してください。

③ 候補者用ポスターの規格

候補者用ポスターの大きさは、長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはいけません。

ただし、個人演説会告知用ポスターと合わせて作成する場合は、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内となります。

④ 候補者用ポスターの記載内容

候補者用ポスターの記載内容については、制限がありませんので、演説会の告知、政見の宣伝、直接投票依頼のためなどに使用できます。

ただし、虚偽事項、利害誘導などの罰則に触れるようなことは記載できません。

なお、候補者用ポスターの表面には、掲示責任者の住所、氏名及び印刷者の住所、氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と名称）が印刷又は記載されていなければなりません。

⑤ 候補者用ポスターが掲示できる日

候補者が、公営ポスター掲示場に候補者用ポスターを掲示できるのは、立候補届の受付を済ませたときからです。

⑥ 候補者用ポスターの掲示の方法

公営ポスター掲示場の掲示面には、縦・横各45センチメートル程度の正方形の区画を設け、その区画内には右上段から右下段の順に順次左へ一連番号を付してありますので、候補者は立候補届出の順位と同一の区画番号が付されている区画に候補者用ポスターを掲示しなければなりません。

⑦ 公営ポスター掲示場の設置場所

市町村の選挙管理委員会は、候補者に公営ポスター掲示場の設置場所の一覧表を交付するなどの便宜に努めることとなっていますので、あらかじめ市町村の選挙管理委員会に問い合わせておくとう便利です。

⑧ 公営ポスター掲示場数

市町村ごとの公営ポスター掲示場数（予定）は、「付属資料 資料1」のとおりです。

（2）候補者届出政党用選挙運動用ポスターについて

① 候補者届出政党用選挙運動用ポスターの掲示方法

候補者用ポスターとは別に、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに、候補者届出政党用選挙運動用ポスター（以下「政党用ポスター」という。）を1,000枚以内で掲示することができますが、掲示にあたっては、県選管の交付する証紙（選挙区ごとに区分されています。）を貼らなければなりません。

掲示場所は、候補者用ポスターと異なり、公営ポスター掲示場には掲示できません。

また、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。

ただし、橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場については、その管理者の承諾があれば掲示することができます。

なお、他人の工作物に掲示する場合には、居住者等の承諾が必要ですので御注意ください。

政党用ポスターは、候補者用ポスターと同様に、選挙の当日においても掲示しておくことができますが、新たな掲示は認められていません。

② 政党用ポスターの規格・内容

政党用ポスターの大きさは、長さ85センチメートル、幅60センチメートルを超えてはいけません。

内容については特に制限はありませんので候補者の氏名の記載も可能ですが、虚偽事項、利害誘導などの罰則に触れるようなことは書けません。

なお、政党用ポスターの表面には、掲示責任者の住所、氏名及び印刷者の住所、氏名（印刷者が法人であるときはその所在地と名称）並びに当該候補者届出政党の名称が印刷又は記載されていなければなりません。

（３）候補者用・政党用ポスターの見本の提出

立候補届出等事前審査又は立候補届出の時に、掲示する候補者用ポスター及び政党用ポスターの見本2枚（内容が異なるポスターがある場合はそれぞれ2枚）を提出してください。

6 インターネット等を利用した選挙運動

（１）ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

①ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものです。例えば、ホームページ、ブログ、SNS（X（旧Twitter）、Facebook等）、動画共有サービス（YouTube等）、動画中継サイト（Ustream等）等を利用する方法です。

何人もこれらの方法により、選挙運動を行うことができます。（法142の3①）

②表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが義務づけられています。

（法142の3③、142の5①）

③選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができますが、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません。（法142の3②、129）

（２）電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

①利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができますが、一般有権者は禁止されています。

（法142の4①）

○送信が認められる候補者・政党等

選挙の種類	候補者	政党等
衆議院（小選挙区選出）議員	候補者	候補者届出政党
衆議院（比例代表選出）議員	衆議院名簿登載者	衆議院名簿届出政党等

②送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には一定の制限があります。（法142の4②⑤）

ア) 選挙運動用電子メールの送信先

送信対象者	送信対象電子メールアドレス
あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールアドレスに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

イ) 選挙運動用電子メールの送信を拒否された場合

選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません。

（法142の4⑥）

③記録保存義務

選挙運動用電子メールの送信者には一定の記録の保存が義務付けられています。

（法142の4⑤）

ア) 選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信する場合

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意をした者に対し送信をする場合は、次の事実を証する記録を保存しなければなりません。

○受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

○選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと

イ) 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合

選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、次の事実を証する記録を保存しなければなりません。

○受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

○継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること

○選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

④表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示することが義務付けられています。（法142の4⑦、142の5②）

ア) 選挙運動用電子メール送信者の表示義務

電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。

○選挙運動用電子メールである旨

○選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称

○選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

○送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

イ) 当選を得させないための活動に係る電子メール送信者の表示義務

選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日当日までの間、電子メールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示しなければなりません。

○頒布者の電子メールアドレス

○頒布者の氏名・名称

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

①選挙運動用有料インターネット広告の禁止

選挙運動のための有料インターネット広告については、禁止されていますが、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。(法142の6)

禁止されている有料インターネット広告は次のとおりです。

○候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告(禁止を免れる行為としてなされるものも含む。)

(法142の6①②)

○候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告(法142の6③)

②政党等による政治活動用有料インターネット広告

政党等については、候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を除き、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告は、認められています。(法142の6④)

なお、衆議院議員の選挙においてこれらの広告が認められている政党等は、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等となっています。(法142の6④ I)

③挨拶目的の有料インターネット広告の禁止

候補者及び後援団体による挨拶を目的とする有料インターネット広告は禁止されています。(法152①)

(4) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為

選挙期日後に当選又は落選に関して選挙人に挨拶をする目的をもって行う行為のうち、「インターネット等を利用する方法」により行われる文書図画の頒布は禁止されていません。

例えば、選挙期日後、ホームページ等において当選又は落選に関する挨拶を記載することや、電子メールにより当選又は落選に関する挨拶をすることは可能です。

(法178Ⅱ)

7 その他の注意事項

(1) 選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬 (法197の2、令129)

小選挙区選出議員選挙の候補者の行う選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用される労務者に対して、県選管が定める額の報酬を支給することができます。

報酬を受けることができる選挙運動のために使用する事務員等は、1日50人(延べ250人)以内で県選管に対して届け出た者に限られ、県選管が定める報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1人1日につき1万円以内、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあっては1人1日につき1万5千円以内とする予定です。

選挙運動のために使用される労務者(県選管に対する届出は不要)にあっては、基本日額が1万円以内、超過勤務手当が基本日額の5割以内とする予定です。

また、比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等及び小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党の行う選挙運動に従事する者に対する報酬の額は、選挙運動のために使用する事務員にあっては1人1日につき1万円以内、専ら選挙運動用自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあっては1人1日につき1万5千円以内であり、選挙運動のために使用される労務者にあっては制限規定がなく、社会通念上妥当と考えられる額の報酬を支給することができます。

(2) 違反行為による当選無効

① 候補者の違反行為による当選無効

当選人が、公職選挙法に違反して刑に処せられた場合当選が無効となります。ただし、法第251条に列举する違反を除きます。

② 連座制

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合に、たとえ候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

(法251の2、251の3)

※連座制の対象者(候補者や立候補予定者と一定の関係にある者)

- ・総括主宰者：選挙運動の全体を総括主宰する者
- ・地域主宰者：一部の地域の選挙運動を主宰する者
- ・出納責任者：選挙運動の収支に関する責任者
- ・親族：候補者等の父母・配偶者・子・兄弟姉妹
- ・秘書：候補者等の政治活動を補佐する者
- ・組織的選挙運動管理者：候補者等と意思を通じて組織(注1)より行われる選挙運動において、計画の立案調整

(注2)・運動従事者の指揮監督(注3)・その他運動の管理を行う者(注4)

注1) 組織の例＝政党、後援会、企業、労働組合、宗教団体、協同組合、業界団体、町内会、同窓会など

2) 運動の立案・調整を行う者とは、司令塔の役割を担う人。

3) 運動従事者の指揮・監督を行う者とは、前線のリーダーの役割を担う人。

4) その他運動の管理を行う者とは、後方支援活動の管理を行う人。

(3) 政治活動用ポスター

① 候補者・立候補予定者・後援団体の政治活動用ポスター

選挙期日までの間、候補者・立候補予定者の氏名又は氏名類推事項や後援団体の名称を表示した政治活動用ポスターの掲示が禁止されます。(法143⑩⑪)

② 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスター

選挙の期日の公示の前に政党その他の政治活動を行う団体が、その政治活動のために使用するポスターを掲示した場合は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、候補者となった日（公示日）のうちに、当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければなりません。（法201の14）

（４）選挙運動用パンフレット等（法142の2）

① 頒布できる主体

候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等

② 頒布できる期間

選挙運動期間

※選挙運動期間前に選挙運動のために頒布することは禁止

③ 頒布できるもの

国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍で、総務大臣に届け出たもの２種類（１種類は要旨等を記載したもの）

④ 当該政党等の本部において直接発行したもの

⑤ 頒布できる場所

- ・ 候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等（以下「当該政党等」という。）の選挙事務所内
 - ・ 当該政党等に所属する者である公職の候補者（以下「当該候補者」という。）の選挙事務所内
 - ・ 政党演説会、政党等演説会、当該候補者の個人演説会の会場内
 - ・ 街頭演説の場所
- ※ 散布は禁止

⑥ 記載内容

当該政党等の代表者を除き、候補者の氏名及び写真等候補者の氏名が類推される事項を記載することはできません。

また、表紙に当該政党等の名称、頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人である場合はその所在地及び法人名）及び③のパンフレット等である旨を表示する記号を記載しなければなりません。

d 選挙公報

I 事前審査について

1 事前審査とは

選挙公報の掲載申請日に申請（審査）が集中しますと、長時間順番をお待ちいただいたり、また、掲載文原稿の訂正があった場合等は、掲載申請が間に合わなくおそれがあります。

そこで、徳島県選挙管理委員会では、立候補予定者の方々の便宜を図るため、申請期間前においても掲載文原稿等の御相談を受けた上で、掲載文原稿や写真をお預かりする事前審査を実施しています。掲載申請に当たっては、事前審査を経た上で申請されるようお願いいたします。

2 事前審査の手続き

(1) 日時及び場所

選挙区名	日 時	場 所
徳島県第1区	令和6年10月9日（水） 9:30～11:30	県庁7階 選挙管理 委員会委員室
徳島県第2区	令和6年10月9日（水） 13:30～15:30	

※ あらかじめ、審査時間の予約（088-621-2082）をお願いします。

早めの予約をお願いします。予約なしで来場された場合、長時間お待ちいただく場合がありますので、御了承ください。

(2) 持参していただく書類等

- ア 選挙公報掲載申請書
- イ 選挙公報掲載文原稿
- ウ 写真
- エ 立候補予定者の印鑑（記名押印による場合）
- オ 視覚障がい者向け選挙公報原稿の写し

※ 掲載文原稿及び写真は、

- ①選挙管理委員会が交付した原稿用紙など紙媒体により提出する方法と、
- ②電磁的記録（データ）により提出する方法があります。

それぞれ、提出方法や記載方法、記載に当たっての注意事項、規格など

を「Ⅲ 掲載文及び写真の提出に係る注意事項等」に記載していますので、参照してください。

(3) 注意事項

- ア 掲載文原稿を原稿用紙（紙）により提出する場合は、破損や汚れ防止のため、お渡ししたケースに入れて提出してください。
- イ 掲載文原稿の事前審査の際に、訂正をお願いすることもありますので、その場で訂正に応じられるように立候補予定者又はその代理人が直接持参してください。その際、立候補予定者の印鑑を忘れないようにお願いします。
- ウ 事前審査に要する時間は、お一人（1件）当たり30分程度かかりますので、御了承ください。

3 事前審査終了後の流れ

(1) 選挙公報掲載申請書の返還

事前審査が終了した方の「選挙公報掲載申請書」はその場でお返しいたします。
「選挙公報掲載文原稿」及び「写真」については「選挙公報掲載文等保管証」（様式第1号）と引き換えに、徳島県選挙管理委員会においてお預かりします。

(2) 申請日における正式の掲載申請

事前審査は、あくまでも、掲載文原稿を事前に審査したということにすぎず、申請は受理していません。掲載申請日に、（1）でお返しした「選挙公報掲載申請書」を必ず提出してください。提出がない場合、選挙公報には掲載することができませんので、十分に注意してください。

4 通称使用の認定を受ける場合の取扱い

立候補の届出において通称使用の認定を受けようとする方は、原稿用紙の氏名欄に通称を記載してください。ただし、通称使用の認定を受けられなかったときは、徳島県選挙管理委員会がお預かりしている掲載文原稿に代えて本名を記載した掲載文原稿を提出していただくことになりますので、注意してください。

Ⅱ 選挙公報掲載申請の手続

1 掲載文の申請

(1) 申請日時及び場所

日 時		場 所
令和6年10月15日（火）	8:30～ 9:30	県庁11階 講堂
	9:30～17:00	県庁7階 選挙管理委員会委員室

(2) 提出書類等

- ア 選挙公報掲載申請書
イ 選挙公報掲載文原稿
ウ 写真

※ 事前審査を終了した方には選挙公報掲載申請書はお返しし、選挙公報掲載文原稿及び写真はお預かりします。申請日にはお返しした申請書のみ提出してください。

※ 記載方法や規格などは「Ⅲ 掲載文及び写真の提出に係る注意事項等」を参照してください。

(3) 申請に当たっての注意

ア 令和6年10月15日（火）午後5時後においては、申請があっても一切受理できません。

イ 受付の際、訂正をお願いすることがあります。できるだけ早めに提出するとともに、その場で訂正に応じられるように候補者又はその代理人が直接持参してください。その際、候補者の印鑑を忘れないようにお願いします。

ウ 掲載文は、必ず、徳島県選挙管理委員会からお渡しした原稿用紙を使用して、又は規格にあった電磁的記録（データ）により作成してください。なお、提出された原稿等は返却いたしません。

エ 写真は、原稿用紙に貼り付けずに持参してください。

2 掲載文の修正及び撤回

(1) 掲載申請書受理後、その提出した掲載文を修正又は撤回しようとするときは、掲載申請と同様に、10月15日（火）午後5時までに徳島県選挙管理委員会に出向い

て修正又は撤回の申請をしなければなりません。

(2) 提出書類

- ア (修正) 選挙公報掲載文修正申請書 (様式第2号)
選挙公報掲載文原稿又は写真
- イ (撤回) 選挙公報掲載文撤回申請書 (様式第3号)

3 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序は、徳島県選挙管理委員会がくじによって決定します。くじの行われる日時及び場所は、次のとおりです。

日 時：令和6年10月15日（火）午後5時30分
場 所：徳島県庁7階 選挙管理委員会委員室

なお、候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。立ち会いを希望する場合は、くじの開始時刻までに徳島県選挙管理委員会に申し出てください。

Ⅲ 掲載文及び写真の提出に係る注意事項等

1 一般的事項

掲載文の内容に、次に掲げるような事項の記載がないよう特に注意してください。

(1) 選挙公報の品位をそこなう記載

他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載をしないでください。

(2) 虚偽事項の記載

身分、職業、経歴、政党その他の政治団体への所属及び推薦の有無等について、虚偽の記載をしないでください。

(3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載

(4) 利害誘導にわたる記載

(5) 掲載文の権利処理

候補者が提出する掲載文は、著作権法に定める権利その他の権利の処理が、候補者において行われたものでなければなりません。従って、これらの権利処理を要する記載がある場合には、候補者において、所定の権利処理を済ませた上で、掲載文の提出をしてください。

(6) 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載

ただし、従として比例代表選出議員選挙の選挙運動にわたる記載をすることはできます。

2 原稿用紙により提出する場合

(1) 提出方法

掲載文及び写真は、次のものを提出してください。

ア 選挙管理委員会が交付した原稿用紙に記載した掲載文 1枚

※ 原稿用紙は2枚お渡ししますが、提出していただくのは1枚です。

イ 写真（縦13センチメートル×横9センチメートル） 1枚

※ 原稿用紙に貼り付けないで持参してください。

(2) 原稿用紙の使い方

ア 原稿用紙は、徳島県選挙管理委員会がお渡しした原稿用紙のほかは使用することができません。

イ 原稿用紙の大きさは、縦25.4センチメートル、横48.7センチメートルです。

ウ 原稿用紙の方眼は、記載の便宜のため印刷してあるものですから、特にこれにとらわれる必要はありません。ただし、直接記載した場合は、青色方眼の線が印刷に写るおそれがありますので、できる限り印画紙に印刷した原稿を原稿用紙に貼り付けてください。

エ 掲載文本文及び氏名欄は青色方眼の枠内（掲載本文：縦25.4センチメートル×横44.0センチメートル、氏名欄：縦17.9センチメートル×横4.7センチメートル）に記載してください。

（印画紙などに印刷した原稿を貼り付ける場合は、文字等がそれぞれの枠内（氏名欄及び掲載文本文）に収まるようにしてください。）

＜掲載文本文＞ 縦25.4センチメートル×横44.0センチメートル	写真
	氏 名 欄

縦17.9センチメートル×横4.7センチメートル

（３）氏名欄の記載方法等

ア 氏名欄には候補者の氏名（選挙長に認定を申請する通称があるときは、その通称）に記載しなければなりません。

イ 氏名欄には候補者の氏名のほか、所属する政党その他の政治団体の名称、住所、年齢、主要経歴等の属性を示すものに限り、氏名欄に記載した氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいません。ただし、氏名欄には、政党その他の政治団体のロゴやマークを記載することはできません。

※ 年齢を記載する場合は、選挙期日現在の年齢を記入してください。

ウ 使用できる文字等は次のとおりです。

① 通常文章に使用できる文字（漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの文字、数字）

※ 通常文章に使用できる文字に網掛け等の処理を施した文字を含む。

② 記号、符号及びけい線

※ ただし、著しく太いけい線は「図、イラストレーション及びこれらの類」とみなされ、使用できません。

（４）掲載文本文の記載方法等

掲載文は、黒色の色素により明りょうかつ色の濃淡がないように記載する必要がありますので、次の事項に留意してください。

ア ドット数の密度により濃淡が生じ、不鮮明になるおそれがないか。

(例)



イ けい線が交錯し、不鮮明になるおそれがないか。

(例)



ウ けい線が極端に詰み、不鮮明になるおそれがないか。

(例)



エ 文字（イラスト等を含む。）が著しく小さかったり、大きかったりして、不鮮明になるおそれがないか。

オ その他印刷が著しく不鮮明になるおそれのある箇所がないか。

カ 使用できる文字等は、前ページの「（３）氏名欄の記載方法等」ウに加え、通常文章に使用する文字以外の文字並びに図、イラストレーション及びこれらの類を使用することができますが、掲載文本文に写真を使用することはできません。なお、掲載文に使用する字数に制限はありませんが、原稿用紙の文字は、実際には、おおむね65パーセントの割合で縮小されて印刷されますので、留意してください。

※ 図、イラストレーション及びこれらの類の部分の合計面積は、掲載文本文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはなりません。

※ 著しく太いけい線は、「図、イラストレーション及びこれらの類」とみなします。

（５）写真

ア 写真は、候補者本人の上半身（顔のアップ写真は不可）、無帽、正面向きで写っているものとしてください。

イ 提出していただいた写真は、縮小して選挙公報に掲載しますが、縮小に際しては、適宜写真をトリミングさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

※ 候補者の顔の大きさがそろそろようトリミングさせていただきますので、顔が斜めを向いている場合や胸部が写っていない場合には、他の候補者とのバランスを欠いてしまうおそれがあります。

※ 胸章を着用しているものについては、トリミングにより公報に写らない場合があります

ウ 写真の裏面には、所属党派名及び氏名を記入ください。

エ 被写体のバックは、無地としてください。

オ スーツのストライプ柄やチェック柄、ネクタイの柄等は鮮明に印刷されない場合がありますので、御了承ください。

カ 提出していただいた写真はお返しいたしません。

(6) その他の注意事項

ア 掲載文は、写真製版により印刷しますが、その際おおむね65パーセントの割合で縮小されます。そのため、あまり小さい文字や極端に大きい文字等は、印刷が不鮮明になりますから、注意してください。体裁をよくするためには、それぞれの枠いっぱいに記載せず、上下左右に空きをとるようにしてください。

イ 掲載文は写真製版で印刷するため、汚れ等があればそのまま印刷されることになります。お渡しするケースに入れ注意して取り扱ってください。

また、電子データによる掲載文の提出と紙原稿による掲載文の提出では、仕上りの品質に差が生じますので、御了承の上、提出をお願いします。

ウ QRコードは読み取れないおそれがあります。掲載する場合には、3センチメートル四方以上の大きさにしてください。

エ 訂正する場合は、訂正箇所に白紙を貼って訂正してください。また、訂正箇所は、その上部欄外に訂正字数を記入し、押印してください。

3 電磁的記録（データ）により提出する場合

(1) 提出方法

掲載文及び写真は、次のものを提出してください。

ア 次のデータを記録したCD-ROM 1枚

① 掲載文（印刷用データ）※必須

② 掲載文（音声読み上げ対応用データ）※任意

③ 写真

※ 音声読み上げ対応用データが提出された場合は、徳島県選挙管理委員会のホームページにおいて音声読み上げ用として掲載します。

イ ア①を拡大縮小せずにA3版に印刷したもの 1枚

(2) データ形式等

ア Adobe IllustratorのCS4～CCを用いて、アウトライン化したPDFファイル（PDF/X4形式）とします。

ただし、音声読み上げ対応用データは、アウトライン化されていないPDFファイルとします。

作成時のカラーモードは、CMYKモードで、K（スミ）としてください。

イ 画像解像度は、グレースケール350dpi、2階調1200dpiとします。

ウ 作成に当たっては、選挙公報実寸サイズである黒枠（縦17センチメートル×横32.3センチメートル、太さ0.5ミリメートル）を作成し、その中に掲載文本文（縦16.9センチメートル×横29センチメートル）及び氏名欄（縦11.9センチメートル×横3.2センチメートル）を配置し、それぞれの範囲内で作成してください。

※ 掲載文本文及び氏名欄は、黒枠内に配置してください。

エ 黒枠の外側に、不要なデータを作成しないでください。

(3) 写真

1～2MB程度の容量のJPEG形式のファイルとし、原稿に貼り込まずに提出してください。

(4) 氏名欄及び掲載文本文の記載方法等

原稿用紙により提出する場合と同様です。

(5) その他の注意事項

ア 各データのファイル名等は次のとおりとしてください。

① 掲 載 文：「氏名 所属政党等 選挙公報原稿（〇〇用）.pdf」
例）徳島太郎 〇〇党 選挙公報原稿（印刷用）.pdf

② 写 真：「氏名 所属政党等 選挙公報写真.jpg」
例）徳島太郎 〇〇党 選挙公報写真.jpg

③ ①の印刷物：用紙右上に「氏名 所属政党等」を記載

※ ①は、印刷用と音声読み上げ対応用のどちらかがわかるように、ファイル名を付けてください。

※ 一度提出した掲載文等を修正する場合は、ファイル名の最後に「（〇月〇日修正）」と記入してください。

イ 事前審査時に、「AdobeIllustratorのCS4～CC」のうち、どのバージョンで作成したのかお聞きしますので、来庁される方は確認しておいてください。

ウ 掲載文を電子データで提出する場合も、原稿用紙による提出と同様に、「選挙公報掲載申請書」及び印鑑を持参してください。

エ 提出していただいた記録媒体はお返ししません。

Ⅳ 視覚障がい者向け「選挙公報」の作成に係る御協力をお願い

立候補者の皆様の政見等を視覚障がい者の方にお知らせするために、徳島県選挙管理委員会では、「点訳・音訳した選挙公報」を作成・購入し、視覚障がい者利用施設等に配付しています。

つきましては、選挙公報の掲載内容について、各製作所に情報提供を行いますので、次により御協力をお願いします。

【御協力をお願いする事項】

選挙公報事前審査の際に、次の事項をお聞きします。

(1) 掲載順序

原稿に記載の事項を、どのような順番で点訳・音訳するか。

(2) 固有名詞や複数の読み方がある漢字や言葉の読み方

確認いただきたい事項は、以下のとおりです。原文に基づく正確な点訳・音訳が必要となりますので、正確な確認をお願いします。

○固有名詞（人名、地名、学校名、団体名 等）の読み方

例) 日本（ニホン、ニッポン） 河野（カワノ、コウノ）
～町（マチ、チョウ）

○複数の読み方がある言葉の読み方

例) 私（ワタシ、ワタクシ） 早急（サツキュウ、ソウキュウ）
あり得る（アリウル、アリエル）

○表記どおりの点訳・音訳では意味が伝わりにくいものの読み方

例) 10F（ジュッカイ、ジュウエフ）

○省略語の読み方

例) 米国（ベイコク、アメリカ） PC（ピーシー、パソコン）

○URL、メールアドレス、Twitterアカウントの読み方について、一文字ずつの読み上げがよいか、そうでない読みがよいか

例) tokushima.com

（一文字ずつ読む）ティーオーケーユーエスエイチアイ・・・

（意味のまとまりで読む）トクシマ ドット コム

※ (1) 及び (2) の内容を、次ページの【イメージ図】のように選挙公報原稿（コピー）に書き込んだものをお持ちいただけると、事前審査当日の確認がスムーズです。

【イメージ図】

掲載順序・言葉の読み方を次のように確認します。

とくしま

④ 徳島を〇〇〇〇〇〇！

写真

⑥

徳島たろうの経歴

まち

〇〇町出身

ユー-アルエル トクシマ ドット コム

URL:tokushima.com

⑤

わたし せさく

私の3つの施策

いち にっぽん のうさくもつ

1. 日本の農作物を〇〇〇！

に さっきゅう

2. 早急な〇〇〇！

さん せろん

3. 世論に〇〇〇！

⑦

徳島
とくしま

たろう

② 〇〇党

③ 〇〇歳



読まない

(様式第1号)

【原稿用紙による提出用】

選挙公報掲載文等保管証

令和 年 月 日事前に提出のあった選挙公報掲載に係る関係書類等のうち、
次のものを本委員会において保管します。

1 選挙公報掲載文原稿 1部

2 写 真 1枚

令和 年 月 日

殿

徳島県選挙管理委員会書記長

【電磁的記録による提出用】

選挙公報掲載文等保管証

令和 年 月 日事前に提出のあった選挙公報掲載に係る関係書類等のうち、
次のものを本委員会において保管します。

1 次のデータを記録したCD-ROM 1枚

(1) 掲載文 [音声読み上げ対応用データ 有 ・ 無]

(2) 写真

令和 年 月 日

殿

徳島県選挙管理委員会書記長

(様式第2号)

選挙公報掲載文修正申請書

令和 年 月 日申請した選挙公報の掲載文を別紙修正文のように修正したい
ので、修正文一通を添え申請します。

令和 年 月 日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

住 所

氏 名

印

(様式第3号)

選挙公報掲載文撤回申請書

令和 年 月 日申請した選挙公報の掲載文を撤回したいので申請します。

令和 年 月 日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員選挙（徳島県第 区）候補者

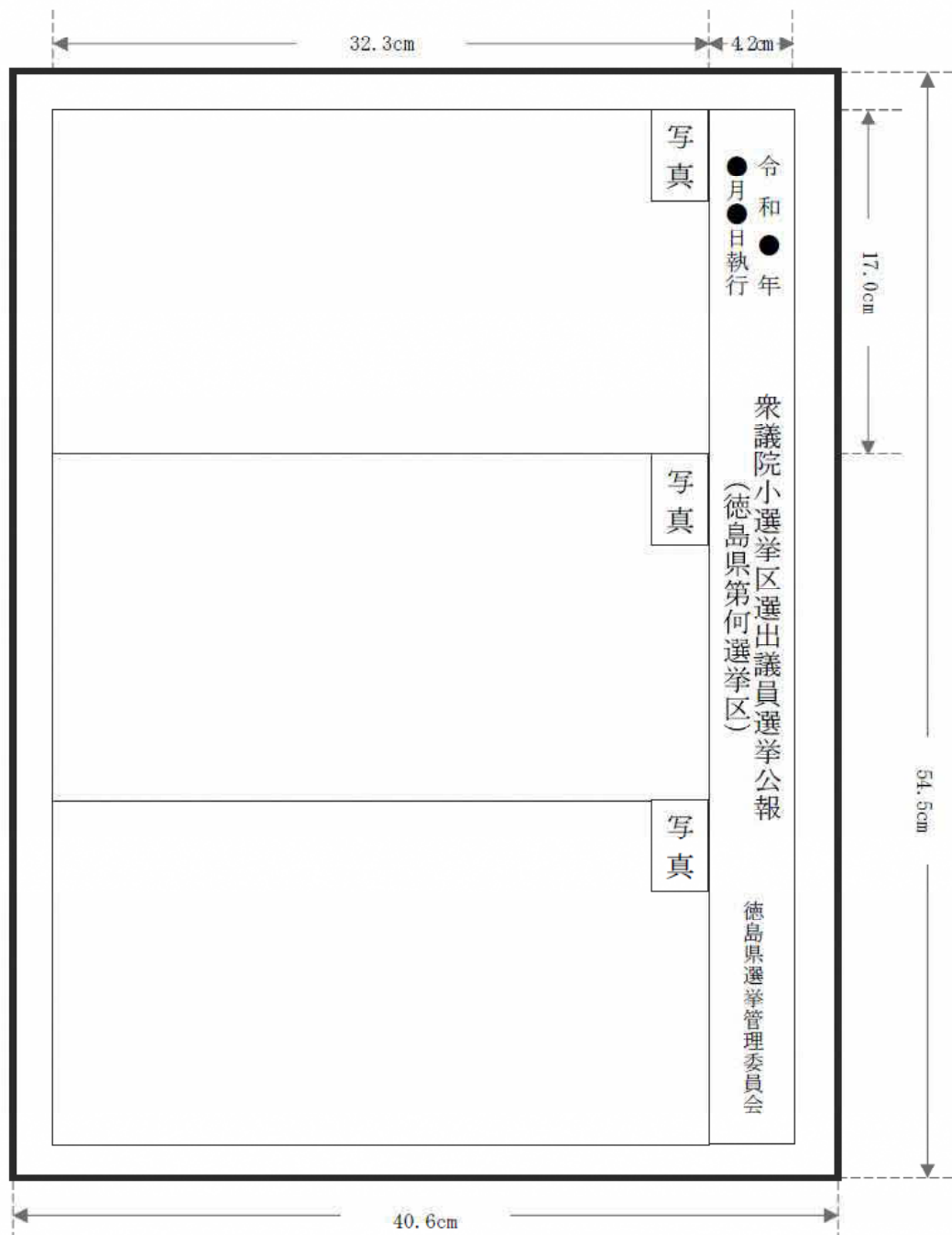
住 所

氏 名

印

選挙公報のスタイル

(衆議院小選挙区選出議員選挙)



※寸法は基準である。

備考 余白が生じる場合には、選挙啓発文を掲載する。

e 政見放送・経歴放送

I 政見放送

1 政見放送の実施

衆議院小選挙区で政見放送を行うことができるのは、候補者届出政党だけです。候補者届出政党以外の政党その他の政治団体の候補者や無所属の候補者は、小選挙区に立候補することはできますが、政見放送は行われません。

2 政見放送の実施放送局及び回数

候補者届出政党が政見放送を行うことができる放送局及びその放送局で行うことができる政見放送の回数は次のとおりです。

区 分	放 送 局 名	届出候補者の数
		1 ～ 2 人
テ レ ビ	日本放送協会徳島放送局	1 回
	四 国 放 送 株 式 会 社	2 回
ラ ジ オ	日本放送協会徳島放送局	1 回
	四 国 放 送 株 式 会 社	0 回

3 政見放送の時間

政見放送を行う時間は、候補者届出政党一つについて、1 回につき 9 分以内です。

なお、日本放送協会徳島放送局において、テレビ及びラジオによる単独の経歴放送が、候補者 1 人につき 1 回について 3 0 秒以内で、ラジオ放送によりおおむね 1 0 回、テレビジョン放送により 1 回行われます。

4 政見放送の申込み

(1) 選挙の期日の公示日に行う場合

ア 政見放送の申込みは、候補者届出政党の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人（録音・録画の日時及び場所を選択できる人でなければなりません。）が、立候補届出受付の場所において、政見放送申込書（様式 1 ※「政見放送等関係様式集」の様式番号を
示す。以下同じ。）を提出して、行わなければなりません。

また、代理人が申込みを行う場合は、代理人証明書（様式 2）を併せて提出してください。

イ 申込みを行うことができる時間は、公示日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間です。

(2) 選挙の期日の公示の前に行う場合

ア 政見放送の申込みは、候補者届出政党となろうとする政党その他の政治団体の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人（録音・録画の日時及び場所を選択できる人でなければなりません。）が、実施放送局において（出向いて）、政見放送申込書（様式1）を提出して、行わなければなりません。

また、代理人が申込みを行う場合は、代理人証明書（様式2）を併せて提出してください。

イ この場合には、公示日における立候補の届出にあたり、当該候補者届出政党の名称、届出候補者の数等が変更しない旨の確約書（様式3）を提出してください。また、供託証明書（写しでも可）を実施放送局に提示する必要があります。

ウ 申込みを行うことができる日時は、次のとおりです。

放送局	申込受付日	申込受付時間
日本放送協会 徳島放送局	10月10日から 11日まで	午前10時から 午後4時までの間
四国放送 株式会社	10月10日から 11日まで	午前10時から 午後4時までの間

(3) (1) 及び (2) に共通する事項

ア 政見放送の申込みをする際には、できるだけ申込者の印鑑（申込者の印鑑が持参できない場合は、候補者届出政党又は候補者届出政党となろうとする政党その他の政治団体（以下、「候補者届出政党等」という。）の都道府県組織の代表者の印鑑でも可）を持参してください。

また、政見放送担当責任者又は当該政見放送担当責任者の代理人が申込みをする際は、申込者の印鑑に加え当該政見放送担当者の印鑑も持参してください。なお、政見の提出を行う場合は、併せて政見放送担当責任者の代理人等提出に係る関係者の印鑑も持参してください。

イ 申込み期日までに、政見放送の申込みを行わなかった候補者届出政党等については、政見放送を行わないことになりますので注意してください。

5 政見の録音・録画又は提出

政見放送は、各実施放送局が候補者届出政党等の政見を録音又は録画し、そのまま放送する場合と、候補者届出政党等が録音又は録画した政見を持ち込み、その持ち込んだものをそのまま放送する場合があります。

(1) 実施放送局が録音又は録画を行う場合

ア 手続

(ア) 候補者届出政党等は自ら録音又は録画した政見の提出を行わない場

合には、政見放送の申込みの際に、録画（録音）方式届（様式４）を提出してください。

（イ）候補者届出政党等は、字幕により届出候補者を紹介する場合には紹介する者の氏名（通称がある場合は通称）及び紹介の順位を記載した書面（様式５）を、複数方式により政見の録音又は録画を行う場合には出席する届出候補者の氏名又は通称を記載した書面（様式６）を、政見放送の申込みの際に、提出してください。

（ウ）音声機能等に障害のある、候補者届出政党等の録音若しくは録画に出席する者（以下「政党等政見録音等出席者」という。）で、次の①又は②に該当する人は、政見の録音又は録画を行う場合において、あらかじめ提出された録音用原稿について実施放送局が録音した物（以下「録音物」という。）を使用することができます。

この場合、政党等政見録音等出席者は、政見放送の申込みの際に、録音物使用申請書（様式７－１）、録音用原稿（様式７－２）及び出席証明書（様式７－３）を提出してください。

録音用原稿は、２，５００字以内で作成し、文字は楷書で固有名詞等については、ふりがなをつけてください。（ふりがなは、字数に含まれません。また、句読点及び中点、（ ）、「 」などの記号も字数には含まれません。）

- ① 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者で、同法第１５条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、音声機能若しくは言語機能の障害（以下「音声機能等の障害」という。）の程度が３級若しくは４級である者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和２５年政令第７８号）第９条第１項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長が書面により証明したもの
- ② 戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第２条第１項に規定する戦傷病者で、同法第４条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に、音声機能等の障害の程度が恩給法（大正１２年法律第４８号）別表第１号表ノ２第２項症から第４項症までである者として記載されているもの又は音声機能等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき戦傷病者特別援護法施行令（昭和３８年政令第３５８号）第５条に規定する戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面により証明したもの

イ 録音・録画の回数

政見の持込みを行わない場合に、候補者届出政党等が実施放送局において行う録画の回数は、届出候補者が８人以下の場合、各実施放送局ごとにそれぞれ１回です。ラジオの政見放送は、原則として録画したものを使用して行われます。しかし、複数方式の録画の場合に限って希望により別に録音することができます。

ウ 録音又は録画の日時及び場所

録音又は録画を行う日時及び場所は、政見放送の申込みの際、その受付順に放送局があらかじめ定めた日時及び場所のうちから、候補者届出政党等の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくは当該政見放送担当責任者の代理人の選択により決定し、それを記載した書面（様式 8）を政見放送の申込みをした候補者届出政党等に交付します。

候補者届出政党等の政見の録音又は録画に出席しようとする者が正当な理由がなく、決定された録音又は録画の日時及び場所に出向かなかったときは、政見放送は行わないことになりますので注意してください。

エ 録音又は録画の方法

（ア）録音又は録画を行う時間は、打ち合わせ、化粧及びリハーサルの時間を含めて 1 時間 30 分程度です。

（イ）次のいずれかの方式で行うことができます。いずれの方式によるかは、候補者届出政党等において決定し、政見放送の申込みの際に、録画（録音）方式届（様式 4）により届け出てください。

単独方式・・着席した 1 人について政見の録画を行う。この場合、候補者届出政党等は、政見の録画に、当該候補者届出政党等の届出候補者又は届出候補者となろうとする者（以下「届出候補者等」という。）の氏名を記載した字幕を使用できる。

対談方式・・着席した 2 人について政見の録画を行う。この場合、候補者届出政党等は、届出候補者等の氏名を記載した字幕を使用できる。

複数方式・・1 人の司会者及びその司会者の紹介で 1 人ずつ順次登場する届出候補者等について政見の録画を行う。

（ウ）録画を行う場合においては、次の点に注意してください。

① 服装

通常着用する服装とし、特別の意味のある文字その他の意匠の入ったものは着用できません。また、服装の色については、政見放送はカラーで行われるので、紺、茶、グレイ系統のものが適当です。

② 服飾品

たすき、はちまき、腕章その他特別の意図を表示するものは着用できません。また、造花、アクセサリー等の服飾品で社会通念上相当と認められるもの以外は着用できません。

③ 持込品

放送用原稿以外は認められません。放送用原稿の字数は、通常ニュースのアナウンスの場合は、2,500 字程度ですので参考にしてください。

④ 化粧

放送局において原則としてテレビ用の化粧をします。放送局以外

のものがする候補者届出政党等の政見放送の録画の出席者の化粧については、大仰なメーキャップ、ふん装的なもの以外は差し支えありません。

- (エ) 録音又は録画を行う場合において、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動は禁止されています。
- (オ) 候補者届出政党等の政見を録音又は録画する場合において、放送時間 9 分を超過したときは、その録音又は録画は遮断されますので注意してください。
- (カ) 録画の本番に入ったときは、放送設備の事故その他特別の事情がある場合を除き、撮り直しは行われません。
- (キ) 録画を終了した後においては、その内容を変更することはできません。
- (ク) 前記ア（ウ）の録音物の使用方法等については、政見放送の録音又は録画を行う実施放送局にお尋ねください。なお、録音物の使用は 1 回に限られ、2 回以上に分けて使用すること等はできません。

（２）候補者届出政党等が録音・録画した政見を持ち込む場合

ア 手続

持込みを希望する旨、また、テレビ用の政見の録画を持込む場合には、ラジオ放送による政見放送について、ラジオ用の政見を持込むのか、テレビ用の政見の録画の音声をそのまま使用するのか、あるいは局録音を行うのかについて、候補者届出政党等が選択し、政見放送申込書に明記してください。

自ら録音・録画した政見は、政見放送の申込み期日までに、各実施放送局に提出することが必要です。

なお、政見を提出する際に実施放送局と一緒に試写（試聴）を行い、「テレビ・ラジオ政見放送提出 V T R ディスク確認シート」に記入してください。

したがって、政見放送の申込みを行い、かつ政見の持込みを行わない候補者届出政党等については、放送局における録音又は録画を行うこととなります。

また、政見の持込みはできる限り政見放送の申込みの時と同時（事前申込みの場合は、その時と同時）に行ってください。

イ 持ち込むことができる政見の種類

実施放送局に持込むことができる政見の種類は、実施放送局における放送回数が 1 回であるときは 1 種類（正副 2 本）、放送回数が 2 回以上であるときは 2 種類（正副各 2 本計 4 本）です。実施放送局における放送回数が 2 回以上であって、2 種類の政見を持込む場合には、その区別を明示して持込んでください。

提出する政見が２種類となる候補者届出政党等にあつては、政見放送日時のくじが終了した後、翌日の正午までにそれぞれの政見ごとに希望する放送日時について放送日時の指定通知書（様式９）により、該当する放送局に通知する必要があります。

ウ その他

（ア）前記（１）エ（エ）〔政見放送における品位の保持〕は、録音・録画した政見を持ち込む場合においても、適用があります。

（イ）候補者届出政党等から政見が持込まれた際に、実施放送局は、当該政見が実施放送局の定める技術的基準を満たすものであるかどうかについて、技術的な審査を行います。当該政見が審査の結果実施放送局の技術的基準を満たすものと認められない場合は、その旨当該候補者届出政党等に通知するとともに、当該技術的基準を示して再提出をお願いすることとなります。

申込み期日までに技術的基準を満たす政見が提出されない場合には、実施放送局において取扱いが違います。四国放送株式会社については、同放送局において録音又は録画を行います。日本放送協会徳島放送局については、録音又は録画は行いませんので、御留意ください。

（ウ）候補者届出政党等が持込む政見は、著作権法に定める権利その他の権利の処理が候補者届出政党等において行われたものでなければなりません。

候補者届出政党等においては、所定の権利処理を済ませた上での政見の持込みをお願いいたします。

（エ）実施放送局は、公職選挙法第１５０条第１項により、持込まれた政見をそのまま放送しなければならず、放送のために必要な最小限度の技術的作業の結果の画質・音質の変化については格別、それ以外の内容的な編集・変更は行いません。

なお、放送のための必要な最小限度の技術的作業の結果の画質・音質の変化がありうることについて、候補者届出政党等の同意をお願いします。

（オ）持込み政見の放送の際には、実施放送局は、その直前又は直後に、当該政見が候補者届出政党等から持込まれたものであつて、実施放送局は、それをそのまま放送するものである旨の放送を行います。

6 各候補者届出政党の政見放送の日時

（１）各候補者届出政党の政見放送の日時は、選挙の期日の公示のあつた日の午後５時４５分から徳島県選挙管理委員会がくじにより定めます。

このくじには、候補者届出政党の代表者又はその代理人が立ち会うことができます。

（２）各候補者届出政党の放送の日時が決定した後、次の事由を生じた場合は、それにより影響を受けるすべての候補者届出政党の放送の日時が、順次、

繰り上がることになりますので注意してください。

ア 候補者届出政党が届出候補者の届出を取り下げた場合、候補者届出政党の届出候補者の届出が却下された場合又は届出候補者が死亡し若しくは届出候補者の届出が取り下げられたものとみなされた場合であって本県における当該候補者届出政党の届出候補者がすべてなくなった場合において、その旨の告示があったとき。

イ 候補者届出政党等の政見の録画に出席しようとする者が、正当な理由がなく、定められた録画の日時及び場所に出向かなかったため、当該候補者届出政党等の放送を行わないとき。

7 放送に支障が生じた場合の措置

放送設備の事故による放送の障害については、同一候補者届出政党の1回の政見放送中、映像の断及び著しい不良が合計約30秒以上になった場合並びに音声の断及び著しい不良が合計20秒以上になった場合に、徳島県選挙管理委員会と実施放送局が協議の上、当該候補者届出政党の政見放送を改めて行うかどうかを決定します。ただし、中継局にかかる障害で、障害の影響のあった地域だけに放送が実施できない場合は、原則として、改めての放送は実施しません。

8 政見放送のための録音又は録画の公営制度

候補者届出政党等が、政見放送を持ち込み方式により行う場合には、その録音又は録画に要した経費及びその放送のために必要な複製に関する経費について、一定の限度額の公営（公費負担）があります。

（1）有償契約の締結

公営の適用を受けようとする候補者届出政党等は、録音又は録画を業とする者との間で、録音・録画又は複製の作成に関する有償契約を締結し、徳島県選挙管理委員会に届け出なければなりません。

したがって、無償の場合は、公費負担の対象となりません。また、届出がなかった場合も、公費負担の対象となりません。

（2）公営の対象となる金額

上記（1）の契約に基づく政見の録音又は録画が日本放送協会徳島放送局又は四国放送株式会社で放送された場合、当該録音又は録画に要した金額（契約額）と録音等公営限度額※1（録画の場合2,873千円、録音の場合226千円）とを比較して、いずれか少ない方の額が公営の対象となります。

なお、当該録音又は録画が2種類以上ある場合には、当該録音又は録画のそれぞれについて当該要する金額と録音等公営限度額とのうちいずれか少ない金額の「合計金額」が公営の対象となります。

また、これとは別に、上記（1）の契約に基づく政見の録音又は録画の

放送のために必要な複製で当該複製に要する金額（契約額）と複製公営限度額※２（録画の場合３４千円、録音の場合２千円）とを比較して、いずれか少ない方の額が公営の対象になります。

※１ 「録音等公営限度額」

総務大臣が政見放送のための録音又は録画１種類の単価として定める金額。

※２ 「複製公営限度額」

総務大臣が政見放送のために必要な複製に要する金額として定める金額。

（３）公営請求の手続き

ア 候補者届出政党等は、政見放送用の録音・録画の有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）政見放送用の録音・録画の契約届出書に契約書の写しを添えて徳島県選挙管理委員会に届け出なければなりません。

なお、２以上の都道府県において同一種類の録音・録画を提出した場合には、契約届出書の「契約内容」欄の「録音・録画一種類の契約単価」は、いずれか一の都道府県選挙管理委員会に対する契約届出書にのみ記載してください。

イ 候補者届出政党等は、録音・録画、複製を行ったときは、政見放送用録音録画証明書を録音・録画業者に提出しなければなりません。

ウ 録音・録画業者は、選挙の期日後速やかに、徳島県知事宛に所定の経費を請求してください。この場合、請求書（請求内訳書を含む。）に政見放送用録音・録画証明書を添付しなければなりません。

エ 県は、録音・録画業者から請求されたとき、当該業者に所定の経費を支払います。

９ その他

- （１）政見放送は、定められたところに従って行ってください。もし、その定めに違反したときは、政見放送は行わないことがありますので注意してください。
- （２）以上のほか、さらに細かい点については、徳島県選挙管理委員会又は各放送局にお尋ねください。

＜お問合せ先＞

■ 徳島県選挙管理委員会事務局

〒770-8570 徳島市万代町１丁目１番地

電話 ０８８－６２１－３２０５

■ 日本放送協会徳島放送局 経営管理企画センター

〒770-8544 徳島市寺島本町東１丁目２８番地

電話 ０８８－６２６－５８６５

■ 四国放送株式会社 編成局テレビ編成部

〒770-8573 徳島市中徳島町２丁目５番地２

電話 ０８８－６５５－７５２５

Ⅱ 経歴放送

1 経歴放送の実施放送局及び回数

候補者が経歴放送を行うことができる放送局は、日本放送協会徳島放送局のみであり、放送の回数は次のとおりです。

ラジオ放送・・・おおむね10回

テレビ放送・・・・・・1回

2 経歴放送の時間

経歴放送を行う時間は、候補者1人について1回につき30秒以内です。

3 経歴放送の内容

候補者の氏名、年齢、当該候補者に係る候補者届出政党の名称、主要な経歴等を内容とします。

4 経歴書の提出

- (1) 経歴書(様式10)は、候補者(立候補予定者)又はその代理人が、供託証明書の写しを添えて、選挙の期日の公示のあった日の午後5時までに、日本放送協会徳島放送局に提出しなければなりません。
- (2) 選挙の期日の公示の前に、経歴書の提出を日本放送協会徳島放送局の受付場所において行う場合(持参する場合)は、次の時間帯において行ってください。

受付日	受付時間
10月10日から 11日まで	午前10時から 午後4時までの間

- (3) 経歴書の提出のない候補者については、日本放送協会徳島放送局において立候補の届出があった旨の選挙長の告示に基づいて当該候補者の氏名、年齢、当該候補者に係る候補者届出政党の名称及び主要な経歴等を記載した経歴書を調製して放送することとなっております。

5 経歴書の内容

- (1) 経歴書の主要な経歴欄は、50字以内で記載することになっています。
- (2) 経歴書の記載内容が経歴書として著しく適当でないと認められるときは、日本放送協会徳島放送局から、その修正を求められることがあります。
この修正の求めに応じない候補者については、前述の4(3)の場合と同じく、日本放送協会徳島放送局において経歴書を調製して放送します。
- (3) 経歴書を提出する場合には、背景無地の無帽かつ正面向きの顔写真(カ

ラー写真とすること。)で、縦4センチメートル、横3センチメートルの長方形のものを3枚用意し、1枚は経歴書に張り付け、他の2枚はそのまま同時に提出してください。

6 各候補者の経歴放送の順序

原則として、公職選挙法の規定に基づいて、小選挙区ごとに、県選挙管理委員会がくじで定めた選挙公報の掲載の順序となります。

選挙公報の掲載の申し込みを行わない候補者があった場合には、日本放送協会徳島放送局が、小選挙区ごとに行うくじにより決定します。

7 その他

この他、経歴放送の細目については、日本放送協会徳島放送局の指示に従ってください。また、政党届出候補者にあつては、当該届出政党と必ず協議の上、提出してください。

f 選挙公営

1 はじめに

選挙公営とは、国がその費用を負担して、候補者が選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。

このうち、公職の候補者による選挙運動用自動車の使用、通常葉書の作成、ビラの作成、選挙事務所の立札・看板の作成、選挙運動用自動車等の立札・看板の作成、ポスターの作成及び個人演説会場の立札・看板の作成についての公営制度は、次のような共通性があります。

- (1) 供託物を没収されない候補者のみが適用される。
- (2) 一定の基準に従い、県を通じて国がその経費を負担する。
- (3) (2)の基準内の経費は、県から直接契約業者等に支払う。

以下、これらの選挙公営制度の説明をしますので、公職の候補者及び関係の契約業者等は、この制度の仕組みを十分理解され、制度が円滑に運用できますよう御協力ください。

2 制度の概要

(1) 制度が適用される公職の候補者の範囲

政見放送や新聞広告などの公営制度と異なり、制度が適用される公職の候補者の範囲が限定されており、供託物を没収される公職の候補者は制度が適用されないことになっています。

なお、供託物を没収されるのは、衆議院小選挙区選出議員選挙の場合、次の計算式による得票数に達しない候補者です。

$$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

(2) 経費の支払

一定の基準内の経費は、知事が直接契約業者等に支払います。これを超える額は、公職の候補者が負担しなければなりません。

(3) 数量制限

ア	選挙運動用自動車	1台
イ	選挙運動用通常葉書	35,000枚
ウ	選挙運動用ビラ	2種類以内 7万枚
エ	選挙事務所の立札及び看板の類	3
オ	選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類	4
カ	選挙運動用ポスター	ポスター掲示場数×2

注) 選挙運動用ポスターについては、1回の貼り替え分をみて当該選挙区におけるポスター掲示場数の2倍までを対象としています。

それぞれの選挙区内のポスター掲示場の予定数は次のとおりです。

【徳島県第1区】・・・ 1, 293ヶ所

【徳島県第2区】・・・ 1, 112ヶ所

キ 個人演説会場の立札及び看板の類 5

(4) 契約業者等の範囲

公職の候補者とそれぞれの有償契約を締結した業者等が対象となりますが、公職の候補者と生計を一にする親族が公職の候補者と選挙運動用自動車の使用の公営について次の契約をした場合は、その親族が契約に係る業務を業としている場合を除き、対象となりません。

ア 自動車の借入契約（車だけの借入れであって、いわゆるハイヤー契約ではない。）

イ 自動車燃料の供給契約

ウ 自動車運転手の雇用契約

3 支払金額の範囲

契約業者等が県から支払を受けられる額については、限度額が定められており、これを上回る金額で契約している場合は、その上回る額は公職の候補者が支払うことになります。これらの経費の支払については、公職の候補者と業者等との間で十分協議しておくことが必要です。

以下、それぞれの公営制度についての支払金額の限度について説明します。

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用は、次のアの一般運送契約によるか、イの(ア)、(イ)及び(ウ)の個別契約によるかのいずれかの方式になります。

また、同一の日にこれらの2方式の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合は、公職の候補者の指定する1台だけが対象となります。

ア 一般運送契約の場合

自動車、燃料及び運転手込みで借り切る形態の契約で、厳密には、道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と運送契約（いわゆるハイヤー方式）をいいます。

この場合の支払金額は、次のとおりです。

選挙運動用自動車として使用された各日について支払うべき金額 （1日64,500円を限度とする。）の合計額

注1) 日数は、立候補の届出の日から選挙期日の前日まで（12日）の範囲内で実際の使用日数による。

注2) 台数は1台分である。

注3) 最高限度額は、774,000円（64,500円×12日）である。

イ 一般運送契約以外の契約の場合

自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用について個別に契約（いわゆるレンタカー方式）する方式です。

この場合の支払金額は、次のとおりです。

(ア) 自動車の借入契約

選挙運動用自動車として使用された各日について支払うべき金額
（1日16,100円を限度とする。）の合計額

注1) 前記アの注1及び注2に同じ

注2) 最高限度額は、193,200円（16,100円×12日）である。

(イ) 自動車燃料の供給契約

契約により供給した燃料の代金について、県選挙管理委員会が
確認した額（立候補の届出の日から選挙期日の前日までの日数に
7,700円を乗じた額を限度とする。）

注1) 契約により供給した燃料の代金については、県選挙管理委員会
が交付する確認書により確認された金額に限られます。

注2) 最高限度額は、92,400円（7,700円×12日）である。

(ウ) 自動車運転手の雇用契約

運転業務に従事した各日について支払うべき金額（1日12,500円
を限度とする。）の合計額

注1) 日数は、立候補の届出の日から選挙期日の前日まで（12日）の
範囲内で実際の従事日数による。

注2) 同一の日に2人以上の運転手を雇用する場合は、公職の候補者
の指定する1人だけが対象となる。

注3) 最高限度額は、150,000円（12,500円×12日）である。

(2) 選挙運動用通常葉書の作成

通常葉書1枚の作成単価（次のアを限度とする。）×作成枚数
（次のイを限度とする。）

ア 作成単価の限度 1枚について7円95銭

イ 作成枚数の限度

35,000枚の範囲内で、県選挙管理委員会が確認をしたものに限りま
す。

注) 最高限度額は、278,250円（7円95銭×35,000枚）である。

(3) 選挙運動用ビラの作成

ビラ 1 枚の作成単価（次のアを限度とする。）×作成枚数
（次のイを限度とする。）

ア 作成単価の限度

(ア) 作成枚数が 5 万枚以下の場合

1 枚について 7 円 73 銭

(イ) 作成枚数が 5 万枚を超える場合

1 枚について次の計算式による金額（1 銭未満の端数は 1 銭とする。）

$$\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$$

イ 作成枚数の限度

7 万枚の範囲内で、県選挙管理委員会が確認をしたものに限られます。

注) 最高限度額は、490,700 円 $\left(\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (70,000\text{枚} - 50,000\text{枚})}{70,000\text{枚}} \right) \rightarrow 7\text{円}1\text{銭} \times 70,000\text{枚}$ である)

(4) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成

立札及び看板の類 1 当たりの作成単価（次のアを限度とする。）×作成数（次のイを限度とする。）

ア 作成単価の限度 56,613 円

イ 作成数の限度

設置することができる選挙事務所の数（本県の場合 1）× 3 の範囲内で、県選挙管理委員会が確認をしたものに限られます。

注) 最高限度額は、169,839 円（56,613 円 × 1 × 3）である。

(5) 選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成

立札及び看板の類 1 当たりの作成単価（次のアを限度とする。）×作成数（次のイを限度とする。）

ア 作成単価の限度 53,601 円

イ 作成数の限度

4 以内で、県選挙管理委員会が確認したものに限られます。

注) 最高限度額は、214,404 円（53,601 円 × 4）である。

(6) 選挙運動用ポスターの作成

ポスター 1 枚の作成単価（次のアを限度とする。）×作成枚数
（次のイを限度とする。）

ア 作成単価の限度

（当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合）

1 枚について次の計算式による金額（1 円未満の端数は1 円とする。）

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場の数} - 500)}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

上記計算式による各選挙区ごとの作成単価の限度は次のとおりです。

【徳島県第1区】…… 4 7 2 円

【徳島県第2区】…… 5 4 4 円

イ 作成枚数の限度

当該選挙区のポスター掲示場の数の2 倍の枚数の範囲内で県選挙管理委員会が確認したものに限られます。

注）最高限度額は、

【徳島県第1区】……1,220,592 円（ 472円×2,586枚）

【徳島県第2区】……1,209,856 円（ 544円×2,224枚）

(7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成

立札及び看板の類 1 当たりの作成単価（次のアを限度とする。）×作成枚数（次のイを限度とする。）

ア 作成単価の限度 40,954円

イ 作成枚数の限度

5 以内で、県選挙管理委員会が確認したものに限られます。

注）最高限度額は、204,770円（40,954円×5）である。

4 経費の支払を受けるための手続

県から経費の支払を受けるためには、候補者及び契約業者等において次に説明する諸手続をしなければなりません。これらの手続をしない場合は経費の支払を受けることができませんので、十分注意してください。

(1) 契約の締結（候補者－契約業者等）

選挙公営に際しては、有償契約が締結されていることが前提となります。

なお、契約書の様式は自由ですが、その内容には、支払金額の計算に必要な事項を記載しておかなければなりません。

(2) 契約締結の届出（候補者→県選挙管理委員会）

候補者は、これまで説明した選挙公営の制度に係る有償契約を締結したときは、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、契約書の写しを添えて、次の「契約届出書」により県選挙管理委員会に届出をしなければなりません。

- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- ・通常葉書作成契約届出書
- ・ビラ作成契約届出書
- ・選挙事務所用立札・看板作成契約届出書
- ・自動車等取付用立札・看板作成契約届出書
- ・ポスター作成契約届出書
- ・個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

(3) 使用（作成）証明書の作成及び提出（候補者→契約業者等）

候補者は、次の「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に渡さなければなりません。当該書類は、契約業者等が県への請求に際し必要な添付書類になります。

- ・選挙運動用自動車使用証明書

※燃料に係る使用証明書については給油伝票の写しを添付すること。

- ・通常葉書作成証明書
- ・ビラ作成証明書
- ・選挙事務所用立札・看板作成証明書
- ・自動車等取付用立札・看板作成証明書
- ・ポスター作成証明書
- ・個人演説会場用立札・看板作成証明書

(4) 確認申請書及び確認書

ア 確認申請書の提出（候補者→県選挙管理委員会）

候補者は、次のことについて、「確認申請書」により県選挙管理委員会に申請し、その金額又は作成（枚）数が、それぞれの限度内であることの証明を受けなければなりません。

- ・選挙運動用自動車の燃料の供給
- ・選挙運動用通常葉書の作成
- ・選挙運動用ビラの作成
- ・選挙事務所用立札及び看板の類の作成
- ・選挙運動用自動車等に取り付ける立札・看板の類の作成
- ・選挙運動用ポスターの作成
- ・個人演説会場の立札及び看板の類の作成

イ 確認書の交付（県選挙管理委員会→候補者）

アの申請についてそれぞれの限度内のときは「確認書」を交付します。

ウ 確認書の提出（候補者→契約業者等）

イにより交付を受けた「確認書」は、契約業者等に渡さなければなりません。当該書類は、契約業者等が県への請求に際し必要な添付書類になります。

(5) 請求書の提出（契約業者等→知事）

契約業者等は、選挙の期日後速やかに、次の書類を添えて知事に請求書を提出しなければなりません。

ア 使用（作成）証明書（(3)参照）

※燃料に係る使用証明書については給油伝票の写しを含む。

イ 確認書（(4)参照の場合に限る。）

(6) 経費の支払（知事→契約業者等）

知事は、請求書等を審査し、候補者が供託物を没収されたか否かを確認の上、適格なものについては、口座振替により経費を支払います。

5 事前審査について

選挙公営の契約業者等との契約締結の届出については、前記4(2)のとおり立候補届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに（選挙の期日の公示日）することとなっていますが、公示日については事務が集中するため、事前審査を受けるようにしてください。

(1) 日時及び場所

選挙区名	日 時	場 所
徳島県第1区	令和6年10月9日（水）9:30～11:30	県庁7階 選挙管理 委員会委員室
徳島県第2区	令和6年10月9日（水）13:30～15:30	

※あらかじめ、審査時間の予約(088-621-2082)をお願いします。
早めの予約をお願いします。予約なしで来場された場合、
長時間お待ちいただく場合がありますので、御了承ください。

(2) 提出書類

- ア 契約届出書（前記4(2)参照）
- イ 上記それぞれの契約に係る契約書の写し

6 公営の手続の流れ

○選挙運動用自動車（燃料代を除く。）の使用の公営

順序	候補者	県	契約業者
① 契約の締結	候補者と業者との間で契約を締結。		タクシー・ハイヤー業者・レンタカー業者・運転手等
② 契約の届出	契約届出書の提出。 （ <u>契約書の写しの添付</u> ） ※立候補の届出前に契約を締結した場合には、 <u>立候補の届出後直ちに</u> 、契約書の写しを添えて、契約届出書により県選挙管理委員会に提出をしなければならない。	届出の受付	
③ 証明書提出	使用証明書を作成し、契約業者に提出。		使用証明書
④ 請求書の提出		知事は請求書等の審査。	支払い請求書を知事に提出。（ <u>使用証明書の添付</u> ）
⑤ 経費の支払		適格であるものについては、口座振替により業者に支払い。	

○選挙運動用自動車燃料代、通常葉書の作成、自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成
 ビラの作成、ポスターの作成、選挙事務所の立札及び看板の類の作成、個人演説会場の立札
 及び看板の類の作成の公営

順序	候補者	県	契約業者
① 契約の締結	候補者と業者との間で契約を締結。		業者（燃料販売業者・ポスター、ビラ、通常葉書作成業者・看板作成業者）
② 契約の届出	契約届出書の提出。 （ <u>契約書の写しの添付</u> ） ※立候補の届出前に契約を締結した場合には、 <u>立候補の届出後直ちに</u> 、契約書の写しを添えて、契約届出書により県選挙管理委員会に届出をしなければならない。	届出の受付	
③ 証明書の提出	作成（使用）証明書を作成し、契約業者		使用証明書 請求書に添付。
④ 確認申請書・確認書	枚数等の確認申請書の提出。 確認書	申請書を確認し、金額又は作成枚数が限度内である場合は確認書を	
⑤ 確認書提出	交付された確認書を契約業者に提出。		確認書
⑥ 請求書の提出		知事は、請求書等の審査。	支払い請求書を知事に提出。（ <u>使用証明書・確認書の添付</u> ） ※燃料に係る使用証明書については給油伝票の写しを添付すること。
⑦ 経費の支払		適格であるものについては、口座振替により業者に支払い。	

g 選挙運動費用

1 選挙運動費用の注意事項

(1) 出納責任者

出納責任者とは、候補者の選挙運動費用の収支について、一切の責任と権限を持つ人をいいます。県選挙管理委員会に届出がなされた後でなければ、出納責任者は、寄附を受けたり、支出をすることはできません。（届出については、「第2章 立候補及び各種届出・3 その他の届出等」の項を参照してください。）

（法180・184）

(2) 選挙運動費用の制限額

衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関する支出の金額は、県選挙管理委員会が、選挙期日の公示日に告示する法定選挙運動費用制限額を超えることはできません。（法194）

ただし、候補者届出政党の行う選挙運動については、この制限は適用されないこととされています。

（法定選挙運動費用制限額の計算式） （令127）

公示の日における当該選挙区内の選挙人名簿登録者の総数 × 15円 + 1,910万円

(3) 選挙運動員・労務者に対する報酬及び実費弁償（法197の2、令129）

①報酬

ア 支給できる者

1 選挙運動に従事する者（選挙運動員）

選挙運動員のうち報酬を支給できるのは、選挙運動のために使用する事務員・車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者（車上等運動員）・手話通訳のために使用する者（手話通訳者）・口述を要約して文書図画に表示するために使用する者（要約筆記者）に対してです。ただし、候補者の選挙運動については、県選挙管理委員会に届出のなされた者に限られます。（届出については、「第2章 立候補及び各種届出・3 その他の届出等」の項を参照してください。）

* 選挙運動のために使用する事務員とは、選挙運動に関する事務に従事するため雇われた者をいい、総括主催者・出納責任者等の選挙運動の中核となる者や、親族・友人等の特別な信頼関係から選挙運動に従事する者は含まれない。また、事務に従事する者であるから、選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。

* 車上等運動員とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用自動車・船舶に乗って連呼行為などの選挙運動をすることを本来の職務として雇われた者。一時的に選挙運動用自動車に乗って選挙運動をする者は含まれない。

2 選挙運動のために使用する労務者

選挙運動のために使用する労務者に対して、報酬を支給することができます。

なお、県選挙管理委員会への届出は不要です。

*** 選挙運動のために使用する労務者**とは、選挙運動等に付随して行う単純な機械的労務（ポスター貼り、葉書の宛名書き等）に服する者であり、選挙人に対し直接投票を勧誘する行為や自らの判断に基づいて積極的に投票を得させるために有利なことをする行為を行う者は含まれない。

イ 支給できる額

候補者届出政党については、選挙運動のために使用する事務員に対しては1人1日につき1万円以内、車上等運動員、手話通訳者又は要約筆記者にあつては1人1日につき1万5千円以内の額に限られ、労務者に対しては社会通念上妥当と考えられる額の報酬を支給することができます。

また、候補者については、県選挙管理委員会が告示する限度額の範囲内に限られます。

なお、労務者に弁当を提供した場合は、基本日額から弁当の実費相当額を差し引かなければなりません。

②実費弁償

ア 支給できる者

- 1 選挙運動に従事する者（選挙運動員）
- 2 選挙運動のために使用する労務者

イ 支給できる額等

候補者届出政党については、選挙運動員や労務者に対しては社会通念上妥当と考えられる額の実費弁償についてはすべて支給することができます。

また、候補者については、県選挙管理委員会が告示する限度額の範囲内に限られます。

選挙運動員には、旅費（鉄道賃・船賃・車賃）、宿泊料（食事料2食分を含む）、弁当料、茶菓料の実費を弁償できますが、労務者には、旅費（鉄道賃・船賃・車賃）、宿泊料（食事料を除く）のみが実費弁償できます。

また、選挙運動員に弁当を提供した場合の実費弁償は、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額になります。

支給することができる額は、県選挙管理委員会が定めて告示することになっています。

(4) 飲食物の提供

何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物を提供することはできません。（法139）

〈例外として認められる場合〉

①湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供

②候補者の選挙運動員や労務者に対する弁当の提供（15人×3食×12日＝540食の範囲内で、選挙事務所で食べるため又は携行するために選挙事務所で渡すものに限られます。提供できる弁当の限度額は、(3)の実費弁償の限度額として県選挙管理委員会が告示する額と同額です。）

注）候補者届出政党の選挙事務所においては、①の湯茶及び菓子を除いては、一切提供することが出来ません。

(5) 寄附の禁止

《公職選挙法上の制限》

①候補者等の寄附禁止（法199の2）

候補者や立候補予定者は、選挙区内の者に対しては、次の場合を除いて、寄附が禁止されます。

（寄附が禁止されない場合）

1 政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附

＊ただし、自分を支持する後援団体（資金管理団体を除く）には、一定期間（注）は、寄附が禁止されます。

2 候補者等の親族に対してする場合

3 候補者等が行う政治教育のための集会等に関する必要最小限度の実費補償（実費弁償には食事の提供は含まれません。）

＊参加者に饗応接待が行われるもの、その選挙区外で行われるもの及び一定期間（注）に行われるものは除かれます。

候補者や立候補予定者以外の者が、選挙区内の者に対して、候補者等の名義で寄附することも、上記2と3の場合を除いて禁止されています。

②候補者等の関係会社等の寄附禁止（法199の3）

候補者や立候補予定者が役職員や構成員である会社・その他の法人・団体は、次の場合を除いて、選挙区内の者に対し、候補者等の氏名（氏名が類推される方法を含む）を表示して寄附をすることが禁止されます。

（寄附が禁止されない場合）

・ 政党その他の政治団体やその支部に対する寄附

③候補者等の氏名等を冠した団体の寄附禁止（法199の4）

候補者又は立候補予定者の氏名（氏名が類推される方法を含む）が表示されている会社・その他の法人・団体は、次の場合を除いて、選挙区内の者に対して、当該選挙に関する寄附が禁止されています。

(寄附が禁止されない場合)

- 1 当該候補者等に対する寄附
- 2 政党その他の政治団体やその支部に対する寄附

④後援団体に関する寄附禁止（法199の5）

後援団体は、選挙区内の者に対し、次の場合を除いて、寄附が禁止されます。

(寄附が禁止されない場合)

- 1 当該候補者等に対する寄附
- 2 政党その他の政治団体やその支部に対する寄附
- 3 後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附
 - * 花輪・供花・香典・祝儀などの寄附や一定期間（注）内にされる寄附は除かれます。

また、何人も、後援団体が開催する集会や後援団体が行う見学・旅行・その他の行事において、一定期間（注）中は、選挙区内の者に対し、供応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く）をしたり、金銭や物品を供与することは禁止されています。

⑤国と特別の関係にある者の寄附禁止（法199）

国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をすることが禁止されます。

会社等が、国から融資に対する利子補給の決定を受けている場合も、制限があります。

（注）一定期間：衆議院議員の任期満了の日前90日に当たる日から

当該総選挙の期日までの間

又は解散の日の翌日から選挙期日まで

《政治資金規正法による制限》

①会社等の寄附の制限（規正法21）

会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く）は、候補者に寄附をしてはいけません。

②個人から寄附を受けられる額（規正法21の2・22）

候補者は、選挙運動に関して年間150万円以内の寄附が受けられます。

③寄附できない者（規正法22の3・22の4・22の5・22の6）

次の団体や個人は、寄附が制限されています。

- 1 国から補助金や出資等を受けている法人
- 2 赤字会社（3事業年度以上にわたり継続して欠損が生じている会社）
- 3 外国人・外国法人等
- 4 本人の名義以外の名義・匿名

2 収支報告書の作成

(1) 収支報告書の概要

公職選挙法第189条の規定により提出が義務づけられている「収支報告書」の概要は、次のとおりです。

①提出義務者

出納責任者（選挙の期日において現にその地位にある者）

＊出納責任者が欠けた場合は、職務代行者が提出します。

②記載内容

選挙期日の公示日や選挙期日の前後を問わず、当該選挙運動に関してなされた収入及び支出の一切について記載します。なお、「当該選挙運動に関してなされた収支」とは「当該選挙運動そのものにかかる収支」より広い意味であり、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為、選挙運動に従事する者同士の連絡等の行為等に関する収支も含まれます。

ただし、このうち法第197条に規定される次のものは、選挙運動に関する支出とはみなされません。

- ・候補者又は出納責任者と意思を通じずになされた支出
- ・候補者が乗用する自動車・船舶等のために要した支出
- ・選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ・選挙運動に関し支払う国・地方公共団体の租税や手数料（消費税は除く）
- ・選挙運動用自動車・船舶を使用するために要した支出
- ・候補者届出政党が行う選挙運動のために要した支出

③添付書類

ア 領収書その他の支出を証すべき書面の写し

イ 上記の領収書等を徴し難い事情がある場合はその旨の書面

（例：労務の無償提供、JRのキップ代など通例として領収書を発行しないもの等）

ウ 金融機関等への振込明細書の写し（振り込み明細書に支出の目的の記載がない場合は支出目的書も併せて提出）

④提出先

徳島県選挙管理委員会

（徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階 徳島県選挙管理委員会委員室）

⑤提出期限

（第1回分） 選挙の期日から15日以内（11月11日まで）

（第2回分以降） 収支がなされた日から7日以内

（第1回分提出後に収支があった場合）

⑥収支報告書をめぐる罰則（法246）

報告書若しくはこれに添付すべき書面の提出をせず又はこれらに虚偽の記入をしたときは、**3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金**が課せられます。

⑦県選挙管理委員会は、報告書の要旨を県報により公表します。また、報告書は、

3年間、閲覧の対象となります。（法192）

(2) 収支報告書の記載要領

《収入の部》

収入の部においては、一件1万円を超えるものについては、各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては、「種別」ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。

なお、寄附については、一件1万円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載しても差し支えありません。

①「月、日」欄

金銭、物品その他の財産上の利益を収受し、又はその約束のなされた「月日」を記載してください。

②「金額又は見積額」欄

「見積額」とは、金銭以外の財産上の利益の収受又はその約束等がなされた場合、その利益を時価に見積もった金額です。見積額を記載すべきものとしては、例えば債務の免除、保証、物品の供与、労務の無償提供、物品の無償貸与を受けた場合等があります。

③「種別」欄

この欄には、「寄附」と「その他の収入」との区別を記入してください。

「その他の収入」の例としては、自己資金や借入金が考えられます。

④「寄附をした者」欄

「種別」欄に、寄附とされたものについてのみ記載してください。

⑤「見積の根拠」欄

見積額を記載したものについて、その根拠を記入してください。

⑥「備考」欄

金銭、物品等の財産上の利益の収受の約束がなされた場合、この欄にその旨、並びに、履行の有無及びその年月日を記入してください。

その他、「その他の収入」の内容や、金銭以外の寄附を受けた場合の内容を記載するのが適当です。

⑦「参考」欄

選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）、その他の参考となる事項を記載してください。

※上記各号のほか、出納責任者において必要を認めた事項を記載することができます。

《支出の部》

①支出した費用は、次の**10費目**に区分し、**各費目ごとに取りまとめて明細を記入し、小計を出してください。**また、**月日順に明細を記載**してください。

1 人件費 選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。

なお、選挙運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、4交通費、8食糧費等として処理すべきものです。

2 家屋費 (イ) **選挙事務所費**は、主として借上料が考えられます。この中には、事務所自体の借上料と机などの備品の借上料が考えられますし、また、事務所の電話を架設する費用も含まれます。

(ロ) **集合会場費**は、主として個人演説会場の借上料です。この中にも机などの備品の借上料が入ります。

3 通信費 電報、電話、葉書、封書等に要する費用です。

電報は、選挙運動のためには使用できませんが、事務上の連絡のために使用することは差し支えありません。葉書、封書も、事務連絡用のものに限り許されます。（なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されません。）

電話架設費は、選挙事務所費の中に入りますが、電話機の借上料と通話料は通信費に入ります。

4 交通費 運動員、事務員、労務者に支払われる実費弁償が考えられます。

候補者に係る交通費及び選挙運動用自動車、船舶を使用するために要した支出は含まれません。

5 印刷費 選挙運動のために使用するポスター、葉書及びビラの印刷費が主です。

なお、これらの作成費が、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

6 広告費 立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

なお、立札や看板の作成費が、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

7 文具費 紙、筆記用具、その他選挙事務所において使用した消耗品等です。

8 食糧費 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用とか、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等です。

9 休泊費 休憩及び宿泊に要した費用です。

10 雑費 ガス代、電気代、水道代等、その他雑費です。

②「**区分**」欄には、立候補準備のために支出した費用と、選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。

③「支出の目的」欄

(記載例) 労務者報酬、事務所借上料、選挙運動用葉書、鉄道賃、ポスター作成費、ちょうちん代、菓子代等

- ④「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に係るもの）の支出項目ごとの単価、枚数及び金額を記載してください。なお、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに記載してください。

※その他の欄は、収入の部に準じて記載してください。

《その他》

- ①第2回分以後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」とともに、前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。

②領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

- ・「領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情」欄には、その旨の記載をしてください。
- ・その他の欄は支出の部の説明に準じて記載してください。

③振込明細書に係る支出目的書（振込明細書において支出の目的が確認できない場合のみ）

- ・「支出の費目」欄には、《支出の部》の①の例により記載してください。
- ・「支出の目的」欄には、《支出の部》の③の例により記載してください。
- ・支出の目的ごとに別葉としてください。
- ・支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

④記載に当たって注意すべき事項

- ・労務の無償提供、物品の無償貸与等の取扱い
寄附として収入欄に記載し、かつ、支出として所定欄に記載し、領収書等を徴し難い場合は、その旨明細書に記載してください。
- ・いわゆる政党公認料は、寄附として扱われます。
- ・収支報告書は公開を予定しているため、金融機関届出印などは使用しないようにしてください。

3 選挙運動に関してされた寄附金の課税上の優遇措置

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者として公職選挙法（以下「法」という。）第86条の規定により政党届出をされ、本人届出をし、又は推薦届出をされた者に対し当該選挙運動に関する寄附をした者は、租税特別措置法第41条の18の規定により、当該寄附金が所得税法第78条第2項に規定する「特定寄附金」とみなされ課税上の優遇措置を受けることができることになっておりますので、次の事項に御留意の上、取扱いに誤りのないようにしてください。

- 1 課税上の優遇措置を受けることができる寄附は、個人が当該選挙における候補者の選挙運動に関して行ったもので、かつ、当該寄附を受けた候補者の出納責任者が法第189条の規定による選挙運動に関する収支報告書により当委員会に報告しているものに限られます。

ただし、政治資金規正法の規定に違反してなされたもの及びその寄附をしたものに特別の利益が及ぶと認められるものは除かれます。

- 2 寄附者が「特定寄附金」として所得税の寄附金控除を受けるための手続きは、次のとおりです。

- (1) 当該寄附を受けた候補者の出納責任者は、収支報告書に、寄附者の氏名、住所、職業、金額及び年月日を寄附の内訳として記載し、期限（第1回分は選挙の期日から15日以内）内に当委員会に提出する。
- (2) 収支報告書を提出する際又はその後に、次頁「寄附金（税額）控除のための書類」に必要事項を記載した上、当委員会に提出する。
- (3) 当委員会は、提出された「寄附金（税額）控除のための書類」に記載された内容と収支報告書の内容とが一致するかどうかを確認し、一致すれば「寄附金（税額）控除のための書類」の右上部の確認欄に確認印を押し、返還する。
- (4) 確認済みの「寄附金（税額）控除のための書類」を受領した候補者等は、それを当該寄附者に交付する。
- (5) 寄附者は、税務署に対して確定申告をする際に、寄附をした旨を申告するとともに、確認済みの「寄附金（税額）控除のための書類」を提出する。

- 3 その他寄附金控除の詳細及び手続きについては、直接、税務署に問い合わせてください。

(確認欄)

寄 附 金 （ 税 額 ） 控 除 の た め の 書 類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名								
住 所								
寄 附 金 の 額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	令和 年 月 日							

(寄附金の額には必ず¥をつけること。)

(寄附を受けた団体)

名 称		
所 在 地		
団 体 の 区 分 (いくつか該当するものの番号を○で表示)	政 党 又 は 政 治 資 金 団 体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1)その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙日 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公 職 の 候 補 者	(1)公職の候補者の氏名	
	(2)上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	衆議院小選挙区選出議員 選挙日 令和 年 月 日
住 所		

(寄附の内訳)

年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

h 当選及び供託物

1 当選人の決定

(1) 当選人

法定得票数を有する候補者のうち、最多得票者が当選人とされます。(法95)

$$\text{法定得票数} = \text{有効投票総数} \times \frac{1}{6}$$

なお、当選人には、当選証書が付与されますので、本人又は代理人の方は、受け取りにきてください。(日時・場所については、当選者に県選挙管理委員会から別途連絡します。)

(2) 当選期日後のあいさつ

選挙の期日後（無投票となった場合は、無投票となった旨を選挙長が告示した日後）においては、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることは禁止されています。(法178)

- 1 戸別訪問をすること
- 2 文書図画を頒布すること（自筆の信書や答礼のための信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除く）
- 3 文書図画を掲示すること
- 4 新聞紙又は雑誌を利用すること
- 5 放送設備を利用して放送すること
- 6 当選祝賀会やその他の集会を開催すること
- 7 自動車を連ね往来するなど、氣勢を張る行為をすること
- 8 当選に関する答礼のため当選人の氏名や政党名などを言い歩くこと

2 供託物

(1) 供託物の没収

次の場合には、供託物が没収されます。(法93)

- ①一定の得票数（供託物の没収点）に達していない場合

$$\text{供託物の没収点} = \text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

- ②立候補を取り下げたり、辞退した場合

- ③被選挙権のない者などで立候補届出を却下された場合

(2) 供託物の返還

供託物の没収されない者に対しては、選挙及び当選の効力が確定した後、供託物が返還されます。(令93)

＊選挙の効力は、選挙の期日の翌日から30日以内に選挙の効力に関する訴訟がなかった場合に確定し、当選の効力は、当選人決定の告示を県選挙管理委員会が行った日の翌日から30日以内に当選の効力に関する訴訟がなかった場合に確定する。(法204・208)

(返還の手続き)

- ①県選管から供託者に対して、「供託物の返還に係る通知書」を送付する。
- ②供託者は、印鑑（候補者届出書に押印したものと同一もの）を持参のうえ、「供託物の返還に係る通知書」を県選管に提示する。
- ③県選管は、供託者に対して、「供託証明書（供託書正本）」を返還するとともに、「(供託原因が消滅した旨の) 証明書」を交付する。
- ④供託者は、「供託証明書（供託書正本）」と「(供託原因が消滅した旨の) 証明書」を供託手続を行った法務局に提示し、所定の手続を行う。
- ⑤法務局より供託物が返還される。

＊なお、郵送による請求方法もありますので、詳しくは法務局へお問い合わせください。

イ 指定施設等における不在者投票の手続要領

一 不在者投票制度とは

不在者投票制度とは、選挙の当日、一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人又は身体に重度の障がいがある選挙人のために、投票日の前でも投票ができるように設けられた制度です。

この制度は、一般投票の例外として位置付けられるとともに、投票が長期にわたって行われる関係上、その投票手続きについては政令等で詳細に規定されています。

このことは、選挙の公正を期すため、やむを得ないことであり、従来から各選挙を通じ、不在者投票管理事務の違法を原因とした争訟が多く提起され、選挙無効となった事例も散見されることにかんがみ、**その事務及び管理に当たっては、法令に則った適正な処理によらなければなりません。**

二 不在者投票における留意事項は

指定病院の院長、指定老人ホームの長等の方で不在者投票管理者となられる方々は、選挙が民主主義の根幹をなすものであるということを十分認識の上、公正な不在者投票管理に御協力をお願いいたします。

不在者投票の具体的な手続きについては、三以下で述べていますが、特に次の事項に御留意ください。

- ① 不在者投票の事務を公正かつ適切に処理するため、前もって分担事務の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- ② 投票事務に当たっては、勘や過去の経験だけに頼らず、常にこの手続要領等を参考にして、適確に処理すること。
- ③ 選挙事務の管理執行に当たっては、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい環境づくりに配慮すること。なお、特に投票立会人の選任については、十分公正を期すること。
- ④ 不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、これらの罰条にふれることのないよう十分注意すること。
- ⑤ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

(注)「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対しその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となるので注意すること。

三 県選管指定の病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設における不在者投票

1 どのような人が不在者投票をすることができるか

(法49①、令55②④Ⅱ、介護保険法106、同法115)

県選挙管理委員会が指定する病院（介護老人保健施設・介護医療院を含む。）、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「指定病院等」という。様式集「県選管指定の不在者投票を行うことができる施設一覧」参照）に入院又は入所している選挙人で、選挙の当日法第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当すると見込まれる者に限られます。

【不在者投票該当事由】

- ・ 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること
- ・ 用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること 等

なお、指定病院等に入院又は入所している選挙人であっても、**その指定病院等が選挙人の属する投票区の区域内にある場合で、かつ歩行が容易であるときは、不在者投票ができません**から、注意してください。

2 不在者投票のできる期間及び投票用紙等の請求の期間等は

(令58①、令50、審査令13、法270)

(1) 投票のできる期間

令和6年 10月16日 から 同月26日 までの間 11日間 (公示日の翌日) (選挙期日の前日)
--

なお、審査に付される裁判官が新たに任命された場合には、国民審査の不在者投票期間が変更となる場合があります。

※ 次の投票区は、10月26日（選挙期日の前日）に繰り上げて投票が行われる予定です。その場合、この投票区の選挙人名簿に登録されている者については、不在者投票のできる期間が1日短くなり、10月25日（選挙期日の2日前）までとなりますから注意してください。

阿 南 市 _____ 伊島投票区

(2) 投票用紙等の請求の期間等

令和6年 10月26日 まで (選挙期日の前日)

※ 投票用紙等の請求先は、各市町村選挙管理委員会事務局です。様式集「指定病院等における不在者投票のフロー及びチェック項目」を御覧いただき、請求先（同「徳島県内選挙管理委員会連絡先一覧」参照）を誤らないように御注意願います。

請求先を誤ると、各市町村選挙管理委員会事務局からの投票用紙等の送付が遅れ、投票できない場合もあります。

(3) 投票のできる時間

投票のできる期間の 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで
--

3 投票用紙等の請求の方法は

(令50)

投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求には、次の二通りの方法があります。

- ① 指定病院等の長又はその代理人（以下「指定病院等の長等」という。）が選挙人に代わって請求する場合
- ② 選挙人が自ら請求する場合

どちらの場合でも指定病院等で投票することには変わりはありません。

なお、請求は選挙期日の公示前においてもすることができます。

(1) 指定病院等の長等が選挙人の依頼を受けて選挙人に代わって請求する場合 (令50④)

この場合は、「請求書」（様式1）に必要事項を記入し、選挙人が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長へ直接又は郵便等をもって請求することになります。

「選挙人の依頼」を受けたことを証する書面を徴することは、法定されていませんが、**選挙の効力に関する争訟や当選の効力に関する争訟の提起があった場合に、本人の投票意思等の確認に係る有力な証拠となるので、「依頼書」（様式2）により依頼を受けるようにしてください。**

(2) 選挙人自身が請求する場合 (令50①、令52)

この場合は、「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書」を市町村の選挙管理委員会からもらって必要事項を記入し、(1)と同じ方法で選挙人が自分で請求することになります。

(注) 入院又は入所している船員について(1)又は(2)の方法で請求するときは、併せて令第18条に規定する「選挙人名簿登録証明書」を選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会の委員長に提示しなければなりません(令50⑥)。

また、これらの船員については選挙人名簿登録地以外で総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長に対しても(1)又は(2)の方法で請求することができますが、その場合はさらに「船員手帳」を当該委員長に対して提示する必要があります(令51)。

なお、本県で指定されている市町村は、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市と海部郡の全町（牟岐町、美波町、海陽町）です。

(3) 点字で投票しようとする場合

指定病院等の長等が選挙人に代わって請求する場合は、投票用紙等の請求書（様式1）の備考欄に「点字」と記載してください。選挙人自らが請求する場合は、その際にその旨の申立てをしてください。

4 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付は

(令53)

市町村の選挙管理委員会の委員長は、前記3の請求があった場合には選挙人名簿又はその抄本と対照し、不在者投票をする理由があると認めたときは、直ちに（選挙期日の公示日以前に請求を受けた場合にあっては選挙期日の公示日の翌日以後直ちに）請求の区分に応じてそれぞれ次の者に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」（内封筒1枚、外封筒1枚）（様式3、様式4参照）を交付します。

(1) 指定病院等の長等が選挙人に代わって請求した場合は、その長又はその代理人
この場合、指定病院等の長等は、直ちに当該選挙人に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を渡してください。

(2) 選挙人自らが請求した場合は、その選挙人

この場合、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書（様式6参照）の入った封筒」（封筒の表面に“不在者投票証明書在中”と記載したもの。様式5参照）が、別の封筒（封筒の表面に“投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒在中”と記載したもの。様式7参照）に入れて送られてきます。

この「不在者投票証明書の入った封筒」（様式5参照）は、選挙人に絶対に開封させないでください。

5 不在者投票管理者、立会人等は

(令552489、令5803、法490)

投票は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所で、立会人の立会のもとに行わせなければなりません。

「不在者投票管理者の管理する」とは、不在者投票管理者が必ずしも不在者投票の行われる場所にいる必要はありませんが、**常に不在者投票を管理できる（何かあればすぐ赴いて判断、指示できる）体制になければならないことを意味します。**

(1) 不在者投票管理者

ア 不在者投票管理者となる者は

- ・病院の院長（介護老人保健施設等の長を含む。）
- ・老人ホームの長
- ・身体障害者支援施設の長
- ・保護施設の長

候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができません。このような場合又は指定病院の院長、指定老人ホームの長等に事故があり、若しくは欠けた場合においては、その職務を代理すべき者が代わって不在者投票管理者となります。

なお、令和4年4月の制度改正により、病院の院長に代わって不在者投票管理者となる「その職務を代理すべき者」は、医師又は歯科医師に限られなくなりました。

イ 不在者投票管理者の職務とは

- (ア) 不在者投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権を持っています。
- (イ) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。

その担当する事務の主なものは、次のとおりです。

- ・選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- ・交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ・投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
- ・立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
- ・不在者投票記載場所の設備をすること。
- ・代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
- ・投票の終わった不在者投票を送致すること。

(2) 立 会 人

ア 立会人となる者は

選挙権を有する者の中から不在者投票管理者が選んだ者

「選挙権を有する者」とは、年齢満18年以上の日本国民で公民権の停止を受けていない者という意味であり、選挙人名簿に登録されていることは要件ではありません。

人数に制限はありませんが、**最低1人は必要**です。

立会人は、不在者投票管理者、事務補助者及び代理投票補助者を兼ねることはできませんので注意してください。

イ 立会人の職務とは

- (ア) 投票用紙等の点検から送致のための受領に至る不在者投票のすべての手続きに立会し、各手続きが公正に行われているかどうかを確認すること。
- (イ) 代理投票の際に、不在者投票管理者から意見を求められたときに意見を述べること。
- (ウ) 不在者投票用外封筒の表面に署名をすること。

立会人の立会なく行われた不在者投票は、無効であり選挙無効の原因となりますので注意してください。

(3) 外部立会人の活用について

不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることもその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。

不在者投票の公正かつ適正な実施のため、積極的に活用してください。

ア 外部立会人となる者は

市町村の選挙管理委員会が選定した者

具体的には、指定病院等の不在者投票管理者から、当該指定病院等の所在する市町村の選挙管理委員会に対し、外部立会人の選定を依頼します。

最終的には、外部立会人の選定依頼書（様式8）により行いますが、まずは電話等により立会人の選定を依頼してください。

依頼を受けた市町村の選挙管理委員会は外部立会人の選定を進めますが、日程調整が必要な場合がありますので、早めに市町村の選挙管理委員会に依頼するようにしてください。

イ 謝金の支払いについて

指定病院等における不在者投票終了後、外部立会人に謝金（1,282 円に立会時間数を乗じた額）を支払います。

支払った謝金については県選挙管理委員会へ請求してください。

請求方法についての詳細は、14 頁の「五 不在者投票に要した経費はどうか」を御覧ください。

(4) 事務補助者

ア 事務補助者となる者は

不在者投票管理者が選んだ者

イ 事務補助者の職務とは

不在者投票管理者のもとで、不在者投票を行う際の事務を取り扱うこと。

(5) 代理投票補助者

ア 代理投票補助者となる者は

不在者投票管理者が、立会人の意見を聞いて、投票に係る事務
従事者のうちから **2人**

イ 代理投票補助者の職務とは

選挙人から心身の故障その他の事由によって候補者の氏名等を自書できない
との申請があった場合に、

(ア) 代理投票補助者の **1人が立会**し、

(イ) **他の代理投票補助者**が選挙人の指示する候補者の氏名を投票記載場所で記
載し、これを「不在者投票用内封筒」に入れて封をし、さらに「不在者投票
用外封筒」に入れて封をした後、その外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選
挙人の氏名を記載して直ちに提出すること。

6 投票記載場所の設備は十分に

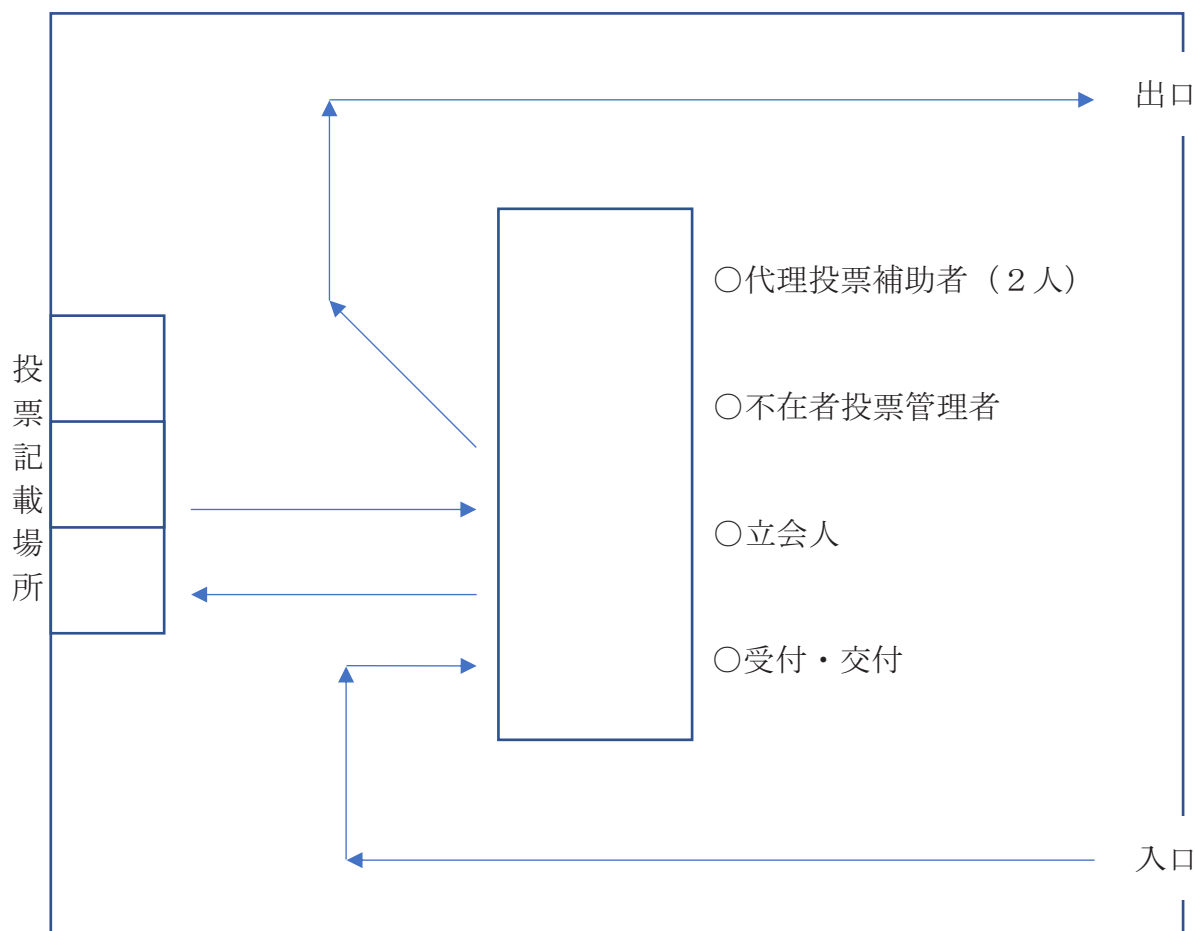
(令58④、令32、法143③)

不在者投票管理者は、投票の記載をする場所について、他人から投票の記載を見ら
れること又は投票用紙の交換その他の不正が行われることがないよう、相当の設備を
しなければなりません。

原則としてベッドの上では不在者投票をすることができませんが、重病人等歩行の
困難な選挙人の投票については、**不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場
合に限り**、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持
に十分注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、**投票記載場所には候補者の氏名等を記載したポスター等の文書は絶対に掲示
しないでください**。また、**候補者の氏名等の掲示もできません**。

【設 営 例】



(注) 今回の投票では、「衆議院小選挙区選出議員選挙」「衆議院比例表選出議員選挙」「最高裁判所裁判官国民審査」の３種類の投票用紙及び投票用封筒がありますので、交付等の際に誤りのないように、十分留意してください。

7 投票の方法は

(令58、令56㉔)

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと。

ア 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙及び不在者投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人が本人であるかどうかを確認してください。

イ 候補者の氏名等が記載してある場合

投票用紙にすでに候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長又は指定港の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。

ウ 不在者投票証明書の点検

選挙人自らが投票用紙及び不在者投票用封筒を請求した者であるときは、「不在者投票証明書用封筒」をそのまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうかをまず点検した後、封筒を開いて不在者投票証明書の記載内容を確認してください。

選挙人の提出した「不在者投票証明書用封筒」がすでに開かれているときは選挙人が誤って開いたかどうかを問わず、投票をさせることはできません。

(2) 投票するときの手続

ア 普通の投票の方法

不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、

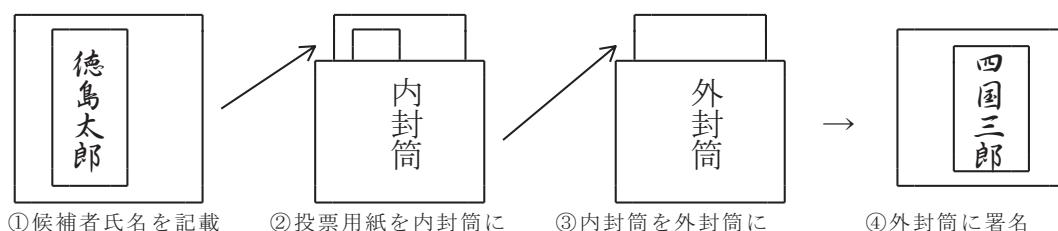
(ア) 選挙人が「候補者の氏名」を記載した投票用紙を、

(注) 衆議院小選挙区選出議員選挙の場合は「候補者氏名」を、衆議院比例代表選出議員選挙の場合は「政党名」を、最高裁判所裁判官国民審査の場合はやめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上欄に「×」を記載。

(イ) 「不在者投票用内封筒」に入れて封をさせ、

(ウ) さらに「不在者投票用外封筒」に入れて封をさせた上、

(エ) **不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載させて提出させてください。**



署名を忘れたり、選挙人本人以外の者が署名をしてはなりません。

また、署名の下に押印するとか、不在者投票用外封筒を印をもって封をする必要はありません。

なお、点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄の署名は、投票用紙を損傷するおそれがあるため、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

イ 特殊な投票（代理投票）（令58③④、令56③④、令41）

(ア) 普通の代理投票

選挙人が心身の故障その他の事由のために、自分で候補者の氏名等を記載できない場合には、自分に代わって他の人に候補者の氏名等を記載してもらうことができる。……………これが代理投票です。

【代理投票の方法】

選挙人から代理投票の申請



選挙人について代理投票を認めるかどうかの判断（立会人の意見を聞く）

- ・代理投票を行った場合は、「**代理投票一覧**」（様式 10）に**必要事項を記載し、不在者投票管理者において保管しておくこと。**



不在者投票管理者による**2人**の代理投票補助者の選任

- ・代理投票補助者は、必ず立会人以外の者から選任する。立会人は他の職務と兼務ができない。



代理投票補助者のうち**1人の立会のもとに他の1人が代理記載**

- ・投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載する。
- ・選挙人の投票しようとする候補者等の確認は、大声で行ったりせず、投票の秘密の保持に注意すること。



不在者投票用封筒に入れて封をする

- ・まず、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をする。



不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載

- ・不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄にのみ選挙人の氏名を記載し、この場合は、外封筒の表面左下の「**（代理記載人氏名）**」欄には、**何も記載しないでください。**



不在者投票管理者へ提出

(イ) 代理投票の仮投票

不在者投票管理者が立会人の意見を聞いて代理投票させるべきでないと決めた場合に選挙人がこの決定に不服であるとき、又は代理投票することについて立会人に異議があるときは、不在者投票管理者は、代理投票を申し立てた選挙人に仮に投票させなければならない。

……………これが不在者投票における代理投票の仮投票です。

【代理投票の仮投票の方法】

不在者投票管理者は、まず普通の代理投票をさせた後、**投票用紙に候補者の氏名を書いた代理投票補助者に、その代理投票補助者本人の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄に記載させて、これを提出させる。**

8 投票後の措置は

(令60)

不在者投票管理者は、投票用紙及び不在者投票用内封筒を入れた「不在者投票用外封筒」を受け取った場合は、次のとおり処理してください。

ア 不在者投票用外封筒の表面には、

(ア) 投票の年月日を記載する。

(イ) 投票の場所を記載する。

(ウ) 不在者投票管理者職氏名を記名する。(自署でなくゴム印でもよい。)

(エ) 立会人に署名させる。**(必ず立会人に自署させなければならない。)**

※ 表面右下の「**口在外選挙人の投票に使用 (在外選挙人氏名)**」欄には、何も記載しないでください。

イ 「不在者投票用外封筒」を別の適当な封筒に入れて封をし(「不在者投票証明書」がある場合には、これも併せて入れて封をすること。)、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押してください。

ウ これを選挙人の選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付してください。郵便等による場合は、重要書類ですので書留等によって送付してください。

なお、不在者投票は、名簿登録地の市町村の選挙管理委員会の委員長から、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に送致されないときは受理されないことになりますので、時間的に余裕をみて、できるだけ早期に処理してください。

エ **投票をしなかった者がある場合には、必ずその投票用紙も併せて返却してください。**

四 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院における不在者投票

1 どのような人が不在者投票をすることができるか

(法49①、令55④ⅢⅣⅤ)

- (1) 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第15条第1項の規定により留置されている者

これらの者で選挙権のあるものは、未決勾留されている刑事被告人及び被疑者、拘留の刑を執行されている者及び国際受刑者移送法第2条第9号に規定する受入受刑者若しくは監置に処せられた者、いわゆる選挙犯罪又は政治資金規正法に定める犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者若しくは監置場に留置されている者です。

- (2) 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者

少年院法による少年院に収容されている選挙人又は少年鑑別所法による少年鑑別所に収容されている選挙人です。

- (3) 婦人補導院に収容されている者

売春防止法の規定により補導処分に付せられて婦人補導院に収容されている選挙人です。

(1)から(3)までに掲げる者が、選挙の当日に「収容されている」と見込まれる場合に限って認められます。したがって、解放される予定の者は除かれます。

2 投票用紙等の請求の方法は

(令50)

不在者投票管理者である刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長は、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院に収容されている選挙人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、前記三の3の(1)の例によって投票用紙等の請求をすることができます。

また、前記三の3の(2)の例によって、選挙人が自ら請求することもできます。

3 不在者投票管理者は

(令5549)

- (1) 刑事施設、労役場、監置場又は留置施設に収容・留置されている者の不在者投票については、その刑事施設の長、労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者
- (2) 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者の不在者投票については、その少年院の長又はその少年鑑別所の長
- (3) 婦人補導院に収容されている者の不在者投票については、その婦人補導院の長

(1)から(3)までに掲げる者に事故があり、又は欠けた場合は、それらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

4 その他

以上のほかは、前記「三 県選管指定の病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設における不在者投票」の例によってください。

五 不在者投票に要した経費はどうか

不在者投票に要した経費については、県が負担しますので、徳島県知事あて請求してください。

請求は次の算式によって計算し、別紙の「請求書」(様式 11)、「内訳明細書」(様式 12) により、令和 6 年 1 1 月 1 5 日(金)までに次のところへ必着するよう請求してください。

- (1) 経費の請求額の算式 (不在者投票をした者の数×1, 0 7 3 円)

※ 経費の積算人数は、不在者投票をした者の数です。

投票用紙の交付を受けた者のうち投票を行わずに投票用紙を選管に返還した者は含まれません。

様式…「請求書」(様式 11)

- (2) 外部立会人に係る経費の請求額の算式 (立会時間×1, 2 8 2 円)

※ 立会時間数に 1 時間未満の時間数があるときは、その時間数は 1 時間とします。また、1 0, 9 0 0 円を上限とします。

※ 「立会人経費請求書」を提出される際には、**必ず謝金領収書の写しを添付**してください。

(注) 所得税の源泉徴収事務に関して御不明な点がある場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。

様式…「外部立会人経費請求書」(様式 9)

- (3) 経費の請求書の送り先

〒770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
徳島県選挙管理委員会事務局

※ 請求書の宛名は「徳島県知事」としてください。

※ 振込みは「県市町村課」からいたします。

六 その他注意する点は

- (1) 不在者投票の手続を誤った場合は、不在者投票が無効となります。前記の諸事項を十分確認してください。
- (2) 投票用紙等の「請求書」(様式1)は、**ボールペンで明瞭に**記載するようにしてください。「請求書」の住所欄は、**各人ごとに市町村名から番地まで記載**し、市町村名を省略することがないようにしてください。
- (3) 不在者投票に必要な投票用封筒(内封筒及び外封筒)は、次のとおり区別していますから、間違わないようにしてください。

○衆議院小選挙区選出議員選挙 …… **あさぎ色** 地の封筒に**赤色**インク刷り

(※封筒左上に  の記載)

○衆議院比例代表選出議員選挙 …… **ピンク色** 地の封筒に**青色**インク刷り

(※封筒左上に  の記載)

○最高裁判所裁判官国民審査 …… **うぐいす色** 地の封筒に**濃茶色**インク刷り

(※封筒左上に  の記載)

【備考】

不在者投票の手続等で御質問のある場合は、最寄りの市町村の選挙管理委員会又は県選挙管理委員会へお問い合わせください。

県及び各市町村の選挙管理委員会の電話番号、所在地等については、様式集「徳島県内選挙管理委員会連絡先一覧」のとおりです。

県選挙管理委員会ホームページに、「手続要領」及び「各種様式」を掲載しておりますので、手続事務に御活用ください。

なお、各種様式については、様式集の該当ページを印刷してお使いいただいても結構です。

【ホームページ URL】

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/senkyo/7243430/>

(様式1) 投票用紙等の請求書

請 求 書

住 所	選挙人氏名	投票区	名簿番号	生年月日	備考
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	

上記の選挙人は、令和6年執行の

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

の当日

当 があるため、当 において投票する見込みであり、
公職選挙法施行令第50条第4項(第51条第2項において準用する第50条第4項)の規定による
依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用
封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

(住所)

(職)

(氏名)

選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 選挙人から点字による投票の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 2 選挙人の住所(選挙人名簿に登録されている住所)を十分確認し、正確な住所を記載すること。

(様式 1 の記載例) 投票用紙等の請求書

請 求 書

住 所	選挙人氏名	投票区	名簿番号	生年月日	備考
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇	〇〇 〇〇			T S H . .	
〇〇市〇〇町〇丁目〇〇	〇〇 〇〇			T S H . .	点字
市町村名から記載すること。				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	
				T S H . .	

上記の選挙人は、令和6年執行の

衆議院小選挙区選出議員選挙

衆議院比例代表選出議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

の当日

当 〇〇病院 にあるため、当 〇〇病院 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項(第51条第2項において準用する第50条第4項)の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

(住所) □□市□□町□丁目□□

(職) 病院長 (氏名) 徳島 太郎

△△市(町・村) 選挙管理委員会委員長 殿

備考

- 1 選挙人から点字による投票の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 2 選挙人の住所(選挙人名簿に登録されている住所)を十分確認し、正確な住所を記載すること。

依 頼 書

私は、令和6年執行の
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
(当病院、当老人ホーム、当施設)で行いたいのので、投票用紙及び不在
者投票用封筒の交付を請求していただくよう依頼します。

令和 年 月 日

殿

選挙人住所

ふりがな
選挙人氏名

生年月日 明治 年 月 日生
大正
昭和
平成

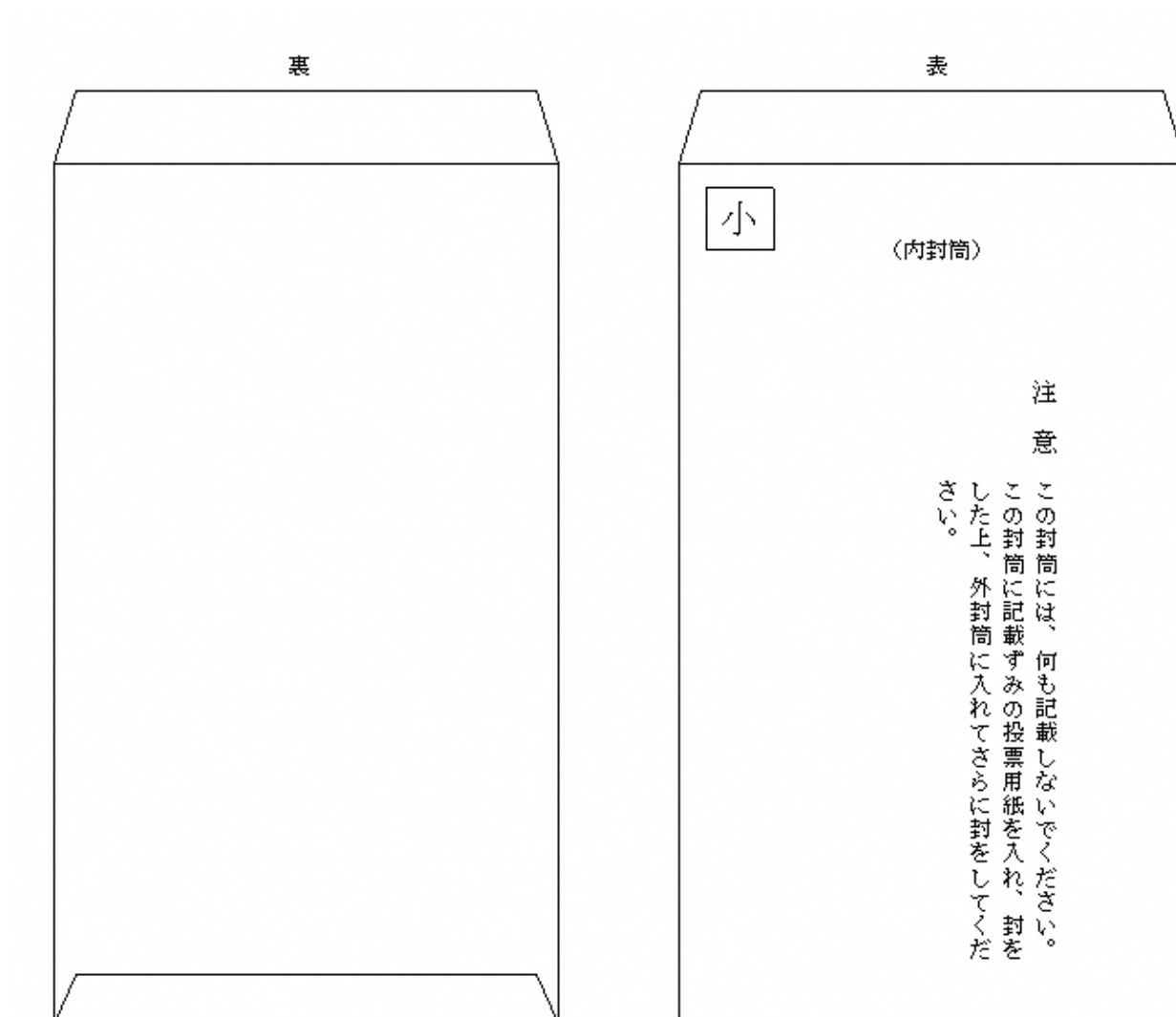
病棟等	
階	

(代理記載人氏名)

※選挙人自らが記載することができない場合には、代筆者の氏名を記載してください。

(様式 3) 不在者投票用内封筒

(小選挙区選出議員選挙における例)



(注) 封筒の左上部に、小選挙区用は 小、比例代表用は 比、国民審査用は 審と印刷しています。

(様式4) 不在者投票用外封筒

(比例代表選出議員選挙における例)

裏	表
交付市町村名 交付年月日 令和 年 月 日 船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県(都道府) 郡(市区) 町(村)	第50回 衆議院議員総選挙(比例代表) 不在者投票 (外封筒) ③ 投票年月日 令和 年 月 日 ④ 不在者投票管理者職氏名 立会人氏名 ※施設名及び室名を記載して下さい。 ⑤ 注意 あなたの名を必ず自分で書いて下さい。 印 ⑥ 投票者氏名 ① ※代理投票の仮投票の場合 (代理記載人氏名) ② ⑦ 不在者投票事由 1・2・3・4・5・6 投票区 名簿登録番号 男・女

- ① 選挙人本人が署名すること。代理投票及び代理投票の仮投票の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記入すること。
- ② 代理投票の仮投票の場合にのみ代理して記載した補助者の氏名を記入すること。
(普通の代理投票の場合には、記載しないこと。)
- ③ 投票年月日、投票場所、不在者投票管理者職氏名を正確に記入すること。
(ゴム印、タイプ等でもよい。)(投票場所には、施設名及び室名を記載すること。)
- ④ 立会人の署名であること。(ゴム印、タイプ等によることはできません。)
- ⑤ 最高裁判所裁判官国民審査用は「第26回」と印刷しています。
- ⑥ 衆議院議員総選挙(小選挙区)、衆議院議員総選挙(比例代表)、最高裁判所裁判官国民審査のいずれかを印刷しています。
- ⑦ 小選挙区用は「小」、比例代表用は「比」、国民審査用は「審」と印刷しています。
- ⑧ 封筒の色は、小選挙区用：あさぎ色、比例代表用：ピンク色、国民審査用：うぐいす色
インクの色は、小選挙区用：赤色、比例代表用：青色、国民審査用：濃茶色を使用しています。
- ⑨ 四角の枠内、在外選挙人氏名欄とも記入しないこと。

(様式 5) 不在者投票証明書用封筒

裏	表
村町市 選挙管理委員会委員長 印	注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出して下さい。 開封すると不在者投票はできません。 選挙人氏名 不在者投票証明書在中

(様式 6) 不在者投票証明書

不在者投票証明書				
選挙人の氏名	選挙人の生年月日	投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	その他の事項	選挙
	大正昭和平成	都道府県		令和六年執行
	年	郡市区町村大字		衆議院小選挙区選出議員選挙
	月			衆議院比例代表選出議員選挙
	日生			最高裁判所裁判官国民審査
		丁目		
		番地		

右のとおり証明する。

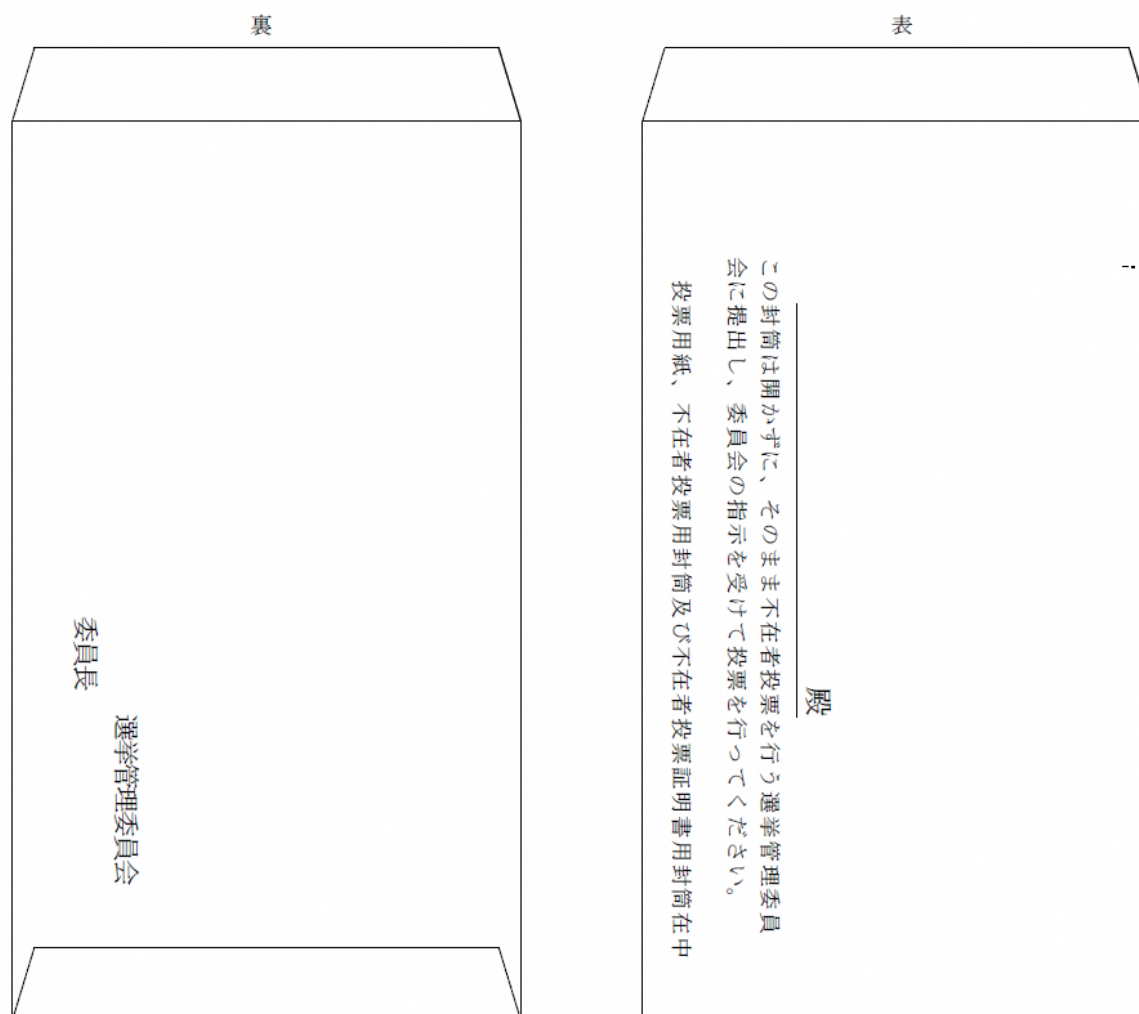
令和六年 月 日

徳島県

選挙管理委員会委員長

印

(様式 7) 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒を入れる封筒



(様式 8) 外部立会人の選定依頼書

令和 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会 あて

(施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついでには、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時 :

場 所 :

施 設 名 :

立 会 人 経 費 請 求 書

金 円

ただし、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票立会人に係る経費を次のとおり報告し、請求します。

○ 不在者投票立ち会いの実績

立会日 : 令和 6 年 月 日
立会時間 : 午 時 分 から
午 時 分 まで
立会場所 :
立会人氏名 :

○ 不在者投票者総数 : 人

○ 要した経費の額 (立会時間 1 時間につき、1, 282 円)

1, 282 円 × 時間 = 円

令和 6 年 月 日 施設一覧の番号 -

所在地

施設名

施設の長の職・氏名

取引金融機関名

銀行名	銀行	支店
預金種目	☒ 普通	☐ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

注 : 口座番号は必ず右詰め 7 桁で記載してください。
口座名義は正確に記載してください。
フリガナの記載漏れに注意してください。
金融機関への届出のとおりに記載してください。

異なる場合、委任状

徳 島 県 知 事 殿

作成責任者氏名 電話
作成担当者氏名 電話

この経費の受領者 (上の口座名義人) が、施設の長以外であるときは、下の委任状に記入してください。(同一の個人でも職名が異なる場合には必要です。)

委 任 状	
上記請求にかかる金額の受領を	
	住所
に委任します。	施設名
	職・氏名 印
令和 6 年 月 日	

※ 請求の際には、「謝金領収書」の写しを添付してください。

※ 令和 6 年 11 月 15 日 (金) までに県選挙管理委員会に必着のこと。

(様式9の記載例) 外部立会人経費請求書

立会人経費請求書

金 2,564 円

ただし、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票立会人に係る経費を次のとおり報告し、請求します。

○ 不在者投票立ち会の実績

立会日 : 令和6年 〇 月 〇 日
立会時間 : 午後 〇 時 〇 分から
午後 〇 時 〇 分 まで

立会場所 : 〇〇病院内

立会人氏名 : 〇〇 〇〇

○ 不在者投票者総数 : 〇〇 人

○ 要した経費の額(立会時間1時間につき、1,282円)

1,282円 × 2時間 = 2,564円

令和6年 1 1 月 〇 日 施設一覧の番号 1 病院 - △△

所在地 △△市〇〇町〇丁目〇〇

施設名 〇〇病院

施設の長の職・氏名 院長 徳島 太郎

取引金融機関名

銀行名	△△ 銀行 △△ 支店
預金種目	● 普通 〇 当座
口座番号	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ	リョウホクジン〇〇カイ リンチョウ ショク サブロウ
口座名義	医療法人〇〇会 理事長 四国 三郎

注: 口座番号は必ず右詰め7桁で記載してください。
口座名義は正確に記載してください。
フリガナの記載漏れに注意してください。
金融機関への届出のとおりに記載してください。

徳島県知事殿

作成責任者氏名 〇〇 〇〇 電話 088-621-xxxx

作成担当者氏名 □□ □□ 電話 088-621-xxxx

この経費の受領者(上の口座名義人)が、施設の長以外であるときは、下の委任状に記入してください。(同一の個人でも職名が異なる場合には必要です。)

委任状

上記請求にかかる金額の受領を

医療法人〇〇会 理事長

住所 △△市〇〇町〇丁目〇〇

四国 三郎

に委任します。

施設名 〇〇病院

職・氏名 院長 徳島 太郎

令和6年 1 1 月 〇 日

徳島 太郎
院長
〇〇病院

異なる場合、委任状

※ 請求の際には、「謝金領収書」の写しを添付してください。

※ 令和6年11月15日(金)までに県選挙管理委員会に必着のこと。

(様式 10) 代理投票一覧

代理投票一覽

[illegible]

(注) 代理投票の仮投票である場合は、備考欄に「仮投票」と記載すること。

(様式 11) 不在者投票に要した経費の請求書

請 求 書	
金 円	
積算内訳	1, 0 7 3 円 × (a) 人 = 円
ただし、第 5 0 回衆議院議員総選挙及び第 2 6 回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票に要した経費（内訳別紙）として上記のとおり請求します。	
令和 6 年 月 日	施設一覧の番号 -
所在地	
施設名	
施設の長の職・氏名	
取引金融機関名	
銀行名	銀行 支店
預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
注：口座番号は必ず右詰め 7 桁で記載してください。 口座名義は正確に記載してください。 フリガナの記載漏れに注意してください。 金融機関への届出のとおりに記載してください。	
徳 島 県 知 事 殿	
作成責任者氏名	電話
作成担当者氏名	電話
この経費の受領者（上の口座名義人）が、施設の長以外であるときは、下の委任状に記入してください。（同一の個人でも職名が異なる場合には必要です。）	
委 任 状	
上記請求にかかる金額の受領を	
	住所
	施設名
に委任します。	職・氏名 印
令和 6 年 月 日	

異なる場合、委任状

※ 提出時には、別紙「内訳明細書」を必ず添付してください。

※ 令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）までに県選挙管理委員会に必着のこと。

(様式 11 の記載例) 不在者投票に要した経費の請求書

請 求 書		
金 38,628 円		
(a)		
積算内訳	1,073 円 × 36 人	= 38,628 円
ただし、第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票に要した経費（内訳別紙）として上記のとおり請求します。		
令和 6 年	11 月	〇 日
施設一覧の番号 1 病院 - △△		
所在地	△△市〇〇町〇丁目〇〇	
施設名	〇〇病院	
施設の長の職・氏名	院長 徳島 太郎	
取引金融機関名		
銀行名	△△ 銀行 △△ 支店	
預金種目	☒ 普通 ☐ 当座	
口座番号	0 1 2 3 4 5 6	
フリガナ	イヨウホクジン〇〇カイ リンチョウ ショク サブロウ	
口座名義	医療法人〇〇会 理事長 四国 三郎	
注：口座番号は必ず右詰め 7 桁で記載してください。 口座名義は正確に記載してください。 フリガナの記載漏れに注意してください。 金融機関への届出のとおりに記載してください。		
徳 島 県 知 事 殿		
作成責任者氏名	〇〇 〇〇	電話 088-621-xxxx
作成担当者氏名	□□ □□	電話 088-621-xxxx
この経費の受領者（上の口座名義人）が、施設の長以外であるときは、下の委任状に記入してください。（同一の個人でも職名が異なる場合には必要です。）		
委 任 状		
上記請求にかかる金額の受領を 医療法人〇〇会 理事長 住所 △△市〇〇町〇丁目〇〇 四国 三郎 に委任します。 施設名 〇〇病院 職・氏名 院長 徳島 太郎		
令和 6 年	11 月	〇 日
		徳島太郎 院長 〇〇病院

異なる場合、委任状

※ 提出時には、別紙「内訳明細書」を必ず添付してください。

※ 令和 6 年 11 月 15 日（金）までに県選挙管理委員会に必着のこと。

(様式 12) 内訳明細書

内 訳 明 細 書

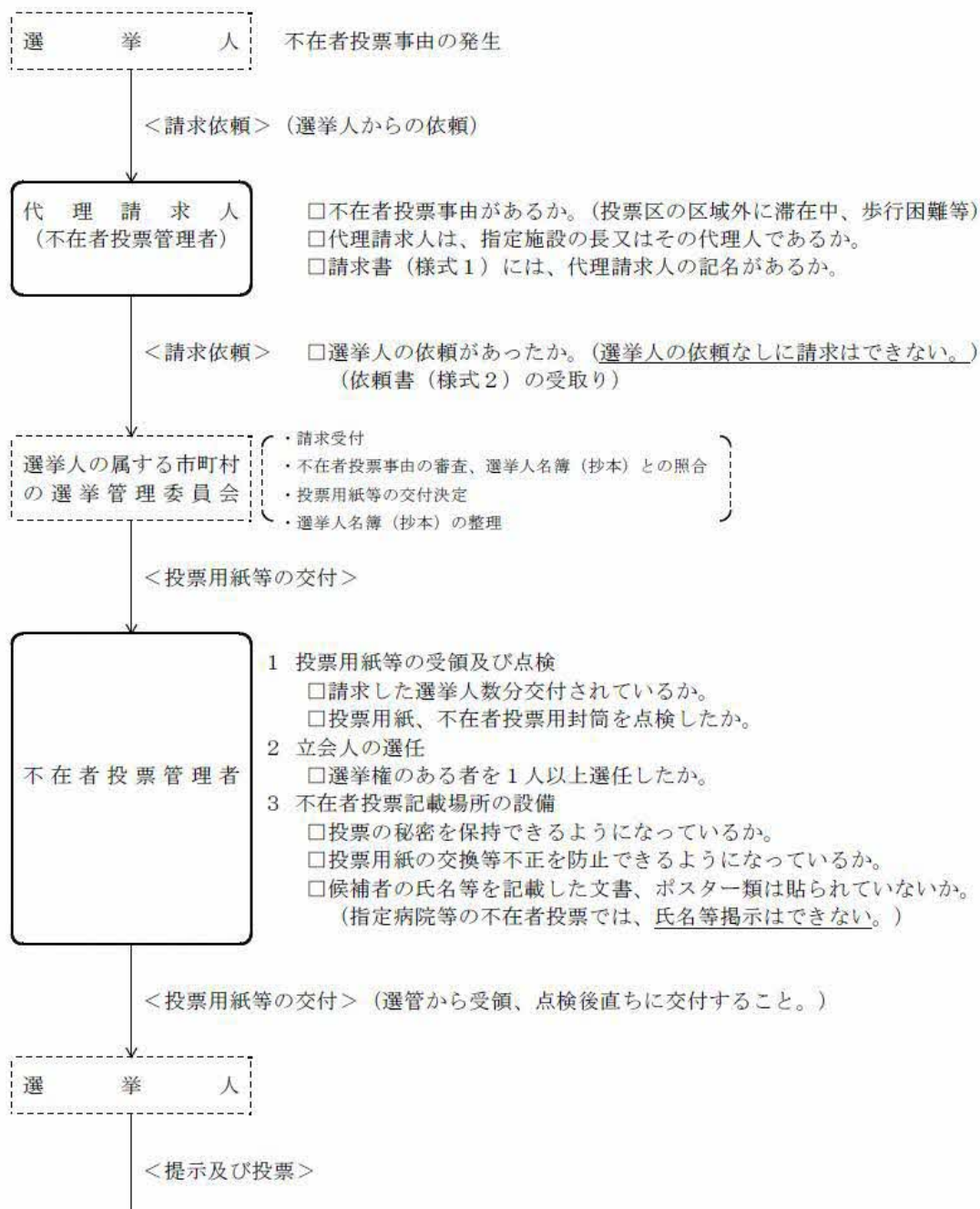
施設名 ()

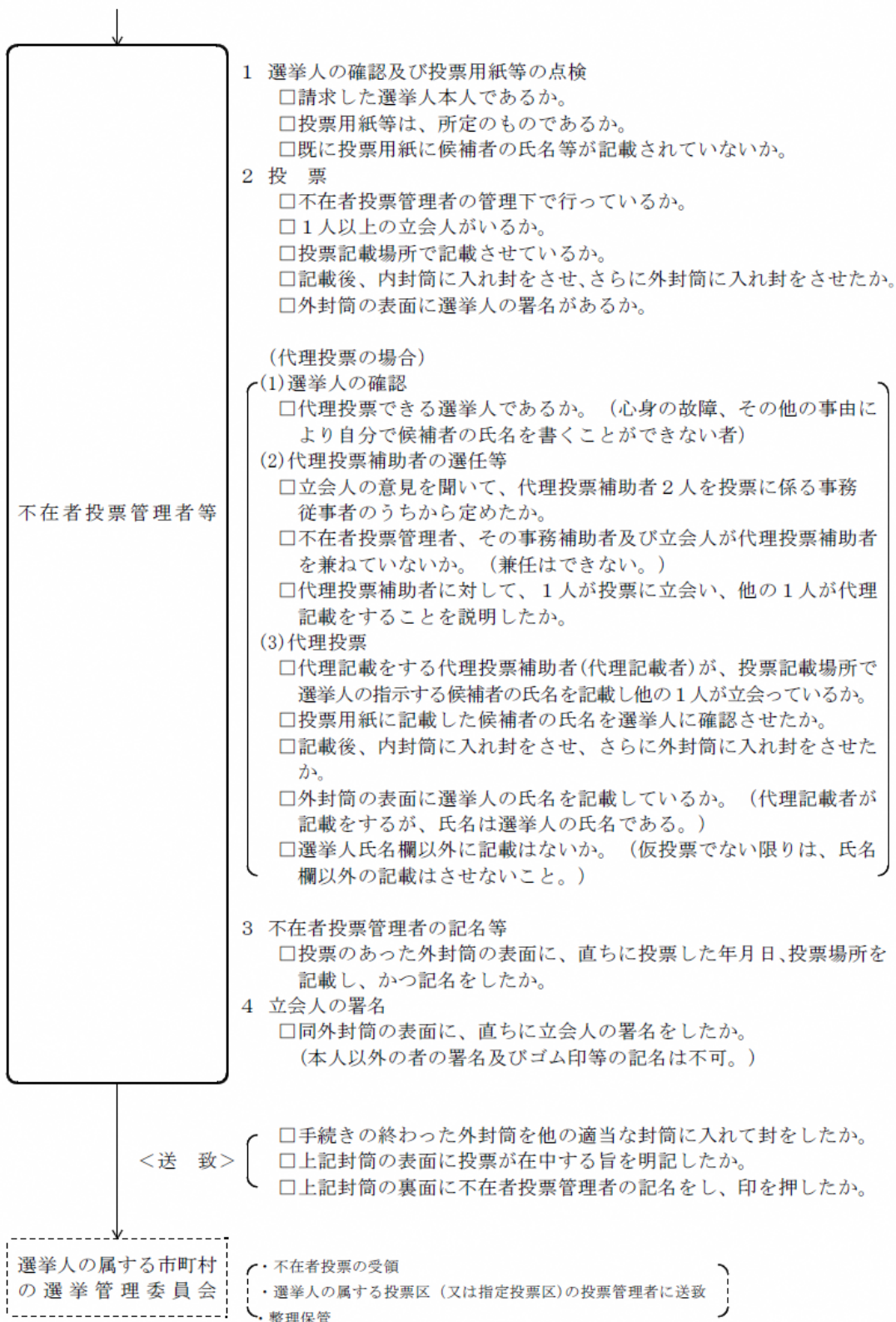
市町村名		投票用紙等の交付を受けた者	
			うち不在者投票を行った者
県内市町村	徳 島 市	人	人
	鳴 門 市	人	人
	小 松 島 市	人	人
	阿 南 市	人	人
	吉 野 川 市	人	人
	阿 波 市	人	人
	美 馬 市	人	人
	三 好 市	人	人
	勝 浦 町	人	人
	上 勝 町	人	人
	佐 那 河 内 村	人	人
	石 井 町	人	人
	神 山 町	人	人
	那 賀 町	人	人
	牟 岐 町	人	人
	美 波 町	人	人
	海 陽 町	人	人
	松 茂 町	人	人
	北 島 町	人	人
	藍 住 町	人	人
	板 野 町	人	人
	上 板 町	人	人
	つ る ぎ 町	人	人
	東 み よ し 町	人	人
県外市町村		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
合 計		人	(a) 人

└─経費の請求人数

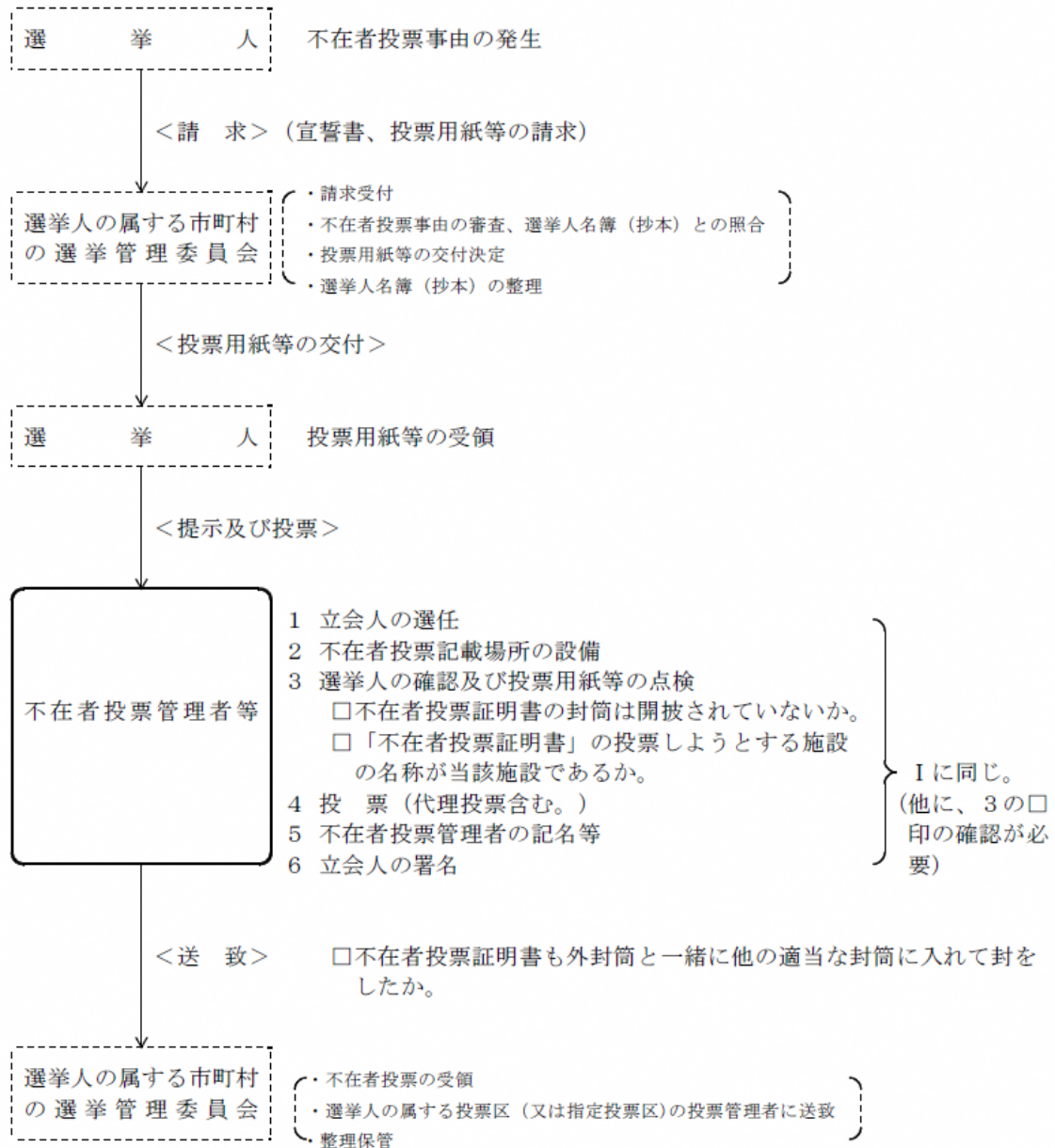
指定病院等における不在者投票のフロー及びチェック

I. 代理請求人の請求の場合





Ⅱ. 選挙人本人請求の場合



指定病院等における不在者投票

```

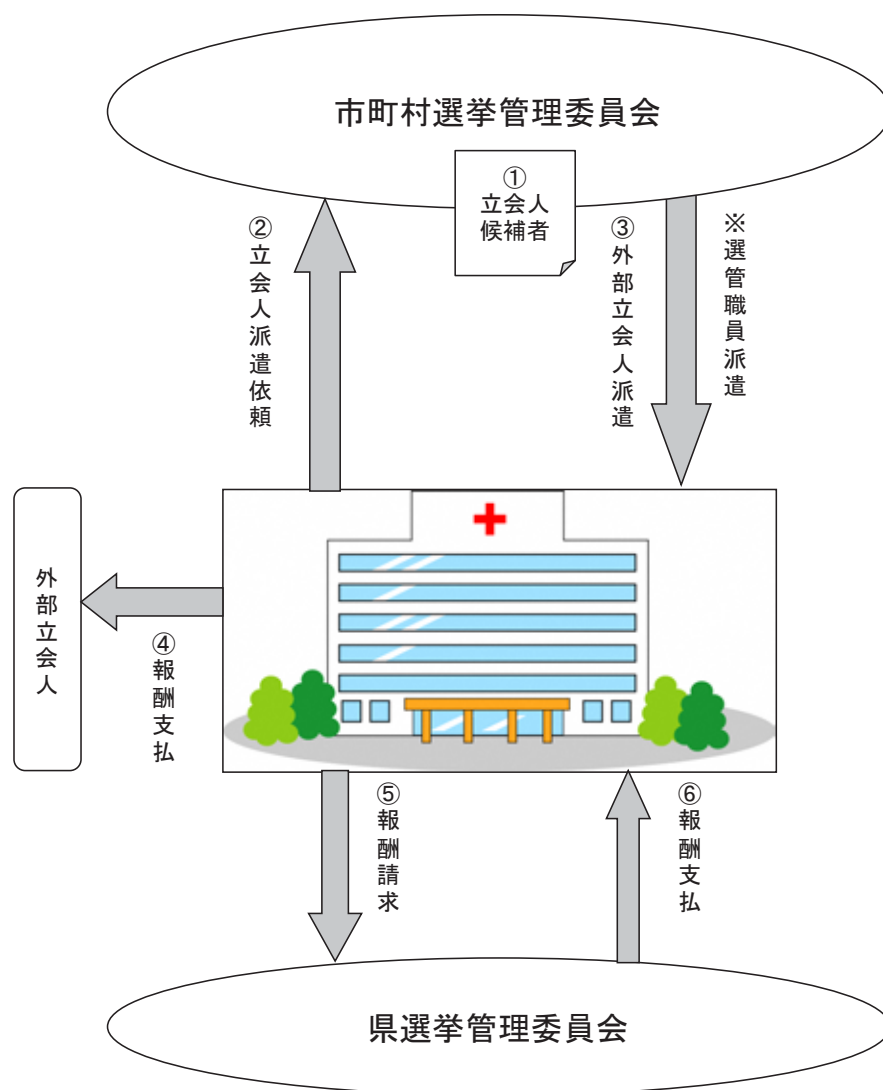
    graph TD
      subgraph "選挙人本人の請求の場合"
        A1[選挙人] -- "不在事由発生" --> B1[書用紙等  
投票の請求]
        B1 --> C1[投票用紙等の受領]
        C1 --> D1[投票]
        D1 --> E1[送致  
投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        E1 --> F1[投票立会人選任]
        F1 --> G1[投票用紙等の交付]
        G1 --> H1[投票用紙等の交付]
        H1 --> I1[投票]
        I1 --> J1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        J1 --> K1[投票立会人選任]
        K1 --> L1[投票用紙等の交付]
        L1 --> M1[投票用紙等の交付]
        M1 --> N1[投票]
        N1 --> O1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        O1 --> P1[投票立会人選任]
        P1 --> Q1[投票用紙等の交付]
        Q1 --> R1[投票用紙等の交付]
        R1 --> S1[投票]
        S1 --> T1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        T1 --> U1[投票立会人選任]
        U1 --> V1[投票用紙等の交付]
        V1 --> W1[投票用紙等の交付]
        W1 --> X1[投票]
        X1 --> Y1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        Y1 --> Z1[投票立会人選任]
        Z1 --> AA1[投票用紙等の交付]
        AA1 --> AB1[投票用紙等の交付]
        AB1 --> AC1[投票]
        AC1 --> AD1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AD1 --> AE1[投票立会人選任]
        AE1 --> AF1[投票用紙等の交付]
        AF1 --> AG1[投票用紙等の交付]
        AG1 --> AH1[投票]
        AH1 --> AI1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AI1 --> AJ1[投票立会人選任]
        AJ1 --> AK1[投票用紙等の交付]
        AK1 --> AL1[投票用紙等の交付]
        AL1 --> AM1[投票]
        AM1 --> AN1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AN1 --> AO1[投票立会人選任]
        AO1 --> AP1[投票用紙等の交付]
        AP1 --> AQ1[投票用紙等の交付]
        AQ1 --> AR1[投票]
        AR1 --> AS1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AS1 --> AT1[投票立会人選任]
        AT1 --> AU1[投票用紙等の交付]
        AU1 --> AV1[投票用紙等の交付]
        AV1 --> AW1[投票]
        AW1 --> AX1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AX1 --> AY1[投票立会人選任]
        AY1 --> AZ1[投票用紙等の交付]
        AZ1 --> BA1[投票用紙等の交付]
        BA1 --> BB1[投票]
        BB1 --> BC1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        BC1 --> BD1[投票立会人選任]
        BD1 --> BE1[投票用紙等の交付]
        BE1 --> BF1[投票用紙等の交付]
        BF1 --> BG1[投票]
        BG1 --> BH1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        BH1 --> BI1[投票立会人選任]
        BI1 --> BJ1[投票用紙等の交付]
        BJ1 --> BK1[投票用紙等の交付]
        BK1 --> BL1[投票]
        BL1 --> BM1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        BM1 --> BN1[投票立会人選任]
        BN1 --> BO1[投票用紙等の交付]
        BO1 --> BP1[投票用紙等の交付]
        BP1 --> BQ1[投票]
        BQ1 --> BR1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        BR1 --> BS1[投票立会人選任]
        BS1 --> BT1[投票用紙等の交付]
        BT1 --> BU1[投票用紙等の交付]
        BU1 --> BV1[投票]
        BV1 --> BW1[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        BW1 --> BX1[投票立会人選任]
        BX1 --> BY1[投票用紙等の交付]
        BY1 --> BZ1[投票用紙等の交付]
        BZ1 --> C1
      end

      subgraph "代理請求人の請求の場合"
        A2[選挙人] -- "不在事由発生" --> B2[請求依頼]
        B2 --> C2[投票用紙等の受領]
        C2 --> D2[投票]
        D2 --> E2[送致  
投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        E2 --> F2[投票立会人選任]
        F2 --> G2[投票用紙等の交付]
        G2 --> H2[投票用紙等の交付]
        H2 --> I2[投票]
        I2 --> J2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        J2 --> K2[投票立会人選任]
        K2 --> L2[投票用紙等の交付]
        L2 --> M2[投票用紙等の交付]
        M2 --> N2[投票]
        N2 --> O2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        O2 --> P2[投票立会人選任]
        P2 --> Q2[投票用紙等の交付]
        Q2 --> R2[投票用紙等の交付]
        R2 --> S2[投票]
        S2 --> T2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        T2 --> U2[投票立会人選任]
        U2 --> V2[投票用紙等の交付]
        V2 --> W2[投票用紙等の交付]
        W2 --> X2[投票]
        X2 --> Y2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        Y2 --> Z2[投票立会人選任]
        Z2 --> AA2[投票用紙等の交付]
        AA2 --> AB2[投票用紙等の交付]
        AB2 --> AC2[投票]
        AC2 --> AD2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AD2 --> AE2[投票立会人選任]
        AE2 --> AF2[投票用紙等の交付]
        AF2 --> AG2[投票用紙等の交付]
        AG2 --> AH2[投票]
        AH2 --> AI2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AI2 --> AJ2[投票立会人選任]
        AJ2 --> AK2[投票用紙等の交付]
        AK2 --> AL2[投票用紙等の交付]
        AL2 --> AM2[投票]
        AM2 --> AN2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AN2 --> AO2[投票立会人選任]
        AO2 --> AP2[投票用紙等の交付]
        AP2 --> AQ2[投票用紙等の交付]
        AQ2 --> AR2[投票]
        AR2 --> AS2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AS2 --> AT2[投票立会人選任]
        AT2 --> AU2[投票用紙等の交付]
        AU2 --> AV2[投票用紙等の交付]
        AV2 --> AW2[投票]
        AW2 --> AX2[投票立会人の署名  
不在者投票管理者の記名  
投票用紙等の受領]
        AX2 --> AY2[投票立会人選任]
        AY2 --> AZ2[投票用紙等の交付]
        AZ2 --> C2
      end
  
```

選挙人本人の請求の場合

代理請求人の請求の場合

指定病院等における不在者投票の 外部立会人に係る事務の流れ



- ①市町村選挙管理委員会が、外部立会人候補者名簿を作成する。
- ②指定施設が、市町村選挙管理委員会に立会人の依頼を行う。
(最終的には依頼文書により行うが、先ずは電話及びファクシミリにより連絡を行う。)
- ③外部立会人と調整の上、指定施設に派遣する。
(※選管職員を派遣した場合は、報酬はない。)
- ④施設における不在者投票終了後、外部立会人に報酬を支払う。(1,282円／時間)
- ⑤「立会人経費請求書」により、県選管(県知事宛)に報酬を請求する。
- ⑥県選管(県市町村課)から口座振込により、報酬を支払う。

県選管指定の不在者投票を行うことができる施設一覧

県選管指定の不在者投票を行うことができる施設一覧

令和6年8月29日現在

1 病院

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	徳島県立中央病院	770-8539	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
2	徳島大学病院	770-8503	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
3	徳島市民病院	770-0812	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
4	木下病院	770-0865	徳島市南末広町4-70	088-622-7700
5	大久保病院	770-0923	徳島市大道2丁目30番地	088-622-9156
6	医療法人第一病院	770-8007	徳島市新浜本町1丁目7-10	088-663-1122
7	社会医療法人養生園 TAOKAこころの医療センター	770-0862	徳島市城東町2丁目7-9	088-622-5556
8	医療法人むつみホスピタル	770-0005	徳島市南矢三町3丁目11-23	088-631-0181
9	医療法人福田整形外科病院	770-0846	徳島市南内町1丁目34番地	088-622-4597
10	そよぜ病院	770-0047	徳島市名東町2丁目650番地の35	088-631-5135
11	鈴江病院	770-0028	徳島市佐古八番町4	088-652-3121
12	リハビリテーション大神子病院	770-8012	徳島市大原町余慶1番1	088-662-1014
13	医療法人慈成会 寺沢病院	770-8004	徳島市津田西町1丁目2-30	088-662-5311
14	善成病院	770-0023	徳島市佐古三番町7番3号	088-622-1212
15	城南病院	771-4261	徳島市丈六町行正27-1	088-645-0157
16	徳島健生病院	770-0805	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
17	協立病院	770-8070	徳島市八万町寺山13番地2	088-668-1070
18	伊月病院	770-0852	徳島市徳島町2丁目54番地	088-622-1117
19	中洲八木病院	770-0856	徳島市中洲町1丁目31番地	088-625-3535
20	ほのぼのホスピタル	771-0212	板野郡松茂町中喜来字群恵216-1	088-699-5151
21	東洋病院	770-0051	徳島市北島田町1丁目160-2	088-632-7777
22	中瀬病院	771-1151	徳島市応神町古川字戎子野97番地の1	088-665-0819
23	医療法人明和会 たまき青空病院	779-3125	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
24	林病院	770-8012	徳島市大原町東千代ヶ丸山30番地20	088-663-1188
25	眉山病院	770-8061	徳島市西二軒屋町2丁目39-2	088-625-7665
26	稲山病院	770-0004	徳島市南田宮4丁目3番9号	088-631-1515
27	医療法人平成博愛会 博愛記念病院	770-8023	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
28	虹の橋 葵ホスピタル	771-4266	徳島市八多町小倉76	088-645-2233
29	松村病院	771-0117	徳島市川内町鶴島162	088-665-3233
30	田村病院	770-8007	徳島市新浜本町2丁目2-5	088-663-2488
31	亀井病院	770-8070	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
32	近藤内科病院	770-8008	徳島市西新浜町1丁目6-25	088-663-0020
33	保岡クリニック論田病院	770-8011	徳島市論田町大江6-1	088-663-3111
34	医療法人三成会 水の都記念病院	770-0051	徳島市北島田町1丁目46番11	088-632-9299
35	森岡病院	770-8070	徳島市八万町大野5-1	088-636-3737
36	社会医療法人川島会 川島病院	770-0011	徳島市北佐古一番町6番1号	088-631-0110
37	医療法人橋本病院	770-0813	徳島市中常三島町3-22	088-626-1567
38	リバーサイドのぞみ病院	770-0853	徳島市中徳島町2丁目97-1	088-611-1701
39	田岡病院	770-0941	徳島市万代町4丁目2番地2	088-622-7788
40	松永病院	770-0045	徳島市南庄町4丁目63番地1	088-632-3328
41	医療法人栄寿会 天満病院	770-0042	徳島市蔵本町1丁目5番地1	088-632-1520
42	医療法人平成博愛会 徳島平成病院	770-0926	徳島市伊賀町3丁目19-2	088-623-8611
43	医療保護施設 鳴門シーガル病院	771-0361	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井57番地	088-688-0011
44	徳島県鳴門病院	772-8503	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011
45	医療法人敬愛会 南海病院	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	088-687-0311
46	医療法人愛生会 兼松病院	772-0002	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
47	鳴門山上病院	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	088-687-1234
48	医療法人うずしお会 岩朝病院	772-0017	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
49	徳島赤十字病院	773-8502	小松島市小松島町字并利ノ口103番地	0885-32-2555
50	医療法人松風会 江藤病院	773-0022	小松島市大林町北浦21番地1	0885-37-1559
51	医療法人加藤会 小松島金磯病院	773-0007	小松島市金磯町10番19号	0885-33-1211
52	徳島ロイヤル病院	773-0015	小松島市中田町字新開48番地	0885-32-8833
53	小松島病院	773-0012	小松島市田浦町近里83番11	0885-33-2288
54	碩心館病院	773-0014	小松島市江田町字大江田44-1	0885-32-3555
55	徳島赤十字ひのみね医療療育センター	773-0015	小松島市中田町新開4-1	0885-32-0903
56	医療法人杜のホスピタル	774-0017	阿南市見能林町築溜1番地1	0884-22-0218
57	医療法人医正会 原田病院	774-0030	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
58	医療法人すみれ会 羽ノ浦整形外科内科病院	779-1102	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40番地11	0884-44-6111
59	玉真病院	774-0045	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
60	医療法人至誠会 宮本病院	779-1105	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4番地14	0884-44-4343
61	阿南医療センター	774-0045	阿南市宝田町川原6番地1	0884-22-1313

62	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院	776-8585	吉野川市鴨島町敷地1354番地	0883-24-2161
63	医療法人青風会 美摩病院	776-0013	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
64	徳寿会 鴨島病院	776-8588	吉野川市鴨島町内原432番地	0883-24-6565
65	吉野川医療センター	776-0014	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
66	阿波病院	771-1603	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151
67	医療法人芳越会 ホウエツ病院	779-3602	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
68	桜木病院	779-3620	美馬市脇町木ノ内3763	0883-52-2583
69	折野病院	771-2103	美馬市美馬町字ナロヲ25番地	0883-63-2569
70	医療法人恵愛会 美馬リハビリテーション病院	771-2105	美馬市美馬町字沼田75番地	0883-63-2026
71	徳島県立三好病院	778-0005	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
72	医療法人秋田会 秋田病院	778-0020	三好市池田町州津堂面215番地	0883-72-0743
73	三好市国民健康保険市立三野病院	771-2304	三好市三野町芝生1270番地30	0883-77-2323
74	北條病院	778-0002	三好市池田町マチ2526-7	0883-72-0007
75	国民健康保険勝浦病院	771-4306	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑13番地2	0885-42-2555
76	手束病院	779-3233	名西郡石井町石井字石井434番地の1	088-674-0024
77	徳島県立海部病院	775-0006	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	0884-72-1166
78	医療法人富田病院	779-2306	海部郡美波町西河内字月輪129番地の4	0884-77-0368
79	美波町国民健康保険美波病院	779-2109	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
80	海陽町国民健康保険海南病院	775-0202	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
81	医療法人弘誠会 浦田病院	771-0220	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
82	芳川病院	771-0212	板野郡松茂町中喜来字群恵278番地の8	088-699-5355
83	吉野川病院	771-0206	板野郡北島町高房字八丁野西36-13	088-698-6111
84	医療法人きたじま倚山会 きたじま田岡病院	771-0204	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	088-698-1234
85	浜病院	771-1252	板野郡藍住町矢上字北分95	088-692-2317
86	社会医療法人凌雲会 稲次病院	771-1262	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
87	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院	779-0193	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
88	井上病院	779-0108	板野郡板野町犬伏字鶴畑39番地の1	088-672-1185
89	藍里病院	771-1342	板野郡上板町佐藤塚字東288-3	088-694-5151
90	つるぎ町立半田病院	779-4401	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-63-3145
91	医療法人守章会 藤内整形外科病院	779-4703	三好郡東みよし町中庄1011-3	0883-82-3677
92	医療法人恵済会 ゆうあいホスピタル	779-4703	三好郡東みよし町中庄728番地1	0883-82-1100
93	介護老人保健施設 清寿園	770-8078	徳島市八万町橋本92番地の1	088-668-1080
94	介護老人保健施設 名月苑	770-0047	徳島市名東町1丁目91	088-633-2255
95	介護老人保健施設 カサ・デ・エスペランサ	770-0047	徳島市名東町2丁目650-35	088-633-0128
96	医療法人喜久寿会 老人保健施設 平成苑	770-0865	徳島市南末広町4-57	088-655-0180
97	医療法人敬老会 老人保健施設 ユート	770-8070	徳島市八万町大野5-1	088-669-4411
98	介護老人保健施設 すだちの園	771-4261	徳島市丈六町行正25番地	088-645-2200
99	介護老人保健施設 リハビリセンターグリーンTAOKA	771-0129	徳島市川内町北原31-3	088-678-5555
100	老人保健施設 エルダリーガーデン	770-0045	徳島市南庄町4丁目60-2	088-632-3393
101	老人保健施設 平成アメニティ	770-8023	徳島市勝占町惣田17-1	088-669-0151
102	介護老人保健施設 三成会キュアセンター	770-0005	徳島市南矢三町3丁目3-31	088-633-3353
103	介護老人保健施設 さくらの郷	779-3131	徳島市下町本丁59-12	088-644-3888
104	介護老人保健施設 国府リハビリテーション フェニックス	779-3118	徳島市国府町井戸字左ヶ池39-1	088-642-3633
105	介護老人保健施設 わかくさ	771-0104	徳島市川内町小松西88	088-665-8833
106	介護老人保健施設 ロイヤルヘルスケア	770-8008	徳島市西新浜町2丁目3-33	088-663-8811
107	介護老人保健施設 ライフケア応神	771-1151	徳島市応神町古川字日ノ上32番地1	088-666-3030
108	老人保健施設 いこいの家鳴山荘	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	088-687-1005
109	介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂50-3	088-687-0582
110	老人保健施設 陽だまり苑	772-0035	鳴門市大津町矢倉字四ノ越5	088-686-1133
111	介護老人保健施設 みどりの里	772-0052	鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山91	088-687-3355
112	医療法人栄寿会 介護老人保健施設 小松島名月苑	773-0015	小松島市中田町字狭間48	0885-33-1828
113	介護老人保健施設 明和苑	773-0025	小松島市和田島町字浜塚108-3	0885-37-3777
114	医療法人慈友会 介護老人保健施設 ライフ慈友館	773-0021	小松島市赤石町13-24	0885-38-1700
115	老人保健施設 悠心館	779-1510	阿南市新野町信里6番地1	0884-36-3637

116	医療法人栄寿会 介護老人保健施設 阿南名月苑	774-0044	阿南市上中町南島325-1	0884-22-2210
117	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター	779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上55番地1	0884-42-3838
118	介護老人保健施設 やすらぎ荘	776-0013	吉野川市鴨島町上下島字片センダン495番5	0883-24-6564
119	老人保健施設 健祥会ウェル	779-3301	吉野川市川島町川島114-3	0883-25-3333
120	医療法人徳寿会 介護老人保健施設 長寿園	776-8588	吉野川市鴨島町内原432番地	0883-24-7888
121	介護老人保健施設 リハビリセンターのぞみ	779-3407	吉野川市山川町祇園41番地5	0883-42-6616
122	介護老人保健施設 しょうか苑	771-1507	阿波市土成町吉田原田市の三60番地1	088-695-5555
123	介護老人保健施設 リブイン・クローバー	771-1604	阿波市市場町市場字町筋172番地1	0883-36-7711
124	介護老人保健施設 ケアハイツさくらぎ	779-3620	美馬市脇町木ノ内3760	0883-52-2583
125	老人保健施設 健祥会ヘルス	777-0002	美馬市穴吹町三島字舞中島2021番地	0883-53-1111
126	介護老人保健施設 恵愛荘	771-2103	美馬市美馬町字宗ノ分39-1	0883-55-2525
127	介護老人保健施設 センターヴィレッジ	779-3601	美馬市脇町字拝原1354番地5	0883-53-0303
128	介護老人保健施設 ハビネス	779-5161	三好市池田町中西西原209番地1	0883-74-1110
129	医療法人秋田会 介護老人保健施設 ハーモニー	778-0020	三好市池田町津堂面218番地1	0883-72-1069
130	医療法人田岡会 老人保健施設 すこやか	778-0005	三好市池田町シマ927番地2	0883-72-5577
131	老人保健施設 ふれあい	771-2302	三好市三野町加茂野宮字東王地1509番地1	0883-76-2080
132	老人保健施設 喜久寿苑	779-3207	名西郡石井町高原字桑島561-1	088-674-7755
133	老人保健施設 かじかの郷	771-3311	名西郡神山町神領字西野間23-1	088-676-1013
134	医療法人平成博愛会 介護老人保健施設 ケアホーム驚敷	771-5203	那賀郡那賀町和食郷字八幡原444	0884-62-1500
135	医療法人青志会 介護老人保健施設 和楽	775-0004	海部郡牟岐町大字川長字山戸28番地	0884-72-3535
136	介護老人保健施設 ジャンボ緑風会	775-0502	海部郡海陽町久保字板取243番310	0884-76-3888
137	介護老人保健施設 緑樹	771-0220	板野郡松茂町広島字四番越1番地の5	088-699-7888
138	医療法人修誠会 介護老人保健施設 敬愛の家	771-0203	板野郡北島町中村字八丁野22番地の1	088-698-7778
139	老人保健施設 昂	771-1253	板野郡藍住町矢上字安任137-1	088-692-0700
140	老人保健施設 健祥会ハート	771-1344	板野郡上板町下六條字中西50-1	088-694-6666
141	老人保健施設 健祥会シェンブルン	779-4703	三好郡東みよし町中庄1369-1	0883-82-6200
142	稲山病院 介護医療院	770-0004	徳島市南田宮4丁目3番9号	088-631-1515
143	木下病院介護医療院	770-0865	徳島市南末広町4-70	088-622-7700
144	リハビリテーション大神子病院 介護医療院	770-8012	徳島市大原町余慶1番1	088-662-1014
145	協立病院介護医療院	770-8070	徳島市八万町寺山13番地2	088-668-1070
146	名東天満介護医療院	770-0047	徳島市名東町1丁目91	088-624-7236
147	介護医療院 鳴門山上病院	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205番地の29	088-687-1234
148	徳島ロイヤル病院介護医療院	773-0015	小松島市中田町字新開48番地	088-631-1515
149	介護医療院鴨島病院	776-8588	吉野川市鴨島町内原432番地	0883-24-6565
150	介護医療院美摩病院	776-0013	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957

2 老人ホーム

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	阿波老人ホーム 白寿園	770-0861	徳島市住吉4丁目11番10号	088-626-1080
2	特別養護老人ホーム 大神子園	770-8012	徳島市大原町大神子19番	088-663-2660
3	軽費老人ホーム 水光苑	771-0144	徳島市川内町榎瀬112番地	088-665-4455
4	阿波老人ホーム 仙寿園	770-0861	徳島市住吉4丁目12番10号	088-626-1080
5	特別養護老人ホーム 青葉荘	771-4265	徳島市飯谷町上里42-1	088-645-1300
6	特別養護老人ホーム 青香園	771-0134	徳島市川内町平石住吉183番地	088-665-5511
7	特別養護老人ホーム やまもも荘	779-3131	徳島市下町本丁59-19	088-644-1111
8	ケアハウス 健祥会ひまわり	779-3105	徳島市国府町東高輪字天満347-1	088-642-9222
9	ケアハウス あすか	770-0011	徳島市北佐古一番町1-6	088-631-0022
10	特別養護老人ホーム ピア	770-8070	徳島市八万町大野5-5	088-669-3339
11	ケアハウス エルベ	770-8023	徳島市勝占町松成46番地	088-669-2228
12	ケアハウス あさがお	770-8012	徳島市大原町外籠47番地4	088-663-3113
13	特別養護老人ホーム かもな園	770-0047	徳島市名東町2丁目454番地	088-633-6565
14	特別養護老人ホーム 健祥会モルダウ	771-1151	徳島市応神町古川字北36	088-683-3600
15	介護老人福祉施設 ヴィラ勝占	770-8023	徳島市勝占町松成43-1	088-669-3610
16	住宅型有料老人ホーム ビバリーヒルズ虹の橋	770-0022	徳島市佐古二番町5-22	088-678-3833
17	介護付有料老人ホーム コートダジュール虹の橋	770-0052	徳島市中島田町3丁目64番地	088-633-1188
18	住宅型有料老人ホーム アムステルダム虹の橋	770-0052	徳島市中島田町3丁目27番地2	088-678-8855
19	住宅型有料老人ホーム エクセレント両国ガーデンヒルズ	770-0843	徳島市両国本町1丁目13	088-635-0300
20	住宅型有料老人ホーム レジデント勝占	770-8023	徳島市勝占町松成50-1	088-669-5828
21	介護付き有料老人ホーム エクセレント徳島	770-0005	徳島市南矢三町1丁目7番地51	088-631-6511

22	ケアハウス 虹の橋ガーデン	770-0022	徳島市佐古二番町6-9	088-652-1717
23	サービス付き高齢者向け住宅夢ビレッジコペンハーゲン	770-0052	徳島市中島田町3丁目60番地1	088-633-3330
24	サービス付き高齢者向け住宅夢ビレッジコッツウォルズ	770-0052	徳島市中島田町4丁目113	088-678-5002
25	住宅型有料老人ホーム ローザン虹の橋	770-0052	徳島市中島田町3丁目60番地1	088-633-1750
26	特別養護老人ホーム 鳴光荘	772-0052	鳴門市鳴門町三ツ石字江尻山85番地	088-687-1130
27	特別養護老人ホーム 春潮苑	772-0017	鳴門市撫養町立岩字五枚146	088-686-2080
28	特別養護老人ホーム おおあさ苑	779-0225	鳴門市大麻町松字東山田57-10	088-689-3788
29	ケアハウス なんと	772-0003	鳴門市撫養町南浜字蛭子前東105	088-685-5566
30	ケアハウス フレンズ	779-0225	鳴門市大麻町松字東山田58-6	088-689-2111
31	養護老人ホーム 鳴愛荘	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山118番地84	088-687-2555
32	社会福祉法人緑樹会 介護老人福祉施設 おおつ苑	772-0041	鳴門市大津町大代字戎野472	088-684-3788
33	特別養護老人ホーム 鳴優荘	772-0053	鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山118番地257	088-687-1007
34	特別養護老人ホーム 千歳苑	773-0001	小松島市小松島町字元根井54番地1	0885-33-2040
35	特別養護老人ホーム 恵光苑	773-0023	小松島市坂野町字櫛のべ32-1	0885-37-3000
36	ケアハウス 健祥会アムス	773-0010	小松島市日開野町宗人屋敷71-4	0885-33-3117
37	養護老人ホーム 松寿園	773-0010	小松島市日開野町加々ミ松91番1	0885-32-0100
38	老人ホーム 福寿荘	774-0003	阿南市畛町亀崎93-7	0884-23-3440
39	特別養護老人ホーム 阿南荘	774-0045	阿南市宝田町今市金剛寺43番地	0884-22-5656
40	特別養護老人ホーム 琴江荘	774-0045	阿南市宝田町今市金剛寺38番1	0884-23-1200
41	養護(盲人)老人ホーム 羽ノ浦荘	779-1108	阿南市羽ノ浦町明見135-1	0884-44-5666
42	特別養護老人ホーム ライフイン長生	774-0046	阿南市長生町西方59	0884-23-5979
43	特別養護老人ホーム 緑風会ルネッサンス	779-1620	阿南市福井町湊1番地8	0884-34-3200
44	ケアハウス 健祥会アンダルシア	779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄大知淵8番地1	0884-44-6830
45	介護老人福祉施設 健祥会バイエルン	779-1235	阿南市那賀川町苅屋289番地2	0884-21-2420
46	介護老人福祉施設 ヴィラ羽ノ浦	779-1106	阿南市羽ノ浦町岩脇上平69	0884-21-8181
47	特別養護老人ホーム コスモスの里	779-1108	阿南市羽ノ浦町明見135-1	0884-44-5667
48	養護老人ホーム 芳越荘	779-3404	吉野川市山川町青木17番地	0883-42-2317
49	特別養護老人ホーム 菊美荘	776-0013	吉野川市鴨島町上下島字大北443番地の2	0883-24-6137
50	特別養護老人ホーム 水明荘	779-3301	吉野川市川島町川島106番地	0883-25-2333
51	軽費老人ホーム 健祥会ヴィラ	779-3303	吉野川市川島町桑村361-1	0883-25-2556
52	特別養護老人ホーム 美山苑	779-3407	吉野川市山川町祇園51番地	0883-42-7111
53	ケアハウス 健祥会プロバンス	776-0003	吉野川市鴨島町内原46-3	0883-24-3131
54	養護老人ホーム あけわ	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島538-8	0883-26-1100
55	阿北特別養護老人ホーム	771-1603	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地3	0883-36-2731
56	特別養護老人ホーム 蓬萊荘	771-1705	阿波市阿波町北整理1番地1	0883-35-6085
57	阿波老人ホーム よしの園	771-1401	阿波市吉野町柿原字二条146番地1	088-696-5533
58	養護老人ホーム 伊月荘	771-1701	阿波市阿波町大原107番地11	0883-35-2090
59	養護老人ホーム ひかり荘	779-3620	美馬市脇町字国見丸30番地2	0883-52-1445
60	ケアハウス 健祥会うだつ	779-3610	美馬市脇町大字脇町963-1	0883-53-7701
61	サービス付き高齢者向け住宅百々家公園前	779-3601	美馬市脇町馬木1176-2	0883-53-8010
62	三好市養護老人ホーム 敬寿荘	779-4801	三好市井川町大佐古23番地1	0883-78-2124
63	三好市養護老人ホーム 若宮荘	778-0101	三好市西祖谷山村一字343番地の1	0883-87-2121
64	特別養護老人ホーム みのだ苑	779-4801	三好市井川町片山222	0883-78-3011
65	特別養護老人ホーム 永楽荘	778-0020	三好市池田町州津西ノ久保291番地1	0883-72-2700
66	特別養護老人ホーム 山城荘	779-5451	三好市山城町西宇1227番地4	0883-84-1177
67	養護老人ホーム 健祥会頼朝	778-0205	三好市東祖谷古味36-1	0883-88-5555
68	特別養護老人ホーム 長生園	771-2303	三好市三野町勢力768番地1	0883-77-2153
69	特別養護老人ホーム 喜楽苑	771-4306	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹園13-1	0885-42-3700
70	特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ	771-4102	名東郡佐那河内村上字大黒23-1	088-679-3380
71	特別養護老人ホーム 青藍荘	779-3201	名西郡石井町高原字中須8番地1	088-674-1230
72	養護老人ホーム 仁寿園	779-3233	名西郡石井町石井字石井1994	088-675-1035
73	サービス付き高齢者向け住宅ローテンブルク虹の橋	779-3233	名西郡石井町石井字石井233-30	088-674-6610
74	サービス付き高齢者向け住宅夢ビレッジネルトリンゲン	779-3233	名西郡石井町石井字石井1336-7	088-678-2610
75	神山町養護老人ホーム	771-3310	名西郡神山町神領字西上角127番地	088-676-0255
76	特別養護老人ホーム 神山すだち園	771-3201	名西郡神山町阿野字長谷335	088-678-0708
77	特別養護老人ホーム 水の花荘	771-5403	那賀郡那賀町鮎川字蛭子50-1	0884-62-2010
78	特別養護老人ホーム 緑風会チロル	771-6327	那賀郡那賀町成瀬字小谷口2番地	0884-67-0888
79	海部老人ホーム	775-0006	海部郡牟岐町大字中村字清水120	0884-72-0209
80	特別養護老人ホーム 緑風荘	775-0006	海部郡牟岐町大字中村字山田30番地	0884-72-3155
81	社会福祉法人若穂会 ケアハウス聚楽	775-0004	海部郡牟岐町大字川長字山戸45番地	0884-72-3636
82	特別養護老人ホーム ヒワサ荘	779-2306	海部郡美波町西河内字丹前106番地1	0884-77-2001
83	特別養護老人ホーム ねんりん	779-2103	海部郡美波町西の地字志和岐谷37番1	0884-78-2300
84	養護老人ホーム ヒワサ荘	779-2306	海部郡美波町西河内字丹前99	0884-77-2100
85	海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘	775-0203	海部郡海陽町大里字松原33番地3	0884-73-2626
86	特別養護老人ホーム 和光園	771-0219	板野郡松茂町笹木野字山東49番地1	088-699-2745
87	特別養護老人ホーム 吉野川荘	771-0203	板野郡北島町中村字八丁野4番地19	088-698-3249
88	サービス付き高齢者向け住宅リビング北島	771-0206	板野郡北島町高房字八丁野西39-21	088-678-5120

89	ライフコンシェルジェ徳島	771-1210	板野郡藍住町徳命字新居須65-1	088-677-7400
90	特別養護老人ホーム 藍寿苑	771-1232	板野郡藍住町富吉字穂実66の3	088-692-5166
91	地域密着型介護老人福祉施設花どけい	771-1251	板野郡藍住町矢上字原127-1	088-693-1187
92	ケアハウス矢上	771-1251	板野郡藍住町矢上字原127-2	088-693-3555
93	サービス付き高齢者向け住宅アルザス・ロレーヌ虹の橋	771-1220	板野郡藍住町東中富字拙傍示54番3	088-678-8114
94	板野町養護老人ホーム	779-0105	板野郡板野町大寺字露ノ口50番地1	088-672-0048
95	特別養護老人ホーム 穂波園	779-0104	板野郡板野町吹田字西山68-10	088-672-5577
96	上板あおば苑	771-1330	板野郡上板町西分字橋西1-10	088-637-6622
97	美馬西部特別養護老人ホーム組合うらら荘	779-4401	美馬郡つるぎ町半田字松生150番地の1	0883-64-2334
98	特別養護老人ホーム コンフォール貞光	779-4101	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀78番地	0883-62-3244
99	特別養護老人ホーム 健祥会たんぽぽ	779-4703	三好郡東みよし町中庄1653番地の1	0883-82-3711
100	特別養護老人ホーム みよし苑	771-2501	三好郡東みよし町昼間77-1	0883-79-3636

3 身体障害者支援施設

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	眉山園	770-0045	徳島市南庄町5丁目77-3	088-632-1333
2	健祥苑	771-1151	徳島市応神町古川字北25-1	088-641-5031
3	徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属支援施設	773-0015	小松島市中田町新開4-1	0885-32-0903
4	障がい者支援施設 すみれ園	771-1610	阿波市市場町香美字西原245番地	0883-36-6660
5	小星園	779-3634	美馬市脇町字小星672番2	0883-52-5280
6	障害者支援施設 有誠園	779-3232	名西郡石井町石井字城の内563番地	088-674-7200

4 保護施設

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	救護施設 小鳴門荘	771-0360	鳴門市瀬戸町明神字上本城85番地	088-688-0180
2	救護施設 みよしの山荘	771-2502	三好郡東みよし町足代1736番地の1	0883-79-3102

徳島県内選挙管理委員会連絡先一覧

徳島県内選挙管理委員会連絡先一覧

1 投票用紙等の請求先(市町村)

選挙管理委員会	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
徳島市	(088) 621-5373	(088) 626-4352	770-8571	徳島市幸町2丁目5番地
鳴門市	(088) 684-1694	(088) 684-1344	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
小松島市	(0885) 32-3807	(0885) 32-7011	773-8501	小松島市横須町1番1号
阿南市	(0884) 22-3791	(0884) 22-3893	774-8501	阿南市富岡町トノ町12番地3
吉野川市	(0883) 22-2211	(0883) 22-2245	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115番地1
阿波市	(0883) 36-8753	(0883) 36-8760	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201番地1
美馬市	(0883) 52-8002	(0883) 55-0059	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
三好市	(0883) 72-7604	(0883) 72-7203	778-8501	三好市池田町シンマチ1500番地2
勝浦町	(0885) 42-1501	(0885) 42-3028	771-4395	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
上勝町	(0885) 46-0111	(0885) 46-0323	771-4501	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
佐那河内村	(088) 679-2113	(088) 679-2125	771-4195	名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地
石井町	(088) 674-1114	(088) 674-2030	779-3295	名西郡石井町高川原字高川原121番地1
神山町	(088) 676-1113	(088) 676-1100	771-3395	名西郡神山町神領字本野間100番地
那賀町	(0884) 62-1121	(0884) 62-1177	771-5203	那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
牟岐町	(0884) 72-3413	(0884) 72-2716	775-8570	海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
美波町	(0884) 77-3611	(0884) 77-1666	779-2395	海部郡美波町奥河内字本村18番地1
海陽町	(0884) 73-4152	(0884) 73-3097	775-0295	海部郡海陽町大里字上中須128番地
松茂町	(088) 699-8710	(088) 699-6010	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30番地
北島町	(088) 698-9804	(088) 698-8494	771-0285	板野郡北島町中村字上地23番地1
藍住町	(088) 637-3126	(088) 637-3151	771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1
板野町	(088) 672-5980	(088) 672-5553	779-0192	板野郡板野町吹田字町南22番地2
上板町	(088) 694-6801	(088) 694-5903	771-1392	板野郡上板町七條字経塚42番地
つるぎ町	(0883) 62-3111	(0883) 62-4944	779-4195	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3
東みよし町	(0883) 82-6303	(0883) 76-1010	779-4795	三好郡東みよし町加茂3360番地

2 不在者投票に要した経費の請求先

選挙管理委員会	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
徳島県	(088) 621-3205	(088) 621-2829	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地

ウ 投・開票速報に関するとりきめ

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査

投・開票速報に関するとりきめ

徳島県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会
徳島県県政記者クラブ

第1 一般的事項

- 1 投・開票の結果を速やかに県民に知らせることにより選挙に対する関心を高めるとともに、選挙報道の一元化に資するため、徳島県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）、市町村選挙管理委員会（以下「市町村選管」という。）及び報道機関は、ともに協力して統一した速報を行うものとする。
- 2 市町村選管の行う投・開票速報は、別に定める「投・開票速報実施要領（以下「要領」という。）」により、最初に県選管に対して行うものとし、県選管への速報後において参観人等に対して発表するものとする。
- 3 報道機関の記者等の各開票所における取材は、開票管理者の許可を得た場合は差し支えないが、開票場所へ立ち入ることは禁止する。また、各候補者の得票数については、県選管の発表に基づき行うものとする。
- 4 県選管は、「投・開票速報管理室（県庁11階講堂）」において市町村選管からの投・開票の速報を集計し、後記第2及び第3の要領により、各報道機関に発表するものとする。
- 5 「投・開票速報管理室」には、県選管職員及び投・開票速報事務従事者以外の者の立入りを禁止するものとする。

第 2 投票状況速報

1 小選挙区選出議員選挙

県選管は、次の時刻及び内容による投票状況を取りまとめ、別紙 1 又は別紙 2 を電子メールの添付ファイル（電子メールの送信に不具合等が生じた場合のみ F A X）により発表するものとする。

時 刻	内 容	備 考
10時00分	全数速報	1 全数速報は、県下の全投票所の投票状況を取りまとめ、投票状況一覧表（別紙 1）により発表するものとする。
11時00分	全数速報	
14時00分	全数速報	2 終了時の投票状況については、投票結果一覧表（別紙 2）により発表するものとする。
16時00分	全数速報	
18時00分	全数速報	3 投票開始時の有権者数については、午前 10 時現在の投票状況速報の発表と併せて行うものとする。
19時30分	全数速報	
終 了 時	全数速報	4 投票所閉鎖時の有権者数については、終了時の投票状況速報の発表と併せて行うものとする。

2 比例代表選出議員選挙

終了時の全数速報のみとし、投票結果一覧表（別紙 3）を電子メール等により発表するものとする。

3 最高裁判所裁判官国民審査

終了時の全数速報のみとし、投票結果一覧表（別紙 4）を電子メール等により発表するものとする。

第 3 開票速報

1 小選挙区選出議員選挙

- (1) 県選管の行う開票速報の発表は、27日午後10時を第1回とし、終了まで原則として30分ごとに行うものとし、開票状況一覧表（別紙5）を電子メール等により発表するものとする。
- (2) 全ての市町村選管から最終速報を受けたときは、速やかに開票結果一覧表（別紙7）を電子メール等により発表するものとする。

2 比例代表選出議員選挙

- (1) 県選管の行う開票速報の発表は、27日午後10時を第1回とし、以後1時間ごとに（開票終了の場合は直ちに）終了時速報のあった市町村分を集計し総務省に報告する。当該報告後速やかに開票状況一覧表（別紙6）を電子メール等により発表するものとする。
- (2) 全ての市町村選管から最終速報を受けたときは、速やかに開票結果一覧表（別紙8）を電子メール等により発表するものとする。

3 最高裁判所裁判官国民審査

県選管の行う開票速報の発表は、開票結果一覧表（別紙9）を電子メール等により発表するものとする。

工 投・開票速報実施要領

第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査国民審査

投・開票速報実施要領

徳島県選挙管理委員会

- ・「投開票速報システム『選挙速報ナビ』」による報告に当たっては、「(選挙速報ナビ)市町村入力マニキュアル」に従って送信すること。
- ・「選挙速報ナビ」による報告ができない場合は、速やかに県選挙管理委員会に電話連絡を行うこと。
- ・10月27日(投・開票日)における県選管及び市町村選管の投・開票速報に使用する電話及びFAXの番号は、**別添**のとおりであること。
なお、この速報用電話及びFAX番号は、外部へ漏らさないよう特段の配慮をお願いしたいこと。
- ・市町村選管が県選管に対し、投・開票事務等に関する質疑や各種事務連絡等を行う場合には、質疑用電話を使用し、FAXや「選挙速報ナビ」による投・開票速報に関する連絡については、速報用電話を使用すること。
- ・市町村選管は、当該市町村の投・開票速報用電話を投・開票速報その他選挙事務以外には一切使用させないこと。

投票速報の種類・事項及び時刻

速報の種類	速報順	速報事項	速報時刻
全数速報	1	選挙当日の有権者数	8時から 8時20分までに
	2	10時00分現在の全投票所の投票状況	おそくとも 10時20分までに
	3	11時00分現在の全投票所の投票状況	おそくとも 11時20分までに
	4	14時00分現在の全投票所の投票状況	おそくとも 14時20分までに
	5	16時00分現在の全投票所の投票状況	おそくとも 16時20分までに
	6	18時00分現在の全投票所の投票状況	おそくとも 18時20分までに
	7	19時30分現在の全投票所の投票状況	おそくとも 19時50分までに
	8	終了時現在の全投票所の投票状況	判明直後に

(注1) すべての速報について、全数速報とすること。

(注2) 衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査については、終了時現在の全投票所の投票結果のみを速報するものであること。

中間速報

- ①あらかじめ「選挙速報ナビ」にログインしておく。
- ②**様式第1号**(エクセル形式)に各速報時点ごとに報告数値と速報担当者名を入力し、印刷する。
- ③報告数値を検算する。
- ④「選挙速報ナビ」に入力。
- ⑤「選挙速報ナビ」に入力した報告数値と印刷した様式第1号と読み合わせ確認をする。
- ⑥「選挙速報ナビ」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
- ⑦様式第1号に、送信時刻欄に⑥で「更新実行」した時刻を記入する。
- ⑧様式第1号を、県選管へFAX送信する。

注意事項

- ・様式第1号は、19時30分現在の投票速報が完了するまで使用するので、速報担当者が保管する。
- ・**中間速報においては、在外選挙人名簿に登録されている者は計上しない。**

(参考)様式第1号

小

小選區舉區投票狀況

(四) 投票率は、小選挙区以下第3位を四捨五入し、第2位まで記載すること。

確定速報

- ①様式第2号(エクセル形式)に市町村番号、市町村名、速報担当者名及び報告数値を入力し、印刷、検算する。
- ②「選挙速報なび」に入力。
- ③「選挙速報なび」に入力した報告数値と印刷した様式第2号と読み合わせ確認をする。
- ④「選挙速報なび」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
- ⑤様式第2号に送信時刻を入力し、県選管にFAX送信する。

注意事項

- ・「在外」報告欄における「当日有権者数」欄には、投票日当日において在外選挙人名簿に有効に登録されている人数を計上すること。

(参考) 様式第2号

様式第2号

市町村番号	市町村名
	選挙担当者
	送信時刻
	:

小選挙区投票結果

国内		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
区分					%
男			人	人	
	うち当日投票者数()				
	うち期日前投票者数()				
女			人	人	%
	うち当日投票者数()				
	うち期日前投票者数()				
計		人	人	人	%
	うち当日投票者数()				
	うち期日前投票者数()				
在外					
区分		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男				0人	0.00%
女				0人	0.00%
計	0人	0人	0人	0人	0.00%
合計(国内+在外)					
区分	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	
男	人	人	人	#DIV/0!	
女	人	人	人	#DIV/0!	
計	人	人	人	#DIV/0!	

(注) 1. 当日有権者数は、終了時の数値を記入すること。
2. 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記載すること。
3. 当日投票者数、期日前投票者数及び不在者投票者数は、西数を記載すること。

※以下は得票数で記入するので、市町村においては何も記載しないこと。

受信確認時刻	:
--------	---

投票速報の要領（比例代表）

確定速報

- ① **様式第3号**（エクセル形式）に市町村番号、市町村名、速報担当者名及び報告数値を入力し、印刷、検算する。
- ② 「選挙速報なび」に入力。
- ③ 「選挙速報なび」に入力した報告数値と印刷した様式第3号と読み合わせ確認をする。
- ④ 「選挙速報なび」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
- ⑤ 様式第3号に送信時刻を入力し、県選管にFAX送信する。

注意事項

- ・「在外」報告欄における「当日有権者数」欄には、投票日当日において在外選挙人名簿に有効に登録されている人数を計上すること。

(参考) 様式第3号

様式第3号

市町村番号	市町村名
	選挙担当者
	送信時刻
	:

比例代表投票結果

国内		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
区分					%
男			人	人	
		うち当日投票者数 ()			
		うち即日投票者数 ()			
女			人	人	%
		うち当日投票者数 ()			
		うち即日投票者数 ()			
計			人	人	%
		うち当日投票者数 ()			
		うち即日投票者数 ()			

在外		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
区分					
男				0人	0.00%
女				0人	0.00%
計	0人	0人	0人	0人	0.00%

合計 (国内+在外)		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
区分					
男	人	人	人	#DIV/0!	
女	人	人	人	#DIV/0!	
計	人	人	人	#DIV/0!	

(注) 1. 当日有権者数は、終了時の数値を記入すること。
2. 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記載すること。
3. 当日投票者数、即日投票者数及び不在者投票者数は、内数を記載すること。

※以下は集票票で記入するので、市町村においては何も記載しないこと。

受信確認時刻	:
--------	---

確定速報

- ①様式第4号(エクセル形式)に市町村番号、市町村名、速報担当者名及び報告数値を記入等し、印刷、検算する。
- ②「選挙速報なび」に入力。
- ③「選挙速報なび」に入力した報告数値と印刷した様式第4号と読み合わせ確認をする。
- ④「選挙速報なび」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
- ⑤様式第4号に送信時刻を記入し、県選管にFAX送信する。

注意事項

- ・「在外」報告欄における「当日有権者数」欄には、投票日当日において在外選挙人名簿に有効に登録されている人数を計上すること。

(参考) 様式第4号

様式第4号

市町村番号	市町村名
	選挙担当番
	送信時刻
	:

国民審査投票結果

国内		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
区分					%
男			人	人	
		うち当日投票者数()			
		うち期日前投票者数()			
		うち不在者投票者数()			
女			人	人	%
		うち当日投票者数()			
		うち期日前投票者数()			
		うち不在者投票者数()			
計		人	人	人	%
		うち当日投票者数()	0)		
		うち期日前投票者数()	0)		
		うち不在者投票者数()	0)		
在外		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
区分					
男				0人	0.00%
女				0人	0.00%
計		0人	0人	0人	0.00%
合計(国内+在外)					
区分	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率	
男	人	人	人	#0/V/0!	
女	人	人	人	#0/V/0!	
計	人	人	人	#0/V/0!	

(注) 1. 当日有権者数は、終了時の数値を記入すること。
2. 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記載すること。
3. 当日投票者数、期日前投票者数及び不在者投票者数は、内数に記載すること。

※以下は票筒管で記入するので、市町村においては何も記載しないこと。
受信確認時刻

投票速報における注意事項

- ・投票速報の報告事項は、市町村選管が各投票所から「各投票所の投票受付簿」に記録された投票者数の報告を電話等で受けた後集計し、その結果を直ちに県選管へ速報すること。
- ・特に、確定速報に当たっては、投票録の送致を待つことなく、上記方法による報告があれば、直ちに県選管へ報告すること。
この場合、期日前投票者数、不在者投票者数及び在外投票者数を算入することを忘れないこと。
- ・期日前投票者数については、市町村選管であらかじめ集計しておくこと。
- ・不在者投票者数については、市町村選管であらかじめ各投票管理者に送致した不在者投票数を投票区ごとに記入した一覧表を用意しておき、投票管理者から最終報告を受ける際に、当該投票所における投票数、不在者投票数等の数値を報告させ、一覧表と合致するか確認すること。
- ・すべての投票録が送致された後に、当該投票録により県選管への報告数を再度確認し、その結果に異動がある場合は、直ちに県選管へ報告すること。
- ・小選挙区と比例代表の数値を誤って集計、報告することのないよう体制に万全を期すること。

開票速報の種類・事項及び時刻

区 分	回数	速報時刻等	備 考
小選挙区	1 回目	21時30分現在の数値を 21時30分以降 21時45分までに	オンラインシステム による報告のみ。 全団体報告のこと。
	2 回目 以 降	22時00分現在の数値を 22時00分以降 22時15分までに 以後30分ごとにその 時刻の15分後までに	オンラインシステム による報告のみ。 全団体報告のこと。 ※変動ない場合も入 力すること。
	最 終	終了直後に	フアクシミリ送信の 後、県の入力許可を 受けてからオンライン システムにて報 告。
比例代表	最 終	終了直後に	フアクシミリ送信の 後、県の入力許可を 受けてからオンライン システムにて報 告。
国民審査	最 終	終了直後に	オンラインシステム に入力後、入力画面 をフアクシミリによ り送信。

中間速報

- ①様式第5号(エクセル形式)にあらかじめ市町村番号、市町村名、速報担当者名を記入又は入力しておく。
- ②投票者数が判明次第、投票者数を記入又は入力し、確定を○で囲むこと。
なお、第1回報告期限までに投票結果の判明していない市町村においては、直近の投票状況の数(19時30分現在)を記入又は入力し、未確定を○で囲み、投票結果が判明次第、正しい数値に訂正し、確定を○で囲むこと。
- ③各報告時現在における各候補者の得票を集計し、様式第5号に記入等し、印刷し、検算すること。
開票率は得票数計÷投票者数であり、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載すること。
- ④「選挙速報なび」に入力。
- ⑤「選挙速報なび」に入力した報告数値と記入等した別紙様式第5号と読み合わせ確認をする。
- ⑥「選挙速報なび」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
報告時点において開票が開始されていない市町村においても、「投票者数」欄及び「報告回数」欄に数値を、各候補者の得票数は「0」を入力し、必ず報告期限までに報告すること。
- ⑦別紙様式第5号に送信時刻を入力又は記入する。

注意事項

- ・第1区の市町村は様式第5号の1を、第2区に係る市町村は様式第5号の2を使用すること。
- ・別紙様式第5号は、最終報告まで使用するので、速報担当者が責任を持って管理すること。
- ・指定した送信時間帯以外にオンラインによる報告を行わないこと。

様式第5号の1

小選挙区開票速報

投票者数		確定・未確定	徳島県第1区選挙区		市町村名	
			市町村番号		連絡担当者名	

送信時刻	:	:	:	:	:	:	最終 (開票結果)
回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
報告現在	21時30分現在	22時00分現在	22時30分現在	23時00分現在	23時30分現在	24時00分現在	
得票数計							
開票率							

候補者名	提出政党の名称	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	候補者名(再掲)
ニキ 仁木 博文	自 民 党							
タカハシ 高橋 えい	民 主 党							
サシウ 佐藤 行俊								
クボ 久保 たかゆき	共 産 党							
ヨシダ 吉田 とも代	維 新							

得票数総数 (A)	按分の際、切り捨てた票数 (B)	何れの候補者にも属さない票数 (C)
有効投票数 (D) [(A)+(B)+(C)]	無効投票数 (E)	投票総数 (F) [(D)+(E)]
無効投票率 [(E)/(F) × 100]	持ち帰りその他 (G)	投票者総数 [(F)+(G)]

受信確認時刻	:	:
発表時刻	:	:

※以下は県選挙で記入するので、市町村に
おいては何も記載しないこと。

様式第5号の2

小選挙区開票速報

投票者数	確定・未確定	徳島県第2区選挙区	市町村名	
		市町村番号	選挙担当者名	

送信時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:
回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	最終		
報告現在	21時30分現在	22時00分現在	22時30分現在	23時00分現在	23時30分現在	24時00分現在	(開票結果)		
得票数計									
開票率									

候補者名	選出政党の名称	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	候補者名(再掲)
飯泉 かもん									
山口 俊一	自 民 党								
はま 共生	共 産 党								
祝 聡	維 新								

得票総数	得票総数	何れの候補者にも属さない票数
(A)	(B)	(C)
有効投票数	無効投票数	投票総数
(D) [(A)+(B)+(C)]	(E)	(F) [(D)+(E)]
無効投票率	持ち帰りその他	投票者総数
[(E)/(F) × 100]	(G)	[(F)+(G)]

受信確認時刻	:	:
発表時刻	:	:

※以下は開選管で記入するので、市町村に
おいては何も記載しないこと。

確定速報

- ① **様式第5号**(エクセル形式)の「最終(開票結果)」の欄に、小選挙区の開票結果を記入等し、印刷、検算する。
- ② ①で記入等した様式第5号を、県選管にFAX送信。
- ③ 県選管から確認終了及び報告指定時刻が電話により連絡された後、当該時刻を様式第5号の最終(開票結果)の送信時刻欄に記載する。
- ④ 「選挙速報なび」に入力。
- ⑤ 「選挙速報なび」に入力した報告数値と印刷した様式第5号を読み合わせ確認をする。
- ⑥ 「選挙速報なび」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
- ⑦ 県選管から待機解除の連絡があるまで待機する。

注意事項

- ・ 第1区の市町村は**様式第5号の1**を、第2区に係る市町は**様式第5号の2**を使用すること。
- ・ 県選管は、報告数値が「選挙速報なび」に反映されていることを確認して、市町村選管へ待機解除の連絡を行う。

確定速報

- ① **様式第6号**(エクセル形式)に必要事項及び開票結果を記入等し、印刷、検算する。
- ② ①で入力した様式第6号を、県選管にFAX送信。
- ③ 県選管から確認終了及び報告指定時刻が電話により連絡された後、当該時刻を様式第6号の「投票点検終了時刻」に当該時刻を記載する。
- ④ 「選挙速報なび」に入力。
- ⑤ 「選挙速報なび」に入力した報告数値と印刷した様式第6号を読み合わせ確認をする。
- ⑥ 「選挙速報なび」において「更新実行」ボタンを押し、県選管へ報告する。
- ⑦ 県選管から待機解除の連絡があるまで待機する。

注意事項

- ・県選管は、報告数値が「選挙速報なび」に反映されていることを確認して、市町村選管へ待機解除の連絡を行う。

様式第6号

比例代表開票速報

市町村番号	市町村名	
選挙区番号	選挙区名	

順位	政党その他の政治団体の名称	得票数
1	公明党	
2	社会民主党	
3	国民民主党	
4	参政党	
5	日本共産党	
6	れいわ新選組	
7	立憲民主党	
8	日本維新の会	
9	自由民主党	
計		0

得票数 (A)	投分の際、切り捨てた票数 (B)	何れの政党にも属さない票数 (C)
有効票数(D) [(A)+(B)+(C)]	無効票数 (E)	投票総数 (F) [(D)+(E)]
不受理・持ち帰り等 (G)	投票者総数 (H) [(F)+(G)]	無効投票率 (I) [(E)/(F) × 100]
投票点検終了時刻 (J)		

(注) 1. 無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記載すること。
2. 投票者総数と投票総数 (F) は裏面として一紙するが、不受理・持ち帰り又は不正の投票用紙以外の投票があるときは、投票総数 (F) が投票者総数より減又は等となるので、その数を (G) 欄に記載すること。

※以下は県選管で記入するので、市町村においては何も記載しないこと。

選挙区 時刻	：	発表時刻	：
-----------	---	------	---

確定速報

- ①開票結果を「選挙速報なび」に入力。
- ②入力後の「選挙速報なび」の画面を印刷し、県選管にFAX送信。
- ③県選管から待機解除の連絡があるまで待機する。

注意事項

- ・県選管は、報告数値が「選挙速報なび」に反映されていることを確認して、市町村選管へ待機解除の連絡を行う。

開票速報における注意事項

- ・各種様式における数値入力は、得票数等がない場合にも「0」と記入し、当該欄を省略しないものとする。
- ・按分による端数は小数点第3位までとすること。
この場合、第4位以下は切り捨てることとなるので、くれぐれも注意すること。

オ 投・開票予定時刻等に関する調



第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査

投・開票予定時刻等に関する調（小選挙区）

		投票結果 (最終) 予定時刻	開票開始 予定時刻	約1/2の開票 を終える 予定時刻	疑義票を除き 有効票の判 明する時刻	開票終了 予定時刻
01	徳 島 市	21:30	21:15	22:00	23:00	23:30
02	鳴 門 市	21:10	21:00	22:00	23:00	23:30
03	小 松 島 市	21:10	21:00	21:30	22:00	22:30
04	阿 南 市	21:00	21:15	22:45	23:15	0:15
05	吉 野 川 市	20:30	21:00	21:40	22:10	22:30
06	阿 波 市	20:40	21:15	22:00	22:15	22:45
07	美 馬 市	21:00	21:10	22:00	22:50	23:00
08	三 好 市	21:00	21:15	22:00	22:30	23:15
09	勝 浦 町	20:55	21:15	22:15	22:45	23:00
10	上 勝 町	21:00	21:15	22:00	22:30	23:00
11	佐那河内村	20:45	21:00	21:30	22:00	22:10
12	石 井 町	21:00	21:00	22:00	22:00	23:00
13	神 山 町	21:00	21:15	21:45	22:15	22:45
14	那 賀 町	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30
15	牟 岐 町	20:50	21:00	21:40	21:50	22:00
16	美 波 町	21:05	21:15	22:00	22:20	22:50
17	海 陽 町	21:15	21:15	22:15	22:45	23:15
18	松 茂 町	22:00	21:00	21:30	21:50	22:00
19	北 島 町	20:45	21:00	21:40	22:00	22:30
20	藍 住 町	20:40	20:50	21:20	22:00	22:15
21	板 野 町	20:40	21:00	21:30	22:00	22:15
22	上 板 町	21:00	21:00	21:30	22:00	22:00
23	つ る ぎ 町	21:00	21:00	21:30	21:45	22:00
24	東みよし町	21:00	21:20	22:00	22:45	23:00



投・開票予定時刻等に関する調（比例代表）

		投票結果 (最終) 予定時刻	開票開始 予定時刻	約1/2の開票 を終える 予定時刻	疑義票を除き 有効票の判 明する時刻	開票終了 予定時刻
01	徳 島 市	21:30	21:15	23:00	23:30	0:30
02	鳴 門 市	21:10	21:00	23:00	0:00	0:30
03	小 松 島 市	21:10	21:00	22:00	23:00	23:30
04	阿 南 市	21:00	21:15	22:45	23:15	0:15
05	吉 野 川 市	20:30	21:00	22:10	22:40	23:10
06	阿 波 市	20:40	21:15	22:30	23:00	23:30
07	美 馬 市	21:00	21:10	22:15	23:15	23:30
08	三 好 市	21:00	21:15	22:30	23:00	23:45
09	勝 浦 町	20:55	21:15	23:15	23:45	0:00
10	上 勝 町	21:00	21:15	22:45	23:15	23:30
11	佐那河内村	20:45	21:00	22:30	23:00	23:10
12	石 井 町	21:00	21:00	23:00	23:30	0:00
13	神 山 町	0:00	21:15	22:15	22:45	23:15
14	那 賀 町	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30
15	牟 岐 町	20:50	21:00	22:30	23:00	23:10
16	美 波 町	21:05	21:15	23:00	23:15	23:45
17	海 陽 町	21:15	21:15	23:15	23:45	0:15
18	松 茂 町	23:00	21:00	22:30	22:50	23:00
19	北 島 町	20:45	21:00	23:00	23:15	23:30
20	藍 住 町	20:40	20:50	22:00	22:30	23:00
21	板 野 町	20:40	21:00	22:00	22:30	22:45
22	上 板 町	21:00	21:00	22:30	23:00	23:00
23	つ る ぎ 町	21:00	22:00	22:30	22:45	23:00
24	東みよし町	21:00	21:20	22:30	23:45	0:00



投・開票予定時刻等に関する調（国民審査）

		投票結果 (最終) 予定時刻	開票開始 予定時刻	約1/2の開票 を終える 予定時刻	疑義票を除き 有効票の判 明する時刻	開票終了 予定時刻
01	徳島市	21:30	21:15	0:00	0:30	1:30
02	鳴門市	21:10	21:00	23:30	23:30	0:00
03	小松島市	21:10	21:00	22:00	23:30	0:30
04	阿南市	21:00	21:15	23:30	23:45	0:45
05	吉野川市	20:30	21:00	23:30	0:30	1:00
06	阿波市	20:40	21:15	23:00	23:30	0:00
07	美馬市	21:00	21:10	23:00	23:30	0:00
08	三好市	21:00	21:15	23:00	23:30	0:15
09	勝浦町	20:55	21:15	23:45	0:45	1:00
10	上勝町	21:00	21:15	23:30	0:00	0:30
11	佐那河内村	20:45	21:00	22:40	23:30	23:40
12	石井町	21:00	21:00	23:30	0:00	0:30
13	神山町	21:00	21:15	22:45	23:15	23:45
14	那賀町	20:30	21:00	21:30	22:00	22:30
15	牟岐町	20:50	21:00	23:40	0:10	0:20
16	美波町	21:05	21:15	23:00	23:30	0:00
17	海陽町	21:15	21:15	23:45	0:15	0:45
18	松茂町	0:00	21:00	23:00	23:30	0:00
19	北島町	20:45	21:00	0:00	0:15	0:30
20	藍住町	20:40	20:50	22:45	23:30	23:45
21	板野町	20:40	21:00	22:15	23:00	23:15
22	上板町	21:00	21:00	23:00	23:30	23:30
23	つるぎ町	21:00	23:00	23:15	23:30	23:45
24	東みよし町	21:00	21:20	22:30	23:45	0:00

カ 第50回衆議院議員総選挙における臨時啓発事業実施計画

徳島県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会
徳島県明るい選挙推進協議会連合会

1 実施方針

第50回衆議院議員総選挙を明るくきれいなものとするためには、全ての有権者が選挙の重要性を十分に認識し、正しいルールを守りながら、投票に参加する必要がある。このため、有権者に対して、自由な意思に基づく自覚ある投票を行うよう政治意識の高揚を図るとともに、選挙制度、投票日等、選挙に関する必要な事項を周知するため、報道機関等の協力を得て、次の啓発事業を実施するものとする。

2 実施事業

事業の種類	事業の概要	実施主体	実施期間
懸垂幕の掲示	徳島駅前ビルに懸垂幕を掲示し、投票日の周知を図る。	県選管 推協連	公示日から 投票日まで
道路情報板による 広告	主要な県管理道路の道路情報板の電光表示により運転者等に投票日の周知を図る。	県選管	公示日から 投票日まで
新聞広告	新聞広告を利用し、投票日や選挙制度の周知を図るとともに、明るい選挙の推進を呼びかける。	県選管 推協連	投票日前1週間以内
街頭啓発	選挙啓発のご当地イメージキャラクターである「阿波踊りめいすいくん」とともに啓発資材を街頭で配布することにより、投票日の周知を図り、明るい選挙の推進を呼びかける。	県選管 推協連	投票日の1週間前の 土曜日
広報車による巡回	県内各市町村を広報車により巡回し、明るい選挙を呼びかけ投票日等の周知を図る。	県選管	投票日の3日前から 当日まで（4日間）
白バラ要望書の贈呈	立候補者に白バラ要望書を贈呈し、明るい選挙の実行を呼びかける。	県選管 推協連	公示日
選挙をきれいにする 国民運動徳島県推進 本部の開催	金のかからないきれいな選挙実現のため、関係者との連携のもと、声明を発表して有権者、候補者等に呼びかける。	県選管	（書面）
県・市町村の 広報媒体等の利用	県・市町村の広報紙（誌）、庁内放送等を利用し、きれいな選挙及び投票参加を呼びかける。	県選管 市町村選管	随時
報道機関との 連絡会議の開催	報道関係者と緊密な連絡を取り、啓発資料を提供し、その協力を得て啓発を図る。	県選管	10月3日（木）
ポスターの掲示	県及び市町村の施設並びにJR等の駅に選挙啓発ポスターを掲示する。また、県内の大学等にポスターの掲示を依頼する。	県選管 市町村選管	公示日から 投票日まで

事業の種類	事業の概要	実施主体	実施期間
店内放送等の協力依頼	県内の大規模小売店等に対し、店内放送等による投票参加の呼びかけを依頼する。	県選管	公示日から投票日まで
ホームページによる広報	県のホームページにより、投票日の周知を図るとともに、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける。	県選管	公示日から投票日まで
のぼりの掲出	街頭啓発時にのぼりを掲出することにより、投票日の周知を図り、投票参加を呼びかける。	県選管 推協連	公示日から投票日まで
啓発資材の配布	啓発資材を作成し、街頭啓発や市町村を通じて有権者に配布することにより、投票日等の周知を図る。	県選管 市町村選管 推協連	公示日から投票日まで
コンビニにおけるレジ画面広告	都道府県選挙管理委員会連合会による全国一斉事業として、コンビニのレジ画面に広告を掲載することにより、若者を中心とした利用者に投票参加を呼びかける。	県選管 選管連	公示日から投票日まで
高等教育機関との連携による学生への啓発	県内の各高等教育機関と締結した選挙啓発連携協力協定に基づき、学生向けポータルサイト等による広報や校内モニターでの動画放映などを通じ、学生へ投票参加を呼びかける。	県選管	公示日から投票日まで
若者向け選挙啓発動画の集中放映	若者の意見に基づいて作成した選挙啓発動画を、様々な媒体を通じて集中放映することにより、特に投票率が低い傾向にある若者に対し、投票参加を呼びかける。	県選管	公示日から投票日まで
各種SNSによる情報発信	Facebook等を用い、投票日の周知や選挙に関する様々な情報を提供するほか、LINE内のタイムライン等に広告を掲載し、若者を中心とした利用者に対して、投票参加を呼びかける。	県選管	随時
プロスポーツのホームゲームにおける広報	プロスポーツのホームゲームにおいて、来場者に対し、啓発資材の配布、場内放送等を行うことにより投票参加を呼びかける。	県選管	公示日から投票日までの間のホームゲーム開催日
大型電光掲示板による広報	視認性の高い大型電光掲示板を活用し、投票日等の周知を図るとともに、投票参加を呼びかける。	県選管 推協連	公示日から投票日まで
業務用パソコン画面の活用	各職員が使用するパソコンの立ち上げの際に、投票を促すキャッチコピーの画面が表示されるようにする。	県選管	公示日から投票日まで

市 町 村 選 挙

1 首長選挙

(1) 立候補者・当選人に関する調

市町村名	執行年月日	候補者氏名	党派	性別	年齢	得票数	当落の別	執行理由
徳島市	R6.4.7	遠藤 彰良	無所属	男	68	48,292	当落	任期満了
		福山 守	無所属	男	71	35,218		
小松島市	R6.5.26	中山 俊雄	無所属	男	60	無投票	当	任期満了

(2) 投票結果に関する調

市町村名	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率 (%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳島市	96,142	109,154	205,296	39,581	45,352	84,933	56,561	63,802	120,363	41.17	41.55	41.37
小松島市	無投票票											

2 議会議員一般選挙

(1) 選挙結果に関する調

市町村名	執行年月日	立候補者数	定数	当 選 者 所 属 党 派										執行理由	
				自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	社会民主党	れいわ新選組	NHKから国民を守る党	諸派		無所属
藍 住 町	R6.2.4	20	16				1		1					14(2)	任期満了

(注) ()内はうち女性の数。

(2) 投票結果に関する調

市町村名	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
藍住町	13,624	15,007	28,631	5,391	6,094	11,485	8,233	8,913	17,146	39.57	40.61	40.11

3 議会議員補欠選挙

(1) 選挙結果に関する調

市町村名	執行年月日	立候補者数	選挙すべき数	当 選 者 所 属 党 派										執行理由	
				自由民主党	立憲民主党	国民民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	社会民主党	れいわ新選組	NHKから国民を守る党	諸派		無所属
小 松 島 市	R6.5.26	2	1											1	欠員による

(注) ()内はうち女性の数。

(2) 投票結果に関する調

市町村名	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
小松島市	14,696	15,692	30,388	5,132	5,721	10,853	9,564	9,971	19,535	34.92	36.46	35.71

選 拳 表 彰 一 覽

選挙表彰一覧

区分	表彰区分	団体 又は 個人	被表彰団体 又は 被表彰者
令和 6 年 10 月 27 日執行 第 50 回衆議院 議員総選挙	総務大臣 表彰	個人	阿波市選挙管理委員会委員長 塩田 義治 鳴門市選挙管理委員会委員長 小池 充博
	徳島県選 挙管理委 員会表彰	団体	東みよし町選挙管理委員会 板野町選挙管理委員会

戦 後 の 記 録

1 各種の選挙の投票率一覧表

(1) 衆議院議員総選挙（中選挙区・小選挙区）

執 行 年 月 日		選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率 （ % ）		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和 21. 4. 10		188,925	244,476	433,401	145,407	150,721	296,128	43,518	93,755	137,273	77.0	61.7	68.3
22. 4. 25		218,778	242,746	461,524	154,357	129,187	283,544	64,421	113,559	177,980	70.6	53.2	61.4
24. 1. 23		215,310	243,822	459,132	156,950	128,126	285,076	58,360	115,696	174,056	72.9	52.5	62.1
27. 10. 1		226,913	254,495	481,408	180,590	174,186	354,776	46,323	80,309	126,632	79.6	68.4	73.7
28. 4. 19		228,510	255,003	483,513	168,297	160,250	328,547	60,213	94,753	154,966	73.65	62.84	67.95
30. 2. 27		234,990	261,341	496,331	175,132	164,121	339,253	59,858	97,220	157,078	74.53	62.80	68.35
33. 5. 22		239,394	268,736	508,130	177,048	177,301	354,349	62,346	91,435	153,781	73.96	65.98	69.74
35. 11. 20		240,530	272,204	512,734	185,324	196,080	381,404	55,206	76,124	131,330	77.05	72.03	74.39
38. 11. 21		240,735	275,710	516,445	188,837	208,152	396,989	51,898	67,558	119,456	78.44	75.50	76.87
42. 1. 29		240,036	276,008	516,044	191,948	219,738	411,686	48,088	56,270	104,358	79.97	79.61	79.78
44. 12. 27		256,493	293,210	549,703	189,314	219,430	408,744	67,179	73,780	140,959	73.81	74.84	74.36
47. 12. 10		265,405	301,114	566,519	199,564	228,265	427,829	65,841	72,849	138,690	75.19	75.81	75.52
51. 12. 5		275,588	308,577	584,165	220,191	251,355	471,546	55,397	57,222	112,619	79.90	81.46	80.72
54. 10. 7		282,570	314,436	597,006	213,361	242,566	455,927	69,209	71,870	141,079	75.51	77.14	76.37
55. 6. 22		284,857	316,791	601,648	217,706	246,420	464,126	67,151	70,371	137,522	76.43	77.79	77.14
58. 12. 18		289,323	323,176	612,499	212,349	241,024	453,373	76,974	82,152	159,126	73.40	74.58	74.02
61. 7. 6		291,340	327,138	618,478	203,308	232,342	435,650	88,032	94,796	182,828	69.78	71.02	70.44
平成 2. 2. 18		295,448	333,124	628,572	220,668	254,117	474,785	74,780	79,007	153,787	74.69	76.28	75.53
5. 7. 18		300,971	340,668	641,639	208,000	240,012	448,012	92,971	100,656	193,627	69.11	70.45	69.82
8 ・ 10 ・ 20	第 1 区	102,089	115,812	217,901	58,349	68,014	126,363	43,740	47,798	91,538	57.16	58.73	57.99
	第 2 区	108,349	122,274	230,623	60,673	67,820	128,493	47,676	54,454	102,130	56.00	55.47	55.72
	第 3 区	97,186	109,922	207,108	64,498	74,947	139,445	32,688	34,975	67,663	66.37	68.18	67.33
	県 計	307,624	348,008	655,632	183,520	210,781	394,301	124,104	137,227	261,331	59.66	60.57	60.14
12 ・ 6 ・ 25	第 1 区	104,913	118,397	223,310	61,729	70,241	131,970	43,184	48,156	91,340	58.84	59.33	59.10
	第 2 区	110,070	124,012	234,082	70,873	79,108	149,981	39,197	44,904	84,101	64.39	63.79	64.07
	第 3 区	97,999	110,367	208,366	68,693	79,641	148,334	29,306	30,726	60,032	70.10	72.16	71.19
	県 計	312,982	352,776	665,758	201,295	228,990	430,285	111,687	123,786	235,473	64.32	64.91	64.63
15 ・ 11 ・ 9	第 1 区	99,963	113,726	213,689	54,848	62,101	116,949	45,115	51,625	96,740	54.87	54.61	54.73
	第 2 区	108,243	120,557	228,800	68,043	74,972	143,015	40,200	45,585	85,785	62.86	62.19	62.51
	第 3 区	106,471	119,720	226,191	68,453	77,970	146,423	38,018	41,750	79,768	64.29	65.13	64.73
	県 計	314,677	354,003	668,680	191,344	215,043	406,387	123,333	138,960	262,293	60.81	60.75	60.77

執 行 年 月 日		選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
17 ・ 9 ・ 11	第 1 区	100,115	114,120	214,235	62,402	72,119	134,521	37,713	42,001	79,714	62.33	63.20	62.79
	第 2 区	108,360	120,741	229,101	75,248	85,002	160,250	33,112	35,739	68,851	69.44	70.40	69.95
	第 3 区	105,994	119,214	225,208	73,073	84,483	157,556	32,921	34,731	67,652	68.94	70.87	69.96
	県 計	314,469	354,075	668,544	210,723	241,604	452,327	103,746	112,471	216,217	67.01	68.24	67.66
21 ・ 8 ・ 30	第 1 区	100,174	114,191	214,365	65,260	73,275	138,535	34,914	40,916	75,830	65.15	64.17	64.63
	第 2 区	107,378	119,744	227,122	75,644	82,972	158,616	31,734	36,772	68,506	70.45	69.29	69.84
	第 3 区	102,884	116,014	218,898	77,773	88,101	165,874	25,111	27,913	53,024	75.59	75.94	75.78
	県 計	310,436	349,949	660,385	218,677	244,348	463,025	91,759	105,601	197,360	70.44	69.82	70.11
24 ・ 12 ・ 16	第 1 区	100,021	113,978	213,999	54,925	60,400	115,325	45,096	53,578	98,674	54.91	52.99	53.89
	第 2 区	106,052	118,022	224,074	61,331	65,748	127,079	44,721	52,274	96,995	57.83	55.71	56.71
	第 3 区	100,398	112,762	213,160	63,536	70,692	134,228	36,862	42,070	78,932	63.28	62.69	62.97
	県 計	306,471	344,762	651,233	179,792	196,840	376,632	126,679	147,922	274,601	58.67	57.09	57.83
26 ・ 12 ・ 14	第 1 区	174,180	196,445	370,625	86,578	94,791	181,369	87,602	101,654	189,256	49.71	48.25	48.94
	第 2 区	129,025	144,362	273,387	59,558	63,172	122,730	69,467	81,190	150,657	46.16	43.76	44.89
	県 計	303,205	340,807	644,012	146,136	157,963	304,099	157,069	182,844	339,913	48.20	46.35	47.22
29 ・ 10 ・ 22	第 1 区	175,595	197,100	372,695	84,790	94,013	178,803	90,805	103,087	193,892	48.29	47.70	47.98
	第 2 区	128,740	143,235	271,975	58,497	62,294	120,791	70,243	80,941	151,184	45.44	43.49	44.41
	県 計	304,335	340,335	644,670	143,287	156,307	299,594	161,048	184,028	345,076	47.08	45.93	46.47
令和 3 ・ 10 ・ 31	第 1 区	171,059	191,071	362,130	95,591	106,941	202,532	75,468	84,130	159,598	55.88	55.97	55.93
	第 2 区	123,855	136,800	260,655	64,221	68,675	132,896	59,634	68,125	127,759	51.85	50.20	50.99
	県 計	294,914	327,871	622,785	159,812	175,616	335,428	135,102	152,255	287,357	54.19	53.56	53.86
6 ・ 10 ・ 27	第 1 区	165,915	184,746	350,661	83,867	91,684	175,551	82,048	93,062	175,110	50.55	49.63	50.06
	第 2 区	119,575	131,222	250,797	62,809	67,246	130,055	56,766	63,976	120,742	52.53	51.25	51.86
	県 計	285,490	315,968	601,458	146,676	158,930	305,606	138,814	157,038	295,852	51.38	50.30	50.81

(2) 参議院議員選挙（地方区・選挙区）

執行 年月日	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和 22. 4. 20	218,920	242,875	461,795	132,018	99,767	231,785	86,902	143,108	230,010	60.4	41.2	50.2
22. 8. 15 (補欠選挙)	218,598	242,785	461,383	77,414	49,247	126,661	141,184	193,538	334,722	35.4	20.3	27.5
25. 6. 4	218,367	245,829	464,196	167,842	156,684	324,526	50,525	89,145	139,670	76.9	63.7	69.9
28. 4. 24	228,399	254,900	483,299	140,884	126,713	267,597	87,515	128,187	215,702	61.68	49.71	55.37
31. 7. 8	236,396	264,266	500,662	139,403	122,886	262,289	96,993	141,380	238,373	58.97	46.50	52.39
34. 6. 2	242,385	272,154	514,539	153,290	144,160	297,450	89,095	127,994	217,089	63.24	52.97	57.81
37. 7. 1	237,368	271,068	508,436	170,560	177,839	348,399	66,808	93,229	160,037	71.85	65.61	68.52
40. 7. 4	236,167	272,387	508,554	168,131	184,780	352,911	68,036	87,607	155,643	71.19	67.84	69.39
43. 7. 7	243,960	281,150	525,110	172,621	194,349	366,970	71,339	86,801	158,140	70.76	69.13	69.88
46. 6. 27	260,136	296,741	556,877	168,011	186,552	354,563	92,125	110,189	202,314	64.59	62.87	63.67
49. 7. 7	268,762	303,559	572,321	210,500	238,529	449,029	58,262	65,030	123,292	78.32	78.58	78.46
52. 7. 10	277,487	309,621	587,108	174,429	197,847	372,276	103,058	111,774	214,832	62.86	63.90	63.41
55. 6. 22	284,857	316,791	601,648	217,450	246,124	463,574	67,407	70,667	138,074	76.34	77.69	77.05
58. 6. 26	288,729	322,106	610,835	144,961	159,306	304,267	143,768	162,800	306,568	50.21	49.46	49.81
61. 7. 6	291,340	327,138	618,478	202,871	231,731	434,602	88,469	95,407	183,876	69.63	70.84	70.27
平成 元. 7. 23	295,319	332,388	627,707	193,416	218,305	411,721	101,903	114,083	215,986	65.49	65.68	65.59
4. 7. 26	299,722	338,735	638,457	146,557	162,603	309,160	153,165	176,132	329,297	48.90	48.00	48.42
7. 7. 23	306,115	346,238	652,353	144,407	163,137	307,544	161,708	183,101	344,809	47.17	47.12	47.14
10. 7. 12	310,454	350,638	661,092	175,961	200,288	376,249	134,493	150,350	284,843	56.68	57.12	56.91
13. 7. 29	314,626	353,820	668,446	178,446	204,194	382,640	136,180	149,626	285,806	56.72	57.71	57.24
16. 7. 11	315,075	354,454	669,529	171,941	193,609	365,550	143,134	160,845	303,979	54.57	54.62	54.60
19. 7. 29	314,088	353,436	667,524	184,836	205,438	390,274	129,252	147,998	277,250	58.85	58.13	58.47
22. 7. 11	309,763	349,065	658,828	181,027	202,653	383,680	128,736	146,412	275,148	58.44	58.06	58.24
25. 7. 21	306,647	344,470	651,117	154,017	166,947	320,964	152,630	177,523	330,153	50.23	48.46	49.29
28. 7. 10	307,492	344,060	651,552	146,082	160,007	306,089	161,410	184,053	345,463	47.51	46.51	46.98
令和 元. 7. 21	301,081	335,658	636,739	118,544	127,201	245,745	182,537	208,457	390,994	39.37	37.90	38.59
4. 7. 10	293,386	325,808	619,194	135,057	148,065	283,122	158,329	177,743	336,072	46.03	45.45	45.72
5. 10. 22 (補欠選挙)	289,041	320,272	609,313	72,514	73,240	145,754	216,527	247,032	463,559	25.09	22.87	23.92

(3) 知事選挙

執行 年月日	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和 22. 4. 5	216,390	238,331	454,721	171,000	159,051	330,051	45,390	79,280	124,670	79.0	66.8	73.0
26. 4. 30	221,310	249,341	470,651	195,872	207,937	403,809	25,438	41,404	66,842	88.5	83.4	85.8
26. 5. 18 (決戦投票)	220,331	248,446	468,777	155,057	151,183	306,240	65,274	97,263	162,537	70.4	60.9	65.3
30. 4. 23	236,000	262,082	498,082	199,253	210,151	409,404	36,747	51,931	88,678	84.43	80.19	82.20
34. 4. 23	無 投 票											
38. 4. 17	238,790	273,040	511,830	200,228	227,033	427,261	38,562	46,007	84,569	83.85	83.15	83.48
40. 10. 5	236,100	272,255	508,355	172,385	188,629	361,014	63,715	83,626	147,341	73.01	69.28	71.02
44. 9. 28	252,598	289,621	542,219	179,851	204,667	384,518	72,747	84,954	157,701	71.20	70.67	70.92
48. 9. 30	264,893	299,424	564,317	188,649	213,577	402,226	76,244	85,847	162,091	71.22	71.33	71.28
52. 9. 25	274,666	307,293	581,959	204,746	232,232	436,978	69,920	75,061	144,981	74.54	75.57	75.09
56. 9. 27	284,988	317,237	602,225	226,604	259,871	486,475	58,384	57,366	115,750	79.51	81.92	80.78
60. 9. 29	289,656	324,803	614,459	207,950	243,074	451,024	81,706	81,729	163,435	71.79	74.84	73.40
平成 元. 9. 17	292,827	330,325	623,152	178,900	209,199	388,099	113,927	121,126	235,053	61.09	63.33	62.28
5. 9. 26	298,622	338,540	637,162	118,935	135,752	254,687	179,687	202,788	382,475	39.83	40.10	39.97
9. 9. 28	306,527	346,781	653,308	129,510	150,889	280,399	177,017	195,892	372,909	42.25	43.51	42.92
13. 9. 16	311,094	350,782	661,876	153,771	175,476	329,247	157,323	175,306	332,629	49.43	50.02	49.74
14. 4. 28	309,274	348,896	658,170	162,912	183,593	346,505	146,362	165,303	311,665	52.68	52.62	52.65
15. 5. 18	309,662	349,322	658,984	194,493	223,246	417,739	115,169	126,076	241,245	62.81	63.91	63.39
19. 4. 8	309,355	349,405	658,760	172,016	200,263	372,279	137,339	149,142	286,481	55.60	57.32	56.51
23. 4. 10	304,314	343,947	648,261	152,256	175,449	327,705	152,058	168,498	320,556	50.03	51.01	50.55
27. 4. 12	298,050	335,785	633,835	120,819	136,737	257,556	177,231	199,048	376,279	40.54	40.72	40.63
31. 4. 7	296,621	332,105	628,726	142,650	161,253	303,903	153,971	170,852	324,823	48.09	48.55	48.34
令和 5. 4. 9	286,978	318,936	605,914	154,733	176,084	330,817	132,245	142,852	275,097	53.92	55.21	54.60

(4) 県議会議員選挙

執 行 年 月 日	選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率 (%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和 22. 4. 30	217,914	239,344	457,258	189,969	201,508	391,477	27,945	37,836	65,781	87.2	84.2	85.6
26. 4. 30	221,310	249,341	470,651	195,864	207,939	403,803	25,446	41,402	66,848	88.5	83.4	85.8
30. 4. 23	236,000	262,082	498,082	199,388	210,303	409,691	36,612	51,779	88,391	84.49	80.24	82.25
34. 4. 23	228,575	257,693	486,268	194,974	217,833	412,807	33,601	39,860	73,461	85.30	84.53	84.89
38. 4. 17	214,955	247,000	461,955	182,831	209,807	392,638	32,124	37,193	69,317	85.06	84.94	84.99
42. 4. 15	234,639	270,378	505,017	183,402	213,576	396,978	51,237	56,802	108,039	78.16	78.99	78.61
44. 9. 28 (補欠選挙 板野麻植)	39,171	44,388	83,559	30,655	34,338	64,993	8,516	10,050	18,566	78.26	77.36	77.78
46. 4. 11	228,440	261,753	490,193	182,147	213,368	395,515	46,293	48,385	94,678	79.74	81.52	80.69
48. 3. 21 (補欠選挙 徳 島)	76,822	87,682	164,504	28,752	31,201	59,953	48,070	56,481	104,551	37.43	35.58	36.44
50. 4. 13	250,268	283,232	533,500	199,298	230,251	429,549	50,970	52,981	103,951	79.63	81.29	80.52
52. 9. 25 (補欠選挙 麻 植)	16,519	18,510	35,029	14,213	16,133	30,346	2,306	2,377	4,683	86.04	87.16	86.63
54. 4. 8	197,743	221,849	419,592	152,681	177,062	329,743	45,062	44,787	89,849	77.21	79.81	78.59
56. 5. 24 (補欠選挙 徳 島)	83,070	93,515	176,585	35,417	40,030	75,447	47,653	53,485	101,138	42.64	42.81	42.73
56. 9. 27 (補欠選挙 板 野)	無 投 票											
58. 4. 10	238,410	266,743	505,153	179,634	207,412	387,046	58,776	59,331	118,107	75.35	77.76	76.62
60. 9. 29 (補欠選挙 三 好)	21,957	24,879	46,836	19,035	22,049	41,084	2,922	2,830	5,752	86.69	88.62	87.72
61. 7. 6 (補欠選挙 那賀第一)	7,455	8,344	15,799	6,646	7,677	14,323	809	667	1,476	89.15	92.01	90.66
62. 4. 12	265,273	299,221	564,494	196,343	230,844	427,187	68,930	68,377	137,307	74.02	77.15	75.68
平成 元. 9. 17 (補欠選挙 徳 島)	90,225	102,605	192,830	44,118	52,450	96,568	46,107	50,155	96,262	48.90	51.12	50.08
元. 9. 17 (補欠選挙 小 松 島)	15,200	17,230	32,430	10,530	12,638	23,168	4,670	4,592	9,262	69.28	73.35	71.44
元. 9. 17 (補欠選挙 麻 植)	17,433	19,746	37,179	14,584	17,094	31,678	2,849	2,652	5,501	83.66	86.57	85.20
3. 4. 7	233,621	265,996	499,617	162,641	193,601	356,242	70,980	72,395	143,375	69.62	72.78	71.30
5. 9. 26 (補欠選挙 徳 島)	93,590	106,798	200,388	26,598	29,521	56,119	66,992	77,277	144,269	28.42	27.64	28.01
5. 9. 26 (補欠選挙 阿 南)	21,222	23,566	44,788	13,009	15,224	28,233	8,213	8,342	16,555	61.30	64.60	63.04
5. 9. 26 (補欠選挙 板 野)	36,548	40,078	76,626	18,286	20,787	39,073	18,262	19,291	37,553	50.03	51.87	50.99
7. 4. 9	221,417	250,857	472,274	133,230	158,147	291,377	88,187	92,710	180,897	60.17	63.04	61.70
11. 4. 11	249,911	282,550	532,461	156,652	183,888	340,540	93,259	98,662	191,921	62.68	65.08	63.96
13. 9. 16 (補欠選挙 徳 島)	98,403	112,052	210,455	41,857	47,945	89,802	56,546	64,107	120,653	42.54	42.79	42.67
13. 9. 16 (補欠選挙 板 野)	41,578	45,318	86,896	22,050	24,545	46,595	19,528	20,773	40,301	53.03	54.16	53.62
14. 4. 28 (補欠選挙 海 部)	10,489	12,322	22,811	6,823	8,469	15,292	3,666	3,853	7,519	65.05	68.73	67.04
15. 4. 13	249,757	281,756	531,513	144,646	167,316	311,962	105,111	114,440	219,551	57.91	59.38	58.69
18. 4. 16 (補欠選挙 三好第一)	6,082	6,873	12,955	5,230	6,019	11,249	852	854	1,706	85.99	87.57	86.83

執 行 年 月 日	選 挙 当 日 の 有 権 者 数			投 票 者 数			棄 権 者 数			投 票 率 （ % ）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
19. 4. 8	248,425	279,634	528,059	145,958	168,903	314,861	102,467	110,731	213,198	58.75	60.40	59.63
23. 4. 10	248,200	279,734	527,934	130,001	149,488	279,489	118,199	130,246		52.38	53.44	52.94
26. 6. 15 補欠選挙 徳 島	98,095	112,297	210,392	22,675	24,038	46,713	75,420	88,259	163,679	23.12	21.41	22.20
27. 4. 12	201,224	227,273	428,497	91,345	103,745	195,090	109,879	123,528	233,407	45.39	45.65	45.53
31. 4. 7	231,677	259,643	491,320	111,238	125,925	237,163	120,439	133,718	254,157	48.01	48.50	48.27
令和 元. 10. 27 補欠選挙 吉 野 川	16,516	18,493	35,009	10,152	11,687	21,839	6,364	6,806	13,170	61.47	63.20	62.38
5. 4. 9	167,111	187,407	354,518	88,181	101,980	190,161	78,930	85,427	164,357	52.77	54.42	53.64

2 各種選挙立候補者一覧表

(1) 衆議院議員総選挙（中選挙区・小選挙区）

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和21 4. 10	岡 田 勢 一	無 所 属	徳島市福島本町1の6	会 社 員	明治25. 8. 1	60,523	当 選
	長 尾 新 九 郎	〃	徳島市南佐古9の41	無 職	明治24. 4. 16	23,188	
	四 宮 久 吉	日本自由党	東京都小石川区音羽町1の2	弁 護 士	明治28. 9. 8	26,906	
	田 村 清 吉	無 所 属	徳島市沖洲町字高洲261の6	会社事務員	明治40. 7. 12	3,442	
	山 田 八 郎	日本革新党	名西郡高川原村字高川原165	商 業	明治31. 11. 18	3,984	
	秋 田 大 助	無 所 属	東京都赤坂区表町3の13	会 社 員	明治39. 1. 14	36,825	当 選
	柏 原 義 則	〃	名東郡新居村高崎947	天理教徳島 教 区 庁 長	明治33. 2. 25	37,834	当 選
	浜 名 悌 三 郎	〃	海部郡三岐田町木岐浦366	漁 業	明治32. 1. 11	18,954	
	松 島 肇	〃	東京都中野区新井町580	無 職	明治14. 5. 15	8,706	
	犬 伏 謙 吉	自由新生党	大阪市西成区姫松通2の26	〃	明治41. 5. 12	6,644	
	折 目 盛	藍洲急進党	美馬郡貞光町大字貞光字町1	県 議	明治34. 12. 23	12,969	
	真 鍋 勝	無 所 属	東京都世田谷区弦巻町1の208	弁 護 士	明治14. 12. 20	24,433	
	久 米 太 平	〃	名東郡国府町観音寺62	保険代理業	明治26. 10. 18	3,075	
	佐 藤 国 平	〃	板野郡御所村高尾生左満36	土木技術者	明治31. 7. 28	1,352	
	鎌 田 沢 一 郎	日本協同党	板野郡松茂村笹木野山東52の1	著 述 業	明治27. 6. 27	10,818	
	秋 田 義 明	無 所 属	徳島市南佐古町8の47	〃	明治 8. 11. 18	1,128	
	領 家 義 隆	〃	板野郡大山村西分字藍生35	会 社 員	明治42. 9. 1	799	
	山 田 義 康	〃	大阪府吹田市大字千里山212	弁 護 士	大正 6. 5. 3	12,914	
	松 島 義 夫	〃	板野郡応神村吉成字轟145	農 業	明治30. 1. 9	7,414	
	阿 部 五 郎	日本社会党	徳島市中昭和町3の74	弁 護 士	明治37. 3. 19	32,360	次 点
	宮 内 藤 吉	無 所 属	大阪府豊能郡中豊島村大字曾根269	会 社 重 役	明治23. 8. 30	13,455	
	成 瀬 喜 五 郎	日本社会党	那賀郡羽ノ浦町岩脇79	農 業	明治34. 3. 5	27,758	

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和21 4. 10	井内鉄太郎	無 所 属	阿波郡大俣村大字大俣字原61	無 し	明治41. 5. 19	10,412	
	久保義八郎	新 日 本 党	東京都渋谷区代々木上原1118	麻布獣医学 校理事教授	明治22. 12. 6	5,955	
	三木 武夫	無 所 属	板野郡御所村吉田字芝生1の11の2	会 社 員	明治40. 3. 17	67,300	当 選
	下 明	〃	麻植郡中枝村大字中村山字岸ノ巣3	農 業	明治42. 9. 17	3,988	
	大栗 清実	日本共産党	那賀郡長生村大字上荒井字楠前15の2	医 師	明治35. 1. 1	5,833	
	小松 克己	日本進歩党	三好郡池田町1796の1	弁 護 士	明治31. 6. 30	2,902	
	紅 露 みつ	無 所 属	東京都渋谷区幡谷本町1の40	無 し	明治26. 5. 10	51,159	当 選
	天羽 文吉	日本民主党	徳島市伊月町3丁目11番地	〃	明治41. 12. 17	10,316	
昭和22 4. 25	天羽 文吉	〃	徳島市富田橋5丁目22	中日文化 連絡会会長	明治41. 12. 17	24,613	
	岡田 勢一	国民協同党	徳島市東新町1丁目9	会 社 員	明治25. 8. 1	31,569	当 選
	柏原 義則	自 由 党	徳島市幟町1丁目7の1	天理教名東 大教会長	明治33. 2. 25	34,959	当 選
	真 鍋 勝	〃	東京都世田谷区弦巻町1の208	弁 護 士	明治14. 12. 20	27,707	次 点
	三木 武夫	国民協同党	東京都豊島区雑司ヶ谷町1丁目6	会 社 員	明治40. 3. 17	58,602	当 選
	工藤健太郎	無 所 属	麻植郡西尾村大字西麻植字江川166	一燈園大阪時 事新報記者	明治31. 4. 18	—	辞 退
	山田 義康	自 由 党	名東郡上八万村上八万字中筋686	弁 護 士	大正 6. 5. 3	—	辞 退
	日野 幸雄	無 所 属	麻植郡鴨島町鴨島787	鉄 道 職 員	大正 6. 1. 8	—	辞 退
	桜川 影雄	日本社会党	徳島市沖洲町字七反地11	徳 島 新 聞 記 者	明治42. 3. 13	19,021	
	秋田 大助	国民協同党	東京都港区赤坂表町3丁目13	会 社 重 役	明治39. 1. 14	28,435	当 選
	成瀬喜五郎	日本社会党	那賀郡羽ノ浦町岩脇字中須79	農 業	明治34. 3. 5	36,584	当 選
	高橋 道夫	日本共産党	徳島市名東町2丁目216	無 職	大正 9. 12. 3	3,230	
	兼松 英一	無 所 属	東京都港区赤坂新坂町35	会 社 員	明治45. 1. 18	—	辞 退
	谷崎 明	日本民主党	東京都大田区大森馬込町東2丁目943	無 職	明治25. 1. 19	—	辞 退
	紅 露 みつ	〃	東京都目黒区鷹番町86	〃	明治26. 5. 10	12,699	
	本庄勢兵衛	無 所 属	徳島市栄町1丁目3番地	〃	明治44. 11. 24	3,697	

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和24 1. 23	三 木 武 夫	国民協同党	東京都渋谷区代々木初台町588	会 社 員	明治40. 3. 17	57,331	当 選
	岡 田 勢 一	〃	徳島市東新町1丁目9	〃	明治25. 8. 1	25,905	当 選
	秋 田 大 助	民 主 党	東京都港区赤坂表町3丁目13	〃	明治39. 1. 14	24,459	次 点
	柏 原 義 則	民主自由党	徳島市幟町1丁目7番地の1	天理教名東 大 教 会 長	明治33. 2. 25	28,410	当 選
	天 羽 文 吉	無 所 属	徳島市富田橋5丁目22	会 社 社 長	明治41. 12. 17	22,875	
	真 鍋 勝	民主自由党	東京都世田ヶ谷区弦巻町1の208	私立学校長	明治14. 12. 20	41,037	当 選
	成瀬喜五郎	社 会 党	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字中須79	農 業	明治34. 3. 5	22,359	
	塩 崎 新	労 農 党	麻植郡西尾村大字西麻植字新田20の1	労農党徳島 本部書記長	明治45. 6. 18	7,790	
	大 栗 清 実	共 産 党	那賀郡長生村大字上荒井字楠前15の2	医 師	明治35. 1. 1	18,041	
	生 田 和 平	民主自由党	名西郡石井町大字石井480	農 業	明治10. 4. 26	32,957	当 選
昭和27 10. 1	秋 田 大 助	改 進 党	東京都港区赤坂表町3丁目13	会社取締役	明治39. 1. 14	35,212	当 選
	北 岡 巖	無 所 属	三好郡池田町サラダ1759の3	化学工場主	明治39. 12. 12	15,514	
	紅 露 昭	改 進 党	東京都目黒区鷹番町86	弁 護 士	明治20. 10. 12	10,406	
	柏 原 義 則	自 由 党	徳島市幟町1丁目7の1	天理教名東 大 教 会 長	明治33. 2. 25	27,080	
	岡 田 勢 一	改 進 党	東京都新宿区市ヶ谷山伏町19	会社取締役 会 長	明治25. 8. 1	31,979	当 選
	三 木 武 夫	〃	東京都武蔵野市吉祥寺町185	会 社 員	明治40. 3. 17	71,713	当 選
	小 笠 公 韶	自 由 党	東京都世田ヶ谷区羽根木町1674	な し	明治37. 12. 16	31,622	次 点
	生 田 和 平	〃	名西郡石井町大字石井480	農 業	明治10. 4. 26	41,203	当 選
	真 鍋 勝	〃	東京都世田ヶ谷区弦巻町1の208	私立学校長	明治14. 12. 20	21,571	
	大 栗 清 実	共 産 党	那賀郡長生村大字上荒井字楠前15の2	医 師	明治35. 1. 1	6,217	
	阿 部 五 郎	社 会 党	徳島市徳島町3丁目16	弁 護 士	明治37. 3. 19	40,924	当 選
	串 春 栄	無 所 属	鳴門市撫養町小桑島前組21	な し	明治35. 2. 6	8,872	
	田 村 秀 吉	〃	東京都豊島区雑司ヶ谷町5の743	弁 護 士 税 理 士	明治28. 4. 25	8,960	
昭和28 4. 19	三 木 武 夫	改 進 党	東京都武蔵野市吉祥寺町185	著 述 業	明治40. 3. 17	54,571	当 選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和28 4. 19	秋 田 大 助	改 進 党	東京都港区赤坂青山高樹町12の100	会 社 重 役	明治39. 1.14	39,327	次 点
	岡 田 勢 一	〃	兵庫県芦屋市平田町32	〃	明治25. 8. 1	43,271	当 選
	武 市 恭 信	自由党(吉)	美馬郡貞光町大字貞光字野口47	前 町 長	大正 6. 1.17	31,495	
	小 笠 公 韶	〃	東京都世田ヶ谷区羽根木町1674	な し	明治37.12.16	43,330	当 選
	田 村 秀 吉	〃(鳩)	東京都豊島区雑司ヶ谷町5の743	弁 護 士 税 理 士	明治28. 4.25	15,257	
	伊 藤 敏 行	無 所 属	東京都大田区新居宿3の1405	会 社 重 役	明治35. 9.27	3,093	
	生 田 宏 一	自由党(吉)	名西郡石井町大字石井480	農 業	明治38. 9. 8	40,856	当 選
	阿 部 五 郎	日本社会党 (左)	徳島市徳島町3丁目16	弁 護 士	明治37. 3.19	45,311	当 選
	宮 内 藤 吉	自由党(鳩)	大阪府豊中市曽根東1丁目72の1	会 社 重 役	明治23. 8.30	1,446	
	成瀬喜五郎	日本社会党 (右)	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字中須79	農 業	明治34. 3. 5	7,119	
昭和30 2. 27	真 鍋 勝	自 由 党	東京都世田ヶ谷区弦巻町1の208	私立学校長	明治14.12.20	21,009	
	広瀬勝邦	日本社会党 (右)	徳島市大道1丁目4の4	政 党 役 員	大正 6. 5.15	19,585	
	阿 部 五 郎	〃(左)	徳島市徳島町3丁目16	弁 護 士	明治37. 3.19	49,114	当 選
	三 木 武 夫	日本民主党	東京都武蔵野市吉祥寺町185	著 述 業	明治40. 3.17	67,849	当 選
	生 田 宏 一	自 由 党	名西郡石井町大字石井480	農 業	明治38. 9. 8	34,200	当 選
	小 笠 公 韶	日本民主党	東京都世田谷区羽根木町1674	会 社 重 役	明治37.12.16	35,574	当 選
	秋 田 大 助	〃	東京都杉並区神明町102	〃	明治39. 1.14	64,045	当 選
	岡 田 勢 一	〃	兵庫県芦屋市平田町32	〃	明治25. 8. 1	30,605	次 点
	田 村 秀 吉	自 由 党	東京都豊島区雑司ヶ谷町5の743	弁 護 士 税 理 士	明治28. 4.25	13,750	
	大 栗 清 実	日本共産党	那賀郡富岡町大字上荒井字楠前15の2	医 師	明治35. 1. 1	—	辞 退
昭和33 5. 22	秋 田 大 助	自由民主党	東京都杉並区神明町102	太陽通商(株) 取 締 役	明治39. 1.14	55,414	当 選
	小 笠 公 韶	〃	東京都世田谷区羽根木町1674	通 商 産 業 政 務 次 官	明治37.12.16	46,071	次 点
	阿 部 五 郎	日本社会党	徳島市徳島町3丁目16	弁 護 士	明治37. 3.19	49,964	当 選
	生 田 宏 一	自由民主党	名西郡石井町大字石井480	団 体 役 員	明治38. 9. 8	50,860	当 選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和33 5. 22	広瀬 勝邦	日本社会党	徳島市中徳島町3の2	団体役員	大正 6. 5.15	52,325	当 選
	三木 武夫	自由民主党	東京都武蔵野市吉祥寺町185	政党役員	明治40. 3.17	92,456	当 選
	青山 照明	日本共産党	鳴門市撫養町北浜宮西54	政党専従 役員	大正12. 8.25	4,379	
昭和35 11. 20	小笠 公韶	自由民主党	東京都世田谷区羽根木町1674	会社重役	明治37.12.16	60,677	当 選
	田所 国彦	無 所 属	阿波郡阿波町字居屋敷94	田所政治経 済研究所長	昭和 8. 7.23	4,265	
	武市 恭信	自由民主党	美馬郡貞光町字貞光野口47	団体役員	大正 6. 1.17	45,438	次 点
	生田 宏一	〃	名西郡石井町石井480	〃	明治38. 9. 8	45,757	当 選
	吉川 覚	国民会議党	兵庫県神戸市灘区住吉鴨子ヶ原2の103	弁 護 士	明治39. 2. 7	2,462	
	阿部 五郎	日本社会党	徳島市徳島町3丁目16	〃	明治37. 3.19	52,740	当 選
	広瀬 勝邦	民主社会党	徳島市中徳島町3の2	政党役員	大正 6. 5.15	33,599	
	秋田 大助	自由民主党	東京都杉並区神明町102	会社重役	明治39. 1.14	63,431	当 選
	青山 照明	日本共産党	鳴門市撫養町北浜宮西54	政党専従 役員	大正12. 8.25	5,248	
	三木 武夫	自由民主党	東京都武蔵野市吉祥寺町185	政党役員	明治40. 3.17	64,774	当 選
昭和38 11. 21	青山 照明	日本共産党	鳴門市撫養町北浜字宮の西75の4	党県委員長	大正12. 8.25	5,839	
	峠 康夫	無 所 属	徳島市栄町2丁目6の1	会社代表 取締役	大正10. 1. 1	725	
	生田 宏一	自由民主党	名西郡石井町石井字石井480	会社社長	明治38. 9. 8	40,802	次 点
	広瀬 勝邦	民主社会党	徳島市中徳島町3の2	団体役員	大正 6. 5.15	33,676	
	小倉 半平	日本社会党	麻植郡鳴島町西麻植字広畑50の1	農 業	大正 3. 2.15	40,704	
	秋田 大助	自由民主党	東京都杉並区神明町102	会社重役	明治39. 1.14	46,589	当 選
	武市 恭信	〃	美馬郡貞光町字貞光野口47	団体役員	大正 6. 1.17	55,228	当 選
	三木 武夫	〃	東京都武蔵野市吉祥寺東町3の185	政党役員	明治40. 3.17	75,945	当 選
	小笠 公韶	〃	東京都世田谷区羽根木町1674	会社重役	明治37.12.16	42,009	当 選
昭和42 1. 29	森下 元晴	無 所 属	徳島市幟町2丁目5の2	会社社長	大正11. 4.12	52,698	当 選
	三木 武夫	自由民主党	東京都武蔵野市吉祥寺東町3丁目29番7号	外務大臣	明治40. 3.17	77,043	当 選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和42 1. 29	生 田 宏 一	自由民主党	東京都新宿区市ヶ谷甲良町27番地	会 社 重 役	明治38. 9. 8	39,428	
	小 倉 半 平	日本社会党 徳島県中央 本 部	麻植郡鴨島町西麻植字広畑50の1	農 業	大正 3. 2.15	8,948	
	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目5番地の2	林 業	大正11. 4.12	40,725	次 点
	小 笠 公 韶	〃	東京都世田谷区羽根木町1丁目27番11号	理 研 香 料 工 業(株)社長	明治37.12.16	43,548	当 選
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市西大工町4丁目1 県営アパート17号	医 師	大正14. 1.14	60,543	当 選
	広 沢 直 樹	公 明 党	徳島市矢三町高見352番地 野口勇方	団 体 役 員	昭和 6. 1. 3	49,595	当 選
	杉 田 治 郎	日本共産党	徳島市上助任町蛭子114番地	医 師	大正15. 1. 1	8,442	
	秋 田 大 助	自由民主党	東京都杉並区神明町102番地	政 党 役 員	明治39. 1.14	51,001	当 選
	広 瀬 勝 邦	民主社会党	徳島市吉野本町6丁目30の3	団 体 役 員 民主社会党 県 連 会 長	大正 6. 5.15	28,626	
昭和44 12. 27	広 沢 直 樹	公 明 党	徳島市南矢三町3丁目6の8	党 役 員	昭和 6. 1. 3	56,165	当 選
	松 本 満 雄	日本共産党	徳島市北矢三町3丁目1番73の14号	政 党 専 従 役 員	大正15. 5.18	8,410	
	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目5番地	会 社 役 員	大正11. 4.12	66,883	当 選
	秋 田 大 助	〃	東京都杉並区南荻窪2丁目36番5号	政 党 役 員	明治39. 1.14	50,933	当 選
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市北矢三町4丁目8番地6の1号	医 師	大正14. 1.14	48,927	当 選
	小 笠 公 韶	自由民主党	東京都世田谷区羽根木町1丁目27番11号	自由民主党 徳 島 県 連 会 長	明治37.12.16	40,163	次 点
	坂 東 一 男	民 社 党	徳島市八多町野田坪84番地	農 業	大正12. 1. 6	36,610	
	三 木 武 夫	自由民主党	東京都武蔵野市吉祥寺東町3丁目29番7号	団 体 役 員	明治40. 3.17	68,303	当 選
	中 村 博 彦	無 所 属	麻植郡川島町大字桑村855番地	〃	昭和18. 1.29	10,491	
	生 田 宏 一	〃	東京都新宿区市ヶ谷甲良町27	会 社 重 役	明治38. 9. 8	19,015	
昭和47 12. 10	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目5番地	農 林 政 務 次 官	大正11. 4.12	62,709	当 選
	阿 部 文 明	日本共産党	徳島市末広4丁目8番20の13号	徳島県健康 生活協同組合 副 理 事 長	大正13. 7.15	26,245	
	坂 東 一 男	民 社 党	徳島市八多町野田坪84番地	農 業	大正12. 1. 6	54,611	次 点
	秋 田 大 助	自由民主党	東京都杉並区南荻窪2丁目36番5号	政 党 役 員	明治39. 1.14	63,852	当 選
	中 村 博 彦	無 所 属	麻植郡川島町大字桑村855番地	団 体 役 員	昭和18. 1.29	12,163	

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和47 12. 10	広 沢 直 樹	公 明 党	徳島市庄町5丁目54番地	公明党徳島 県本部長	昭和 6. 1. 3	55,912	当 選
	山 本 満	無 所 属	徳島市国府町花園357番地	自然医学 研究所長	大正10. 9.27	2,326	
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市大原町余慶38の27	医 師	大正14. 1.14	56,669	当 選
	鎌 田 親 彦	無 所 属	大阪府箕面市新稲1番地の4	(株)情報 通信社社長	昭和 6. 3.21	1,407	
	三 木 武 夫	自由民主党	東京都渋谷区南平台町18番20号	国 務 大 臣	明治40. 3.17	88,500	当 選
昭和51 12. 5	阿 部 文 明	日本共産党	徳島市末広4丁目8番20-13号	徳島県健生病 院副理事長	大正13. 7.15	29,798	
	秋 田 大 助	自由民主党	東京都杉並区南荻窪2丁目36番5号	衆 議 院 副 議 長	明治39. 1.14	53,965	次 点
	森 下 元 晴	〃	徳島市幟町2丁目33番地	衆議院議員	大正11. 4.12	61,464	当 選
	坂 東 一 男	民 社 党	徳島市八多町野田坪84番地	農 業	大正12. 1. 6	38,786	
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市大原町余慶38の27	医 師	大正14. 1.14	54,136	当 選
	三 木 武 夫	自由民主党	東京都渋谷区南平台町18番20号	内 閣 総 理 大 臣	明治40. 3.17	102,519	当 選
	後 藤 田 正 晴	〃	麻植郡鴨島町鴨島442番地の1	無 職	大正 3. 8. 9	68,990	当 選
	広 沢 直 樹	公 明 党	徳島市上吉野町2丁目9-11	公明党徳島 県本部長	昭和 6. 1. 3	58,623	当 選
昭和54 10. 7	杉 川 昇	政治結社 玄武社 徳島県本部	美馬郡脇町字拝原40番地の4	団 体 役 員	昭和12. 6.10	821	
	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目33番地	林 業	大正11. 4.12	71,935	当 選
	後 藤 田 正 晴	〃	麻植郡鴨島町鴨島425番地の11	無 職	大正 3. 8. 9	66,948	当 選
	秋 田 大 助	〃	東京都杉並区南荻窪2丁目36番5号	自由民主党 顧 問	明治39. 1.14	87,719	当 選
	広 沢 直 樹	公 明 党	徳島市上吉野町2丁目9番11号	団 体 役 員	昭和 6. 1. 3	58,230	次 点
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市大原町余慶38の27	医 師	大正14. 1.14	74,187	当 選
	阿 部 文 明	日本共産党	徳島市末広4丁目8番20の13号	団 体 役 員	大正13. 7.15	20,208	
	三 木 武 夫	自由民主党	東京都渋谷区南平台町18番20号	自由民主党 顧 問	明治40. 3.17	72,566	当 選
昭和55 6. 22	井 上 普 方	日本社会党	徳島市昭和町5丁目18の6	医 師	大正14. 1.14	67,127	当 選
	後 藤 田 正 晴	自由民主党	東京都新宿区下落合3丁目3番5 目白パークマンション1201号	自 治 大 臣	大正 3. 8. 9	85,710	当 選
	秋 田 大 助	〃	東京都杉並区南荻窪2丁目36番5号	政 党 役 員	明治39. 1.14	70,090	当 選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和55 6. 22	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目33番地	林 業	大正11. 4.12	67,409	当 選
	遠 藤 和 良	公 明 党	板野郡藍住町勝瑞字幸島12番地の14	団 体 役 員	昭和18. 5. 9	54,425	次 点
	三 木 武 夫	自由民主党	東京都渋谷区南平台町18番20号	自由民主党 顧 問	明治40. 3.17	90,544	当 選
	福 井 隆 夫	日本共産党	板野郡藍住町矢上字江ノ口95番地の33	政 党 役 員	昭和14. 3.26	13,588	
	杉 川 昇	菊 誠 党	美馬郡脇町字拝原40番地の4	土 木 ・ 建 築	昭和12. 6.10	791	
昭和58 12. 18	井 上 普 方	日本社会党	徳島市昭和町5丁目18の6 セントポーリア201号	医 師	大正14. 1.14	54,262	当 選
	後 藤 田 正 晴	自由民主党	東京都新宿区下落合3丁目3番5 目白パークマンション1201号	国務大臣内閣 官 房 長 官	大正 3. 8. 9	81,975	当 選
	遠 藤 和 良	公 明 党	板野郡藍住町勝瑞字幸島12番地の14	団 体 役 員	昭和18. 5. 9	70,032	当 選
	清 水 良 次	民 社 党	鳴門市大麻町松字道ノ南45番地	〃	昭和13. 1.15	11,900	
	秋 田 大 助	自由民主党	東京都杉並区南荻窪2丁目36番5号	党 顧 問	明治39. 1.14	47,666	
	前 田 定 一	日本社会党	徳島市大原町余慶38の10番地	団 体 役 員	昭和 6. 3. 2	48,339	次 点
	三 木 武 夫	自由民主党	東京都渋谷区南平台町18番20号	自由民主党 最 高 顧 問	明治40. 3.17	63,891	当 選
	秋 山 二 郎	無 所 属	東京都渋谷区等々力2丁目28番7号	無 職	昭和29. 2. 1	1,405	
	神 野 美 昭	日本共産党	徳島市中島田町3丁目31番地	政 党 役 員	昭和11. 1.24	13,315	
	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目33番地	林 業	大正11. 4.12	56,855	当 選
	三 木 武 夫	〃	東京都渋谷区南平台町18番20号	自由民主党 最 高 顧 問	明治40. 3.17	73,834	当 選
昭和61 7. 6	後 藤 田 正 晴	〃	東京都千代田区一番町20番地9号 一番町ハウス205号	国務大臣内閣 官 房 長 官	大正 3. 8. 9	109,468	当 選
	清 水 良 次	民 社 党	鳴門市大麻町松字道ノ南45番地	民社党徳島県 連 合 会 書 記 長	昭和13. 1.15	12,041	
	神 野 美 昭	日本共産党	徳島市中島田町3丁目31番地	政 党 役 員	昭和11. 1.24	19,605	
	岸 正	無 所 属	鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中80番地の2	会 社 役 員	昭和 8. 7. 8	31,494	次 点
	森 下 元 晴	自由民主党	徳島市幟町2丁目33番地	林 業	大正11. 4.12	60,212	当 選
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市昭和町5丁目18の6 セントポーリア201号	医 師	大正14. 1.14	59,448	当 選
	遠 藤 和 良	公 明 党	板野郡藍住町勝瑞字幸島12番地の14	団 体 役 員	昭和18. 5. 9	60,321	当 選
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市大原町余慶38-27	医 師	大正14. 1.14	49,072	当 選
平成2 2. 18	井 上 普 方	日本社会党	徳島市大原町余慶38-27	医 師	大正14. 1.14	49,072	当 選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
平成2 2.18	岸 正	無 所 属	鳴門市瀬戸町明神上本城72番地	代議士秘書	昭和 8. 7. 8	48,591	次 点
	中 村 博 彦	〃	麻植郡川島町大字桑村851番地	社会福祉法人 健祥会理事長	昭和18. 1.29	30,419	
	久次米圭一郎	自由民主党	板野郡藍住町奥野字原134番地の1	医療法人清流 会緑ヶ丘病院 常 任 理 事	昭和10. 1. 1	32,963	
	山 口 俊 一	〃	三好郡池田町字ウエノ2782番地の9	団 体 役 員	昭和25. 2.28	58,722	当 選
	遠 藤 和 良	公 明 党	板野郡藍住町勝瑞字幸島12番地の14	〃	昭和18. 5. 9	51,283	当 選
	神 野 美 昭	日本共産党	徳島市中島田町3丁目31番地	政 党 役 員	昭和11. 1.24	17,395	
	仙 谷 由 人	日本社会党	板野郡藍住町勝瑞字幸島118番地の6	弁 護 士	昭和21. 1.15	86,632	当 選
	後 藤 田 正 晴	自由民主党	東京都渋谷区広尾4-1-17-506	政 党 役 員	大正 3. 8. 9	96,463	当 選
平成5 7.18	仙 谷 由 人	日本社会党	板野郡藍住町勝瑞字幸島118番地の6	弁 護 士	昭和21. 1.15	46,211	次 点
	後 藤 田 正 晴	自由民主党	東京都渋谷区広尾4-1-17-506	法 務 大 臣	大正 3. 8. 9	98,961	当 選
	山 口 俊 一	〃	三好郡池田町字ウエノ2782-9	団 体 役 員	昭和25. 2.28	60,052	当 選
	七 条 明	〃	板野郡上板町七條字元原11番地	日本清酒(株) 代表取締役 社 長	昭和26. 8. 1	48,456	当 選
	岩 浅 嘉 仁	新 生 党	阿南市日開野町西居内426番地の2	団 体 役 員	昭和29.11. 3	54,582	当 選
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市大原町余慶38-27	医 師	大正14. 1.14	45,522	
	遠 藤 和 良	公 明 党	板野郡藍住町勝瑞字幸島12番地の14	団 体 役 員	昭和18. 5. 9	56,884	当 選
	上 村 秀 明	日本共産党	名東郡佐那河内村下字田野々65番地の2	政 党 役 員	昭和34. 1. 1	19,193	
	岸 正	無 所 属	鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中80番地の2	団 体 役 員	昭和 8. 7. 8	13,107	

執行年月日	選挙区	氏名	候補者届出政党	当時の住所	職業	生年月日	得票数	備考
平成8 10.20	第一区	上村 秀明	日本共産党	名東郡佐那河内村下字田野々65番地の2	政党役員	昭和34. 1. 1	11,092	
		三木 俊治	自由民主党	徳島市中常三島町1丁目29番地	会社役員	昭和 7. 1.29	41,133	次点
		太田 宏美	新進党	徳島市南常三島町1丁目4番地の1	弁護士	昭和18. 7.29	23,684	
		仙谷 由人	民主党	徳島市南佐古七番町8番8号	〃	昭和21. 1.15	47,057	当選
		金丸 昌弘		徳島市佐古二番町4番7号	医師	昭和41. 2.25	1,739	
	第二区	山口 俊一	自由民主党	三好郡池田町字ウエノ2782-9	郵政政務次官	昭和25. 2.28	86,663	当選
		梶 浩一	日本共産党	徳島市住吉1丁目3番22-309号	政党役員	昭和37. 6. 8	16,576	次点
		河村 洋二	新社会党	徳島市新浜町4丁目3番地の17	徳島県農業協同組合労働組合連合会書記長	昭和23. 9.25	15,469	
	第三区	三木 申三	自由民主党	麻植郡山川町字住吉25番地	徳島県土地改良事業団体連合会理事	昭和 3.10. 4	61,113	次点
		岩浅 嘉仁	新進党	阿南市日開野町西居内426番地2	政党役員	昭和29.11. 3	64,762	当選
		久米 誠司	日本共産党	阿南市山口町久延56番地の5	〃	昭和17. 3. 3	10,138	
平成12 6.25	第一区	上村 秀明	日本共産党	名東郡佐那河内村下字田野々65番地2	政党役員	昭和34. 1. 1	14,164	
		仙谷 由人	民主党	徳島市南佐古七番町8番8号	弁護士	昭和21. 1.15	60,945	当選
		太田 宏美		徳島市南常三島町1丁目4番地の1	〃	昭和18. 7.29	12,068	
		岡本 芳郎	自由民主党	徳島市鷹匠町3丁目9番地	自由民主党徳島県第一選挙区支部長	昭和18.10. 5	41,628	次点
	第二区	高井 美穂	民主党	三好郡三野町大字太刀野山10番地の2	政党役員	昭和46.11.30	59,693	次点
		山口 俊一	自由民主党	三好郡池田町字ウエノ2782番地の9	選挙区支部長	昭和25. 2.28	76,746	当選
		藤田 均	日本共産党	徳島市南二軒屋町神成835番地の13	政党役員	昭和35. 7. 1	9,094	
	第三区	久保 孝之	日本共産党	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字奥ノ谷44番地14	政党役員	昭和38.10. 9	11,520	
		後藤田 正純	自由民主党	阿南市才見町石橋16番地 エスポワール石橋301号	医療法人役員	昭和44. 8. 5	77,301	当選
		岩浅 嘉仁	自由党	阿南市日開野町西居内426番地の2	政党役員	昭和29.11. 3	55,422	次点
平成15 11. 9	第一区	仙谷 由人	民主党	徳島市南佐古七番町8番8号	弁護士	昭和21. 1.15	60,917	当選
		七条 明	自由民主党	徳島市佐古一番町11番4号	自由民主党徳島県第一選挙区支部長	昭和26. 8. 1	44,892	次点
		山本 千代子	日本共産党	徳島市中島田町1丁目5番地	日本共産党徳島県常任委員	昭和24. 1. 2	9,164	

執行 年月日	選挙区	氏 名	候補者 届出政党	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
平成15 11.9	第 二 区	高 井 美 穂	民 主 党	板野郡藍住町奥野字猪熊245番地1	民主党徳島県 総支部連合会 副 代 表	昭和46.11.30	62,494	次 点
		山 口 俊 一	自由民主党	三好郡池田町字ウエノ2782番地の9	自由民主党 徳島県第二 選挙区支部長	昭和25. 2.28	72,116	当 選
		藤 田 均	日本共産党	徳島市南二軒屋町神成835番地の13	日本共産党 阿 北 地 区 副 委 員 長	昭和35. 7. 1	5,689	
	第 三 区	久 保 孝 之	日本共産党	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字奥ノ谷44番地14	日本共産党 徳 島県常任委員	昭和38.10. 9	7,687	
		後 藤 田 正 純	自由民主党	阿南市才見町石橋16番地 エスポワール石橋301号	自由民主党 徳島県第三 選挙区支部長	昭和44. 8. 5	85,671	当 選
		仁 木 博 文	民 主 党	阿南市宝田町平岡826番地	医 師	昭和41. 5.23	49,411	次 点
平成17 9.11	第 一 区	上 村 秀 明	日本共産党	名東郡佐那河内村下字田野々65番地2	日本共産党徳 島地区委員長	昭和34. 1. 1	9,769	
		岡 本 芳 郎	自由民主党	徳島市鷹匠町3丁目9番地	自由民主党徳 島県第一選挙 区 支 部 長	昭和18.10. 5	54,843	次 点
		仙 谷 由 人	民 主 党	徳島市南佐古七番町8番8号	弁 護 士	昭和21. 1.15	68,026	当 選
	第 二 区	高 井 美 穂	民 主 党	板野郡藍住町奥野字猪熊245番地1	民主党徳島県 総支部連合会 副 代 表	昭和46.11.30	47,199	次 点
		七 条 明	自由民主党	板野郡上板町七條字元原11番地	自由民主党徳 島県衆議院選挙 区 第 二 支 部 長	昭和26. 8. 1	43,695	
		山 本 千 代 子	日本共産党	徳島市中島田町1丁目5番地	日本共産党徳 島県委員会常 任 委 員	昭和24. 1. 2	4,767	
		山 口 俊 一		三好郡池田町字ウエノ2782番地の9	徳島県手をつ なぐ育成会 理 事 長	昭和25. 2.28	62,582	当 選
	第 三 区	青 木 利 男	日本共産党	吉野川市鴨島町西麻植字江川173番地56	日本共産党阿 北地区委員会 地 区 委 員	昭和19. 7.10	6,017	
		後 藤 田 正 純	自由民主党	阿南市見能林町志んじやく6番地1 シティークレースほうしょう302号室	自由民主党徳 島県第三選挙 区 支 部 長	昭和44. 8. 5	88,581	当 選
		仁 木 博 文	民 主 党	阿南市宝田町平岡826番地	医 師	昭和41. 5.23	60,063	次 点
	平成21 8.30	第 一 区	岡 佑 樹		徳島市明神町6丁目10番地の9	無 職	昭和52. 2.10	10,275
古 田 元 則			日本共産党	徳島市八万町夷山159番地	日本共産党徳 島県委員会副 委 員 長	昭和23. 1.28	8,313	
近 藤 彰				徳島市富田橋1丁目27番地の1	宗教法人幸福 の科学主任	昭和57. 5.10	1,395	
岡 本 芳 郎			自由民主党	徳島市籠屋町2丁目8番地	自由民主党徳 島県第一選挙 区 支 部 長	昭和18.10. 5	39,780	次 点
仙 谷 由 人			民 主 党	徳島市南佐古七番町8番8号	弁 護 士	昭和21. 1.15	76,764	当 選
第 二 区		山 口 俊 一	自由民主党	三好市池田町ウエノ2782番地9	自由民主党徳 島県衆議院 支 部 長	昭和25. 2.28	68,430	次 点
		梅 本 芳 郎		鳴門市撫養町小桑島字前組139番地	宗教法人幸福 の科学鳴門 支 部 長	昭和37. 5.11	2,134	
		高 井 美 穂	民 主 党	板野郡藍住町奥野字猪熊245番地1	民主党徳島県 総支部連合会 副 代 表	昭和46.11.30	85,290	当 選

執行年月日	選挙区	氏名	候補者届出政党	当時の住所	職業	生年月日	得票数	備考
平成21 8.30	第 三 区	後藤 正 純	自由民主党	阿南市見能林町志んじやく6番地1 シティーグレースほうしょう302号室	自由民主党徳 島県第三選挙 区支部長	昭和44. 8. 5	81,581	当 選
		仁 木 博 文	民 主 党	阿南市宝田町平岡826番地	医 師	昭和41. 5.23	80,359	次 点
		小 松 由 佳		吉野川市鴨島町西麻植字広畑36番地1	宗教法人幸福 の科学職員	昭和57. 1.21	1,938	
平成24 12.16	第 一 区	古 田 元 則	日本共産党	徳島市八万町夷山159番地	日本共産党 徳島県委員会 書記長	昭和23. 1.28	12,724	
		福 山 守	自由民主党	徳島市八万町橋本254番地の15	自由民主党 徳島県第一選 挙区支部長	昭和27.12.19	59,231	当 選
		仙 谷 由 人	民 主 党	徳島市南佐古七番町八番八号	弁 護 士	昭和21. 1.15	39,402	次 点
	第 二 区	手 塚 弘 司	日本共産党	板野郡上板町泉谷字メウト石13番地	日本共産党徳 島地区委員会 副委員長	昭和36. 1.25	9,449	
		山 口 俊 一	自由民主党	三好市池田町ウエノ2782番地	自由民主党 徳島県第二選 挙区支部長	昭和25. 2.28	68,526	当 選
		高 井 美 穂	民 主 党	板野郡藍住町奥野字猪熊245番地1 エトワールNAKASE103号	民主党徳島県 総支部連合会 副代表	昭和46.11.30	44,959	次 点
	第 三 区	小 松 由 佳		吉野川市鴨島町西麻植字広畑36番地1	HS政経塾 第二期生	昭和57. 1.21	3,395	
		仁 木 博 文	民 主 党	阿南市宝田町平岡826番地	医 師	昭和42. 5.23	50,803	次 点
		後藤 正 純	自由民主党	阿南市見能林町志んじやく6番地1 シティーグレースほうしょう302号室	自由民主党徳 島県支部連合 会会長	昭和44. 8. 5	70,197	当 選
平成26 12.14	第 一 区	谷 内 智 和	日本共産党	阿南市領家町長田480番地26 サンヴィレッジ102号室	日本共産党 阿南地区委員 会常任委員	昭和55.11.24	6,191	
		古 田 元 則	日本共産党	徳島市八万町夷山 159番地	日本共産党徳 島県委員会書 記長	昭和23.1.28	15,776	
		仁 木 博 文	民 主 党	阿南市宝田町平岡826番地	医 師	昭和41. 5.23	69,188	次 点
	第 二 区	後藤 正 純	自由民主党	阿南市見能林町志んじやく6番地1 シティーグレースほうしょう302号室	自由民主党徳 島県第1選挙 区支部支部長	昭和44. 8. 5	92,166	当 選
		久 保 孝 之	日本共産党	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷44番地14	日本共産党徳 島地区委員長	昭和38.10. 9	29,996	次 点
平成29 10.22	第 一 区	山 口 俊 一	自由民主党	三好市池田町ウエノ2782番地9	内閣府特命担 当大臣	昭和25. 2.28	85,979	当 選
		山 本 千 代 子	日本共産党	徳島市中島田町1丁目5番地	無 職	昭和24. 1. 2	15,622	
		後藤 正 純	自由民主党	阿南市見能林町志んじやく6番地1 シティーグレースほうしょう302号室	自由民主党徳 島県第1選挙 区支部支部長	昭和44. 8. 5	90,281	当 選
	第 二 区	仁 木 博 文	希 望 の 党	阿南市宝田町平岡826番地	医 師	昭和41. 5.23	69,442	次 点
		久 保 孝 之	日本共産党	阿南市羽ノ浦町岩脇奥ノ谷44番地14	日本共産党徳 島地区委員長	昭和38.10. 9	25,726	次 点
		山 口 俊 一	自由民主党	三好市池田町ウエノ2782番地9	自由民主党徳 島県第2選挙 区支部支部長	昭和25. 2.28	81,616	当 選
		福 山 正 敏		徳島市国府町井戸字天満13番地の9	団 体 職 員	昭和45.12.14	7,671	

執行 年月日	選挙区	氏名	候補者 届出政党	当時の住所	職業	年齢	得票数	備考
令和3 10.31	第一区	仁木 博文		阿南市	仁木訪問診療 クリニック院長	55歳	99,474	当選
		後藤 田 正 純	自由民主党	阿南市	選挙区支部長	52歳	77,398	次点
		吉 田 知 代	日本維新の 会	兵庫県明石市	自 営 業	46歳	20,065	
		佐 藤 行 俊		名西郡石井町	無 職	73歳	1,808	
	第二区	中 野 真 由 美	立憲民主党	板野郡北島町	政 党 役 員	50歳	43,473	次点
		久 保 孝 之	日本共産党	阿南市	政 党 役 員	58歳	8,851	
		山 口 俊 一	自由民主党	三好市	選挙区支部長	71歳	76,879	当選
令和6 10.27	第一区	仁木 博文	自由民主党	阿南市	選挙区支部長	58歳	85,386	当選
		高 橋 永	立憲民主党	徳島市	立憲民主党 徳島県第1区 総支部長	49歳	54,839	次点
		佐 藤 行 俊		名西郡石井町	無 職	76歳	2,318	
		久 保 孝 之	日本共産党	阿南市	日本共産党 徳島地区 委員長	61歳	8,454	
		吉 田 知 代	日本維新の 会	兵庫県明石市	政治団体役員 (日本維新の会 衆議院徳島県 第1選挙区支部長)	49歳	20,270	
	第二区	飯 泉 嘉 門		板野郡松茂町	無 職	64歳	52,151	次点
		山 口 俊 一	自由民主党	三好市	選挙区支部長	74歳	55,830	当選
		濱 共 生	日本共産党	徳島市	日本共産党 徳島地区 常任委員	43歳	8,198	
		祝 聡	日本維新の 会	香川県高松市	自 営 業	55歳	11,122	

(2) 参議院議員選挙(地方区・選挙区)

執行年月日	氏名	党派	当時の住所	職業	生年月日	得票数	備考
昭和22 4.20	岸野 牧夫	無所属	三好郡三野町大字芝生122	農業	明治15.1.1	67,416	当選
	赤沢 与仁	〃	板野郡大津村吉永65	県農業会長	明治38.10.16	81,559	当選
	蔭山 茂人	日本社会党	東京都杉並区高円寺3の254	無職	明治31.6.10	62,881	次点
	一原 有常	無所属	那賀郡平島村大字原124	新聞社重役	明治35.10.30	—	辞退
昭和22 8.15 (補欠選挙)	近藤 一	〃	勝浦郡小松島町字外開15の1	私立洋裁学園園長	明治25.2.15	11,089	
	紅露 みつ	民主党	東京都目黒区鷹番町86	無職	明治26.5.10	57,515	当選
	堀江 邑一	日本共産党	東京都世田谷区経堂町63	著述業	明治29.12.18	—	辞退
	乾 精末	自由党	東京都大田区新井4の46	公務員	明治16.3.1	56,810	次点
昭和25 6.4	紅露 みつ	国民民主党	東京都目黒区鷹番町86	著述業	明治26.5.10	92,908	当選
	乾 精末	緑風会	東京都文京区西片町10	外務省嘱託	明治16.3.1	60,688	
	小島 悦吉	共産党	徳島市吉野町2の1	前公吏	明治44.7.30	18,133	
	宮田 美信	自由党	美馬郡重清村字竹ノ内122	森林組合長	明治31.9.15	81,196	次点
	成瀬 喜五郎	社会党	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字中現79	農業	明治34.3.5	55,663	
	近藤 一	無所属	勝浦郡小松島町大字小松島字新港35	私立学校経営	明治25.2.15	3,453	
昭和28 4.24	佐藤 魁	日本社会党	徳島市下助任町415	労組役員 国鉄職員	明治38.12.21	64,805	次点
	三木与吉郎	無所属	板野郡松茂村中喜来字中須20	会社役員	明治35.12.21	172,108	当選
	松永 信行	日本共産党	徳島市大道4丁目6	書籍商 政党役員	明治44.1.30	10,083	
昭和31 7.8	橋本 忠春	無所属	徳島市北佐古町6丁目27	無職	明治43.12.14	37,458	
	紅露 みつ	自由民主党	東京都目黒区鷹番町86	著述業	明治26.5.10	119,742	当選
	浜田 新太郎	日本社会党	徳島市佐古町4丁目22	県労働庫理事 理事長・教職員労働組合評議会会長	明治40.3.10	89,521	次点
	松永 信行	日本共産党	徳島市大道4丁目6	政党役員	明治44.1.30	5,300	
昭和34 6.2	三木与吉郎	自由民主党	板野郡松茂村中喜来字中須20	会社重役	明治35.12.21	175,917	当選
	浜田 新太郎	日本社会党	徳島市佐古町4丁目22	県労働金庫理事 理事長・労働組合評議会会長	明治40.3.10	109,530	次点
昭和37 7.1	武知 寿	日本共産党	徳島市中常三島町3丁目14の1	政党専従役員	大正10.9.7	8,181	
	浜田 新太郎	日本社会党	徳島市上佐古町4丁目22	団体役員	明治40.3.10	89,135	
	山口 一雄	無所属	三好郡池田町字ウエノ2080の1	県社会福祉協議会会長・全国社会福祉協議会副会長	大正6.6.14	112,771	次点
	紅露 みつ	自由民主党	東京都目黒区鷹番町86	著述業	明治26.5.10	121,772	当選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和40 7. 4	秋 田 忠 昭	民主社会党	徳島市八万町法花谷136	徳島同盟 事務局次長	昭和 5. 5.28	41,319	
	武 知 寿	日本共産党	徳島市中常三島町3丁目14番地の2	政 党 役 員	大正10. 9. 7	11,013	
	三 木 与 吉 郎	自由民主党	板野郡松茂町中喜来字中須20番地	農 業	明治35.12.21	166,918	当 選
	井 上 普 方	日本社会党	徳島市西大工町4丁目1番地	医 師	大正14. 1.14	112,181	次 点
昭和43 7. 7	久次米健太郎	自由民主党	板野郡藍住町奥野字原134番地の1	徳島県農業協 同組合連合会 共 通 会 長	明治41. 8.26	205,765	当 選
	小 島 悦 吉	日本社会党	徳島市上吉野町2丁目1番地	獣 医 師	明治44. 7.30	105,429	次 点
	松 本 満 雄	日本共産党	徳島市北矢三町3丁目1番73の14号	政 党 専 従 役 員	大正15. 5.18	25,050	
昭和46 6.27	小 笠 公 韶	無 所 属	東京都世田谷区羽根木町1丁目27の11	理 研 香 料 工業㈱社長	明治37.12.16	157,894	当 選
	榎 茂	日本社会党	徳島市八万町法花谷274の2	県 労 評 議 長	大正15. 4.11	61,810	
	伊 東 董	自由民主党	那賀郡相生町吉野字イヤ谷21番地	四 国 高 速 運輸㈱社長	大正10. 2.23	94,342	次 点
	杉 田 治 郎	日本共産党	徳島市中前川町4丁目24番地の2	徳島健康生活 協同組合徳島 健生病院長	大正15. 1. 1	21,766	
昭和49 7. 7	福 井 隆 夫	〃	徳島市昭和町2丁目32番地	日本共産党 常 勤 役 員	昭和14. 3.26	19,382	
	加 藤 隆 史	公 明 党	徳島市南矢三町3丁目9の7	公明党徳島県 本 部 事 務 長	昭和17. 2.23	26,960	
	小 島 悦 吉	日本社会党	徳島市上吉野町2丁目1番地	獣 医 師	明治44. 7.30	39,181	
	久次米健太郎	無 所 属	板野郡藍住町奥野字原134番地の1	徳島県農業協 同組合連合会 共 通 会 長	明治41. 8.26	196,210	当 選
	後 藤 田 正 晴	自由民主党	徳島市富田浜1丁目10番地	無 職	大正 3. 8. 9	153,388	次 点
昭和52 7.10	亀 長 友 義	〃	東京都世田谷区上用賀2丁目5番2-212号	大 日 本 水産会会長	大正 9. 9.26	198,552	当 選
	前 田 定 一	日本社会党	徳島市大原町余慶38-10	自治労徳島県 本 部 委 員 長	昭和 6. 3. 2	116,617	次 点
	梯 和 夫	日本共産党	徳島市中昭和町1丁目101番地の1	日本共産党徳 島県委員会福 祉対策部長	昭和14. 4.12	31,934	
昭和55 6.22	内 藤 健	自由民主党	徳島市八万町下福万128番87号	会 社 役 員	昭和 7. 5.11	203,686	当 選
	竹 原 昭 央	日本共産党	徳島市津田町3丁目7番8-312号	政 党 役 員	昭和 2.10.10	22,657	
	前 田 定 一	無 所 属	徳島市大原町余慶38番地の10	団 体 役 員	昭和 6. 3. 2	192,963	次 点
昭和58 6.26	亀 長 友 義	自由民主党	徳島市富田橋2丁目23番地	参議院議員	大正 9. 9.26	161,915	当 選
	佐 藤 祐 次	日本社会党	徳島市大原町余慶38番地の27	団 体 役 員	昭和 6.11.15	63,152	次 点
	竹 原 昭 央	日本共産党	徳島市津田町3丁目7番8-312号	政 党 役 員	昭和 2.10.10	25,362	
	清 水 良 次	民 社 党	鳴門市大麻町松字道ノ南45番地	民社党県連 書 記 長	昭和13. 1.15	36,877	
昭和61 7. 6	梯 和 夫	日本共産党	徳島市上八万町西山852	政 党 役 員	昭和14. 4.12	43,283	
	佐 藤 祐 次	日本社会党	徳島市大原町余慶38番地の27	団 体 役 員	昭和 6.11.15	113,914	次 点
	松 浦 孝 治	自由民主党	那賀郡那賀川町大字江野島620番地	農 業	昭和13. 5. 6	224,668	当 選

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
平成元 7. 23	亀 長 友 義	〃	徳島市万代町3丁目5番4	参議院議員	大正 9. 9.26	155,486	次 点
	乾 晴 美	連 合 の 会	徳島市上吉野町3丁目24番地の3	無 職	昭和 9.10.18	215,805	当 選
	梯 和 夫	日本共産党	徳島市上八万町西山852番地	政 党 役 員	昭和14. 4.12	25,712	
平成4 7. 26	上 村 秀 明	〃	名東郡佐那河内村下字田野々65番地の2	〃	昭和34. 1. 1	31,121	
	加 藤 高 明	連 合 の 会	徳島市国府町東高輪401番地の4	連 合 徳 島 事 務 局 長	昭和15. 1.22	94,562	次 点
	松 浦 孝 治	自由民主党	那賀郡那賀川町大字江野島620番地の1	自由民主党徳 島県支部連合 会 役 員	昭和13. 5. 6	163,569	当 選
平成7 7. 23	太 田 宏 美	新 進 党	徳島市南佐古三番町8番9号	弁 護 士	昭和18. 7.29	72,346	次 点
	乾 晴 美	民 主 改 革 連 合	徳島市上吉野町3丁目24番地の3	団 体 役 員	昭和 9.10.18	63,425	
	松 田 文 雄	日本共産党	小松島市横須町11番57号	政 党 役 員	昭和16. 1. 7	22,098	
	北 岡 秀 二	自由民主党	美馬郡美馬町字妙見91番地1	北岡ブレコン 欄代表取締役	昭和30.11.18	140,692	当 選
平成10 7. 12	矢 野 和 友	新 社 会 党	徳島市丈六町長尾53番地の30	政 党 役 員	昭和 5.11.11	16,125	
	松 浦 孝 治	自由民主党	那賀郡那賀川町大字江野島620番地の1	農 業	昭和13. 5. 6	132,408	次 点
	藤 田 均	日本共産党	徳島市南二軒屋町神成835番地の13	政 党 役 員	昭和35. 7. 1	42,520	
	奈 良 武	自 由 連 合	徳島市川内町沖島480番地の5	弁 理 士	昭和17. 4.11	4,693	
	高 橋 紀 世 子	無 所 属	板野郡土成町吉田字芝生の一11番地の2	千代田企業 代表取締役	昭和16. 6.22	164,544	当 選
平成13 7. 29	前 川 貢 一	自 由 連 合	神奈川県茅ヶ崎市浜須賀5番20号	病 院 院 長	昭和25. 1.17	4,781	
	高 開 千 代 子	新 社 会 党	徳島市西新浜町2丁目5番86号-7	政 党 役 員	昭和28.12.18	19,759	
	藤 田 均	日本共産党	徳島市南二軒屋町神成835番地の13	日本共産党 専 従 役 員	昭和35. 7. 1	26,159	
	北 岡 秀 二	自由民主党	美馬郡美馬町字妙見91番地の1	北岡ブレコン 欄代表取締役	昭和30.11.18	198,387	当 選
	木 村 清 志	民 主 党	徳島市上八万町西山1098番地	弁 護 士	昭和30. 3.24	116,278	次 点
平成16 7. 11	東 条 恭 子	民 主 党	徳島市八万町橋本12番地の3	無 職	昭和29. 3.26	153,057	次 点
	久 保 孝 之	日本共産党	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字奥ノ谷44番地14	日本共産党徳 島県常任委員	昭和38.10. 9	33,718	
	小 池 正 勝	自由民主党	徳島市助任本町6丁目30番地の3	無 職	昭和27. 1.17	166,032	当 選
平成19 7. 29	花 岡 淳	日本共産党	板野郡藍住町住吉字神蔵216番地11	日本共産党 徳 島 県 委 員	昭和40.10.10	25,727	
	北 岡 秀 二	自由民主党	那賀郡羽ノ浦町大字岩脇字奥ノ谷44番地14	北岡ブレコン 欄代表取締役	昭和30.11.18	150,306	次 点
	中 谷 智 司	民 主 党	徳島市助任本町6丁目30番地の3	民主党徳島県 総支部連合会 副 代 表	昭和43.11.22	206,457	当 選

執行年月日	氏名	党派	当時の住所	職業	生年月日	得票数	備考
平成22 7.11	小池 正勝	新党改革	徳島市助任本町6丁目30番地の3	参議院議員	昭和27.1.17	67,803	
	豊川 卓	無所属	徳島市佐古2番町5番17号	有限会社 豊川商店 代表取締役	昭和6.1.27	3,462	
	竹尾 あけみ	幸福実現党	徳島市山城西2丁目71番地	株式会社 實積運輸 取締役	昭和29.4.5	3,785	
	吉田 益子	民主党	吉野川市山川町前川120番地4	薬剤師	昭和34.8.18	136,934	次点
	古田 元則	日本共産党	徳島市八万町夷山159番地	日本共産党 徳島県委員会 副委員長	昭和23.1.28	17,889	
	中西 祐介	自由民主党	阿南市学原町上力ヤ野16番地7	自由民主党徳島 県参議院選挙区 第二支部長	昭和54.7.12	142,763	当選
平成25 7.21	三木 亨	自由民主党	吉野川市鴨島町喜来356番地1	自由民主党徳島 県参議院選挙区 第一支部長	昭和42.7.10	179,127	当選
	上村 恭子	日本共産党	名東郡佐那河内村下字田野々65番地2	日本共産党徳島 県委員会医療福 祉対策部長	昭和32.8.1	29,733	
	中谷 智司	民主党	徳島市南末広町14-5-301号	参議院議員	昭和43.11.22	90,498	次点
	小松 由佳	幸福実現党	吉野川市鴨島町西麻植字広畑36番地1	幸福実現党徳 島県本部参議 院選挙区代表	昭和57.1.21	12,037	
平成28 7.10	大西 聡	無所属	徳島市下助任町1丁目12番地の2	弁護士	昭和38.4.12	242,781	次点
	福山 正敏	幸福実現党	徳島市国府町井戸字天満13番地の9	団体職員	昭和45.12.14	16,988	
	中西 祐介	自由民主党	阿南市学原町上力ヤ野16番地7	財務大臣政務官	昭和54.7.12	305,688	当選
令和元 7.21	石川 新一郎	NHK から 国民を守る 党	埼玉県朝霞市根岸台2丁目5番48-302号	自営業 (コンサル)	昭和29.3.7	33,764	
	高野 光二郎	自由民主党	高知県高知市札幌13番16号	参議院議員	昭和49.9.30	253,883	当選
	仲江 顕治	無所属	高知県高知市西塚ノ原14番地1	団体役員	昭和59.1.9	201,820	次点
	野村 秀邦	無所属	東京都練馬区南田中1丁目22番38号	作家	昭和24.8.12	15,014	

執行年月日	氏名	党派	当時の住所	職業	年齢	得票数	備考
令和4 7.10	藤本 健一	日本維新の 会	徳島県徳島市	自営業	52歳	62,001	
	中西 祐介	自由民主党	徳島県徳島市	総務副大臣	42歳	287,609	当選
	前田 強	国民民主党	高知県高知市	会社役員	39歳	49,566	
	中島 康治	NHK 党	高知県高知市	飲食店経営	43歳	14,006	
	荒牧 国晴	参政党	高知県高岡郡日高村	会社役員	41歳	28,195	
	仲江 顕治	日本共産党	高知県高知市	政党役員	38歳	103,217	次点
令和5 10.22 (補欠 選挙)	広田 一	無所属	高知県高知市	会社社長	55歳	233,250	当選
	西内 健	自由民主党	高知県須崎市	行政書士事 務所代表	56歳	142,036	次点

(3) 知 事 選 挙

執 行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和22 4. 5	阿 部 邦 一	無 所 属	麻植郡牛島村大字牛島1365	農 業	明治32.12. 5	114,690	次 点
	阿 部 五 郎	日本社会党	徳島市中昭和町3丁目74	弁 護 士	明治37. 3.19	124,470	当 選
	大 神 甚 三 郎	国民協同党	徳島市伊賀町2丁目4の3	会社取締役	明治27. 3. 8	68,041	
昭和26 4. 30	蔭 山 茂 人	無 所 属	徳島市中前川町3丁目9	無 職	明治31. 6.10	132,634	法定得 票数(8 分の3) が 147,454 の為決 選投票 となる
	原 菊 太 郎	〃	徳島市東佐古町2丁目23	会 社 社 長	明治22.11.10	126,456	
	阿 部 邦 一	自 由 党	麻植郡牛島村大字牛島1365	弁 護 士	明治32.12. 5	134,119	
昭和26 5. 18 (決選 投票)	阿 部 邦 一	〃	〃	〃	〃	170,582	当 選
	蔭 山 茂 人	無 所 属	徳島市中前川町3丁目9	無 職	明治31. 6.10	133,650	次 点
昭和30 4. 23	阿 部 邦 一	自 由 党	徳島市かちどき橋3丁目4	〃	明治32.12. 5	112,027	次 点
	原 菊 太 郎	無 所 属	徳島市東佐古町2丁目23	会 社 社 長	明治22.11.10	278,442	当 選
昭和34 4. 23 (無投票)	原 菊 太 郎	〃	徳島市新蔵町1丁目21	県 知 事	〃	無投票	当 選
昭和38 4. 17	島 勝 福	〃	徳島市中昭和町4丁目6の2	会 社 重 役	大正 4. 6.27	181,423	次 点
	原 菊 太 郎	自由民主党	徳島市新蔵町1丁目21	県 知 事	明治22.11.10	230,963	当 選
昭和40 10. 5	青 山 照 明	日本共産党	鳴門市撫養町北浜字宮の西75の4	政 党 役 員	大正12. 8.25	8,520	
	武 市 恭 信	自由民主党	美馬郡貞光町字野口47	団 体 役 員	大正 6. 1.17	197,782	当 選
	島 勝 福	無 所 属	徳島市中昭和町4丁目6の2	会 社 重 役	大正 4. 6.27	131,844	次 点
	米 村 英 彦	〃	徳島市南二軒屋町西開1307の3	無 職	明治44. 3. 6	20,587	
昭和44 9. 28	武 市 恭 信	自由民主党	徳島市新蔵町1丁目21	県 知 事	大正 6. 1.17	212,819	当 選
	青 山 照 明	日本共産党	鳴門市撫養町北浜字宮の西54番地	政 党 専 従 役 員	大正12. 8.25	23,641	
	山 口 一 雄	無 所 属	三好郡池田町ウエノ2808番地の1	団 体 役 員	大正 6. 6.14	143,623	次 点
昭和48 9. 30	石 川 兼 千 代	日本共産党	徳島市鮎喰町2丁目30番地の17	政 党 役 員	大正12. 8. 3	15,402	
	武 市 恭 信	自由民主党	徳島市新蔵町1丁目21番地	県 知 事	大正 6. 1.17	232,757. 262	当 選
	高 田 巖	反 共 全 国 遊 説 隊	東京都世田谷区喜多見4-3-15	政治団体長	昭和 5. 5.23	1,203	
	武 市 一 夫	無 所 属	徳島市万代町5丁目22番地	日本赤十字 本 社 理 事	大正 8.11.17	150,501. 687	次 点

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
昭和52 9.25	武 市 恭 信	自由民主党	徳島市新蔵町1丁目21番地	県 知 事	大正 6. 1.17	210,915	当 選
	三 木 申 三	無 所 属	麻植郡山川町字住吉25番地	医 師	昭和 3.10. 4	209,376	次 点
	青 山 照 明	日本共産党	鳴門市撫養町北浜字宮の西54番地	日本共産党 徳島県委員会 委 員 長	大正12. 8.25	13,977	
昭和56 9.27	石 川 兼 千 代	〃	徳島市鮎喰町2丁目30番地の17	政 党 役 員	大正12. 8. 3	10,526	
	武 市 恭 信	自由民主党	徳島市新蔵町1丁目65番地	県 知 事	大正 6. 1.17	222,613	次 点
	三 木 申 三	無 所 属	麻植郡山川町字住吉25番地	医 師	昭和 3.10. 4	250,150	当 選
	杉 川 昇	政治結社 大日本菊誠党 総 本 部	美馬郡脇町字拝原40番地の4	政治結社 大日本菊誠党 総本部総裁	昭和12. 6.10	607	
昭和60 9.29	三 木 申 三	無 所 属	徳島市新蔵町1丁目65番地	県 知 事	昭和 3.10. 4	281,859	当 選
	山 本 潤 造	〃	徳島市沖浜町西畑455番地	会 社 役 員	大正12. 2.13	149,002	次 点
	神 野 美 昭	日本共産党	徳島市中島田町3丁目31番地	政 党 役 員	昭和11. 1.24	16,386	
平成元 9.17	中 野 昭	〃	那賀郡羽ノ浦町大字中庄字市11番地の1	〃	昭和 6. 6.12	23,142	
	中 西 一 宏	無 所 属	板野郡北島町中村字川田7番地の8	弁 護 士	昭和21.12. 8	133,499	次 点
	三 木 申 三	〃	徳島市新蔵町1丁目65番地	県 知 事	昭和 3.10. 4	226,668	当 選
平成 5 9.26	中 野 昭	日本共産党	那賀郡羽ノ浦町大字中庄字市11番地の1	政 党 役 員	昭和 6. 6.12	39,328	次 点
	清 水 源 吾	無 所 属	阿南市福井町鉦打12番地	農 業	大正15.10.29	24,702	
	圓 藤 寿 穂	〃	板野郡板野町川端字若王子81番地	無 職	昭和18. 5.28	182,169	当 選
平成 9 9.28	圓 藤 寿 穂	無 所 属	板野郡板野町川端字若王子81番地	県 知 事	昭和18. 5.28	183,966	当 選
	井 上 尚	〃	徳島市川内町富吉55番地の8	団 体 役 員	昭和10. 3.27	64,810	次 点
	古 庄 輝 亘	〃	徳島市南佐古六番町4番1号	天 然 藍 染 筒 描 職 人	昭和19.10.23	25,811	
平成13 9.16	圓 藤 寿 穂	〃	板野郡板野町川端字若王子81番地	県 知 事	昭和18. 5.28	178,141	当 選
	大 田 正	〃	板野郡北島町北村字壱町四反地35番地の43	無 職	昭和18. 8.10	146,394	次 点
平成14 4.28	大 田 正	〃	〃	〃	〃	160,656	当 選
	山 崎 養 世	〃	東京都大田区田園調布3丁目39の22 蒼梧ハイツ8号館	〃	昭和33.10.20	37,033	
	河 内 順 子	〃	阿南市富岡町今福寺49番地2	〃	昭和22. 5.26	143,637	次 点

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	生 年 月 日	得 票 数	備 考
平成15 5.18	篠 原 滋 子	〃	徳島市元町1丁目24番地	株式会社現代 情報研究所代 表取締役所長	昭和15. 3.31	10,726	
	大 田 正	〃	板野郡北島町北村字沓町四反地35番地の43	無 職	昭和18. 8.10	197,732	次 点
	飯 泉 嘉 門	〃	徳島市南昭和町5丁目99番地の1	〃	昭和35. 7.29	206,221	当 選
平成19 4. 8	山 本 千 代 子	日本共産党	徳島市中島田町1丁目5番地	日本共産党徳 島県常任委員	昭和24. 1. 2	85,696	次 点
	飯 泉 嘉 門	無 所 属	徳島市南仲之町3丁目29番地	徳島県知事	昭和35. 7.29	276,920	当 選
平成23 4.10	山 本 千 代 子	日本共産党	徳島市中島田町1丁目5番地	日本共産党徳 島県常任委員	昭和24. 1. 2	56,887	次 点
	飯 泉 嘉 門	無 所 属	徳島市南仲之町3丁目29番地	徳島県知事	昭和35. 7.29	262,440	当 選
平成27 4.12	飯 泉 嘉 門	無 所 属	徳島市南仲之町3丁目29番地	〃	昭和35. 7.29	201,364	当 選
	古 田 美 知 代	日本共産党	徳島県徳島市八万町夷山159番地	日本共産党 徳島県委員	昭和23. 8.18	49,562	次 点
平成31 4. 7	天 羽 篤	日本共産党	小松島市芝生町字宮ノ前45番地の10	日本共産党 阿北地区委員 会 副 委 員 長	昭和25.5.27	18,332	
	飯 泉 嘉 門	無 所 属	徳島市南仲之町3丁目29番地	徳島県知事	昭和35.7.29	158,972	当 選
	岸 本 泰 治	〃	徳島市国府町府中604番地の7	無 職	昭和32.6.1	122,779	次 点

執行 年月日	氏 名	党 派	当 時 の 住 所	職 業	年 齢	得 票 数	備 考
令和5 4. 9	三 木 亨	無 所 属	徳島県吉野川市	無 職	55歳	100,309	次 点
	古 田 元 則	日本共産党	徳島県徳島市	日本共産党徳 島県委員会書 記 長	75歳	10,546	
	後 藤 田 正 純	無 所 属	徳島県徳島市	無 職	53歳	130,993	当 選
	飯 泉 嘉 門	無 所 属	徳島県徳島市	徳島県知事	62歳	85,956	

参

考

1 任期満了日等一覧表

(令和6年12月31日現在)

区 分	定 数	任 期 開 始 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	直 近 の 選 挙 年 月 日
衆 議 院 議 員 (徳 島 県 小 選 挙 区)	2	R6. 10. 27	R10. 10. 26	第50回R6. 10. 27
参 議 院 議 員 (徳島県及び高知県選挙区)	1	R1. 7. 29	R7. 7. 28	補欠選挙R5. 10. 22 (第25回R1. 7. 21)
	1	R4. 7. 26	R10. 7. 25	第26回R4. 7. 10
知 事	1	R5. 5. 18	R9. 5. 17	R5. 4. 9
県 議 会 議 員	38	R5. 4. 30	R9. 4. 29	R5. 4. 9

2 選挙人名簿登録者数(定時登録時分)

区 分 市町村名	昭 和 44 年			昭 和 45 年			昭 和 46 年			昭 和 47 年		
	9月10日現在			9月10日現在			9月10日現在			9月10日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	72,373	82,697	155,070	73,821	84,048	157,869	75,753	86,434	162,187	75,556	86,133	161,689
鳴 門 市	19,059	22,364	41,423	20,036	23,219	43,255	20,352	23,482	43,834	20,578	23,707	44,285
小 松 島 市	12,452	14,551	27,003	12,640	14,719	27,359	13,035	15,088	28,123	13,265	15,293	28,558
阿 南 市	19,094	21,487	40,581	19,292	21,556	40,848	19,596	21,853	41,449	19,931	22,105	42,036
市 計	122,978	141,099	264,077	125,789	143,542	269,331	128,736	146,857	275,593	129,330	147,238	276,568
勝 浦 町	2,805	3,053	5,858	2,815	3,071	5,886	2,852	3,107	5,959	2,871	3,096	5,967
上 勝 町	1,530	1,654	3,184	1,510	1,637	3,147	1,463	1,587	3,050	1,458	1,562	3,020
佐那河内村	1,379	1,489	2,868	1,371	1,501	2,872	1,399	1,525	2,924	1,421	1,537	2,958
石 井 町	7,045	8,009	15,054	7,217	8,114	15,331	7,337	8,291	15,628	7,552	8,409	15,961
神 山 町	4,813	5,249	10,062	4,769	5,170	9,939	4,675	5,104	9,779	4,599	5,047	9,646
那 賀 川 町	3,418	3,910	7,328	3,455	3,960	7,415	3,429	3,998	7,427	3,458	3,980	7,438
羽ノ浦町	2,420	2,811	5,231	2,501	2,816	5,317	2,561	2,884	5,445	2,718	3,035	5,753
鷺 敷 町	1,247	1,452	2,699	1,239	1,438	2,677	1,254	1,453	2,707	1,269	1,459	2,728
相 生 町	1,666	1,780	3,446	1,631	1,765	3,396	1,624	1,773	3,397	1,608	1,802	3,410
上 那 賀 町	1,433	1,528	2,961	1,388	1,524	2,912	1,375	1,507	2,882	1,362	1,487	2,849
木 沢 村	629	621	1,250	632	620	1,252	607	612	1,219	604	605	1,209
木 頭 村	1,086	1,026	2,112	1,074	1,030	2,104	1,041	1,028	2,069	1,013	1,027	2,040
由 岐 町	1,653	2,009	3,662	1,654	2,007	3,661	1,695	2,056	3,751	1,694	2,074	3,768
日 和 佐 町	2,542	3,014	5,556	2,499	3,004	5,503	2,514	2,980	5,494	2,570	3,001	5,571
牟 岐 町	2,726	3,155	5,881	2,768	3,202	5,970	2,798	3,251	6,049	2,834	3,233	6,067
海 南 町	2,554	2,904	5,458	2,524	2,929	5,453	2,529	2,951	5,480	2,523	2,947	5,470
海 部 町	1,224	1,476	2,700	1,241	1,467	2,708	1,259	1,455	2,714	1,267	1,472	2,739
穴 喰 町	1,460	1,683	3,143	1,495	1,710	3,205	1,511	1,737	3,248	1,491	1,708	3,199
松 茂 町	2,885	2,805	5,690	2,992	2,857	5,849	3,011	2,942	5,953	2,950	2,947	5,897
北 島 町	3,717	4,280	7,997	4,038	4,555	8,593	4,078	4,556	8,634	4,115	4,577	8,692
藍 住 町	3,243	3,610	6,853	3,273	3,662	6,935	3,384	3,774	7,158	3,571	3,888	7,459
板 野 町	3,972	4,687	8,659	4,076	4,793	8,869	4,245	4,871	9,116	4,350	4,900	9,250
上 板 町	3,859	4,259	8,118	3,923	4,307	8,230	4,069	4,413	8,482	4,091	4,436	8,527
吉 野 町	2,897	3,240	6,137	2,898	3,266	6,164	2,979	3,311	6,290	3,091	3,396	6,487
土 成 町	2,859	3,161	6,020	2,890	3,201	6,091	2,921	3,245	6,166	2,978	3,274	6,252
市 場 町	4,137	4,834	8,971	4,142	4,847	8,989	4,229	4,900	9,129	4,246	4,867	9,113
阿 波 町	4,255	4,795	9,050	4,377	4,910	9,287	4,372	4,930	9,302	4,417	4,998	9,415
鴨 島 町	7,283	8,600	15,883	7,474	8,791	16,265	7,693	8,923	16,616	7,807	9,039	16,846
川 島 町	2,409	2,833	5,242	2,396	2,815	5,211	2,447	2,826	5,273	2,513	2,887	5,400
山 川 町	3,989	4,611	8,600	4,086	4,711	8,797	4,136	4,735	8,871	4,133	4,741	8,874
美 郷 村	1,152	1,258	2,410	1,106	1,255	2,361	1,096	1,233	2,329	1,067	1,217	2,284
脇 町	5,990	7,111	13,101	6,210	7,240	13,450	6,276	7,328	13,604	6,389	7,324	13,713
美 馬 町	3,227	3,771	6,998	3,255	3,802	7,057	3,250	3,784	7,034	3,341	3,846	7,187
半 田 町	2,867	3,256	6,123	2,907	3,286	6,193	2,876	3,289	6,165	2,834	3,286	6,120
貞 光 町	2,678	3,204	5,882	2,660	3,167	5,827	2,694	3,193	5,887	2,696	3,214	5,910
一 字 村	1,491	1,653	3,144	1,426	1,566	2,992	1,431	1,548	2,979	1,396	1,513	2,909
穴 吹 町	3,804	4,348	8,152	3,749	4,281	8,030	3,704	4,299	8,003	3,690	4,241	7,931
木 屋 平 村	1,317	1,384	2,701	1,265	1,345	2,610	1,207	1,293	2,500	1,122	1,244	2,366
三 野 町	1,746	2,092	3,838	1,788	2,128	3,916	1,815	2,126	3,941	1,823	2,116	3,939
三 好 町	2,008	2,315	4,323	2,016	2,325	4,341	2,041	2,355	4,396	2,063	2,377	4,440
池 田 町	7,320	8,871	16,191	7,366	8,950	16,316	7,378	8,972	16,350	7,419	8,993	16,412
山 城 町	2,982	3,362	6,344	2,932	3,361	6,293	2,835	3,246	6,081	2,813	3,233	6,046
井 川 町	2,272	2,648	4,920	2,226	2,635	4,861	2,243	2,608	4,851	2,292	2,604	4,896
三 加 茂 町	3,004	3,609	6,613	3,037	3,622	6,659	3,043	3,634	6,677	3,095	3,686	6,781
東祖谷山村	1,875	1,908	3,783	1,727	1,801	3,528	1,652	1,747	3,399	1,590	1,690	3,280
西祖谷山村	1,285	1,419	2,704	1,230	1,382	2,612	1,234	1,376	2,610	1,177	1,333	2,510
町 村 計	132,153	150,747	282,900	133,248	151,826	285,074	134,262	152,756	287,018	135,381	153,348	288,729
市 町 村 計	255,131	291,846	546,977	259,037	295,368	554,405	262,998	299,613	562,611	264,711	300,586	565,297

	昭 和 48 年			昭 和 49 年			昭 和 50 年			昭 和 51 年		
	9月10日現在			9月10日現在			9月10日現在			9月10日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	76,950	87,539	164,489	78,324	89,090	167,414	79,015	89,579	168,594	79,759	90,171	169,930
鳴 門 市	20,788	23,841	44,629	20,988	24,019	45,007	21,148	24,132	45,280	21,307	24,197	45,504
小 松 島 市	13,476	15,490	28,966	13,601	15,580	29,181	13,860	15,859	29,719	14,006	15,953	29,959
阿 南 市	20,147	22,226	42,373	20,366	22,405	42,771	20,501	22,477	42,978	20,649	22,604	43,253
市 計	131,361	149,096	280,457	133,279	151,094	284,373	134,524	152,047	286,571	135,721	152,925	288,646
勝 浦 町	2,866	3,086	5,952	2,839	3,054	5,893	2,844	3,062	5,906	2,891	3,058	5,949
上 勝 町	1,439	1,524	2,963	1,408	1,494	2,902	1,367	1,463	2,830	1,333	1,453	2,786
佐那河内村	1,414	1,529	2,943	1,400	1,522	2,922	1,430	1,530	2,960	1,416	1,527	2,943
石 井 町	7,664	8,608	16,272	7,783	8,733	16,516	7,856	8,787	16,643	8,042	8,976	17,018
神 山 町	4,532	4,956	9,488	4,505	4,887	9,392	4,450	4,843	9,293	4,387	4,786	9,173
那 賀 川 町	3,541	3,960	7,501	3,557	3,996	7,553	3,541	4,001	7,542	3,564	3,996	7,560
羽ノ浦町	2,963	3,285	6,248	3,185	3,530	6,715	3,398	3,752	7,150	3,540	3,849	7,389
鷺 敷 町	1,267	1,442	2,709	1,258	1,440	2,698	1,280	1,455	2,735	1,287	1,454	2,741
相 生 町	1,602	1,768	3,370	1,594	1,759	3,353	1,579	1,747	3,326	1,552	1,738	3,290
上 那 賀 町	1,313	1,438	2,751	1,281	1,422	2,703	1,286	1,412	2,698	1,258	1,388	2,646
木 沢 村	589	581	1,170	578	576	1,154	563	569	1,132	566	576	1,142
木 頭 村	995	997	1,992	980	986	1,966	968	972	1,940	959	981	1,940
由 岐 町	1,671	2,039	3,710	1,677	2,043	3,720	1,666	2,017	3,683	1,668	2,004	3,672
日 和 佐 町	2,554	3,000	5,554	2,518	3,010	5,528	2,482	2,949	5,431	2,503	2,941	5,444
牟 岐 町	2,820	3,208	6,028	2,805	3,171	5,976	2,804	3,160	5,964	2,797	3,168	5,965
海 南 町	2,564	2,929	5,493	2,534	2,883	5,417	2,552	2,874	5,426	2,570	2,857	5,427
海 部 町	1,239	1,433	2,672	1,244	1,423	2,667	1,220	1,402	2,622	1,241	1,415	2,656
宍 喰 町	1,449	1,684	3,133	1,453	1,693	3,146	1,473	1,678	3,151	1,468	1,680	3,148
松 茂 町	3,020	2,969	5,989	3,114	3,059	6,173	3,173	3,134	6,307	3,287	3,224	6,511
北 島 町	4,168	4,719	8,887	4,278	4,672	8,950	4,377	4,767	9,144	4,539	5,024	9,563
藍 住 町	3,692	4,052	7,744	3,949	4,275	8,224	4,349	4,704	9,053	4,899	5,219	10,118
板 野 町	4,323	4,909	9,232	4,284	4,829	9,113	4,424	4,999	9,423	4,576	4,941	9,517
上 板 町	4,179	4,504	8,683	4,223	4,556	8,779	4,299	4,651	8,950	4,282	4,647	8,929
吉 野 町	3,187	3,428	6,615	3,203	3,405	6,608	3,234	3,425	6,659	3,235	3,458	6,693
土 成 町	2,996	3,300	6,296	3,042	3,331	6,373	3,087	3,345	6,432	3,125	3,369	6,494
市 場 町	4,314	4,887	9,201	4,383	4,932	9,315	4,416	4,933	9,349	4,421	4,926	9,347
阿 波 町	4,497	5,072	9,569	4,578	5,126	9,704	4,692	5,232	9,924	4,778	5,301	10,079
鴨 島 町	8,053	9,194	17,247	8,146	9,382	17,528	8,348	9,447	17,795	8,406	9,568	17,974
川 島 町	2,587	2,920	5,507	2,641	2,947	5,588	2,664	2,968	5,632	2,747	3,019	5,766
山 川 町	4,218	4,777	8,995	4,299	4,876	9,175	4,455	5,017	9,472	4,324	4,869	9,193
美 郷 村	1,056	1,180	2,236	1,050	1,157	2,207	961	1,054	2,015	928	1,019	1,947
脇 町	6,431	7,270	13,701	6,458	7,297	13,755	6,581	7,501	14,082	6,537	7,376	13,913
美 馬 町	3,440	3,861	7,301	3,441	3,858	7,299	3,475	3,866	7,341	3,510	3,870	7,380
半 田 町	2,878	3,250	6,128	2,849	3,200	6,049	2,828	3,210	6,038	2,847	3,124	5,971
貞 光 町	2,599	3,107	5,706	2,572	3,069	5,641	2,639	3,125	5,764	2,648	3,111	5,759
一 字 村	1,340	1,460	2,800	1,316	1,437	2,753	1,312	1,442	2,754	1,321	1,441	2,762
穴 吹 町	3,640	4,209	7,849	3,614	4,144	7,758	3,593	4,106	7,699	3,607	4,049	7,656
木 屋 平 村	1,152	1,256	2,408	1,106	1,225	2,331	1,084	1,194	2,278	1,052	1,134	2,186
三 野 町	1,827	2,125	3,952	1,832	2,142	3,974	1,859	2,160	4,019	1,857	2,132	3,989
三 好 町	2,101	2,399	4,500	2,112	2,400	4,512	2,122	2,411	4,533	2,124	2,412	4,536
池 田 町	7,461	8,979	16,440	7,459	8,932	16,391	7,532	8,934	16,466	7,498	8,838	16,336
山 城 町	2,786	3,207	5,993	2,769	3,154	5,923	2,767	3,148	5,915	2,770	3,092	5,862
井 川 町	2,258	2,599	4,857	2,262	2,591	4,853	2,289	2,605	4,894	2,288	2,628	4,916
三 加 茂 町	3,147	3,702	6,849	3,157	3,686	6,843	3,169	3,720	6,889	3,182	3,744	6,926
東祖谷山村	1,511	1,618	3,129	1,468	1,580	3,048	1,466	1,564	3,030	1,471	1,512	2,983
西祖谷山村	1,149	1,309	2,458	1,135	1,286	2,421	1,121	1,266	2,387	1,094	1,223	2,317
町 村 計	136,492	153,729	290,221	137,339	154,170	291,509	139,075	155,601	294,676	140,395	156,117	296,512
市 町 村 計	267,853	302,825	570,678	270,618	305,264	575,882	273,599	307,648	581,247	276,116	309,042	585,158

	昭 和 52 年			昭 和 53 年			昭 和 54 年			昭 和 55 年		
	9月10日現在			9月10日現在			9月10日現在			9月10日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	80,604	90,440	171,044	81,314	90,937	172,251	82,670	92,449	175,119	83,414	93,442	176,856
鳴 門 市	21,518	24,212	45,730	21,637	24,292	45,929	21,728	24,436	46,164	21,778	24,563	46,341
小 松 島 市	14,156	16,130	30,286	14,362	16,339	30,701	14,569	16,486	31,055	14,643	16,547	31,190
阿 南 市	20,770	22,743	43,513	20,937	22,866	43,803	21,057	22,947	44,004	21,232	23,117	44,349
市 計	137,048	153,525	290,573	138,250	154,434	292,684	140,024	156,318	296,342	141,067	157,669	298,736
勝 浦 町	2,871	3,066	5,937	2,889	3,084	5,973	2,924	3,093	6,017	2,905	3,090	5,995
上 勝 町	1,311	1,401	2,712	1,267	1,382	2,649	1,246	1,370	2,616	1,240	1,370	2,610
佐那河内村	1,415	1,537	2,952	1,419	1,544	2,963	1,438	1,553	2,991	1,434	1,536	2,970
石 井 町	8,125	9,107	17,232	8,275	9,199	17,474	8,424	9,376	17,800	8,458	9,454	17,912
神 山 町	4,375	4,762	9,137	4,390	4,747	9,137	4,325	4,714	9,039	4,312	4,683	8,995
那賀川町	3,602	4,047	7,649	3,622	4,070	7,692	3,673	4,076	7,749	3,655	4,069	7,724
羽ノ浦町	3,636	3,979	7,615	3,699	4,078	7,777	3,720	4,149	7,869	3,735	4,177	7,912
鷺 敷 町	1,309	1,455	2,764	1,307	1,473	2,780	1,318	1,495	2,813	1,331	1,497	2,828
相 生 町	1,551	1,731	3,282	1,537	1,724	3,261	1,532	1,723	3,255	1,529	1,714	3,243
上那賀町	1,249	1,353	2,602	1,266	1,360	2,626	1,263	1,347	2,610	1,222	1,336	2,558
木 沢 村	555	572	1,127	542	553	1,095	543	555	1,098	544	556	1,100
木 頭 村	968	959	1,927	975	965	1,940	978	967	1,945	970	963	1,933
由 岐 町	1,689	2,000	3,689	1,679	2,009	3,688	1,694	2,025	3,719	1,676	1,980	3,656
日和佐町	2,493	2,907	5,400	2,512	2,916	5,428	2,506	2,895	5,401	2,500	2,882	5,382
牟 岐 町	2,781	3,140	5,921	2,768	3,122	5,890	2,785	3,134	5,919	2,762	3,152	5,914
海 南 町	2,548	2,842	5,390	2,566	2,855	5,421	2,587	2,877	5,464	2,574	2,861	5,435
海 部 町	1,258	1,417	2,675	1,261	1,418	2,679	1,265	1,430	2,695	1,250	1,426	2,676
穴 喰 町	1,473	1,693	3,166	1,474	1,697	3,171	1,493	1,706	3,199	1,468	1,681	3,149
松 茂 町	3,444	3,366	6,810	3,481	3,473	6,954	3,566	3,565	7,131	3,585	3,630	7,215
北 島 町	4,756	5,219	9,975	4,899	5,378	10,277	5,148	5,643	10,791	5,342	5,853	11,195
藍 住 町	5,357	5,691	11,048	5,599	6,004	11,603	6,014	6,447	12,461	6,425	6,850	13,275
板 野 町	4,557	5,085	9,642	4,524	5,072	9,596	4,585	5,106	9,691	4,666	5,154	9,820
上 板 町	4,327	4,648	8,975	4,356	4,671	9,027	4,437	4,735	9,172	4,442	4,729	9,171
吉 野 町	3,314	3,521	6,835	3,289	3,540	6,829	3,305	3,563	6,868	3,313	3,578	6,891
土 成 町	3,116	3,366	6,482	3,150	3,374	6,524	3,169	3,391	6,560	3,157	3,384	6,541
市 場 町	4,496	4,960	9,456	4,558	4,965	9,523	4,611	5,010	9,621	4,636	5,027	9,663
阿 波 町	4,787	5,234	10,021	4,832	5,288	10,120	4,898	5,371	10,269	4,941	5,416	10,357
鴨 島 町	8,680	9,824	18,504	8,799	9,869	18,668	8,939	9,978	18,917	8,980	10,029	19,009
川 島 町	2,777	3,059	5,836	2,814	3,102	5,916	2,886	3,162	6,048	2,894	3,171	6,065
山 川 町	4,357	4,847	9,204	4,411	4,867	9,278	4,480	4,942	9,422	4,514	4,989	9,503
美 郷 村	908	979	1,887	889	961	1,850	865	963	1,828	873	958	1,831
脇 町	6,586	7,404	13,990	6,752	7,515	14,267	6,772	7,516	14,288	6,792	7,493	14,285
美 馬 町	3,536	3,853	7,389	3,603	3,879	7,482	3,638	3,918	7,556	3,650	3,930	7,580
半 田 町	2,853	3,138	5,991	2,811	3,116	5,927	2,783	3,094	5,877	2,778	3,123	5,901
貞 光 町	2,724	3,144	5,868	2,776	3,147	5,923	2,677	3,088	5,765	2,702	3,153	5,855
一 字 村	1,211	1,332	2,543	1,191	1,307	2,498	1,220	1,326	2,546	1,162	1,274	2,436
穴 吹 町	3,594	3,993	7,587	3,546	3,918	7,464	3,554	3,927	7,481	3,536	3,905	7,441
木屋平村	1,025	1,087	2,112	1,003	1,049	2,052	994	1,025	2,019	956	990	1,946
三 野 町	1,866	2,135	4,001	1,875	2,157	4,032	1,901	2,209	4,110	1,895	2,188	4,083
三 好 町	2,170	2,425	4,595	2,232	2,446	4,678	2,282	2,480	4,762	2,278	2,479	4,757
池 田 町	7,444	8,784	16,228	7,455	8,694	16,149	7,510	8,760	16,270	7,553	8,795	16,348
山 城 町	2,787	3,110	5,897	2,848	3,132	5,980	2,832	3,079	5,911	2,814	3,067	5,881
井 川 町	2,272	2,645	4,917	2,283	2,661	4,944	2,282	2,618	4,900	2,260	2,586	4,846
三 加 茂 町	3,208	3,709	6,917	3,243	3,757	7,000	3,306	3,789	7,095	3,318	3,813	7,131
東祖谷山村	1,468	1,520	2,988	1,439	1,496	2,935	1,436	1,492	2,928	1,407	1,454	2,861
西祖谷山村	1,083	1,206	2,289	1,076	1,182	2,258	1,116	1,213	2,329	1,102	1,163	2,265
町 村 計	141,912	157,252	299,164	143,182	158,216	301,398	144,920	159,895	304,815	145,536	160,608	306,144
市 町 村 計	278,960	310,777	589,737	281,432	312,650	594,082	284,944	316,213	601,157	286,603	318,277	604,880

	昭 和 56 年			昭 和 57 年			昭 和 58 年			昭 和 59 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	84,160	94,215	178,375	84,530	94,883	179,413	86,562	96,902	183,464	87,093	97,442	184,535
鳴 門 市	21,886	24,682	46,568	21,938	24,867	46,805	22,069	25,033	47,102	22,149	25,196	47,345
小 松 島 市	14,786	16,666	31,452	14,847	16,708	31,555	15,017	16,891	31,908	15,062	16,971	32,033
阿 南 市	21,307	23,229	44,536	21,392	23,308	44,700	21,197	23,308	44,505	21,352	23,422	44,774
市 計	142,139	158,792	300,931	142,707	159,766	302,473	144,845	162,134	306,979	145,656	163,031	308,687
勝 浦 町	2,883	3,077	5,960	2,885	3,074	5,959	2,890	3,084	5,974	2,876	3,071	5,947
上 勝 町	1,230	1,367	2,597	1,208	1,366	2,574	1,188	1,347	2,535	1,185	1,344	2,529
佐那河内村	1,448	1,540	2,988	1,445	1,527	2,972	1,432	1,524	2,956	1,403	1,504	2,907
石 井 町	8,609	9,567	18,176	8,611	9,601	18,212	8,700	9,697	18,397	8,749	9,777	18,526
神 山 町	4,270	4,628	8,898	4,249	4,577	8,826	4,227	4,595	8,822	4,206	4,543	8,749
那 賀 川 町	3,642	4,058	7,700	3,630	4,047	7,677	3,654	4,070	7,724	3,648	4,102	7,750
羽ノ浦町	3,733	4,167	7,900	3,761	4,213	7,974	3,787	4,246	8,033	3,812	4,290	8,102
鷺 敷 町	1,335	1,511	2,846	1,334	1,518	2,852	1,329	1,518	2,847	1,329	1,499	2,828
相 生 町	1,532	1,696	3,228	1,539	1,693	3,232	1,528	1,698	3,226	1,528	1,699	3,227
上 那 賀 町	1,214	1,305	2,519	1,192	1,288	2,480	1,180	1,275	2,455	1,177	1,271	2,448
木 沢 村	535	544	1,079	518	543	1,061	535	551	1,086	516	549	1,065
木 頭 村	956	957	1,913	950	940	1,890	943	927	1,870	917	919	1,836
由 岐 町	1,663	1,957	3,620	1,651	1,947	3,598	1,642	1,951	3,593	1,629	1,945	3,574
日 和 佐 町	2,506	2,905	5,411	2,472	2,882	5,354	2,501	2,895	5,396	2,532	2,889	5,421
牟 岐 町	2,799	3,122	5,921	2,731	3,119	5,850	2,716	3,128	5,844	2,681	3,097	5,778
海 南 町	2,570	2,865	5,435	2,558	2,852	5,410	2,570	2,879	5,449	2,497	2,833	5,330
海 部 町	1,251	1,416	2,667	1,236	1,418	2,654	1,232	1,442	2,674	1,206	1,432	2,638
穴 喰 町	1,455	1,678	3,133	1,468	1,688	3,156	1,482	1,697	3,179	1,482	1,694	3,176
松 茂 町	3,634	3,712	7,346	3,644	3,769	7,413	3,812	3,925	7,737	3,824	3,978	7,802
北 島 町	5,454	5,994	11,448	5,613	6,125	11,738	5,775	6,258	12,033	5,791	6,343	12,134
藍 住 町	6,611	7,127	13,738	6,865	7,343	14,208	6,993	7,530	14,523	7,146	7,714	14,860
板 野 町	4,683	5,185	9,868	4,675	5,191	9,866	4,684	5,234	9,918	4,725	5,285	10,010
上 板 町	4,441	4,770	9,211	4,439	4,789	9,228	4,502	4,837	9,339	4,480	4,857	9,337
吉 野 町	3,341	3,608	6,949	3,339	3,612	6,951	3,312	3,615	6,927	3,331	3,578	6,909
土 成 町	3,163	3,393	6,556	3,150	3,418	6,568	3,146	3,429	6,575	3,147	3,426	6,573
市 場 町	4,615	5,035	9,650	4,631	5,063	9,694	4,591	5,055	9,646	4,601	5,050	9,651
阿 波 町	5,001	5,432	10,433	5,011	5,450	10,461	5,017	5,465	10,482	5,016	5,486	10,502
鴨 島 町	9,090	10,122	19,212	9,071	10,172	19,243	9,134	10,206	19,340	9,128	10,205	19,333
川 島 町	2,923	3,165	6,088	2,928	3,180	6,108	2,924	3,187	6,111	2,969	3,236	6,205
山 川 町	4,526	5,042	9,568	4,520	5,034	9,554	4,546	5,065	9,611	4,551	5,066	9,617
美 郷 村	872	932	1,804	864	914	1,778	857	899	1,756	838	879	1,717
脇 町	6,792	7,555	14,347	6,890	7,651	14,541	6,846	7,657	14,503	6,805	7,570	14,375
美 馬 町	3,667	3,956	7,623	3,643	3,913	7,556	3,641	3,933	7,574	3,621	3,913	7,534
半 田 町	2,791	3,151	5,942	2,761	3,102	5,863	2,759	3,081	5,840	2,726	3,007	5,733
貞 光 町	2,716	3,130	5,846	2,688	3,085	5,773	2,659	3,055	5,714	2,642	3,038	5,680
一 字 村	1,113	1,197	2,310	1,092	1,175	2,267	1,130	1,200	2,330	1,071	1,141	2,212
穴 吹 町	3,529	3,894	7,423	3,512	3,863	7,375	3,483	3,843	7,326	3,469	3,798	7,267
木屋平村	930	958	1,888	894	927	1,821	905	931	1,836	878	911	1,789
三 野 町	1,890	2,198	4,088	1,899	2,180	4,079	1,912	2,184	4,096	1,908	2,175	4,083
三 好 町	2,263	2,480	4,743	2,247	2,478	4,725	2,256	2,478	4,734	2,250	2,506	4,756
池 田 町	7,504	8,735	16,239	7,462	8,721	16,183	7,493	8,784	16,277	7,412	8,655	16,067
山 城 町	2,799	3,060	5,859	2,759	3,031	5,790	2,741	2,996	5,737	2,689	2,944	5,633
井 川 町	2,259	2,603	4,862	2,245	2,585	4,830	2,261	2,570	4,831	2,229	2,562	4,791
三 加 茂 町	3,334	3,803	7,137	3,371	3,831	7,202	3,393	3,868	7,261	3,392	3,856	7,248
東祖谷山村	1,405	1,429	2,834	1,382	1,436	2,818	1,387	1,431	2,818	1,360	1,393	2,753
西祖谷山村	1,075	1,136	2,211	1,065	1,156	2,221	1,051	1,148	2,199	1,023	1,113	2,136
町 村 計	146,052	161,162	307,214	146,098	161,487	307,585	146,746	162,388	309,134	146,395	162,143	308,538
市 町 村 計	288,191	319,954	608,145	288,805	321,253	610,058	291,591	324,522	616,113	292,051	325,174	617,225

	昭 和 60 年			昭 和 61 年			昭 和 62 年			昭 和 63 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	87,300	98,406	185,706	87,194	98,774	185,968	88,124	99,643	187,767	88,961	100,836	189,797
鳴 門 市	22,268	25,402	47,670	22,307	25,552	47,859	22,519	25,713	48,232	22,617	25,858	48,475
小 松 島 市	15,209	17,164	32,373	15,210	17,175	32,385	15,296	17,250	32,546	15,308	17,254	32,562
阿 南 市	21,319	23,501	44,820	21,306	23,494	44,800	21,203	23,492	44,695	21,203	23,507	44,710
市 計	146,096	164,473	310,569	146,017	164,995	311,012	147,142	166,098	313,240	148,089	167,455	315,544
勝 浦 町	2,868	3,086	5,954	2,855	3,115	5,970	2,870	3,130	6,000	2,868	3,101	5,969
上 勝 町	1,155	1,322	2,477	1,135	1,292	2,427	1,116	1,284	2,400	1,106	1,268	2,374
佐那河内村	1,387	1,479	2,866	1,375	1,469	2,844	1,393	1,480	2,873	1,384	1,478	2,862
石 井 町	8,857	9,956	18,813	8,915	10,023	18,938	8,916	10,049	18,965	8,956	10,151	19,107
神 山 町	4,195	4,497	8,692	4,138	4,444	8,582	4,068	4,424	8,492	4,031	4,411	8,442
那 賀 川 町	3,680	4,117	7,797	3,678	4,082	7,760	3,686	4,091	7,777	3,680	4,103	7,783
羽ノ浦町	3,826	4,317	8,143	3,849	4,332	8,181	3,905	4,395	8,300	3,950	4,440	8,390
鷺 敷 町	1,306	1,484	2,790	1,301	1,481	2,782	1,296	1,491	2,787	1,284	1,459	2,743
相 生 町	1,522	1,702	3,224	1,506	1,688	3,194	1,497	1,672	3,169	1,498	1,670	3,168
上 那 賀 町	1,185	1,259	2,444	1,152	1,252	2,404	1,159	1,243	2,402	1,133	1,217	2,350
木 沢 村	502	529	1,031	494	523	1,017	496	519	1,015	490	511	1,001
木 頭 村	913	907	1,820	914	909	1,823	908	910	1,818	916	894	1,810
由 岐 町	1,609	1,929	3,538	1,602	1,927	3,529	1,576	1,941	3,517	1,572	1,948	3,520
日 和 佐 町	2,490	2,834	5,324	2,485	2,841	5,326	2,483	2,815	5,298	2,451	2,768	5,219
牟 岐 町	2,675	3,066	5,741	2,655	3,048	5,703	2,649	3,031	5,680	2,598	3,023	5,621
海 南 町	2,441	2,810	5,251	2,430	2,787	5,217	2,428	2,795	5,223	2,423	2,755	5,178
海 部 町	1,211	1,418	2,629	1,196	1,388	2,584	1,190	1,381	2,571	1,186	1,379	2,565
穴 喰 町	1,459	1,669	3,128	1,448	1,657	3,105	1,440	1,673	3,113	1,441	1,660	3,101
松 茂 町	3,892	4,037	7,929	3,955	4,053	8,008	4,006	4,173	8,179	4,059	4,273	8,332
北 島 町	5,849	6,471	12,320	5,950	6,562	12,512	6,061	6,664	12,725	6,109	6,751	12,860
藍 住 町	7,365	7,998	15,363	7,608	8,237	15,845	7,815	8,496	16,311	8,007	8,715	16,722
板 野 町	4,787	5,342	10,129	4,761	5,337	10,098	4,795	5,386	10,181	4,773	5,444	10,217
上 板 町	4,500	4,898	9,398	4,494	4,908	9,402	4,532	4,923	9,455	4,543	4,931	9,474
吉 野 町	3,346	3,597	6,943	3,329	3,586	6,915	3,351	3,606	6,957	3,359	3,624	6,983
土 成 町	3,165	3,438	6,603	3,135	3,427	6,562	3,159	3,419	6,578	3,151	3,431	6,582
市 場 町	4,577	5,053	9,630	4,525	5,036	9,561	4,520	5,026	9,546	4,495	5,016	9,511
阿 波 町	5,035	5,519	10,554	4,992	5,533	10,525	5,029	5,566	10,595	5,046	5,589	10,635
鴨 島 町	9,152	10,264	19,416	9,187	10,378	19,565	9,187	10,461	19,648	9,165	10,477	19,642
川 島 町	2,965	3,273	6,238	2,986	3,310	6,296	3,027	3,320	6,347	3,050	3,342	6,392
山 川 町	4,521	5,065	9,586	4,505	5,063	9,568	4,468	5,094	9,562	4,468	5,100	9,568
美 郷 村	812	871	1,683	808	863	1,671	768	828	1,596	756	826	1,582
脇 町	6,857	7,660	14,517	6,810	7,644	14,454	6,813	7,670	14,483	6,785	7,657	14,442
美 馬 町	3,613	3,952	7,565	3,569	3,918	7,487	3,547	3,904	7,451	3,523	3,905	7,428
半 田 町	2,724	2,993	5,717	2,702	2,976	5,678	2,666	2,958	5,624	2,651	2,936	5,587
貞 光 町	2,654	3,063	5,717	2,602	3,039	5,641	2,578	3,021	5,599	2,543	2,986	5,529
一 字 村	1,055	1,121	2,176	1,015	1,070	2,085	998	1,073	2,071	971	1,040	2,011
穴 吹 町	3,405	3,747	7,152	3,350	3,692	7,042	3,344	3,685	7,029	3,340	3,682	7,022
木 屋 平 村	860	885	1,745	825	848	1,673	835	856	1,691	804	805	1,609
三 野 町	1,889	2,154	4,043	1,890	2,140	4,030	1,888	2,132	4,020	1,864	2,112	3,976
三 好 町	2,270	2,514	4,784	2,258	2,497	4,755	2,268	2,533	4,801	2,252	2,550	4,802
池 田 町	7,406	8,612	16,018	7,320	8,561	15,881	7,239	8,533	15,772	7,200	8,446	15,646
山 城 町	2,685	2,935	5,620	2,634	2,915	5,549	2,619	2,893	5,512	2,580	2,840	5,420
井 川 町	2,205	2,565	4,770	2,189	2,536	4,725	2,201	2,518	4,719	2,163	2,503	4,666
三 加 茂 町	3,336	3,822	7,158	3,342	3,835	7,177	3,369	3,904	7,273	3,372	3,896	7,268
東祖谷山村	1,346	1,381	2,727	1,229	1,327	2,556	1,242	1,337	2,579	1,213	1,306	2,519
西祖谷山村	1,011	1,097	2,108	985	1,065	2,050	981	1,066	2,047	952	1,051	2,003
町 村 計	146,563	162,708	309,271	146,083	162,614	308,697	146,382	163,369	309,751	146,161	163,470	309,631
市 町 村 計	292,659	327,181	619,840	292,100	327,609	619,709	293,524	329,467	622,991	294,250	330,925	625,175

	平成元年			平成2年			平成3年			平成4年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳島市	90,056	102,036	192,092	90,755	102,985	193,740	91,552	104,072	195,624	92,287	105,091	197,378
鳴門市	22,730	25,947	48,677	22,793	26,119	48,912	22,989	26,220	49,209	23,146	26,512	49,658
小松島市	15,366	17,317	32,683	15,428	17,351	32,779	15,465	17,517	32,982	15,555	17,601	33,156
阿南市	21,260	23,599	44,859	21,304	23,567	44,871	21,355	23,610	44,965	21,321	23,614	44,935
市計	149,412	168,899	318,311	150,280	170,022	320,302	151,361	171,419	322,780	152,309	172,818	325,127
勝浦町	2,854	3,102	5,956	2,843	3,070	5,913	2,823	3,067	5,890	2,799	3,072	5,871
上勝町	1,094	1,250	2,344	1,081	1,238	2,319	1,066	1,204	2,270	1,049	1,191	2,240
佐那河内村	1,360	1,470	2,830	1,360	1,465	2,825	1,343	1,442	2,785	1,332	1,430	2,762
石井町	8,954	10,213	19,167	8,953	10,277	19,230	9,042	10,401	19,443	9,069	10,496	19,565
神山町	3,979	4,370	8,349	3,909	4,302	8,211	3,852	4,298	8,150	3,792	4,262	8,054
那賀川町	3,716	4,127	7,843	3,712	4,157	7,869	3,714	4,170	7,884	3,719	4,212	7,931
羽ノ浦町	3,987	4,492	8,479	3,990	4,502	8,492	4,033	4,597	8,630	4,082	4,658	8,740
鷺敷町	1,304	1,469	2,773	1,314	1,500	2,814	1,302	1,483	2,785	1,278	1,475	2,753
相生町	1,481	1,657	3,138	1,462	1,646	3,108	1,445	1,645	3,090	1,432	1,637	3,069
上那賀町	1,111	1,212	2,323	1,114	1,196	2,310	1,093	1,183	2,276	1,090	1,183	2,273
木沢村	486	513	999	474	502	976	467	502	969	462	504	966
木頭村	904	898	1,802	898	901	1,799	887	909	1,796	877	905	1,782
由岐町	1,568	1,922	3,490	1,537	1,903	3,440	1,526	1,897	3,423	1,500	1,897	3,397
日和佐町	2,418	2,766	5,184	2,387	2,745	5,132	2,357	2,741	5,098	2,344	2,716	5,060
牟岐町	2,583	3,033	5,616	2,552	3,016	5,568	2,536	2,974	5,510	2,516	2,978	5,494
海南町	2,396	2,732	5,128	2,383	2,724	5,107	2,385	2,739	5,124	2,367	2,715	5,082
海部町	1,185	1,356	2,541	1,166	1,340	2,506	1,175	1,347	2,522	1,173	1,340	2,513
穴喰町	1,429	1,674	3,103	1,374	1,638	3,012	1,382	1,652	3,034	1,380	1,638	3,018
松茂町	4,169	4,405	8,574	4,237	4,469	8,706	4,471	4,637	9,108	4,655	4,784	9,439
北島町	6,303	6,971	13,274	6,434	7,145	13,579	6,588	7,331	13,919	6,673	7,402	14,075
藍住町	8,219	8,973	17,192	8,450	9,252	17,702	8,666	9,500	18,166	8,911	9,760	18,671
板野町	4,806	5,469	10,275	4,816	5,474	10,290	4,879	5,496	10,375	4,926	5,536	10,462
上板町	4,552	4,928	9,480	4,563	4,939	9,502	4,592	4,948	9,540	4,614	4,994	9,608
吉野町	3,402	3,636	7,038	3,368	3,622	6,990	3,351	3,650	7,001	3,363	3,672	7,035
土成町	3,133	3,436	6,569	3,142	3,453	6,595	3,148	3,459	6,607	3,147	3,494	6,641
市場町	4,481	5,027	9,508	4,480	5,042	9,522	4,448	5,026	9,474	4,434	5,015	9,449
阿波町	5,089	5,613	10,702	5,109	5,632	10,741	5,151	5,714	10,865	5,264	5,798	11,062
鴨島町	9,297	10,563	19,860	9,313	10,630	19,943	9,310	10,679	19,989	9,461	10,830	20,291
川島町	3,043	3,362	6,405	3,048	3,391	6,439	3,052	3,403	6,455	3,051	3,415	6,466
山川町	4,470	5,110	9,580	4,399	5,068	9,467	4,474	5,140	9,614	4,483	5,128	9,611
美郷村	753	841	1,594	744	843	1,587	741	839	1,580	729	807	1,536
脇町	6,775	7,674	14,449	6,754	7,668	14,422	6,704	7,617	14,321	6,646	7,584	14,230
美馬町	3,531	3,923	7,454	3,533	3,912	7,445	3,554	3,921	7,475	3,551	3,913	7,464
半田町	2,621	2,935	5,556	2,581	2,892	5,473	2,538	2,858	5,396	2,494	2,823	5,317
貞光町	2,541	2,984	5,525	2,512	2,953	5,465	2,458	2,911	5,369	2,417	2,890	5,307
一字村	933	1,002	1,935	899	969	1,868	880	987	1,867	852	972	1,824
穴吹町	3,296	3,649	6,945	3,248	3,608	6,856	3,219	3,580	6,799	3,180	3,564	6,744
木屋平村	773	780	1,553	746	761	1,507	753	767	1,520	706	730	1,436
三野町	1,872	2,116	3,988	1,864	2,100	3,964	1,870	2,116	3,986	1,835	2,131	3,966
三好町	2,293	2,539	4,832	2,292	2,535	4,827	2,284	2,552	4,836	2,273	2,570	4,843
池田町	7,080	8,321	15,401	7,044	8,264	15,308	6,972	8,178	15,150	6,927	8,158	15,085
山城町	2,561	2,794	5,355	2,511	2,776	5,287	2,471	2,730	5,201	2,461	2,706	5,167
井川町	2,158	2,501	4,659	2,153	2,485	4,638	2,135	2,463	4,598	2,122	2,468	4,590
三加茂町	3,396	3,897	7,293	3,426	3,893	7,319	3,450	3,918	7,368	3,460	3,947	7,407
東祖谷山村	1,263	1,311	2,574	1,236	1,297	2,533	1,221	1,283	2,504	1,167	1,264	2,431
西祖谷山村	942	1,032	1,974	916	1,009	1,925	900	1,006	1,906	869	965	1,834
町村計	146,561	164,048	310,609	146,327	164,204	310,531	146,708	164,960	311,668	146,932	165,629	312,561
市町村計	295,973	332,947	628,920	296,607	334,226	630,833	298,069	336,379	634,448	299,241	338,447	637,688

	平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳島市	93,316	106,173	199,489	94,022	107,207	201,229	95,065	108,333	203,398	95,777	109,076	204,853
鳴門市	23,403	26,759	50,162	23,569	26,929	50,498	23,888	27,278	51,166	24,090	27,434	51,524
小松島市	15,810	17,785	33,595	15,973	17,943	33,916	16,206	18,172	34,378	16,319	18,262	34,581
阿南市	21,408	23,676	45,084	21,525	23,859	45,384	21,669	23,976	45,645	21,788	24,010	45,798
市 計	153,937	174,393	328,330	155,089	175,938	331,027	156,828	177,759	334,587	157,974	178,782	336,756
勝浦町	2,790	3,070	5,860	2,776	3,089	5,865	2,791	3,088	5,879	2,793	3,073	5,866
上勝町	1,041	1,187	2,228	1,026	1,164	2,190	1,012	1,160	2,172	1,008	1,145	2,153
佐那河内村	1,320	1,430	2,750	1,318	1,419	2,737	1,310	1,421	2,731	1,308	1,415	2,723
石井町	9,173	10,635	19,808	9,342	10,805	20,147	9,455	10,925	20,380	9,583	11,044	20,627
神山町	3,744	4,223	7,967	3,679	4,162	7,841	3,626	4,091	7,717	3,571	4,037	7,608
那賀川町	3,757	4,264	8,021	3,760	4,289	8,049	3,775	4,319	8,094	3,829	4,352	8,181
羽ノ浦町	4,085	4,693	8,778	4,128	4,737	8,865	4,208	4,833	9,041	4,246	4,906	9,152
鷺敷町	1,285	1,469	2,754	1,288	1,468	2,756	1,321	1,510	2,831	1,328	1,526	2,854
相生町	1,421	1,628	3,049	1,399	1,601	3,000	1,391	1,578	2,969	1,388	1,581	2,969
上那賀町	1,075	1,171	2,246	1,063	1,157	2,220	1,038	1,158	2,196	1,039	1,146	2,185
木沢村	462	495	957	468	498	966	464	498	962	461	480	941
木頭村	871	909	1,780	866	904	1,770	864	895	1,759	845	884	1,729
由岐町	1,492	1,876	3,368	1,464	1,842	3,306	1,464	1,816	3,280	1,430	1,797	3,227
日和佐町	2,319	2,706	5,025	2,311	2,693	5,004	2,324	2,675	4,999	2,322	2,657	4,979
牟岐町	2,498	2,956	5,454	2,487	2,919	5,406	2,457	2,891	5,348	2,429	2,883	5,312
海南町	2,351	2,724	5,075	2,355	2,708	5,063	2,367	2,713	5,080	2,332	2,684	5,016
海部町	1,164	1,320	2,484	1,136	1,296	2,432	1,124	1,281	2,405	1,117	1,270	2,387
穴喰町	1,376	1,637	3,013	1,393	1,635	3,028	1,396	1,636	3,032	1,389	1,627	3,016
松茂町	4,767	4,918	9,685	4,875	5,011	9,886	5,012	5,146	10,158	5,033	5,227	10,260
北島町	6,793	7,504	14,297	6,941	7,616	14,557	7,082	7,769	14,851	7,170	7,815	14,985
藍住町	9,193	10,146	19,339	9,452	10,416	19,868	9,797	10,795	20,592	10,107	11,189	21,296
板野町	4,982	5,578	10,560	5,128	5,690	10,818	5,182	5,701	10,883	5,255	5,760	11,015
上板町	4,638	5,015	9,653	4,679	5,090	9,769	4,748	5,181	9,929	4,796	5,247	10,043
吉野町	3,387	3,726	7,113	3,388	3,735	7,123	3,424	3,795	7,219	3,468	3,825	7,293
土成町	3,153	3,511	6,664	3,222	3,572	6,794	3,263	3,626	6,889	3,306	3,681	6,987
市場町	4,510	5,058	9,568	4,533	5,126	9,659	4,575	5,195	9,770	4,584	5,181	9,765
阿波町	5,318	5,836	11,154	5,345	5,881	11,226	5,372	5,911	11,283	5,395	5,954	11,349
鴨島町	9,510	10,856	20,366	9,513	10,942	20,455	9,551	10,996	20,547	9,572	11,019	20,591
川島町	3,090	3,483	6,573	3,089	3,502	6,591	3,163	3,557	6,720	3,221	3,598	6,819
山川町	4,520	5,197	9,717	4,568	5,190	9,758	4,582	5,195	9,777	4,579	5,223	9,802
美郷村	716	792	1,508	701	785	1,486	688	775	1,463	672	756	1,428
脇町	6,640	7,570	14,210	6,701	7,620	14,321	6,729	7,639	14,368	6,742	7,640	14,382
美馬町	3,560	3,931	7,491	3,551	3,938	7,489	3,549	3,963	7,512	3,548	3,965	7,513
半田町	2,480	2,819	5,299	2,435	2,775	5,210	2,424	2,767	5,191	2,365	2,745	5,110
貞光町	2,430	2,892	5,322	2,376	2,846	5,222	2,359	2,827	5,186	2,346	2,789	5,135
一字村	827	950	1,777	807	916	1,723	709	833	1,542	748	874	1,622
穴吹町	3,139	3,545	6,684	3,117	3,508	6,625	3,101	3,482	6,583	3,063	3,450	6,513
木屋平村	693	724	1,417	663	710	1,373	669	704	1,373	639	688	1,327
三野町	1,843	2,131	3,974	1,853	2,134	3,987	1,863	2,166	4,029	1,875	2,199	4,074
三好町	2,295	2,570	4,865	2,315	2,599	4,914	2,335	2,609	4,944	2,343	2,613	4,956
池田町	6,880	8,115	14,995	6,817	8,054	14,871	6,779	8,027	14,806	6,709	7,973	14,682
山城町	2,420	2,681	5,101	2,391	2,667	5,058	2,395	2,659	5,054	2,380	2,644	5,024
井川町	2,104	2,459	4,563	2,086	2,452	4,538	2,070	2,430	4,500	2,055	2,404	4,459
三加茂町	3,464	3,977	7,441	3,500	4,003	7,503	3,520	4,060	7,580	3,539	4,104	7,643
東祖谷山村	1,162	1,239	2,401	1,162	1,210	2,372	1,147	1,191	2,338	1,129	1,169	2,298
西祖谷山村	851	948	1,799	840	934	1,774	822	939	1,761	782	907	1,689
町 村 計	147,589	166,564	314,153	148,307	167,308	315,615	149,297	168,426	317,723	149,839	169,146	318,985
市町村計	301,526	340,957	642,483	303,396	343,246	646,642	306,125	346,185	652,310	307,813	347,928	655,741

	平成 9 年			平成 10 年			平成 11 年			平成 12 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳島市	96,598	109,819	206,417	97,220	110,449	207,669	97,852	110,949	208,801	98,144	111,366	209,510
鳴門市	24,335	27,677	52,012	24,513	27,828	52,341	24,552	27,949	52,501	24,733	28,108	52,841
小松島市	16,484	18,411	34,895	16,621	18,514	35,135	16,712	18,549	35,261	16,756	18,527	35,283
阿南市	21,967	24,070	46,037	22,117	24,174	46,291	22,230	24,323	46,553	22,207	24,246	46,453
市 計	159,384	179,977	339,361	160,471	180,965	341,436	161,346	181,770	343,116	161,840	182,247	344,087
勝浦町	2,789	3,068	5,857	2,746	3,046	5,792	2,732	3,038	5,770	2,720	2,986	5,706
上勝町	1,001	1,129	2,130	990	1,124	2,114	969	1,094	2,063	950	1,087	2,037
佐那河内村	1,320	1,412	2,732	1,303	1,419	2,722	1,309	1,426	2,735	1,301	1,406	2,707
石井町	9,690	11,159	20,849	9,821	11,289	21,110	9,899	11,398	21,297	10,011	11,448	21,459
神山町	3,486	3,969	7,455	3,434	3,914	7,348	3,405	3,883	7,288	3,371	3,812	7,183
那賀川町	3,885	4,407	8,292	3,979	4,480	8,459	4,039	4,501	8,540	4,102	4,540	8,642
羽ノ浦町	4,278	4,941	9,219	4,304	4,975	9,279	4,347	4,969	9,316	4,401	5,007	9,408
鷺敷町	1,324	1,519	2,843	1,325	1,512	2,837	1,346	1,518	2,864	1,331	1,511	2,842
相生町	1,383	1,582	2,965	1,377	1,557	2,934	1,359	1,568	2,927	1,351	1,560	2,911
上那賀町	1,035	1,123	2,158	1,013	1,115	2,128	1,002	1,106	2,108	984	1,100	2,084
木沢村	441	464	905	434	447	881	431	440	871	431	434	865
木頭村	842	890	1,732	837	870	1,707	820	857	1,677	808	852	1,660
由岐町	1,406	1,757	3,163	1,400	1,753	3,153	1,383	1,755	3,138	1,354	1,726	3,080
日和佐町	2,300	2,645	4,945	2,291	2,663	4,954	2,289	2,628	4,917	2,250	2,596	4,846
牟岐町	2,399	2,866	5,265	2,406	2,848	5,254	2,351	2,823	5,174	2,347	2,777	5,124
海南町	2,353	2,670	5,023	2,354	2,680	5,034	2,354	2,672	5,026	2,344	2,690	5,034
海部町	1,086	1,248	2,334	1,067	1,237	2,304	1,086	1,234	2,320	1,064	1,215	2,279
穴喰町	1,388	1,635	3,023	1,378	1,624	3,002	1,355	1,604	2,959	1,342	1,605	2,947
松茂町	5,112	5,337	10,449	5,290	5,448	10,738	5,391	5,529	10,920	5,505	5,597	11,102
北島町	7,245	7,900	15,145	7,319	8,042	15,361	7,375	8,137	15,512	7,461	8,197	15,658
藍住町	10,310	11,319	21,629	10,510	11,529	22,039	10,703	11,752	22,455	10,952	12,047	22,999
板野町	5,407	5,872	11,279	5,537	6,018	11,555	5,635	6,103	11,738	5,688	6,150	11,838
上板町	4,839	5,307	10,146	4,913	5,409	10,322	4,975	5,487	10,462	5,019	5,571	10,590
吉野町	3,490	3,848	7,338	3,489	3,852	7,341	3,477	3,842	7,319	3,493	3,807	7,300
土成町	3,348	3,702	7,050	3,366	3,707	7,073	3,385	3,723	7,108	3,411	3,704	7,115
市場町	4,606	5,185	9,791	4,603	5,216	9,819	4,613	5,217	9,830	4,635	5,242	9,877
阿波町	5,432	5,980	11,412	5,452	6,055	11,507	5,465	6,071	11,536	5,502	6,068	11,570
鴨島町	9,533	11,028	20,561	9,586	11,085	20,671	9,607	11,108	20,715	9,606	11,104	20,710
川島町	3,221	3,615	6,836	3,242	3,641	6,883	3,246	3,634	6,880	3,276	3,624	6,900
山川町	4,547	5,217	9,764	4,534	5,219	9,753	4,552	5,225	9,777	4,575	5,243	9,818
美郷村	664	743	1,407	650	722	1,372	627	697	1,324	614	684	1,298
脇町	6,734	7,604	14,338	6,722	7,620	14,342	6,738	7,603	14,341	6,717	7,579	14,296
美馬町	3,546	3,981	7,527	3,546	3,989	7,535	3,551	4,000	7,551	3,560	3,990	7,550
半田町	2,318	2,701	5,019	2,268	2,649	4,917	2,225	2,611	4,836	2,178	2,566	4,744
貞光町	2,331	2,774	5,105	2,312	2,768	5,080	2,279	2,760	5,039	2,273	2,737	5,010
一字村	730	840	1,570	717	817	1,534	706	810	1,516	693	785	1,478
穴吹町	3,063	3,451	6,514	3,043	3,427	6,470	3,012	3,423	6,435	3,033	3,392	6,425
木屋平村	618	661	1,279	588	649	1,237	601	659	1,260	572	622	1,194
三野町	1,899	2,209	4,108	1,907	2,180	4,087	1,909	2,183	4,092	1,950	2,214	4,164
三好町	2,373	2,635	5,008	2,375	2,662	5,037	2,347	2,666	5,013	2,364	2,694	5,058
池田町	6,648	7,918	14,566	6,572	7,857	14,429	6,548	7,797	14,345	6,467	7,698	14,165
山城町	2,356	2,614	4,970	2,342	2,596	4,938	2,304	2,585	4,889	2,261	2,552	4,813
井川町	2,018	2,362	4,380	2,027	2,342	4,369	2,021	2,307	4,328	1,971	2,280	4,251
三加茂町	3,572	4,149	7,721	3,635	4,207	7,842	3,654	4,187	7,841	3,661	4,195	7,856
東祖谷山村	1,095	1,152	2,247	1,086	1,153	2,239	1,060	1,143	2,203	1,033	1,107	2,140
西祖谷山村	764	897	1,661	753	882	1,635	759	892	1,651	744	869	1,613
町 村 計	150,225	169,485	319,710	150,843	170,294	321,137	151,241	170,665	321,906	151,676	170,670	322,346
市町村計	309,609	349,462	659,071	311,314	351,259	662,573	312,587	352,435	665,022	313,516	352,917	666,433

	平成 13 年			平成 14 年			平成 15 年			平成 16 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳島市	98,372	111,698	210,070	98,537	111,917	210,454	98,913	112,430	211,343	99,144	112,816	211,960
鳴門市	24,943	28,236	53,179	24,947	28,206	53,153	24,905	28,200	53,105	24,912	28,202	53,114
小松島市	16,733	18,580	35,313	16,745	18,591	35,336	16,773	18,570	35,343	16,724	18,527	35,251
阿南市	22,169	24,208	46,377	22,189	24,126	46,315	22,170	24,103	46,273	22,089	24,015	46,104
市 計	162,217	182,722	344,939	162,418	182,840	345,258	162,761	183,303	346,064	162,869	183,560	346,429
勝浦町	2,724	2,974	5,698	2,720	2,956	5,676	2,706	2,939	5,645	2,656	2,937	5,593
上勝町	937	1,079	2,016	924	1,050	1,974	911	1,045	1,956	897	1,034	1,931
佐那河内村	1,295	1,397	2,692	1,276	1,382	2,658	1,269	1,366	2,635	1,258	1,359	2,617
石井町	10,129	11,551	21,680	10,190	11,640	21,830	10,245	11,703	21,948	10,287	11,746	22,033
神山町	3,330	3,756	7,086	3,272	3,661	6,933	3,212	3,623	6,835	3,163	3,575	6,738
那賀川町	4,153	4,547	8,700	4,189	4,565	8,754	4,181	4,600	8,781	4,234	4,625	8,859
羽ノ浦町	4,477	5,064	9,541	4,491	5,129	9,620	4,574	5,178	9,752	4,638	5,236	9,874
鷺敷町	1,337	1,508	2,845	1,357	1,497	2,854	1,345	1,490	2,835	1,335	1,506	2,841
相生町	1,350	1,541	2,891	1,341	1,526	2,867	1,341	1,522	2,863	1,336	1,493	2,829
上那賀町	975	1,084	2,059	962	1,064	2,026	944	1,053	1,997	941	1,039	1,980
木沢村	432	428	860	429	427	856	426	419	845	416	412	828
木頭村	794	847	1,641	781	827	1,608	762	812	1,574	749	793	1,542
由岐町	1,344	1,704	3,048	1,348	1,674	3,022	1,339	1,647	2,986	1,317	1,630	2,947
日和佐町	2,211	2,566	4,777	2,225	2,561	4,786	2,193	2,530	4,723	2,221	2,559	4,780
牟岐町	2,340	2,763	5,103	2,305	2,745	5,050	2,287	2,717	5,004	2,258	2,685	4,943
海南町	2,355	2,675	5,030	2,351	2,681	5,032	2,363	2,692	5,055	2,384	2,687	5,071
海部町	1,071	1,205	2,276	1,050	1,184	2,234	1,040	1,160	2,200	1,014	1,147	2,161
穴喰町	1,358	1,625	2,983	1,379	1,607	2,986	1,390	1,611	3,001	1,365	1,599	2,964
松茂町	5,631	5,701	11,332	5,701	5,790	11,491	5,725	5,876	11,601	5,821	5,909	11,730
北島町	7,646	8,352	15,998	7,721	8,411	16,132	7,792	8,448	16,240	7,905	8,591	16,496
藍住町	11,228	12,318	23,546	11,488	12,571	24,059	11,699	12,772	24,471	11,820	12,925	24,745
板野町	5,677	6,196	11,873	5,723	6,200	11,923	5,698	6,230	11,928	5,710	6,240	11,950
上板町	5,052	5,623	10,675	5,106	5,700	10,806	5,129	5,707	10,836	5,160	5,752	10,912
吉野町	3,515	3,817	7,332	3,455	3,808	7,263	3,433	3,791	7,224	3,450	3,806	7,256
土成町	3,391	3,735	7,126	3,407	3,758	7,165	3,423	3,736	7,159	3,429	3,756	7,185
市場町	4,656	5,249	9,905	4,658	5,249	9,907	4,652	5,233	9,885	4,660	5,216	9,876
阿波町	5,477	6,040	11,517	5,473	6,014	11,487	5,461	5,976	11,437	5,479	5,986	11,465
鴨島町	9,646	11,106	20,752	9,644	11,099	20,743	9,637	11,088	20,725	9,670	11,112	20,782
川島町	3,287	3,670	6,957	3,286	3,678	6,964	3,299	3,694	6,993	3,336	3,747	7,083
山川町	4,574	5,260	9,834	4,577	5,239	9,816	4,569	5,234	9,803	4,574	5,229	9,803
美郷村	620	686	1,306	604	661	1,265	590	652	1,242	591	646	1,237
脇町	6,763	7,603	14,366	6,766	7,612	14,378	6,725	7,576	14,301	6,664	7,551	14,215
美馬町	3,597	3,994	7,591	3,573	3,971	7,544	3,578	3,967	7,545	3,552	3,924	7,476
半田町	2,173	2,561	4,734	2,171	2,540	4,711	2,138	2,508	4,646	2,106	2,479	4,585
貞光町	2,260	2,725	4,985	2,237	2,695	4,932	2,209	2,666	4,875	2,174	2,638	4,812
一字村	676	770	1,446	650	758	1,408	631	749	1,380	601	711	1,312
穴吹町	3,023	3,369	6,392	2,994	3,342	6,336	2,982	3,331	6,313	2,960	3,308	6,268
木屋平村	563	615	1,178	543	607	1,150	527	592	1,119	511	564	1,075
三野町	1,968	2,214	4,182	1,975	2,204	4,179	1,980	2,214	4,194	1,961	2,217	4,178
三好町	2,377	2,704	5,081	2,394	2,726	5,120	2,407	2,699	5,106	2,404	2,701	5,105
池田町	6,404	7,627	14,031	6,391	7,509	13,900	6,335	7,391	13,726	6,243	7,334	13,577
山城町	2,239	2,527	4,766	2,215	2,482	4,697	2,189	2,469	4,658	2,176	2,444	4,620
井川町	1,950	2,273	4,223	1,929	2,268	4,197	1,914	2,269	4,183	1,869	2,238	4,107
三加茂町	3,687	4,209	7,896	3,713	4,219	7,932	3,722	4,239	7,961	3,730	4,255	7,985
東祖谷山村	1,020	1,088	2,108	1,003	1,051	2,054	967	1,025	1,992	948	1,004	1,952
西祖谷山村	731	856	1,587	731	851	1,582	726	848	1,574	717	827	1,544
町 村 計	152,443	171,202	323,645	152,718	171,189	323,907	152,665	171,087	323,752	152,690	171,172	323,862
市町村計	314,660	353,924	668,584	315,136	354,029	669,165	315,426	354,390	669,816	315,559	354,732	670,291

区 分 市町村名	平 成 17 年		
	9月2日現在		
	男	女	計
徳 島 市	99,191	112,970	212,161
鳴 門 市	24,877	28,104	52,981
小 松 島 市	16,708	18,545	35,253
阿 南 市	22,016	23,987	46,003
吉 野 川 市	18,157	20,681	38,838
阿 波 市	16,965	18,684	35,649
美 馬 市	13,704	15,387	29,091
市 計	211,618	238,358	449,976
勝 浦 町	2,632	2,907	5,539
上 勝 町	888	1,014	1,902
佐那河内村	1,253	1,350	2,603
石 井 町	10,308	11,742	22,050
神 山 町	3,151	3,547	6,698
那 賀 川 町	4,283	4,692	8,975
羽ノ浦町	4,653	5,276	9,929
那 賀 町	4,687	5,207	9,894
由 岐 町	1,294	1,602	2,896
日 和 佐 町	2,205	2,511	4,716
牟 岐 町	2,220	2,643	4,863
海 南 町	2,362	2,669	5,031
海 部 町	997	1,133	2,130
宍 喰 町	1,379	1,589	2,968
松 茂 町	5,792	5,916	11,708
北 島 町	7,986	8,691	16,677
藍 住 町	12,008	13,166	25,174
板 野 町	5,688	6,226	11,914
上 板 町	5,170	5,761	10,931
つ る ぎ 町	4,873	5,823	10,696
三 野 町	1,953	2,206	4,159
三 好 町	2,428	2,730	5,158
池 田 町	6,193	7,259	13,452
山 城 町	2,129	2,402	4,531
井 川 町	1,855	2,189	4,044
三 加 茂 町	3,728	4,261	7,989
東祖谷山村	933	987	1,920
西祖谷山村	689	803	1,492
町 村 計	103,737	116,302	220,039
市 町 村 計	315,355	354,660	670,015

区 分 市町村名	平 成 18 年			平 成 19 年		
	9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	99,293	113,021	212,314	99,451	113,273	212,724
鳴 門 市	24,809	28,072	52,881	24,753	27,968	52,721
小 松 島 市	16,687	18,518	35,205	16,696	18,460	35,156
阿 南 市	30,853	33,951	64,804	30,768	33,879	64,647
吉 野 川 市	18,133	20,606	38,739	18,032	20,513	38,545
阿 波 市	16,890	18,585	35,475	16,799	18,500	35,299
美 馬 市	13,666	15,294	28,960	13,489	15,139	28,628
三 好 市	13,536	15,607	29,143	13,268	15,379	28,647
市 計	233,867	263,654	497,521	233,256	263,111	496,367
勝 浦 町	2,590	2,885	5,475	2,550	2,864	5,414
上 勝 町	850	992	1,842	825	989	1,814
佐那河内村	1,239	1,324	2,563	1,229	1,315	2,544
石 井 町	10,358	11,779	22,137	10,402	11,745	22,147
神 山 町	3,064	3,470	6,534	2,966	3,375	6,341
那 賀 町	4,581	5,111	9,692	4,470	5,023	9,493
牟 岐 町	2,195	2,585	4,780	2,157	2,537	4,694
美 波 町	3,470	4,066	7,536	3,417	4,013	7,430
海 陽 町	4,675	5,366	10,041	4,604	5,313	9,917
松 茂 町	5,825	5,979	11,804	5,853	6,013	11,866
北 島 町	8,050	8,772	16,822	8,232	8,914	17,146
藍 住 町	12,168	13,350	25,518	12,263	13,504	25,767
板 野 町	5,700	6,213	11,913	5,716	6,221	11,937
上 板 町	5,190	5,794	10,984	5,188	5,796	10,984
つ る ぎ 町	4,787	5,688	10,475	4,697	5,601	10,298
東みよし町	6,177	6,987	13,164	6,174	6,978	13,152
町 村 計	80,919	90,361	171,280	80,743	90,201	170,944
市 町 村 計	314,786	354,015	668,801	313,999	353,312	667,311

区 分 市町村名	平 成 20 年			平 成 21 年			平 成 22 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	99,104	113,071	212,175	99,179	113,017	212,196	99,126	113,063	212,189
鳴 門 市	24,752	27,912	52,664	24,584	27,713	52,297	24,565	27,592	52,157
小 松 島 市	16,620	18,299	34,919	16,495	18,241	34,736	16,409	18,184	34,593
阿 南 市	30,612	33,727	64,339	30,490	33,627	64,117	30,297	33,425	63,722
吉 野 川 市	17,884	20,374	38,258	17,767	20,293	38,060	17,619	20,208	37,827
阿 波 市	16,629	18,406	35,035	16,506	18,228	34,734	16,436	18,127	34,563
美 馬 市	13,369	15,051	28,420	13,269	14,933	28,202	13,182	14,791	27,973
三 好 市	12,989	15,119	28,108	12,765	14,882	27,647	12,582	14,657	27,239
市 計	231,959	261,959	493,918	231,055	260,934	491,989	230,216	260,047	490,263
勝 浦 町	2,519	2,801	5,320	2,503	2,759	5,262	2,457	2,721	5,178
上 勝 町	818	972	1,790	815	958	1,773	819	947	1,766
佐那河内村	1,216	1,317	2,533	1,202	1,307	2,509	1,193	1,300	2,493
石 井 町	10,380	11,753	22,133	10,361	11,717	22,078	10,313	11,699	22,012
神 山 町	2,911	3,301	6,212	2,853	3,219	6,072	2,800	3,146	5,946
那 賀 町	4,385	4,948	9,333	4,307	4,871	9,178	4,231	4,781	9,012
牟 岐 町	2,109	2,462	4,571	2,070	2,429	4,499	2,050	2,376	4,426
美 波 町	3,366	3,938	7,304	3,292	3,832	7,124	3,255	3,804	7,059
海 陽 町	4,520	5,227	9,747	4,458	5,178	9,636	4,396	5,102	9,498
松 茂 町	5,921	6,054	11,975	5,965	6,084	12,049	6,070	6,142	12,212
北 島 町	8,339	9,026	17,365	8,424	9,134	17,558	8,495	9,147	17,642
藍 住 町	12,387	13,620	26,007	12,433	13,686	26,119	12,528	13,791	26,319
板 野 町	5,679	6,222	11,901	5,672	6,220	11,892	5,645	6,222	11,867
上 板 町	5,182	5,773	10,955	5,156	5,777	10,933	5,122	5,724	10,846
つ る ぎ 町	4,609	5,505	10,114	4,511	5,425	9,936	4,426	5,328	9,754
東みよし町	6,131	6,962	13,093	6,119	6,900	13,019	6,081	6,876	12,957
町 村 計	80,472	89,881	170,353	80,141	89,496	169,637	79,881	89,106	168,987
市町村計	312,431	351,840	664,271	311,196	350,430	661,626	310,097	349,153	659,250

区 分 市町村名	平 成 23 年			平 成 24 年			平 成 25 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	99,140	112,997	212,137	99,105	112,913	212,018	98,967	112,694	211,661
鳴 門 市	24,476	27,411	51,887	24,324	27,251	51,575	24,153	27,074	51,227
小 松 島 市	16,309	17,996	34,305	16,300	17,834	34,134	16,193	17,718	33,911
阿 南 市	30,103	33,225	63,328	30,054	33,064	63,118	29,924	32,866	62,790
吉 野 川 市	17,565	20,032	37,597	17,507	19,884	37,391	17,407	19,738	37,145
阿 波 市	16,307	17,998	34,305	16,210	17,847	34,057	16,014	17,703	33,717
美 馬 市	13,000	14,598	27,598	12,858	14,462	27,320	12,678	14,265	26,943
三 好 市	12,337	14,420	26,757	12,140	14,166	26,306	11,854	13,880	25,734
市 計	229,237	258,677	487,914	228,498	257,421	485,919	227,190	255,938	483,128
勝 浦 町	2,422	2,702	5,124	2,390	2,657	5,047	2,342	2,627	4,969
上 勝 町	801	915	1,716	783	902	1,685	781	870	1,651
佐那河内村	1,166	1,279	2,445	1,143	1,239	2,382	1,124	1,213	2,337
石 井 町	10,271	11,696	21,967	10,245	11,672	21,917	10,293	11,622	21,915
神 山 町	2,745	3,093	5,838	2,697	3,043	5,740	2,630	2,963	5,593
那 賀 町	4,167	4,709	8,876	4,090	4,644	8,734	3,985	4,535	8,520
牟 岐 町	2,018	2,310	4,328	1,972	2,271	4,243	1,947	2,223	4,170
美 波 町	3,211	3,719	6,930	3,163	3,659	6,822	3,109	3,606	6,715
海 陽 町	4,337	5,002	9,339	4,278	4,911	9,189	4,196	4,811	9,007
松 茂 町	6,123	6,240	12,363	6,129	6,203	12,332	6,144	6,256	12,400
北 島 町	8,546	9,239	17,785	8,590	9,287	17,877	8,598	9,315	17,913
藍 住 町	12,646	13,922	26,568	12,695	14,056	26,751	12,849	14,200	27,049
板 野 町	5,582	6,200	11,782	5,558	6,160	11,718	5,522	6,115	11,637
上 板 町	5,083	5,695	10,778	5,052	5,632	10,684	5,029	5,594	10,623
つ る ぎ 町	4,321	5,217	9,538	4,255	5,141	9,396	4,149	4,996	9,145
東みよし町	6,055	6,867	12,922	6,017	6,794	12,811	5,987	6,750	12,737
町 村 計	79,494	88,805	168,299	79,057	88,271	167,328	78,685	87,696	166,381
市 町 村 計	308,731	347,482	656,213	307,555	345,692	653,247	305,875	343,634	649,509

区 分 市町村名	平 成 26 年			平 成 27 年			平 成 28 年		
	9月2日現在			9月2日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	98,693	112,511	211,204	98,565	112,343	210,908	100,886	114,587	215,473
鳴 門 市	23,964	26,879	50,843	23,766	26,619	50,385	24,138	27,015	51,153
小 松 島 市	16,061	17,527	33,588	15,983	17,372	33,355	16,226	17,523	33,749
阿 南 市	29,730	32,650	62,380	29,698	32,409	62,107	30,317	32,872	63,189
吉 野 川 市	17,218	19,532	36,750	17,055	19,332	36,387	17,213	19,382	36,595
阿 波 市	15,858	17,493	33,351	15,699	17,350	33,049	15,821	17,474	33,295
美 馬 市	12,541	14,088	26,629	12,423	13,935	26,358	12,399	13,925	26,324
三 好 市	11,648	13,617	25,265	11,394	13,291	24,685	11,423	13,259	24,682
市 計	225,713	254,297	480,010	224,583	252,651	477,234	228,423	256,037	484,460
勝 浦 町	2,339	2,586	4,925	2,293	2,544	4,837	2,291	2,544	4,835
上 勝 町	740	836	1,576	721	808	1,529	717	782	1,499
佐那河内村	1,089	1,187	2,276	1,060	1,160	2,220	1,059	1,161	2,220
石 井 町	10,272	11,596	21,868	10,200	11,519	21,719	10,372	11,693	22,065
神 山 町	2,567	2,890	5,457	2,502	2,817	5,319	2,462	2,809	5,271
那 賀 町	3,906	4,437	8,343	3,818	4,354	8,172	3,759	4,298	8,057
牟 岐 町	1,908	2,161	4,069	1,852	2,115	3,967	1,844	2,105	3,949
美 波 町	3,028	3,534	6,562	2,974	3,471	6,445	2,934	3,462	6,396
海 陽 町	4,113	4,705	8,818	4,018	4,624	8,642	4,034	4,627	8,661
松 茂 町	6,121	6,253	12,374	6,183	6,250	12,433	6,354	6,345	12,699
北 島 町	8,679	9,370	18,049	8,721	9,504	18,225	9,029	9,750	18,779
藍 住 町	12,939	14,297	27,236	13,005	14,392	27,397	13,448	14,829	28,277
板 野 町	5,487	6,064	11,551	5,422	5,996	11,418	5,546	6,152	11,698
上 板 町	5,010	5,547	10,557	4,954	5,489	10,443	4,984	5,536	10,520
つ る ぎ 町	4,055	4,876	8,931	3,977	4,767	8,744	3,998	4,696	8,694
東みよし町	5,940	6,683	12,623	5,887	6,578	12,465	5,940	6,672	12,612
町 村 計	78,193	87,022	165,215	77,587	86,388	163,975	78,771	87,461	166,232
市町村計	303,906	341,319	645,225	302,170	339,039	641,209	307,194	343,498	650,692

区 分 市町村名	平 成 29 年			平 成 30 年			令 和 元 年		
	9月3日現在			9月2日現在			9月1日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	100,791	114,397	215,188	100,541	114,097	214,638	100,042	113,488	213,530
鳴 門 市	23,869	26,715	50,584	23,626	26,459	50,085	23,339	26,103	49,442
小 松 島 市	16,063	17,316	33,379	15,896	17,040	32,936	15,736	16,925	32,661
阿 南 市	30,088	32,657	62,745	29,913	32,392	62,305	29,672	32,071	61,743
吉 野 川 市	17,047	19,120	36,167	16,872	18,870	35,742	16,680	18,645	35,325
阿 波 市	15,657	17,283	32,940	15,485	17,032	32,517	15,302	16,787	32,089
美 馬 市	12,223	13,690	25,913	12,047	13,493	25,540	11,841	13,260	25,101
三 好 市	11,157	12,940	24,097	10,923	12,600	23,523	10,645	12,271	22,916
市 計	226,895	254,118	481,013	225,303	251,983	477,286	223,257	249,550	472,807
勝 浦 町	2,262	2,502	4,764	2,230	2,452	4,682	2,180	2,392	4,572
上 勝 町	696	755	1,451	681	744	1,425	666	728	1,394
佐那河内村	1,040	1,141	2,181	1,017	1,118	2,135	982	1,094	2,076
石 井 町	10,284	11,656	21,940	10,230	11,583	21,813	10,243	11,506	21,749
神 山 町	2,381	2,722	5,103	2,320	2,652	4,972	2,245	2,588	4,833
那 賀 町	3,662	4,183	7,845	3,564	4,087	7,651	3,517	3,983	7,500
牟 岐 町	1,823	2,062	3,885	1,761	2,016	3,777	1,725	1,979	3,704
美 波 町	2,882	3,390	6,272	2,815	3,292	6,107	2,771	3,206	5,977
海 陽 町	3,969	4,551	8,520	3,931	4,430	8,361	3,874	4,334	8,208
松 茂 町	6,289	6,325	12,614	6,261	6,288	12,549	6,245	6,251	12,496
北 島 町	9,020	9,768	18,788	9,032	9,815	18,847	9,032	9,835	18,867
藍 住 町	13,474	14,903	28,377	13,614	14,934	28,548	13,647	14,988	28,635
板 野 町	5,533	6,086	11,619	5,513	6,051	11,564	5,502	6,005	11,507
上 板 町	4,974	5,484	10,458	4,929	5,415	10,344	4,864	5,379	10,243
つ る ぎ 町	3,861	4,552	8,413	3,756	4,425	8,181	3,648	4,291	7,939
東みよし町	5,896	6,603	12,499	5,826	6,542	12,368	5,786	6,462	12,248
町 村 計	78,046	86,683	164,729	77,480	85,844	163,324	76,927	85,021	161,948
市町村計	304,941	340,801	645,742	302,783	337,827	640,610	300,184	334,571	634,755

区 分 市町村名	令 和 2 年			令 和 3 年			令 和 4 年		
	9月1日現在			9月1日現在			9月1日現在		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	99,831	113,168	212,999	99,646	112,741	212,387	99,155	112,250	211,405
鳴 門 市	23,111	25,772	48,883	22,867	25,476	48,343	22,662	25,124	47,786
小 松 島 市	15,543	16,715	32,258	15,396	16,561	31,957	15,260	16,324	31,584
阿 南 市	29,438	31,689	61,127	29,174	31,386	60,560	28,950	30,991	59,941
吉 野 川 市	16,459	18,424	34,883	16,256	18,201	34,457	15,978	17,944	33,922
阿 波 市	15,094	16,540	31,634	14,915	16,255	31,170	14,773	16,022	30,795
美 馬 市	11,664	13,046	24,710	11,483	12,793	24,276	11,310	12,579	23,889
三 好 市	10,378	11,903	22,281	10,156	11,543	21,699	9,926	11,230	21,156
市 計	221,518	247,257	468,775	219,893	244,956	464,849	218,014	242,464	460,478
勝 浦 町	2,149	2,357	4,506	2,104	2,321	4,425	2,048	2,282	4,330
上 勝 町	648	713	1,361	644	712	1,356	630	682	1,312
佐那河内村	977	1,074	2,051	940	1,043	1,983	940	1,031	1,971
石 井 町	10,221	11,457	21,678	10,104	11,356	21,460	10,017	11,264	21,281
神 山 町	2,193	2,513	4,706	2,167	2,446	4,613	2,120	2,360	4,480
那 賀 町	3,416	3,860	7,276	3,323	3,730	7,053	3,230	3,621	6,851
牟 岐 町	1,701	1,939	3,640	1,658	1,890	3,548	1,625	1,826	3,451
美 波 町	2,706	3,123	5,829	2,645	3,047	5,692	2,586	2,961	5,547
海 陽 町	3,783	4,226	8,009	3,717	4,134	7,851	3,683	4,045	7,728
松 茂 町	6,200	6,213	12,413	6,196	6,231	12,427	6,183	6,228	12,411
北 島 町	9,028	9,888	18,916	9,129	9,956	19,085	9,211	10,032	19,243
藍 住 町	13,712	15,051	28,763	13,851	15,153	29,004	13,863	15,202	29,065
板 野 町	5,459	5,964	11,423	5,413	5,941	11,354	5,364	5,871	11,235
上 板 町	4,812	5,320	10,132	4,774	5,272	10,046	4,721	5,182	9,903
つ る ぎ 町	3,555	4,152	7,707	3,469	4,035	7,504	3,367	3,910	7,277
東みよし町	5,751	6,336	12,087	5,700	6,248	11,948	5,622	6,147	11,769
町 村 計	76,311	84,186	160,497	75,834	83,515	159,349	75,210	82,644	157,854
市町村計	297,829	331,443	629,272	295,727	328,471	624,198	293,224	325,108	618,332

区 分 市町村名	令 和 5 年			令 和 6 年		
	9月1日現在			9月2日現在		
	男	女	計	男	女	計
徳 島 市	98,386	111,268	209,654	97,428	110,180	207,608
鳴 門 市	22,447	24,770	47,217	22,041	24,430	46,471
小 松 島 市	15,069	16,103	31,172	14,854	15,803	30,657
阿 南 市	28,583	30,607	59,190	28,285	30,217	58,502
吉 野 川 市	15,708	17,630	33,338	15,437	17,394	32,831
阿 波 市	14,579	15,777	30,356	14,357	15,522	29,879
美 馬 市	11,150	12,277	23,427	10,933	11,992	22,925
三 好 市	9,701	10,872	20,573	9,451	10,559	20,010
市 計	215,623	239,304	454,927	212,786	236,097	448,883
勝 浦 町	2,026	2,216	4,242	1,973	2,142	4,115
上 勝 町	604	676	1,280	573	659	1,232
佐那河内村	926	1,017	1,943	912	989	1,901
石 井 町	9,930	11,166	21,096	9,818	11,050	20,868
神 山 町	2,059	2,289	4,348	1,987	2,213	4,200
那 賀 町	3,136	3,520	6,656	3,045	3,406	6,451
牟 岐 町	1,565	1,775	3,340	1,507	1,696	3,203
美 波 町	2,538	2,864	5,402	2,441	2,762	5,203
海 陽 町	3,576	3,965	7,541	3,483	3,834	7,317
松 茂 町	6,154	6,193	12,347	6,051	6,140	12,191
北 島 町	9,243	10,015	19,258	9,324	10,028	19,352
藍 住 町	13,809	15,191	29,000	13,774	15,131	28,905
板 野 町	5,312	5,800	11,112	5,267	5,725	10,992
上 板 町	4,675	5,112	9,787	4,617	5,020	9,637
つ る ぎ 町	3,252	3,775	7,027	3,158	3,649	6,807
東みよし町	5,528	6,030	11,558	5,454	5,921	11,375
町 村 計	74,333	81,604	155,937	73,384	80,365	153,749
市町村計	289,956	320,908	610,864	286,170	316,462	602,632